

伊丹市中心市街地活性化基本計画

令和 4 年4月
(令和 4 年 3 月 24 日認定)

伊丹市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 伊丹市の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析	8
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	31
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組（前計画）の検証	69
[5] 伊丹市中心市街地活性化の課題	79
[6] 伊丹市中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	83
2. 中心市街地の位置及び区域	85
[1] 位置	85
[2] 区域	86
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	87
3. 中心市街地の活性化の目標	92
[1] 中心市街地活性化の目標	92
[2] 計画期間の考え方	95
[3] 目標指標の設定の考え方	95
[4] フォローアップの時期及び方法	110
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	112
[1] 市街地の整備改善の必要性	112
[2] 具体的事業の内容	113
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	117
[1] 都市福利施設の整備の必要性	117
[2] 具体的事業の内容	118
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	124
[1] 街なか居住の推進の必要性	124
[2] 具体的事業の内容	125

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、 中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置 に関する事項	128
[1] 経済活力の向上の必要性	128
[2] 具体的事業の内容	129
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	152
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	152
[2] 具体的事業の内容	153
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	156
[1] 伊丹市の推進体制の整備等	156
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	158
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	164
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	166
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	166
[2] 都市計画手法の活用	169
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	170
[4] 都市機能の集積のための事業等	173
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	175
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	175
[2] 都市計画等との調和	177
[3] その他の事項	179
12. 認定基準に適合していることの説明	181

基本計画の名称：伊丹市中心市街地活性化基本計画
作成主体：兵庫県伊丹市
計画期間：令和4年4月～令和9年3月(5年)

1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針

[1] 伊丹市の概況

①位置及び地形、交通等

本市は、兵庫県南東部に位置し、神戸市から約20km、大阪市から約10kmの圏域にあり、面積25.09km²、人口約20万人を有しております、周囲を兵庫県尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府豊中市、池田市の6市と接している。

地形は、北から南にかけてやや傾斜しているが、市全域において起伏の少ない平坦な土地となっており、また、遠くに六甲や長尾山系の山並みを望み、市域の東部を猪名川、西部を武庫川が流れる豊かな自然環境にも恵まれた地域である。

交通としては、JR福知山線（宝塚線）及び阪急伊丹線を利用することにより、大阪、神戸方面へのアクセス性は高く、また、大阪国際空港（伊丹空港）のあるまちとして全国的に知られており、中心市街地から空港への直通バスが運行するなど、県外へのアクセス性も高い。

伊丹市の北部には、市を東西に走る中国自動車道と東部には阪神高速道路池田線が南北に走っている。また、伊丹市に隣接して、北西には中国自動車道宝塚IC、東部には阪神高速道路池田線の大阪空港、豊中北の出入口があり、関西や全国への移動手段として高速道路の利用が便利である。

また、JR福知山線（宝塚線）が市の東部を、阪急伊丹線がほぼ平行に市の中央部を通過していることから、鉄道空白地を補う形で、市全域を網羅する市営バス及び阪急バス、阪神バスが走っており、バスの利用により、宝塚方面、川西方面、豊中方面、尼崎方面、西宮方面などの隣接市へのアクセス性も高くなっている。



②歴史的沿革

本市は、発掘される遺跡や出土品から、新石器時代に開けていたといわれており、奈良時代には伊丹廃寺が建立されるなど、摂津地方の仏教文化の一中心地として栄え、中世には伊丹城が摂津の国の有力大名伊丹氏の拠点となった。その後、織田信長配下の荒木村重が代わって有岡城主となつたが、村重没落後、城は間もなく廃城となった。

江戸時代には、伊丹郷町として酒造業が栄え、周辺農村では酒造業に関連した産業や綿づくりが盛んに行われるとともに、郷町には、全国から酒をたしなむ文人墨客が訪れ、俳諧文化の中心地としても栄えた。

明治時代に入ってからは、廢藩置県により現在の伊丹市域の町村は兵庫県に編入され、明治 22 年の町村制施行に伴い、伊丹町、稻野村、神津村、長尾村の 4 町村にまとめられた。昭和 15 年には、伊丹町と稻野村が合併し市制を施行し、全国で 174 番目の市として伊丹市が誕生した。その後、昭和 22 年に神津村、昭和 30 年に長尾村の一部を編入することにより現在の市域となった。

また、明治 24 年には、現在の JR 福知山線となる川辺馬車鉄道の尼崎～伊丹間が開通し、大正 9 年には阪急電鉄伊丹線が開通したことにより、宅地化が進み、大阪大都市圏の住宅都市として発展してきた。さらに、現在の県道尼崎池田線（産業道路）の開通に伴い住宅地のみならず、沿道には大規模工場の立地も見られるようになった。

昭和 14 年には、猪名川左岸の低地、小阪田、中村地区に大阪第 2 飛行場が誕生し、昭和 33 年には大阪空港として開港し、翌 34 年には大阪国際空港に昇格、昭和 39 年にはジェット旅客機の就航が始まった。そして、平成 6 年の関西国際空港の開港に伴い、国際線廃止と国内線主要路線の縮小が行われ、大阪国際空港は国内線の基幹空港として位置づけられた。

平成 7 年 1 月 17 日には、阪神・淡路大震災により、本市において多くの人的被害とともに市民生活や市の産業活動に大きな打撃を受けたが、その後、平成 10 年には阪急伊丹駅の復興・オープンや新しい文化会館（いたみホール）の整備など復興活動が進み、震災前の伊丹市の活気を取り戻しつつある状況である。

平成 18 年 3 月 31 日には、内閣府より構造改革特別区域として「『読む・書く・話す・聞く』ことば文化都市伊丹特区」の認定を受け、小学校では「ことば科」を新設し、正しい日本語とその大切さを自然に学べる授業科目を設け、中学校では「グローバルコミュニケーション科」を設置し、国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティを育むこと、美しい日本語を使え、英語によるコミュニケーションができる子どもの育成を目指してきました。

また「ことば文化」をテーマとして、「伊丹市子ども読書推進計画」の推進、伊丹市立図書館「ことば蔵」、柿衛文庫をはじめとした各施設において読書教育推進事業などの豊かなことば文化を発信する事業の展開を図っており、まちの活性化や「ことば文化都市」としての都市ブランドづくりに取り組んでいるところである。

また、令和 2 年 6 月 19 日には伊丹市（幹事市）、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の



【江戸時代の伊丹の酒造り】

5 市が申請を行った『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が日本遺産に認定された。

平成 25 年 10 月 1 日に施行された「清酒の普及促進に関する条例」とあわせて、「清酒発祥の地」としての都市ブランドの確立と集客力の強化に取り組んでいる。

③中心市街地の成り立ちと変遷

本市の中心市街地は、摂津の国の中に位置し、その大部分は江戸時代以降かつての有岡城の城下町跡に在郷町として栄えた「伊丹郷町」と称される。

領主・近衛家の産業奨励策もあって酒造業が発展し、江戸へ下った伊丹の酒は「丹醸」と賞賛され上質酒の代名詞となり、將軍の御前酒になるほどの大評判であり、江戸時代の伊丹は『酒造りのまち』として栄えた。

酒造りを中心に、それにまつわる桶職人・樽職人・臼屋（精米）・薦（こも）造り・竹屋などの職人も集まり、人々の生活、まちの経済の中心は江戸積み酒造業として栄え、文政時代には 57軒もの酒造家が軒を並べ、200 以上もの銘柄があるほど酒造業が盛んとなつた。

資産を築いた酒屋の旦那衆たちにより、茶道や文芸がたしなまれ、頬山陽や井原西鶴をはじめとした日本中の文人墨客が行き交う文化の香り高いまちとなった。

時を同じくして、京の高名な俳諧師と知れられる池田宗旦が、伊丹の銘酒に魅せられ京から伊丹に移り住み、町の人々とともに俳諧塾「也雲軒（やうんけん）」を開き、酒造業で資産を築いた酒造家たちを中心に俳諧や書画といった文芸が流行した。この也雲軒には、西山宗因や井原西鶴ら諸国の俳人、文人が集うとともに、のちに「東の芭蕉、西の鬼貫」と称される俳人上島鬼貫を輩出したことでも知られている。そして「嵯峨の竹の子のように、太くたくましい伊丹風俳諧」が起こり、伊丹は『俳諧文化の中心地』としても知られるところとなった。



【上島鬼貫】

今なお中心市街地に残る酒蔵のたたずまいや荒木村重の有岡城、俳諧資料を展示している柿衛文庫などが往年の繁栄を物語っている。



【地域のシンボル的景観】

白雪ブルワリービレッジ長寿蔵】

中心市街地内には、ビアレストランを併設した博物館として今なお活用されている白雪ブルワリービレッジ長寿蔵、国指定重要文化財である兵庫県内に現存する最古の町家と現存する日本最古の酒蔵が存立した旧岡田家住宅酒蔵が当時の面影を残し、地域のシンボル的景観として多くの人々に親しまれている。

また、当時の俳諧を中心とした俳諧資料全般を収集した「柿衛文庫」は、日本三大俳諧コレクションとして知られている。上島鬼貫のほか、松尾芭蕉、与謝蕪村、小林一茶や正岡子規といった俳人の作品を中心とした書物や軸物、短冊などが収められており、俳諧の拠点であるとともに、「ことば文化都市伊丹特区」の拠点としても機能してきた施設である。

このほか、侍屋敷、町家を堀と土塁で囲んだ惣構え（そうがまえ）の城として知られる有岡城跡（国指定史跡）、江戸時代末期に建てられた当初の店構えを今なお残す商家旧石橋家住宅（県指定文化財）、樹齢 500 年の法厳寺のクスノキ（県指定天然記念物）や猪名野神社を始めとした由緒・歴史ある 10 の寺社仏閣などが中心市街地内に点在している。



【国指定重要文化財 旧岡田家住宅】

●郷町のたたずまいを今に伝える景観資源

本市は、平成 17 年 9 月 5 日に兵庫県下の一般市町で初の景観行政団体となり、景観法に基づく「伊丹市景観計画」を策定（全国で 10 番目）し、積極的に景観行政をおこなっている。

中心市街地内では、「伊丹郷町地区」及び「北少路村都市景観形成道路地区」が指定されており、郷町の成り立ちと文化を伝える酒蔵や町家の景観を範とした風格とにぎわいあるまちなみを積極的に形成している。

また、平成 19 年 11 月 1 日、市は、中心市街地内にある「白雪ブルワリービレッジ長寿蔵」を県下初となる景観重要建造物として指定したところである。



【計画的に整備された道路と町家】

さらに、新たに整備された景観資源として、江戸時代の町家をイメージさせる飲食店街である「郷町長屋」や、酒造業で栄えた江戸時代の遺構となる「郷町大溝」などがあり、郷町らしい景観を創出しており、平成 20 年度には、伊丹酒蔵通り地区が国土交通大臣表彰の「美しいまちなみ優秀賞」を受賞した。

●市民の利便性向上に寄与する社会資本及び産業資本

中心市街地には、商工会議所、産業振興センター、市民サービスコーナーや消費生活センターなど生活の窓口「くらしのプラザ」、男女共同参画センター「ここいろ」、同センター内の地域子育て支援拠点「いたみむくむくルーム」、コミュニティ放送局「エフエムいたみ」が入った「商工プラザ」、市民が集えるホテルとして第 3 セクター方式により整備された「伊丹シティホテル」、その他、阪神運転免許更新センター、保育所や高齢者福祉施設、コミュニティセンター、郵便局、銀行、各種医療施設、事業所などが多数あり、都市機能が集積している。

また、本市では、市民の主体的な芸術・文化活動を支援しており、演劇、音楽、文化等個性的な 3 つのホールや、「ことば文化都市いたみ」の拠点となる日本三大俳諧コレクションの「柿衛文庫」があり、平成 24 年 7 月には図書館（ことば蔵）が宮ノ前に開館した。

特に、美術館や柿衛文庫、工芸（クラフト）センター、伊丹郷町館などが立地する「みやのまえ文化の郷」に市立博物館の機能を集約し再整備を行い、令和 4 年 4 月に「市立伊丹ミュージアム」としてリニューアルオープンするなど、個性豊かな芸術・文化施設が中心市街地内に立地している。

【中心市街地の歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況】

歴史的・文化的資源	有岡城跡	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡(昭和 54 年 12 月 28 日指定) 日本最古ともと言われる天守閣のあった惣構えの城 戦国時代末期の武将・荒木村重の居城 宣教師ルイス・フロイスが「壮大にして見事なる城」と絶賛
	伊丹郷町	<ul style="list-style-type: none"> 有岡城の掘削で囲まれた台地の上を中心に形成された 15 ヶ村の集まりの総称 盛時には 80 軒近い酒造家が軒を並べていた 酒造業が発達し、酒造家のものには、全国から文人墨客が訪れた 酒造家の旦那衆も俳諧をたしなむなど、文化的香り高い町として発展した
	猪名野神社をはじめとする10の寺社 仏閣	<ul style="list-style-type: none"> 伊丹郷の氏神 有岡城惣構えの北端「岸の砦」が置かれていた場所で、境内西側には土壘と堀跡が残っている 境内にあるムクロジは樹高 13.5m の巨木 本殿西側に上島鬼貫の句碑がある この猪名野神社の他に、中心市街地には、金剛院、法巖寺、正善寺、大蓮寺、光明寺、法専寺、本泉寺、荒村寺、墨染寺と全部で 10 の神社・仏閣が存在する
景観資源	旧岡田家住宅・酒蔵	<ul style="list-style-type: none"> 酒蔵は、年代が判明し現存するものでは日本最古で、江戸時代に隆盛を極めた伊丹の酒造業の歴史を今に伝える重要な文化財 1674 年に建てられた兵庫県内最古の町家で、年代が確実な 17 世紀の町家としては全国的にも貴重 平成 4 年 1 月 21 日、国の重要文化財に指定
	旧石橋家住宅	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代後期に建てられた商家で、平成 13 年 3 月、県の文化財に指定 厨子二階の軒裏と虫籠(むしこ)窓など、建設当初の店構えを残している 全国の工芸作家作品の展示販売も行っている
	白雪ブルワリー ビレッジ長寿蔵	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の酒蔵をそのまま利用して造られた地ビールと日本酒のレストラン 市の都市景観形成建築物に指定 二階には伝統的な酒造り道具を展示したミュージアムがある
	郷町長屋	<ul style="list-style-type: none"> 市の商業振興特定誘致地区補助制度を活用し、江戸時代の町家風に造られた 7 軒の飲食店、食品販売店 歩行者優先道路沿いに北に 4 軒、向かいの南側に 3 軒がオープンし、にぎわいを見せている
	郷町大溝	<ul style="list-style-type: none"> 酒造業で栄えた江戸時代の遺構、平成 15 年度の発掘調査により発見された大溝の石組みを移設して使用 当時建ち並んでいた酒蔵から酒米を洗った際に出る水の排水路として利用されていた 長さ約 26.5m、深さ 0.8m で夜間はライトアップも行っている
社会資本や産業資源	産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年 4 月に旧郵政省(現総務省)の「マルチメディア街中にぎわい創出事業」の補助を受けて整備された施設 展示・研修・交流等の機能を備えた産業振興と地域情報化の拠点施設であり、中心市街地活性化の一翼を担っている センターのある「伊丹商工プラザ」には、商工会議所、消費生活センター、コミュニティ放送局であるエフエムいたみなどが入っている
	市営バス	<ul style="list-style-type: none"> 保有車両数 93 両、停留所数 342 箇所、年間約 13,300 千人(R2)という市民の足 70 歳以上の高齢者、障がい者手帳所持者は無料 中心市街地の JR 伊丹駅と阪急伊丹駅の間は 1 日に往復 1,000 本以上が運行している
	伊丹シティホテル	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 62 年に開業した第三セクター方式のホテル 客室は 114 室あり、宴会、会議などの利用も多い 貴重な都市インフラの役割を担った施設である
芸術・文化施設	東!りいたみホール (文化会館)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の総合文化の拠点施設 客席数約 1,200 の大ホール、音楽・演劇などの練習に適した多目的ホールがある 一般共用部だけでなく、舞台、楽屋スペースにおいてもバリアフリー対応
	アイホール (演劇ホール)	<ul style="list-style-type: none"> 関西小演劇の拠点
	伊丹アイフォニックホール (音楽ホール)	<ul style="list-style-type: none"> 500 人収容のメインホール、小ホール、練習場など、市民の音楽鑑賞や発表、練習の場として利用されている 開館 20 年目にあたる 2011 年春から、世界のさまざまな音楽や踊りを楽しめる「aiphonic 地球音楽プログラム」をスタート 上から見ると伊丹市民の花、ツツジを形取った建物となっている
	ことば蔵 (図書館)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 7 月に開館 誰もが気軽に訪れることができる「公園のような図書館」が基本コンセプト 「交流フロア運営会議」では、市民の「こんなことをやってみたい」というアイデアから様々なイベントが誕生
	みやのまえ 文化の郷	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人柿衛文庫、美術館、工芸センター、伊丹郷町館(旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅、新町家(管理棟))が集積する文化ゾーンの愛称
	柿衛文庫	<ul style="list-style-type: none"> 東京大学図書館の「洒竹・竹冷(しゃちく・ちくれい)文庫」、天理大学付属天理図書館の「綿屋文庫」と並ぶ日本三大俳諧コレクションの一つ 収蔵品は、松尾芭蕉の「ふる池や…」の真筆短冊など 9,500 点に及ぶ
	美術館	<ul style="list-style-type: none"> 近現代美術、特に 19 世紀フランスの美術を代表するオノレ・ドーミエの諷刺版画や同時代の諷刺画家たちの作品を多く所蔵 白壁の酒蔵風の外観で、美しい日本庭園がある
	工芸センター	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にも珍しい公立の工芸(クラフト)の振興施設 毎年 1 回、公募による「伊丹国際クラフト展」を開催 プロのジュエリー作家育成を目指す、伊丹ジュエリーカレッジを開設
	市立伊丹ミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> 伊丹市立博物館の機能集約に伴う「みやのまえ文化の郷」の大規模改修工事により、歴史・芸術・文化に係る総合的な発信拠点施設「総合ミュージアム」として整備



番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	美術館・柿衞文庫	16	伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区・北少路村都市景観形成道路地区	22	伊丹中央コミュニティセンター
	工芸センター・伊丹郷町館			23	やわらぎ保育園
2	新町家	伊丹商工プラザ	伊丹商工会議所 産業振興センター くらしのプラザ (消費生活センター・市民サービスセンター) エフエムいたみ 男女共同参画センター 「ここいろ」・地域子育て支援拠点施設「いたみむくむくルーム」(同センター内)	24	イタミ・サン保育園
	旧岡田家住宅・酒造			25	阪神運転免許更新センター
	旧石橋家住宅			26	伊丹アイフォニックホール(音楽ホール)
3	市立伊丹ミュージアム	17		27	東リ いたみホール(文化会館)
4	白雪ブルワリービレッジ長寿蔵			28	図書館(ことば蔵)
5	有岡城跡			29	アイホール(演劇ホール)
6	猪名野神社	18	有岡乳児保育所	30	JR 伊丹駅 情報物産協会・ギャラリー
7	金剛院	19	オアシス千歳	31	みやのまち3号館
8	光明寺		デイサービスセンター 介護支援センター	32	みやのまち4号館
9	法巖寺	20	伊丹シティホテル	33	アリオ1
10	正善寺	21	伊丹郵便局	34	アリオ2
11	大蓮寺			35	共同利用施設西台センター
12	法専寺			36	共同利用施設あじさいセンター
13	墨染寺				
14	本泉寺				
15	荒村寺				

【各種施設分布図】

(資料:伊丹市調べ)

④前計画による取り組みの概況

平成 28 年 4 月から令和 4 年 3 月までを計画期間とした前計画による取り組みについて概況する。

●ソフト事業を通じての活性化の展開と担い手の増加

前計画を通じて、掲載事業については、概ね順調に進捗・完了し、中心市街地の活性化が図られてきた。特に「いたみ花火大会」をはじめとした四季折々の開催されるまちなか大規模イベントや、中心市街地活性化協議会が主催の「伊丹まちなかバル」「イタミ朝マルシェ」、さらには商業者組織や地域の市民団体等まちづくりの担い手「まち衆」が中心となり、公共の広場等を活用して開催される「伊丹郷町屋台村」「アリフリ」など、数多くのぎわい創出事業が実施された。

加えて、子育て世帯向けに設定したワードでのリストティング広告や SNS 広告等により、「住みたいまち」の魅力発信を行ったシティプロモーション事業、三世代同居・近居促進事業、2 カ所の保育園開設事業、5 棟の民間分譲マンション建設事業が実施され、中心市街地の居住環境の向上が進められた。

●景観づくりなどについての市民主導の取り組み

伊丹酒蔵通り及び伊丹郷町地区については、重点的に景観形成を図る区域に指定しており、特に伊丹酒蔵通り地区は、全国規模の平成 20 年度都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞している。

そうしたなか、通りにおける景観演出のひとつの取り組みとして、行灯を設置しての夜間景観の演出を地元の協議会が行っている。また、周辺商業組織やイベント実行委員会により、沿道の景観と調和したデザインのバナーを掲出する取り組みなども行われている。

●新施設の開館による中心市街地の魅力の強化

令和 2 年度から、これまで歴史・芸術・文化施設として中心市街地に立地してきたみやのまえ文化の郷に市立博物館機能を集約する「みやのまえ文化の郷再整備事業」が行われ、令和 4 年 4 月には「市立伊丹ミュージアム」として開館する。

平成 27 年 7 月に開館した「伊丹市立図書館（ことば蔵）」とともに、中心市街地 4 極の北部拠点の中核施設としての役割が期待される。

●新型コロナウィルス感染症の危機を踏まえた中心市街地の活性化の推進

令和 2 年 1 月頃から新型コロナウィルス感染症が拡大し、文化施設をはじめとした中心市街地内の公共施設の休館や市民の外出自粛、店舗の営業自粛が行われた結果、予定されたイベントや公演の中止など多くの事業に影響を及ぼした。

未だ先行きが不透明な中ではあるが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた活性化策や、まちの新たな顔である「市立伊丹ミュージアム」の誕生という機会を活かし、より一層官民が連携して中心市街地の活性化に取り組むことが必要である。

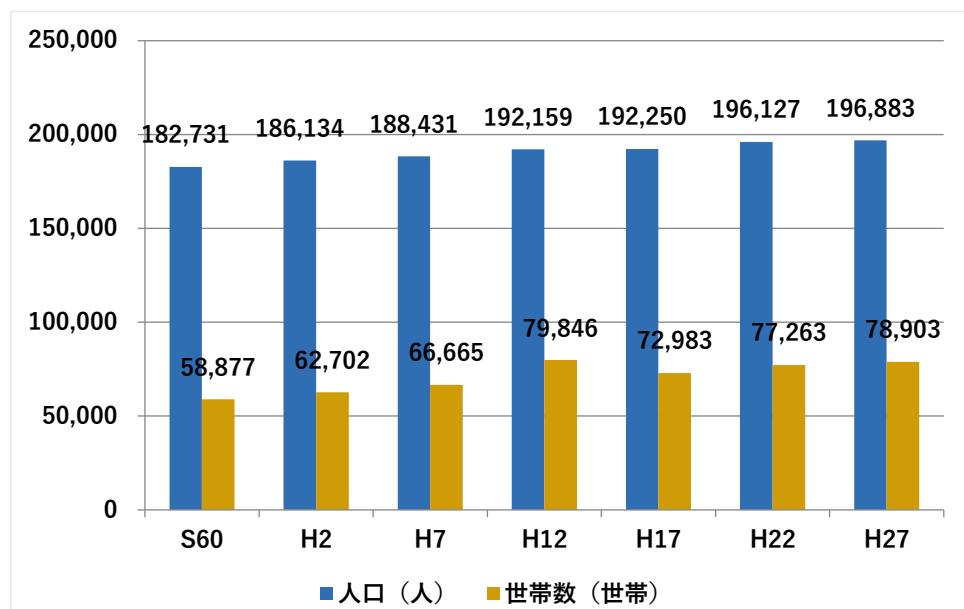
[2] 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析

①人口動向

ア. 人口

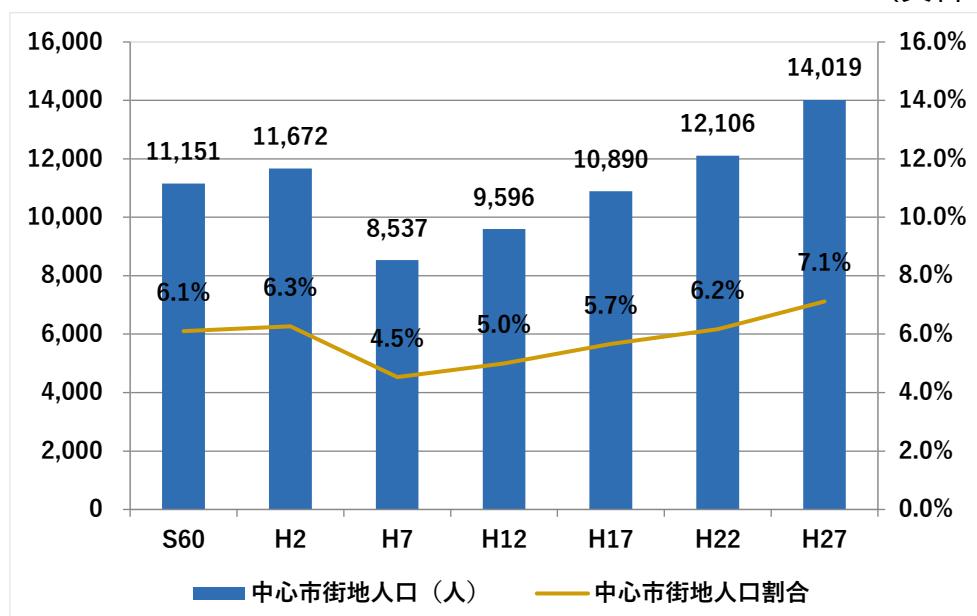
伊丹市の人口は、一貫して増加傾向にある。中心市街地内の人団は、震災のあった平成7年には減少したものの、その後は増加傾向にあり、市全体に比べ増加比率も高くなっている。平成27年の国勢調査では、約14,000人と市全体に占める人口割合も7%を超え、人口及び割合ともに、昭和60年以降で最も多くなっている。

中心市街地内におけるマンション開発等が、人口増加に寄与していると考えられる。



【伊丹市全体の人口・世帯の推移】

(資料:国勢調査)



【中心市街地の人口及び全市における人口割合の推移】

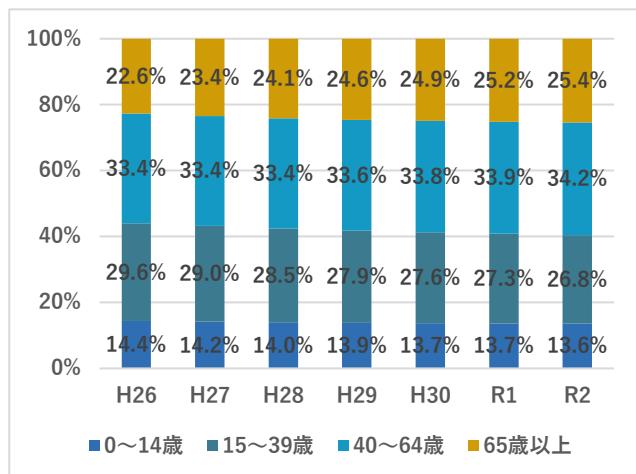
(資料:国勢調査)

イ. 年齢構成

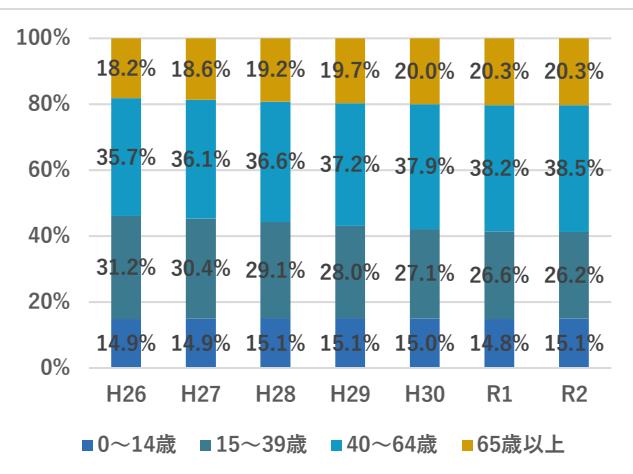
年齢区分の人口割合をみると、65歳以上の割合が市全体では25%を超えており、中心市街地エリアは20%台で推移しており、高齢化率は若干低くなっている。

近年は、14歳以下の人口割合も市全体の割合を上回っており、マンション供給によるファミリー層の流入によると考えられる。

＜伊丹市全体＞



＜中心市街地エリア＞



【4区分人口割合の推移】

(資料:住民基本台帳+外国人登録)

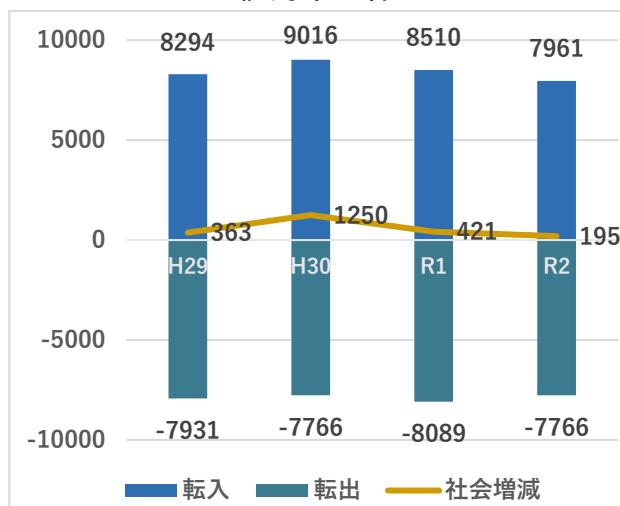
ウ. 社会増減

中心市街地では毎年600人前後の転入者数があり、社会増減数をみると平成30年を除いて、毎年100人以上増加している。

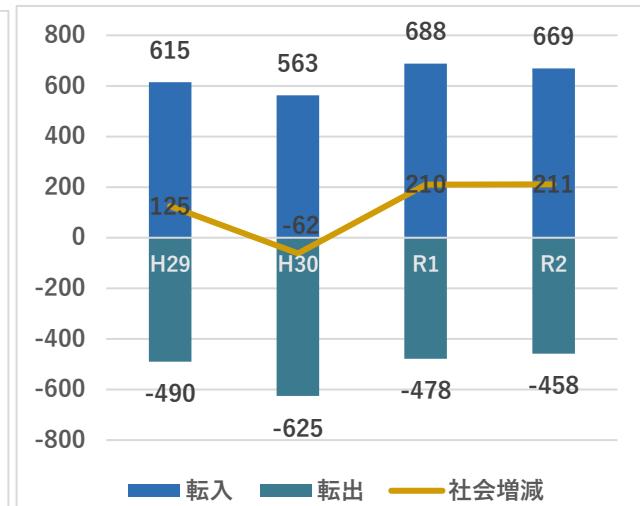
伊丹市全域と中心市街地エリアでの社会増減数を比較すると、令和2年では市の社会増減数が195人の増加に対し、中心市街地において211人の増加となっている等、市全体の社会増減数に中心市街地の動向が寄与していることがわかる。

○転入転出者数と社会増減数

＜伊丹市全体＞



＜中心市街地エリア＞



【転入転出者数、社会増減の推移】

(資料:伊丹市調べ)

【参考】伊丹市全域における年代別社会増減及び転入転出者数の状況

伊丹市全域における社会増減をみると、転入、転出共に20代30代の割合が多くを占めており、20代30代の移動が人口増減に影響を与えると読み取れる。

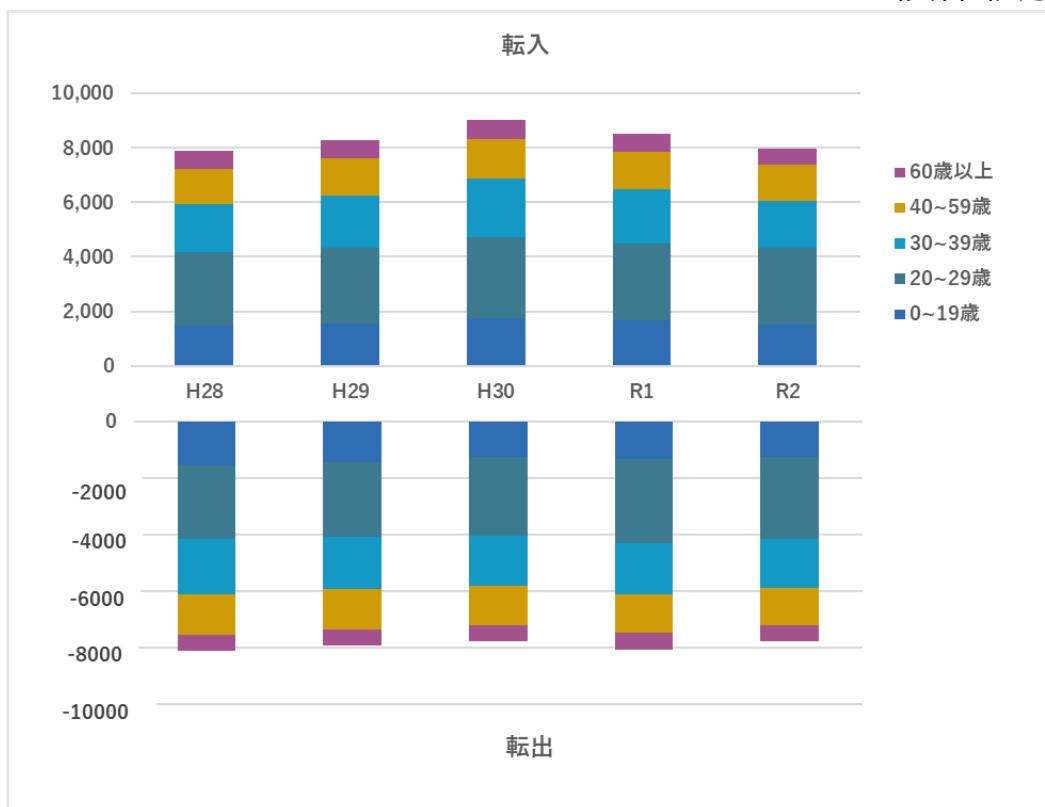
マンション開発動向と合わせてみると、開発戸数の多い平成30年に30代及び20代以下の転入数が増加しており、マンション開発に人口動向が大きく影響を受けていることがわかる。

○市全域の年代別社会増減



【伊丹市の年代別社会増減】

(資料:伊丹市調べ)



【伊丹市の年代別転入転出者数】

(資料:伊丹市調べ)

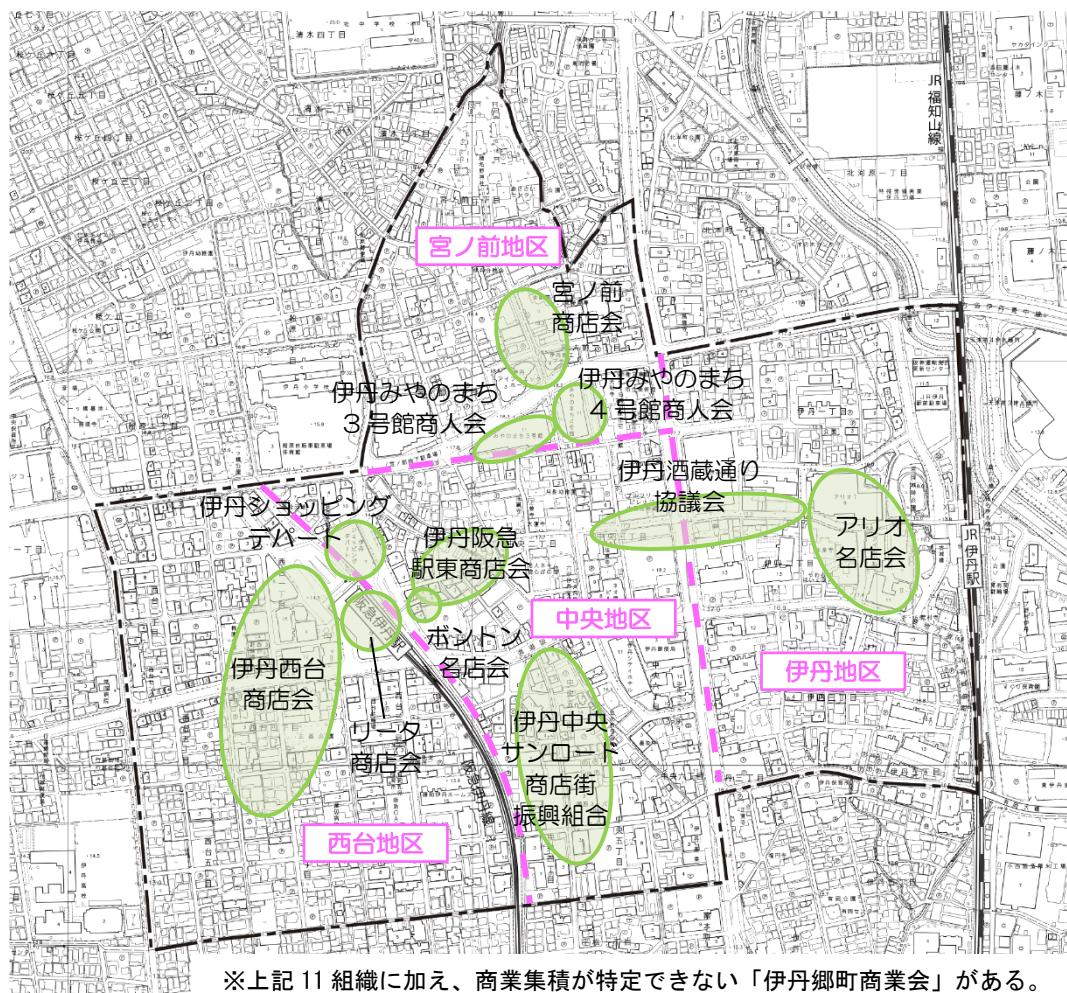
②商業

ア. 中心市街地の商業集積

商業施設としては、最寄品を中心とした古くからある商店街、JR 伊丹駅地区のアリオや宮ノ前地区のみやのまちといった市街地再開発事業によって集合住宅に併設された比較的新しい商業施設、駅周辺を中心とした古くからある飲食店や郷町長屋などの新しい飲食店、多種多様な商業施設が集積しており、利便性の高い商業空間を形成している。また、本市が清酒発祥の地であることから、酒造会社をはじめ、酒販店も点在している。

商業集積の状況をみると、阪急伊丹駅周辺地域、サンロード商店街地区、宮ノ前地区、JR 伊丹駅周辺地域と、中心市街地内で 4 極を形成しており、11 の商店会等※の組織により構成されている。(伊丹郷町商業会は中心市街地全体に渡り集積していない)

サンロード商店街は大規模スーパーをはじめ、食料品など最寄品中心、宮ノ前商店会は和楽器、スポーツ用品などの買回品、みやのまち 3・4 号館、また伊丹阪急駅東商店会は飲食店舗中心、ショッピングデパート、リータは衣料品などの買回品中心、アリオ名店会は食料品・サービス業中心の業種構成となっている。



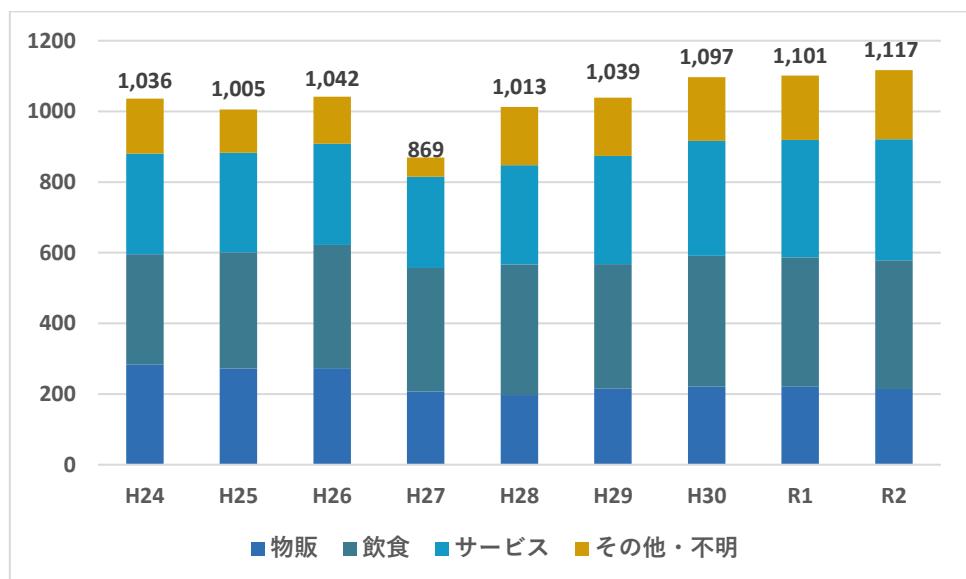
【商業集積分布図】

(資料:伊丹市調べ)

イ. 商業施設の業種構成

中心市街地全体の商業店舗数は平成 27 年以降増加傾向にあり、令和 2 年では平成 24 年以降最も多い 1,117 店舗となっている。

業種構成別にみると、令和 2 年では飲食業が 365 店舗と最も多く、次いでサービス業の 342 店舗となっている。飲食、サービス業が増加している一方で、物販店舗については、平成 24 年と比較して 70 店舗近く減少しており、平成 29 年にいったん増加に転じたものの、平成 30 年からは再び徐々に減少している。



【商業店舗の業種構成別店舗数】

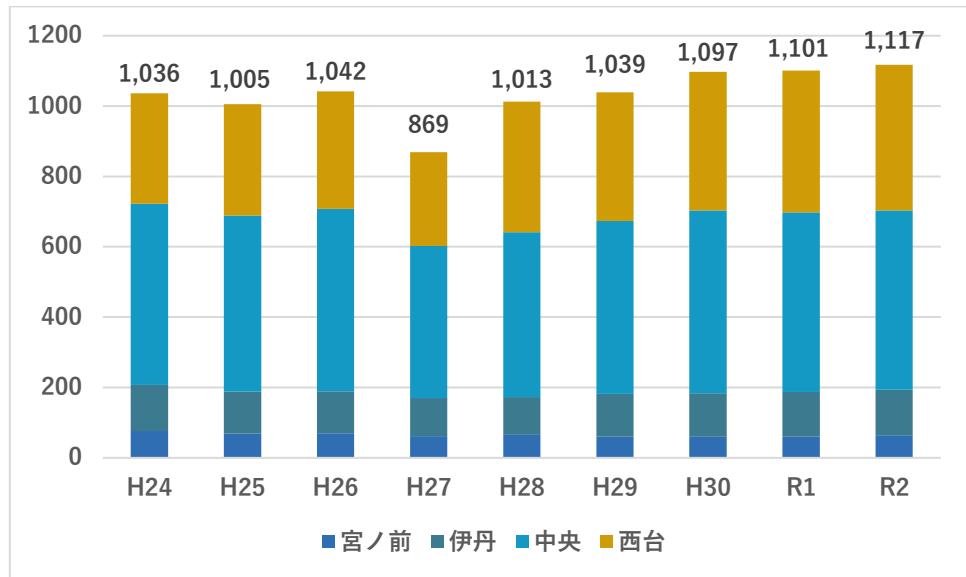
(資料:伊丹市調べ)

【商業店舗の業種構成別店舗数】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
物販	283	272	273	207	197	216	222	221	214
飲食	313	329	349	350	370	352	369	366	365
サービス	284	282	286	258	281	306	326	332	342
その他・不明	156	122	134	54	165	165	180	182	196
計	1,036	1,005	1,042	869	1,013	1,039	1,097	1,101	1,117

(資料:伊丹市調べ)

町丁目別に見ると、宮ノ前地区（宮ノ前 1～3 丁目）が 63 店舗、伊丹地区（伊丹 1～3 丁目）が 131 店舗、中央地区（中央 1～6 丁目）が 509 店舗、西台地区（西台 1～5 丁目）が 414 店舗となっている。平成 27 年にいったん減少したものの、中央地区、伊丹地区は令和 2 年には再び平成 24 年と同等の店舗数に戻っている。特に、西台地区ではここ 7 年で 100 店舗近く店舗数が増加している。



【商業店舗の地区別店舗数】

(資料:伊丹市調べ)

【商業店舗の地区別店舗数】

(単位:店)

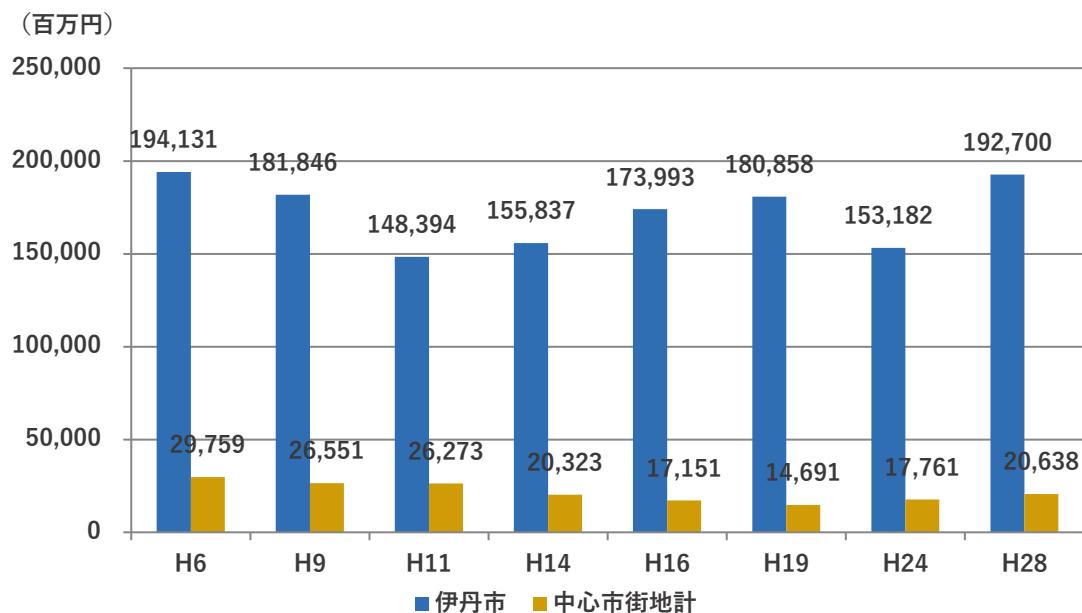
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
宮ノ前	76	69	70	62	65	61	60	61	63
伊丹	131	119	119	108	108	121	124	126	131
中央	515	501	519	432	468	491	519	511	509
西台	314	316	334	267	372	366	394	403	414
計	1,036	1,005	1,042	869	1,013	1,039	1,097	1,101	1,117

(資料:伊丹市調べ)

ウ. 小売販売額

小売販売額については、伊丹市全体で見ると、平成 11 年に大きく減少し、平成 19 年までは増加傾向にあったが、平成 24 年にふたたび大きく減少した。その後、複数の大規模商業施設のオープンなどもあり、平成 28 年にはふたたび増加している。

中心市街地内の販売額は、平成 6 年以降平成 19 年まで減少傾向が続いていたが、その後は平成 28 年にかけて増加傾向にある。



【小売販売額の推移】

(資料:H6～H19:商業統計、H24～H28:経済センサス活動調査)

【小売販売額の推移】

(単位:百万円)

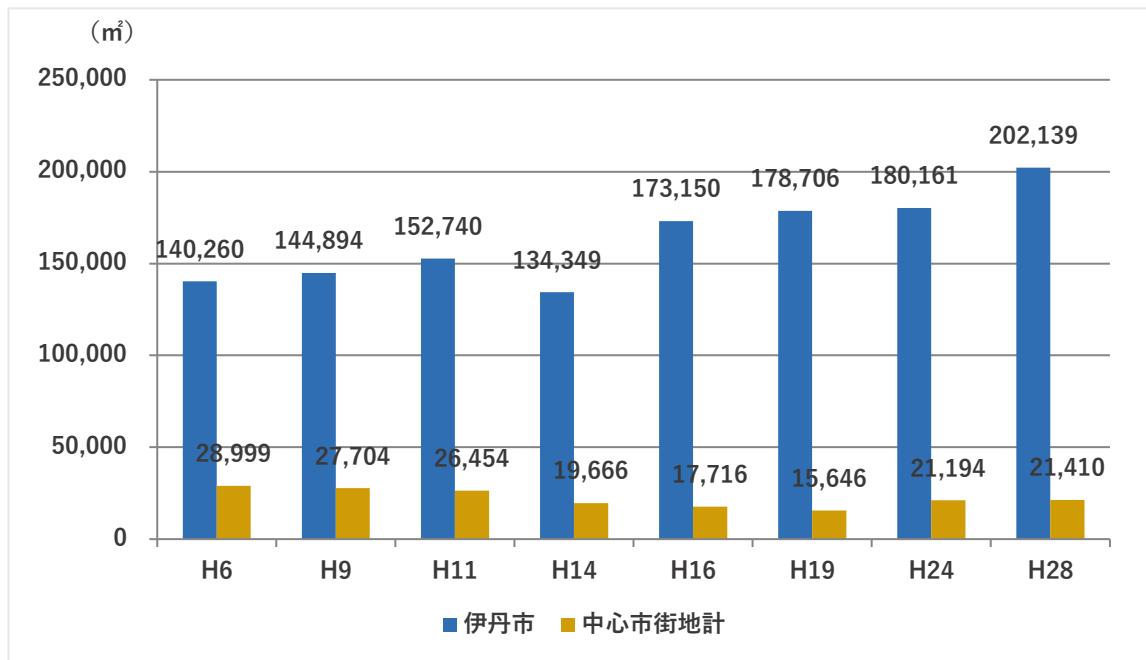
	H6	H9	H11	H14	H16	H19	H24	H28
伊丹市	194,131	181,846	148,394	155,837	173,993	180,858	153,182	192,700
中心市街地計	29,759	26,551	26,273	20,323	17,151	14,691	17,761	20,638
宮ノ前周辺	1,161	1,052	987	894	844	464	-	-
リータ (タミータウン)	3,645	1,755	2,748	4,138	3,680	4,262	-	-
ショッピングデパート	8,351	7,202	7,452	5,012	4,404	3,731	-	-
阪急駅東周辺	980	1,411	1,492	1,440	934	656	-	-
サンロード周辺	8,661	8,990	8,756	6,314	5,031	3,544	-	-
アリオ	-	2,746	2,481	2,525	2,258	2,034	-	-
セントラルプラザ	6,961	3,395	2,357	-	-	-	-	-

(資料:H6～H19:商業統計、H24～H28:経済センサス活動調査)

工. 売場面積の状況

売場面積は、伊丹市全体では平成6年以降、平成14年を除き概ね増加傾向にあり、中心市街地内では、平成19年までは減少が進んだものの、その後平成28年までやや増加に転じている。

平成24年と平成28年を比較すると大規模商業施設の増加もあり、伊丹市全体では約22,000m²の増加となっているが、中心市街地内では200m²程度の増加となっている。



【売り場面積の推移】

(資料:H6～H19:商業統計、H24～H28:経済センサス活動調査)

【売り場面積の推移】

(単位:m²)

	H6	H9	H11	H14	H16	H19	H24	H28
伊丹市	140,260	144,894	152,740	134,349	173,150	178,706	180,161	202,139
中心市街地計	28,999	27,704	26,454	19,666	17,716	15,646	21,194	21,410
宮ノ前周辺	1,412	971	849	946	946	700	-	-
リータ（タミータウン）	2,333	1,450	2,035	2,146	2,278	2,813	-	-
ショッピングデパート	8,975	8,671	9,039	7,567	6,246	6,458	-	-
阪急駅東周辺	681	1,146	1,618	1,261	1,085	541	-	-
サンロード周辺	7,055	9,864	8,422	5,790	5,131	3,273	-	-
アリオ	-	2,022	2,003	1,956	2,030	1,861	-	-
セントラルプラザ	8,543	3,580	2,488	-	-	-	-	-

(資料:H6～H19:商業統計、H24～H28:経済センサス活動調査)

(参考)伊丹市の商業中心性指標

伊丹市の商業中心性指標は、0.99である。神戸市や大阪市を除く大都市近郊の都市の中では、比較的高い数値を示している。これは、伊丹市内には2つの大型商業施設が立地しているものの、若干ではあるが市内の消費者が市外で買い物をしている割合が高いことを示している。

【伊丹市の商業中心性指標】

	小売業計 (H28 経済センサス)		住基人口 (H28.1.1)	人口1人当たり 年間商品販売額	
	事業所数	年間商品 販売額		(千円/人)	対県・府比
	(所)	(百万円)	(人)		
兵庫県	32,657	5,462,757	5,532,969	987	1.00
	神戸市	9,389	1,868,692	1,537,481	1,215
	尼崎市	2,389	358,025	452,185	0.80
	西宮市	2,059	441,892	487,946	0.92
	芦屋市	464	65,826	95,482	0.70
	伊丹市	867	192,700	197,016	978
	宝塚市	847	150,394	224,956	0.68
	川西市	655	133,905	156,242	0.87
	三田市	467	92,565	112,607	0.83
	猪名川町	112	31,896	30,860	1.05
大阪府	48,673	9,731,155	8,839,308	1,101	1.12
	大阪市	19,811	4,578,156	2,693,239	1,700
	豊中市	1,692	321,383	395,249	0.82
	池田市	517	79,204	103,166	0.78
	吹田市	1,378	284,462	375,949	0.77
	箕面市	660	148,764	133,583	1,114

(資料:住民基本台帳、H28 経済センサス活動調査)

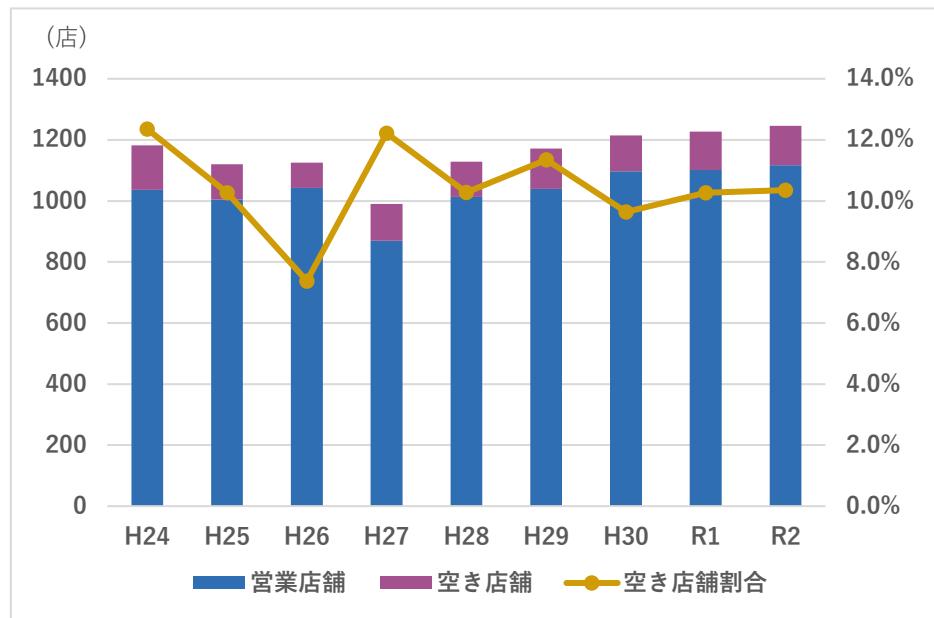
※商業中心性指標

(市内小売業年間販売額/市の人口) / (県内小売業年間販売額/県の人口) で算出され、ある市の小売業がその市の属する県の顧客をどれだけ吸収しているかを示している。この数値が1であれば市内の消費者が市内の小売店ですべてを購入していると考えることができ、1以上であれば市外の消費者が買い物に来ていることを示し、1以下の場合は、市内の消費者が市外で買い物をしているということを示す。

才. 空き店舗の状況

空き店舗数は平成 30 年に一旦 117 店舗まで減少したものの、令和元年からは再び増加傾向にあり、令和 2 年調査時点においては、129 件となっている。地区別にみると、宮ノ前地区 7 件、西台地区 40 件、中央地区 70 件、伊丹地区 12 件となっている。

特にサンロード商店街を中心とした中央地区での空き店舗が多く、これは、経営不振に加え、経営者の高齢化や後継者不足等により事業継続が困難となっている店舗が増えていること等が理由として考えられる。



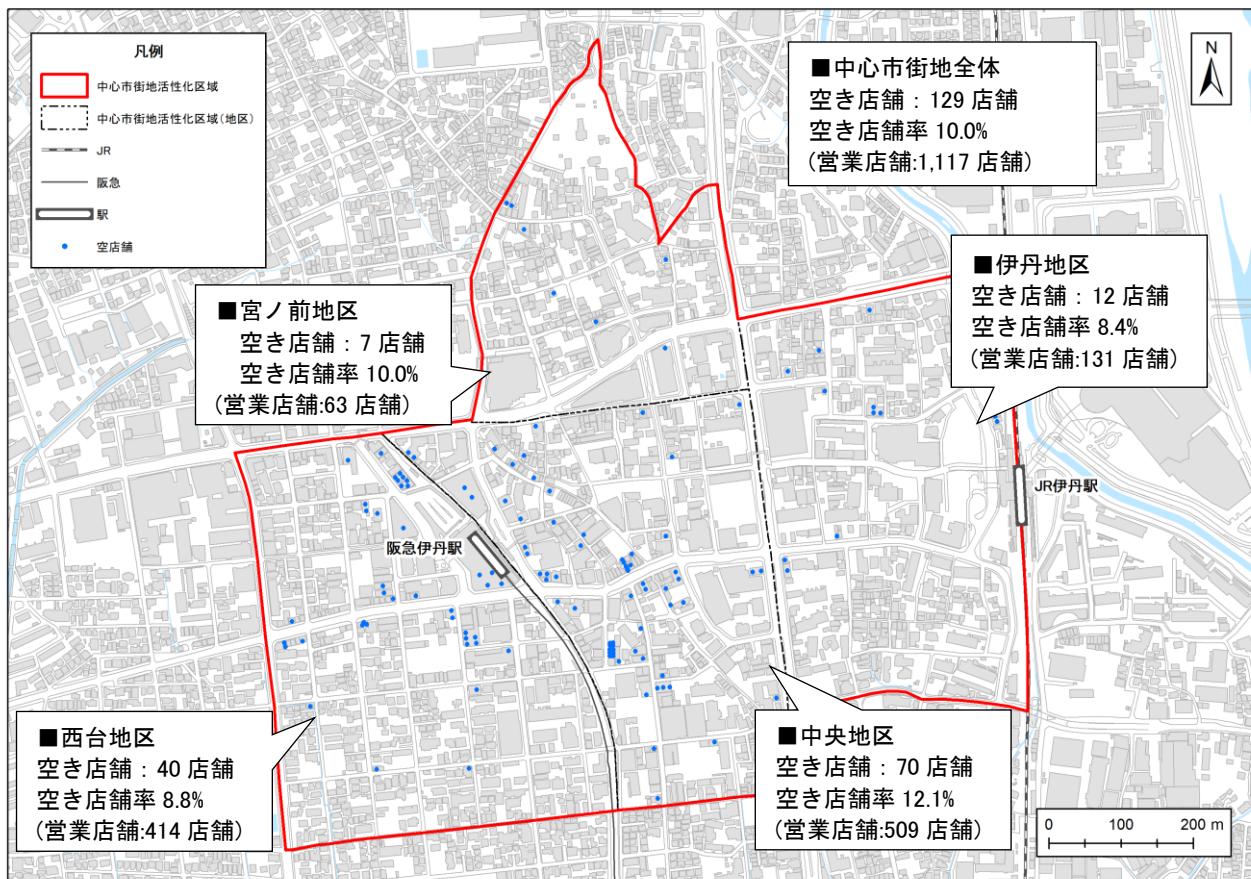
【空き店舗数の推移】

(資料:伊丹市調べ)

【空き店舗数の推移】

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		対前年比	
	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗	空き店舗	営業店舗
宮ノ前	2	76		69	1	70	6	62	7	65	11	61	10	60	7	61	7	63	0	2
伊丹	1	131	2	119	2	119	8	108	9	108	14	121	11	124	11	126	12	131	1	5
中央	92	515	76	501	61	519	85	432	69	468	71	491	58	519	62	511	70	509	8	-2
西台	51	314	37	316	19	334	22	267	31	372	37	366	38	394	46	403	40	414	-6	11
計	146	1,036	115	1,005	83	1,042	121	869	116	1,013	133	1,039	117	1,097	126	1,101	129	1,117	3	16
空き店舗割合	12.4%		10.3%		7.4%		12.2%		10.3%		11.3%		9.6%		10.3%		10.4%			

(資料:伊丹市調べ)



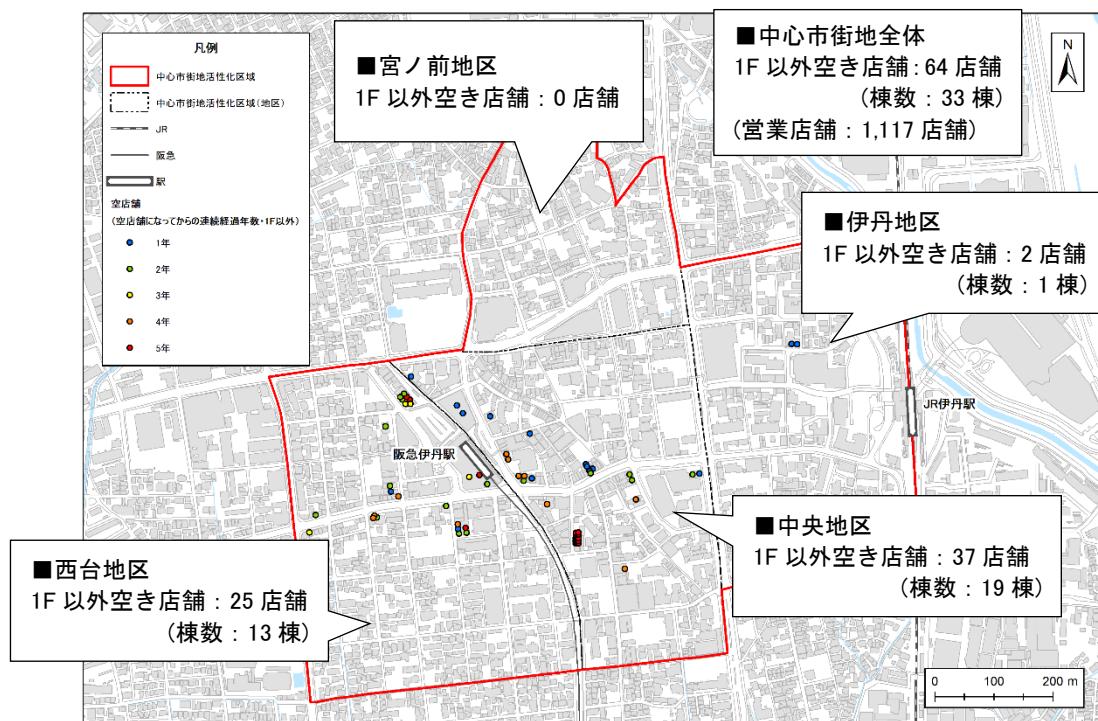
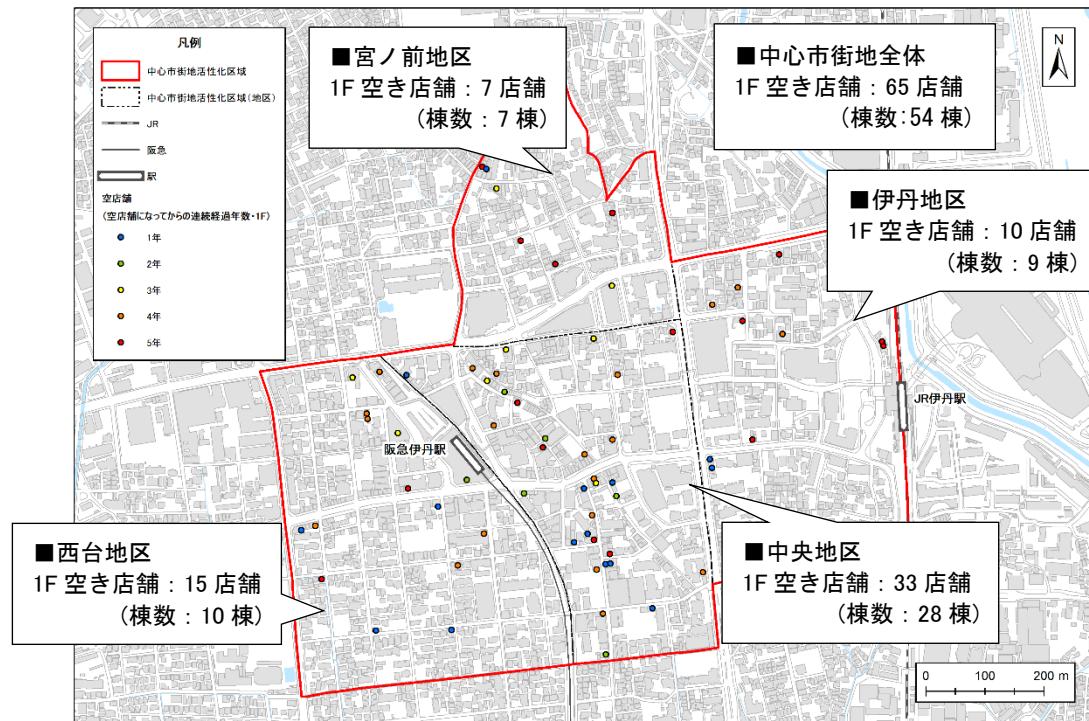
【空き店舗の立地状況】

(資料:令和 2 年伊丹市調べ)

力. 空き店舗の階数・経過年数

階数別に空き店舗の分布をみると、1階の空き店舗が全体の約半数を占め、全域に分布していることが分かる。

1階以外の空き店舗は商業ビルが多く立地する西台地区や中央地区に多く見うけられ、空き店舗になってからの経過年数が長く、まとまって立地しているものが多いことから、建築年数が古い商業ビル等にまとまって空き店舗が集積していると考えられる。



キ. 大規模小売店舗の立地状況

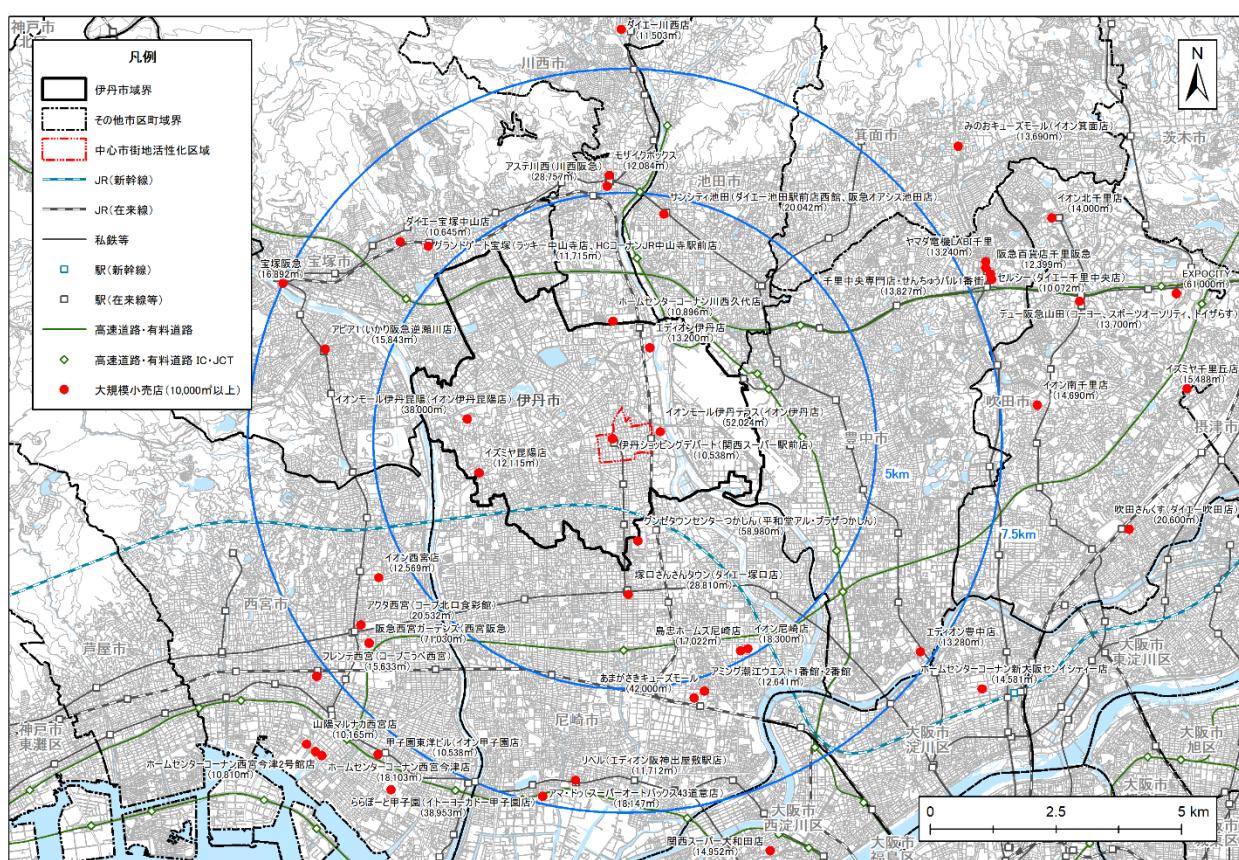
周辺都市には、10,000 m²以上の大規模小売店舗が数多く立地している。

阪急西宮北口駅では、平成 20 年に阪急西宮ガーデンズ（約 71,000 m²）が、JR 尼崎駅では平成 21 年にあまがさきキューズモール（約 42,000 m²）がそれぞれオープンしている。また、伊丹市内においては、平成 23 年にイオンモール伊丹昆陽（約 38,000 m²）がオープンしており、さらなる阪神地域有数の商業激戦区となっている。

鉄道駅周辺及び主要幹線道路沿道に集中して整備されており、鉄道利用者や自家用車の利用を意識した立地がなされていることがわかる。

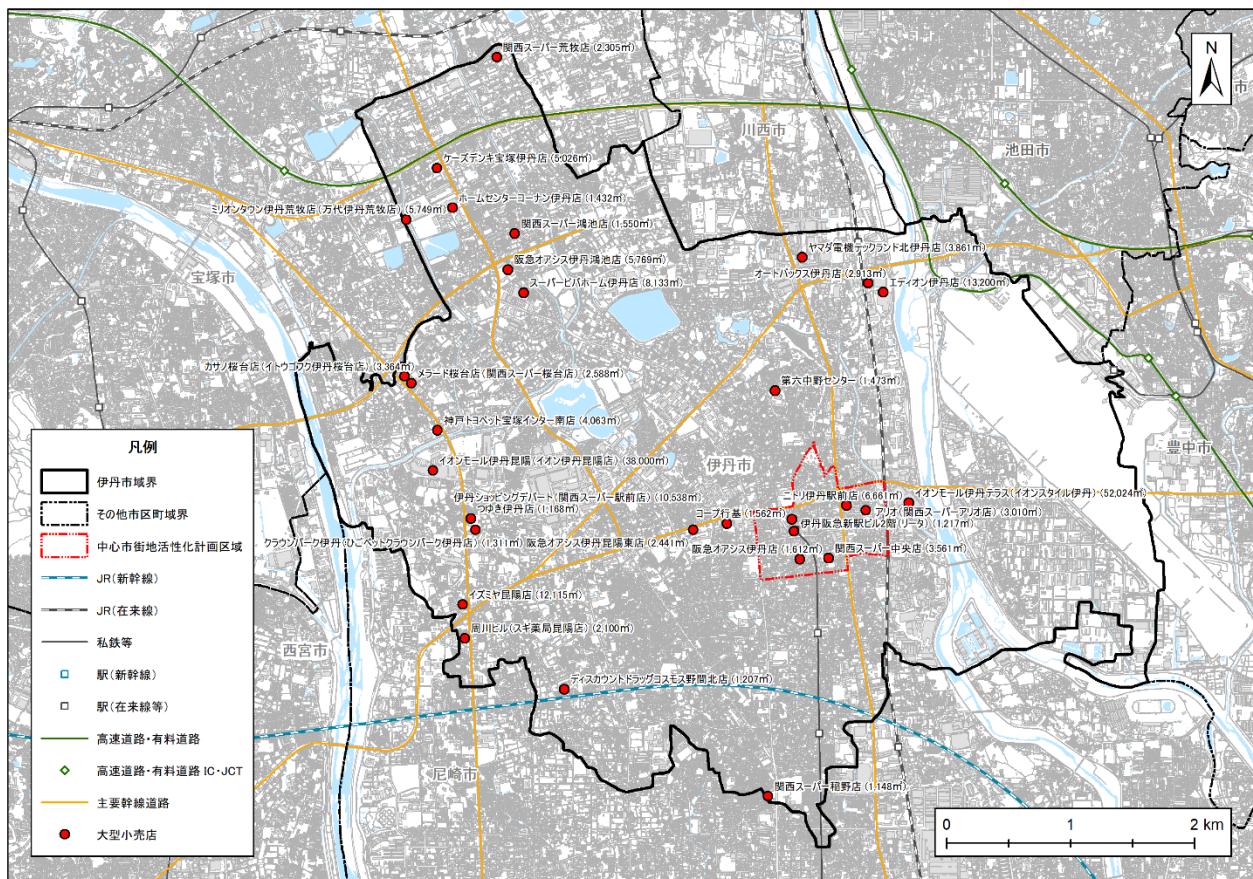
平成 27 年以降、伊丹市中心市街地から 7.5km 圏内において、新たに整備された商業施設はない。

また、伊丹市内の大規模小売店舗（1,000 m²以上）の状況では 31 件となっている。特に、中心市街地外の市内西部に大規模店舗を含めた、新たな店舗立地が見られる。



【周辺都市を含む大規模小売店舗の立地状況(10,000 m²以上)】

(資料:全国大型小売店総覧 2020)



【市内における大規模小売店舗の立地状況(1,000 m²以上)】

(資料:全国大型小売店総覧 2020)

【市内における大規模小売店舗一覧(1,000 m²以上)】

	店名	住所	店舗面積	開設年月
中心市街地	関西スーパー中央店	兵庫県伊丹市中央 5-3-38	3,561 m ²	1964.10
	伊丹ショッピングデパート (関西スーパー駅前店)	兵庫県伊丹市中央 1-1-1	10,538 m ²	1971.4
	アリオ (関西スーパーアリオ店)	兵庫県伊丹市伊丹 1-10-15	3,010 m ²	1988.11
	伊丹阪急新駅ビル 2 階 (リータ)	兵庫県伊丹市西台 1-1-1	1,217 m ²	1998.11
	ニトリ伊丹店	兵庫県伊丹市伊丹 1-1-1	6,661 m ²	2004.10
	阪急オアシス伊丹店	兵庫県伊丹市西台 3-7-7	1,612 m ²	2015.3
中心市街地以外	関西スーパー鴻池店	兵庫県伊丹市鴻池 5-6-3	1,550 m ²	1968.12
	メラード桜台店 (関西スーパー桜台店)	兵庫県伊丹市中野北 3-5-28	2,588 m ²	1970.9
	イズミヤ昆陽店	兵庫県伊丹市池尻 1-1	12,115 m ²	1974.4
	第六中野センター	兵庫県伊丹市春日丘 3-60	1,473 m ²	1979.5
	関西スーパー稻野店	兵庫県伊丹市安堂寺町 3-3-1	1,148 m ²	1981.7
	ホームセンターコーナン伊丹店	兵庫県伊丹市鴻池 7-3-14	1,432 m ²	1988.10
	カサノ桜台店 (イトウゴフク伊丹桜台店)	兵庫県伊丹市中野北 4-5-30	3,364 m ²	1993.10
	ケーズデンキ宝塚伊丹店	兵庫県伊丹市荒牧南 2-2-44	5,026 m ²	1994.4
	つゆき伊丹店	兵庫県伊丹市寺本 6-86-1	1,168 m ²	1997.4
	エディオン伊丹店	兵庫県伊丹市北伊丹 5-70-1	13,200 m ²	1998.3
	関西スーパー荒牧店	兵庫県伊丹市荒牧 7-12-15	2,305 m ²	1998.2
	周川ビル (スギ薬局昆陽店)	兵庫県伊丹市山田 5-3-3	2,100 m ²	1998.2
	イオンモール伊丹テラス (イオン伊丹店)	兵庫県伊丹市藤ノ木 1-1-1	52,024 m ²	2002.10
	オートバックス伊丹店	兵庫県伊丹市北伊丹 5-96-1	2,913 m ²	2004.4
	ヤマダ電機テックランド北伊丹店	兵庫県伊丹市北伊丹 8-10-5	3,861 m ²	2005.11
	コーパ行基	兵庫県伊丹市行基町 1-16-1	1,562 m ²	2005.10
	クラウンパーク伊丹 (ひごペットクラウンパーク伊丹店)	兵庫県伊丹市寺本 6-69-1	1,311 m ²	2007.7
	イオンモール伊丹昆陽 (イオン伊丹昆陽店)	兵庫県伊丹市池尻 4-1-1	38,000 m ²	2011.3
	ミリオンタウン伊丹荒牧店 (万台伊丹荒牧店)	兵庫県伊丹市鴻池 7-3-9	5,749 m ²	2011.9
	スーパービバホーム伊丹店	兵庫県伊丹市鴻池 1-304-2	8,133 m ²	2013.6
	ディスカウントドラッグコスモス野間北店	兵庫県伊丹市野間北 4-2-1	1,207 m ²	2013.4
	阪急オアシス伊丹鴻池店	兵庫県伊丹市鴻池 4-1-10	5,769 m ²	2017.7
	阪急オアシス伊丹昆陽東店	兵庫県伊丹市昆陽東 1-2-7	2,441 m ²	2017.5
	神戸トヨペット宝塚インター南店	兵庫県伊丹市西野 1-1	4,063 m ²	2019.6

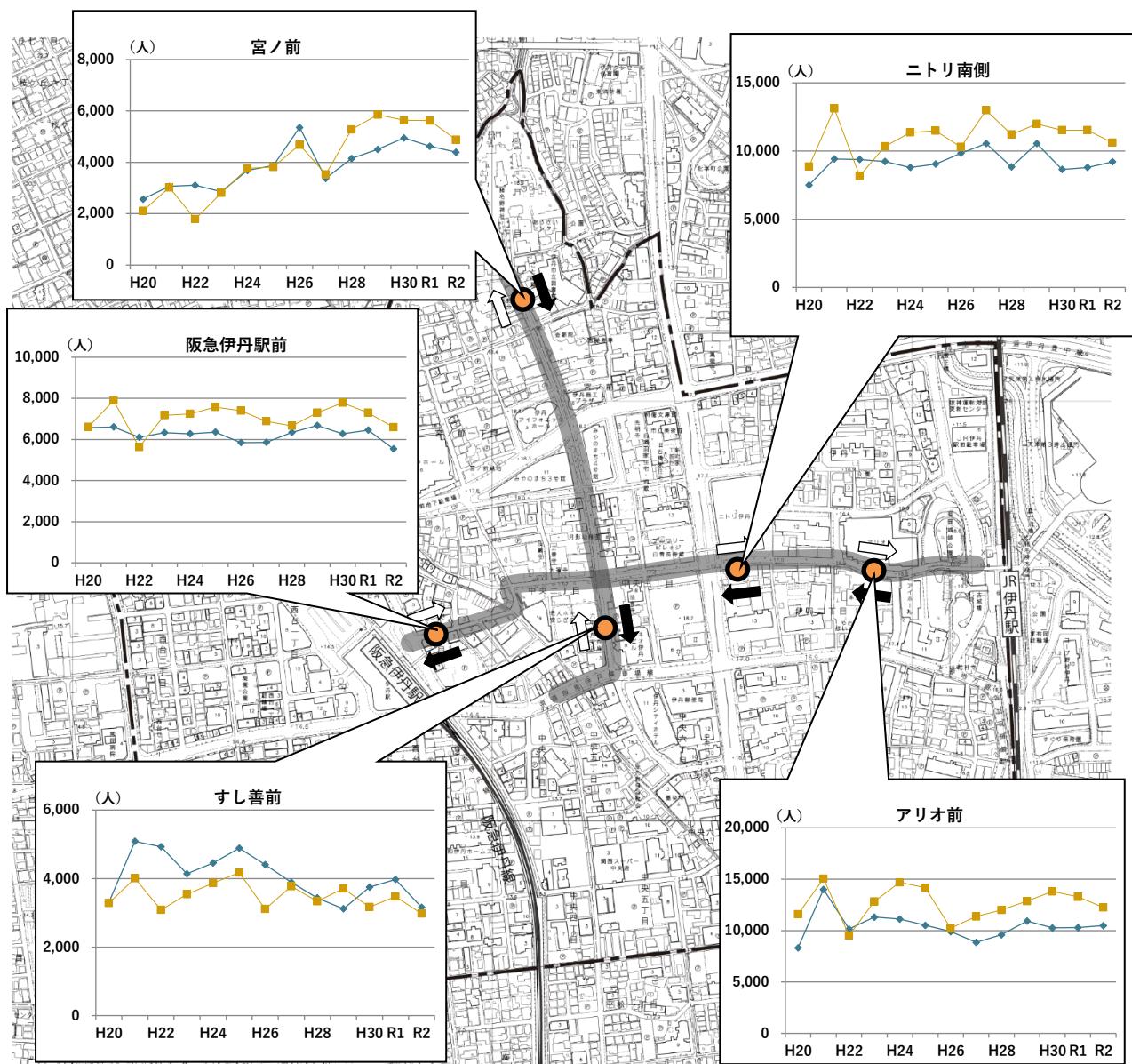
(資料:全国大型小売店総覧 2020)

③歩行者・自転車通行量

中心市街地の4極を結ぶ歩行者優先道路における2軸の歩行者・自転車通行量調査では、平成27年以降、宮ノ前、阪急伊丹駅前、アリオ前では増加傾向にあったが、平成30年以降減少している。他の地点では全体の歩行者・自転車通行量は概ね横ばい傾向にあるが、令和2年の休日では全ての地点で減少傾向にあり、新型コロナウィルス感染拡大による不要不急の外出、移動の自粛等が影響していると考えられる。

また、北の拠点となる宮ノ前商店会と南の拠点となるサンロード商店街を結ぶ南北軸では、宮ノ前商店会の北側に、図書館（ことば蔵）が開館し、北の拠点が強化されたため、北側は一定の増加があったものの、南側のすし善前では、平成24年以降全体として減少傾向にあり、通行量は依然として東西軸に比べ少ない。

令和4年4月の「市立伊丹ミュージアム」のオープンや商店会等での取り組みにより、各極の魅力を高め、2軸を中心とした中心市街地エリア全体を回遊する仕組みが必要である。



【2 軸における歩行者・自転車通行量の推移】

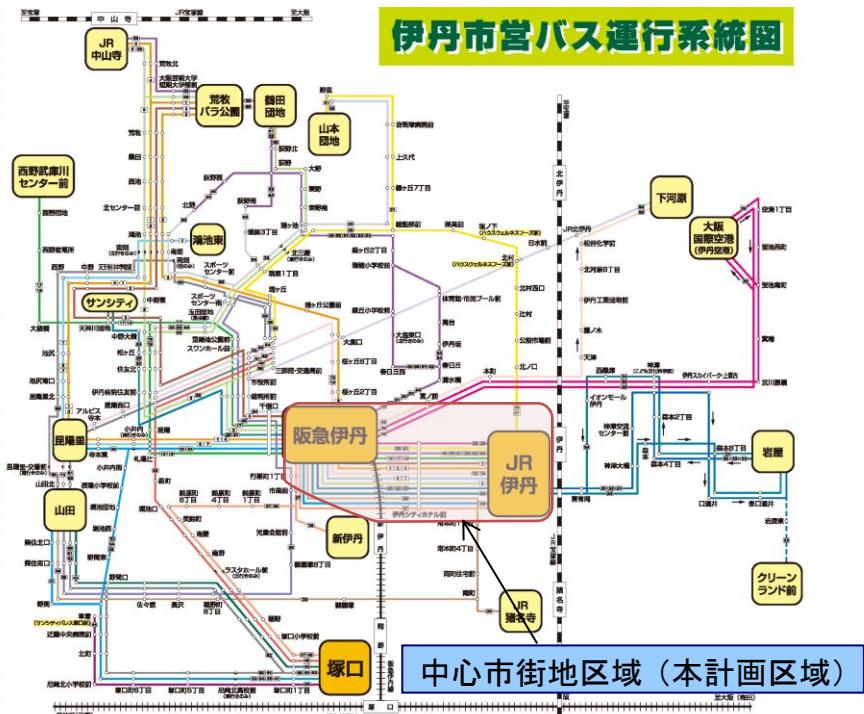
	宮ノ前		すし善前			阪急伊丹駅前		ニトリ南側		アリオ前	
	平日	休日	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
H4	4,030	3,428	4,231	4,004	H4	7,964	8,230	6,045	7,086	8,201	5,837
H20	2,573	2,109	3,297	3,282	H20	6,584	6,607	7,502	8,846	8,334	11,596
H21	3,067	3,026	5,084	4,011	H21	6,604	7,890	9,420	13,110	14,019	15,054
H22	3,116	1,790	4,932	3,082	H22	6,101	5,627	9,370	8,172	10,170	9,533
H23	2,853	2,814	4,140	3,542	H23	6,331	7,168	9,236	10,343	11,311	12,834
H24	3,692	3,761	4,454	3,863	H24	6,277	7,248	8,790	11,363	11,135	14,691
H25	3,870	3,816	4,889	4,176	H25	6,358	7,576	9,048	11,487	10,521	14,169
H26	5,358	4,686	4,409	3,113	H26	5,845	7,395	9,834	10,295	9,919	10,230
H27	3,372	3,534	3,890	3,771	H27	5,858	6,876	10,550	12,993	8,849	11,373
H28	4,149	5,286	3,437	3,332	H28	6,350	6,657	8,832	11,202	9,611	12,003
H29	4,509	5,853	3,116	3,707	H29	6,681	7,299	10,536	11,988	10,926	12,872
H30	4,949	5,639	3,753	3,164	H30	6,276	7,778	8,651	11,531	10,277	13,815
R1	4,632	5,624	3,975	3,477	R1	6,453	7,298	8,784	11,516	10,307	13,277
R2	4,400	4,881	3,158	2,975	R2	5,538	6,596	9,207	10,617	10,494	12,258

(資料:伊丹市調べ)

④公共交通

JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅と大阪方面や神戸方面など都心とを結ぶアクセス性も非常に良く、また、両駅を拠点とした市営バスの利用により大阪国際空港へのアクセス性にも優れ、関西の玄関口として県外からの来訪者が回遊・滞在しやすい地域である。

また、鉄道空白地を補う形で市営バス及び阪急・阪神バス等が市域を網羅しており、宝塚、川西、豊中、尼崎、西宮方面へのアクセス性も高くなっている。



【伊丹市営バス運行図(一部加筆):令和3年6月現在】

(資料:伊丹市交通局ホームページより)



【阪急バス運行図(一部加筆):令和3年6月現在】

(資料:阪急バスホームページより)

公共交通の利用者数の推移によれば、市営バスをはじめ阪急伊丹駅、JR 伊丹駅ともに令和2年を除き乗降客数は継続して増加傾向にある。

鉄道駅の定期利用人数も増加傾向にあることから、中心市街地の居住人口が増加したことによる、大阪方面等への通勤通学による増加などの理由が考えられる。

【鉄道駅乗降客数】

(単位：人/日)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
阪急伊丹	23,772	23,828	24,158	23,090	23,933	24,257	24,075	24,066	25,077	24,601	24,789	25,245	25,178	21,526
JR 伊丹	46,054	47,178	46,204	46,574	46,722	47,386	48,378	47,832	48,512	48,572	49,758	49,874	50,094	40,468

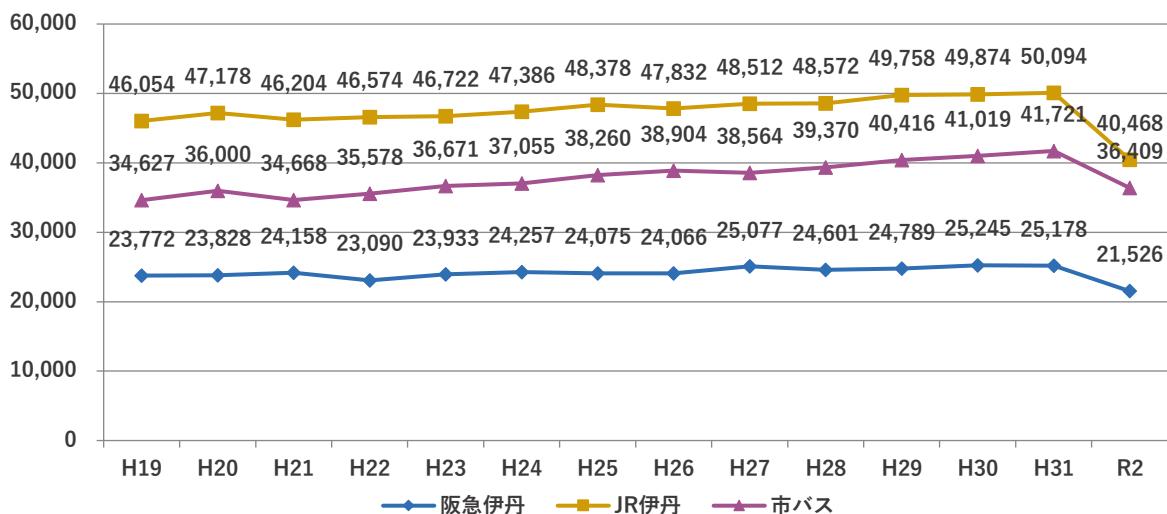
(資料:各交通事業者調べ)

※JRは1日平均、阪急は1調査日での集計値

【市営バス乗降客数】

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
年間 (千人)	12,639	13,140	12,654	12,986	13,385	13,525	13,965	14,200	14,076	14,370	14,752	14,972	15,270	13,289
1日平均 (人)	34,627	36,000	34,668	35,578	36,671	37,055	38,260	38,904	38,564	39,370	40,416	41,019	41,721	36,409

(資料:伊丹市交通局調べ)



【1日あたりの乗降客数の推移】

(資料:伊丹市調べ)

【鉄道駅の定期利用の推移】

(単位：人/日)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
阪急伊丹	10,506	10,296	10,917	11,292	11,330	11,355	11,819	12,034	12,307	12,781	12,931	10,920
JR 伊丹	29,884	30,406	30,950	31,182	32,128	31,826	32,336	32,504	33,584	33,866	34,200	29,952

(資料:伊丹市調べ)

⑤公共公益施設等

中心市街地に立地するホールや文化施設における入込客数は、平成30年までは概ね横ばいであったが、令和元年以降は減少傾向にあるものの、一定の需要が継続していると分析できる。

平成24年7月に市立図書館（ことば蔵）が宮ノ前3丁目にオープンした。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響による休館などの影響により貸出者数及び入込客数が落ちたものの、文化施設入込客数は令和元年には全体の約4割、令和2年には全体の約6割を占める。

【文化施設入込客数】

(単位：人)

施設名	H26	H28	H29	H30	R1	R2
東り いたみホール	208,113	228,294	228,048	227,885	195,971	67,903
伊丹アイフォニックホール	120,166	111,099	110,939	116,053	107,811	44,205
アイホール	44,676	43,579	50,863	40,902	39,549	21,716
工芸センター	59,060	44,148	55,125	66,843	51,881	11,271
柿衛文庫	23,940	35,425	50,668	74,999	23,394	8,213
美術館	26,636	38,301	54,774	78,149	36,538	8,074
伊丹郷町館	73,130	47,500	78,226	65,499	46,670	7,830
図書館（ことば蔵）	394,383	387,569	391,467	404,631	361,915	264,696
合計	950,104	935,915	1,020,110	1,074,961	863,729	433,908

(資料：伊丹市調べ)

【ホールの貸室利用件数】

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
東りいたみホール	6,501	6,705	6,585	6,231	6,186	6,331	6,260	5,909	4,046
伊丹アイフォニックホール	4,098	4,161	4,366	4,205	5,179	5,879	5,757	5,115	3,001
アイホール	1,784	1,811	1,889	1,887	1,841	1,758	1,630	1,680	1,186
合計	12,347	12,677	12,840	12,323	13,206	13,968	13,647	12,704	8,233

(資料：伊丹市調べ)

【図書館（ことば蔵）貸出者数】

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
貸出者数	136,027	171,445	173,783	174,044	173,049	224,253	234,662	225,408	225,407

(資料：伊丹市調べ)

⑥土地利用動向

ア. 都市計画上の傾向

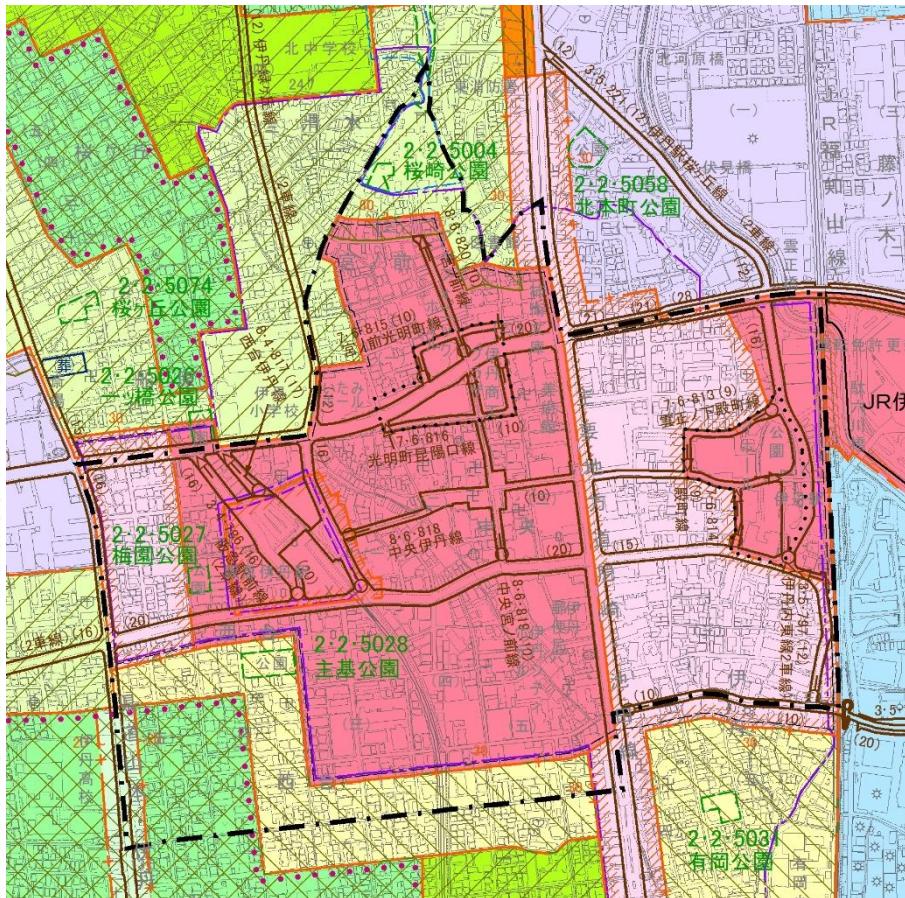
中心市街地における用途地域指定状況は約 56%が商業地域、約 26%が近隣商業地域であり、次いで約 8%が第 1 種住居地域となっている。

【用途地域の指定状況】

用途地域	面積(ha)
第1種低層住居専用地域	3.2
第2種低層住居専用地域	0.6
第2種中高層住居専用地域	3.3
第1種住居地域	5.6
近隣商業地域	18.7
商業地域	40.0
合計	71.4

(資料:伊丹市調べ)

凡 例		
市 街 化 区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 区 域
市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 調 整 区 域
地 域 名	地 域 名	地 域 名
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限界 1.0m)	50 100	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限界 1.0m)
第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの限界 1.0m)	50 100	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの限界 1.0m)
第二種中高層住居専用地域 (建築物の高さの限界 2.0m)	60 150	第二種中高層住居専用地域 (建築物の高さの限界 2.0m)
第一種中高層住居専用地域	60 200	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	60 200	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	60 200	第一種住居地域
第二種住居地域	60 200	第二種住居地域
準 住 居 地 域	60 200	準 住 居 地 域
近隣 商 業 地 域	80 200	近隣 商 業 地 域
80 300	80 300	80 300
商 業 地 域	80 400	商 業 地 域
80 600	80 600	80 600
半 工 事 地 域	60 200	半 工 事 地 域
工 事 地 域	60 200	工 事 地 域
道 路・水 路・鉄 道 な ど の 通 有 する 地 域	道 路・水 路・鉄 道 な ど の 通 有 する 地 域	道 路・水 路・鉄 道 な ど の 通 有 する 地 域
上 の 例 に よ ら な い 場 合 の 地 域 界 線	上 の 例 に よ ら な い 場 合 の 地 域 界 線	上 の 例 に よ ら な い 場 合 の 地 域 界 線
外 壁 後 退 距 離 の 限 度 10 m の 地 域 界	外 壁 後 退 距 離 の 限 度 10 m の 地 域 界	外 壁 後 退 距 離 の 限 度 10 m の 地 域 界
高 度 地 区	高 度 地 区	高 度 地 区
第一種 高 度 地 区	第一種 高 度 地 区	第一種 高 度 地 区
第二種 高 度 地 区	第二種 高 度 地 区	第二種 高 度 地 区
第三種 高 度 地 区	第三種 高 度 地 区	第三種 高 度 地 区
高 度 判 断 用 地 区	高 度 判 断 用 地 区	高 度 判 断 用 地 区
防 火 地 域	防 火 地 域	防 火 地 域
准 防 火 地 域	准 防 火 地 域	准 防 火 地 域
风 暴 防 地 区	风 暴 防 地 区	风 暴 防 地 区
駐 車 場 整 備 地 区	駐 車 場 整 備 地 区	駐 車 場 整 備 地 区
地 区 計 画 等 地 区	地 区 計 画 等 地 区	地 区 計 画 等 地 区
二 み 焼 却 場	二 み 焼 却 場	二 み 焼 却 場
火 焚 草 場	火 焚 草 場	火 焚 草 場
都 市 計 画 面 地 公 告 地	都 市 計 画 面 地 公 告 地	都 市 計 画 面 地 公 告 地
都 市 計 画 道 路	都 市 計 画 道 路	都 市 計 画 道 路
道 路 番 号	3・3・4	道 路 番 号
道 路 幅 品 (単 位 メ ー ト ル)	(22)	道 路 幅 品 (单 位 メ ー ト ル)



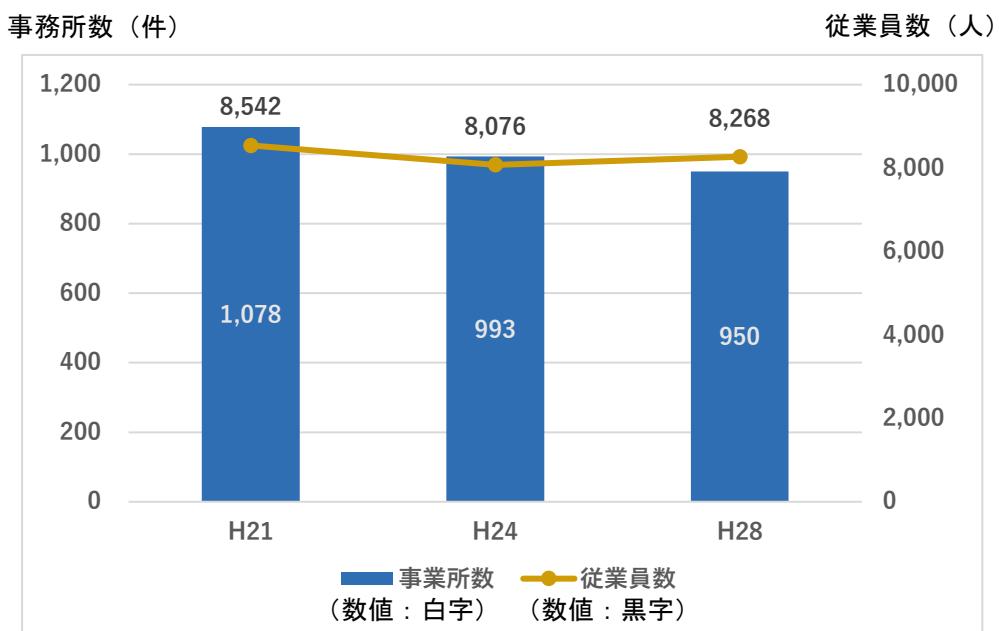
【中心市街地の用途地域指定状況】

(資料:都市計画図)

イ. 事業所数の推移

中心市街地内の事業所数は、減少傾向にあり、平成 28 年には平成 3 年度の調査(1,357 件)に比べ 407 件減少した。

従業員数は事業所数とともに、減少傾向にあったが、平成 28 年にやや増加した。



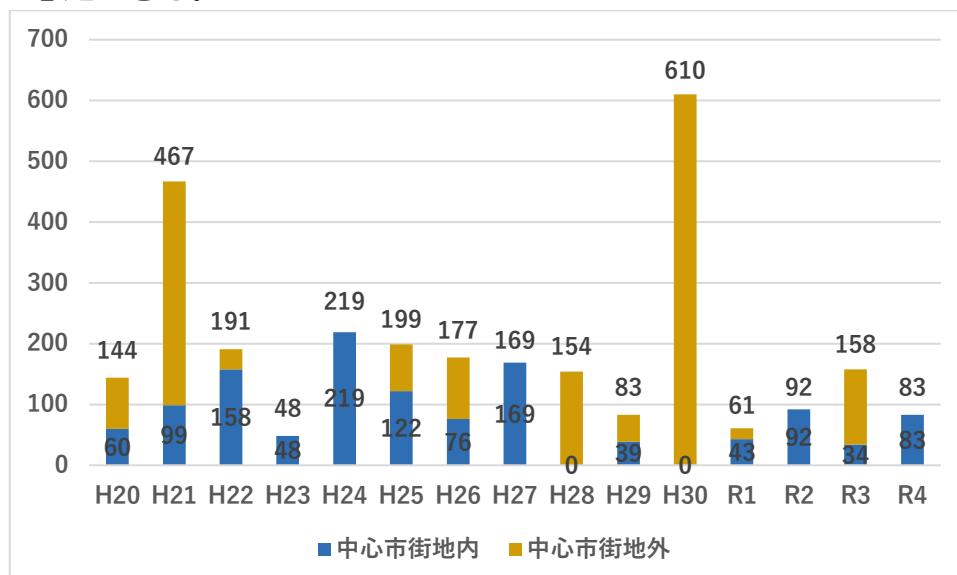
【中心市街地内の事業所数と従業員数】

(資料:H21～28経済センサス活動調査)

ウ. マンションの整備動向

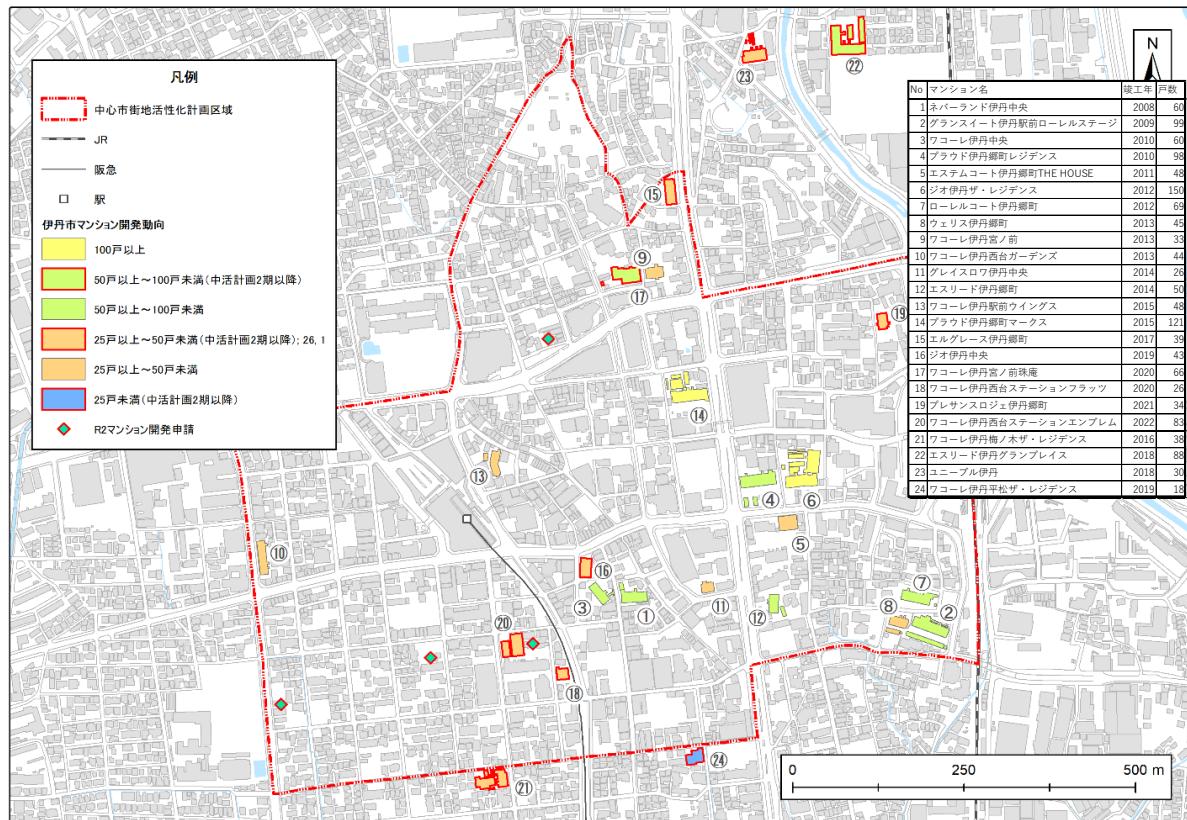
平成 20 年度以降、中心市街地内でのマンション供給がコンスタントに進んでおり、前計画期間では、6 棟 208 戸の供給があった。

年齢別社会増減の推移とあわせて見ると、大規模なマンションが竣工した年に 30 代～40 代と、若年層が多く流入しており、若いファミリー層を対象としたプランであることが想定できる。

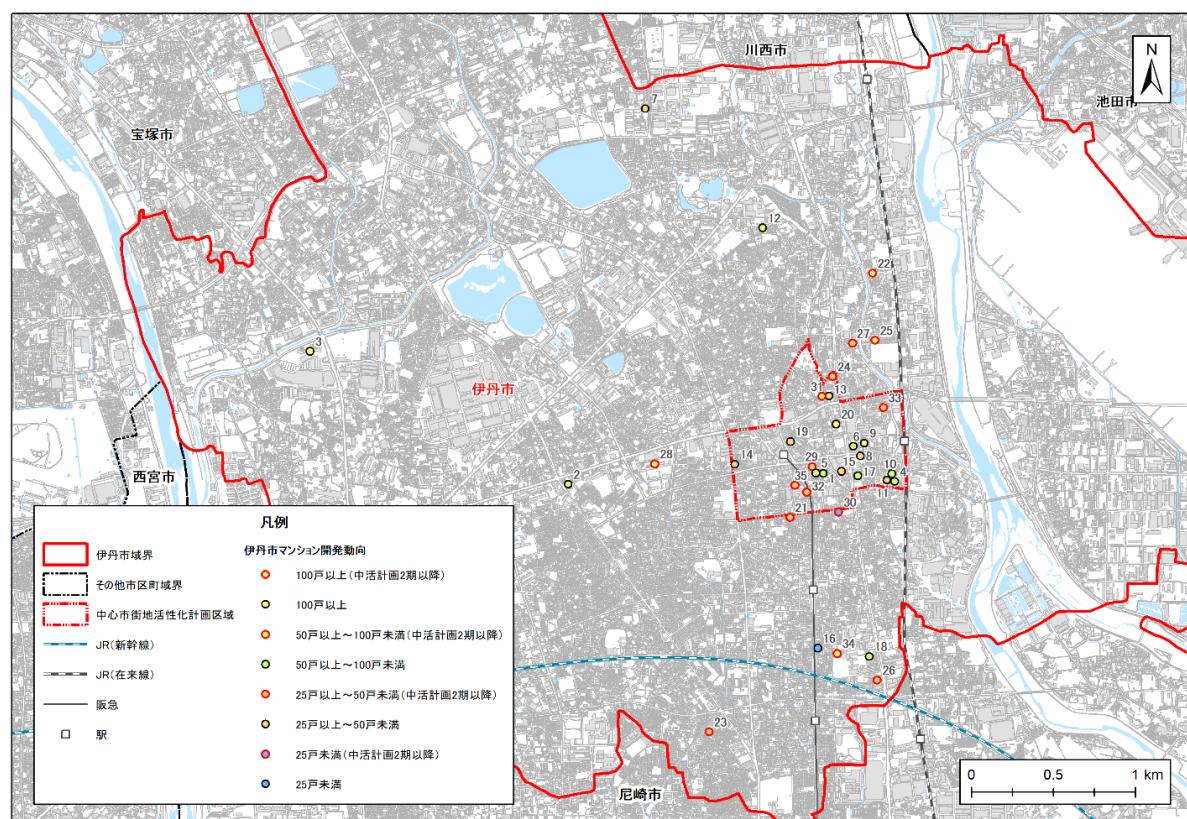


【伊丹市内のマンション開発戸数】

(資料:マンション開発動向調査より)



【中心市街地におけるマンション開発状況】 (資料:マンション開発動向調査より)



【伊丹市におけるマンション開発状況】 (資料:マンション開発動向調査より)

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

①来街者アンケート調査(令和3年度実施)に基づく把握・分析

ア. 来街者アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

「第3期伊丹市中心市街地活性化基本計画」の策定や取組についての検討にあたり、中心市街地への来訪者を対象に、中心市街地への来訪状況や取組に対する意見等を把握するためアンケート調査を実施した。

(2) 調査実施概要

1) 調査日時及び調査地点

① 街頭配布

平日：令和3年7月8日（木）、13日（火）各10:00～17:00

休日：令和3年7月3日（土）、17日（土）各10:00～17:00、
18日（日） 8:00～11:00

② 配布場所

- ・JR伊丹駅前（観光物産ギャラリー）

- ・阪急伊丹駅前

- ・サンロード商店街

- ・ことば蔵

③ 回答期間

- ・配布日～7月20日（火）

2) 調査方法

街頭でweb回答用のQRコード及び記入用の設問を記載した調査票を配布し、紙又はwebでの回答を依頼した。

紙での回答については、配布場所での回収のほか、以下の3か所に回収ボックスを設置し、期間中回収を行った。

- ① 伊丹市立消費生活センター

- ② ことば蔵

- ③ 阪急伊丹駅前市バス総合案内所

3) 回収数

	Web	調査票	計
平日	61	186	247
休日	93	149	242

イ. 回答結果

(1)回答者属性

平日の回答者の年代は、70歳以上の割合が最も高く、ついで60歳代の割合が高くなっている。休日は、70歳以上の割合が平日に比べ低くなり、40歳代がもっとも高い。また、30歳代～50歳代の割合が平日に比べると高くなっている。

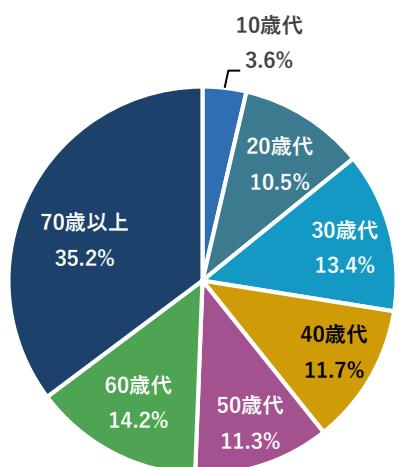
回答者の職業について、平日は「無職」の割合が最も高く、ついで「家事専業」が高いのに対し、休日は「勤め人」が4割を占め最も高い。

居住地に関しては、平日、休日ともに「伊丹市内」が8割以上と最も高く、休日の方が「伊丹市外」の割合がわずかに高くなっている。

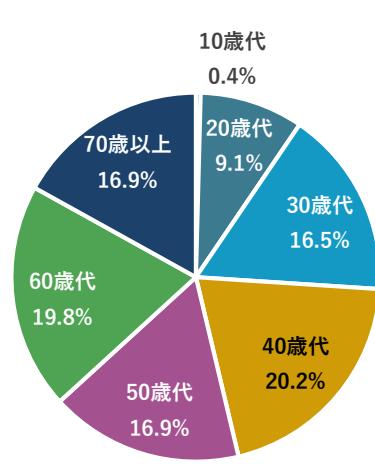
居住年数は平日、休日ともに「20年以上」の割合が6割以上を占める。

1)年代

■平日



■休日

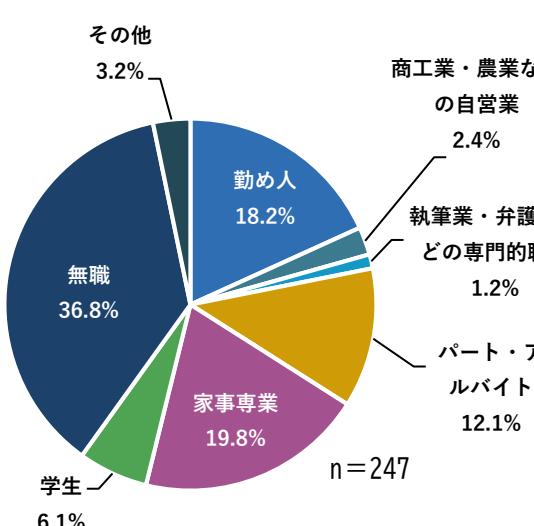


n=247

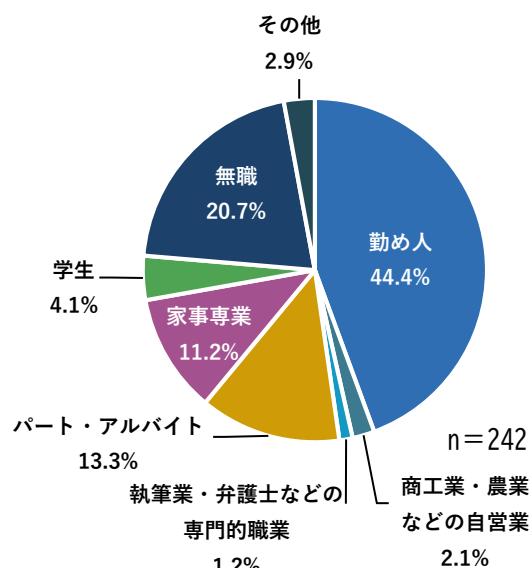
n=242

2)職業

■平日

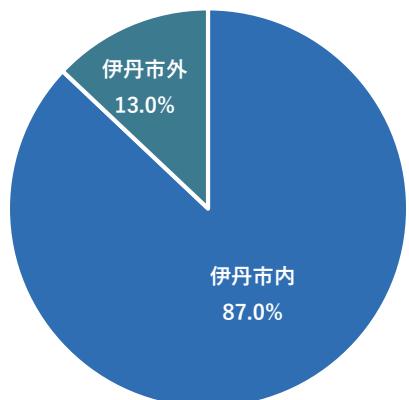


■休日



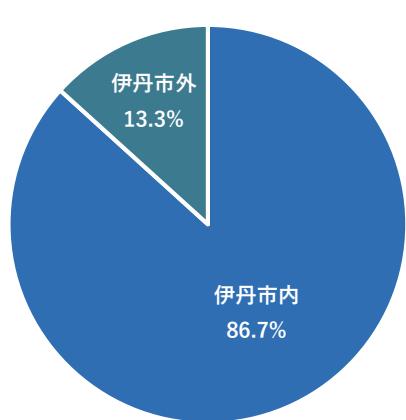
3)居住地

■平日



n=247

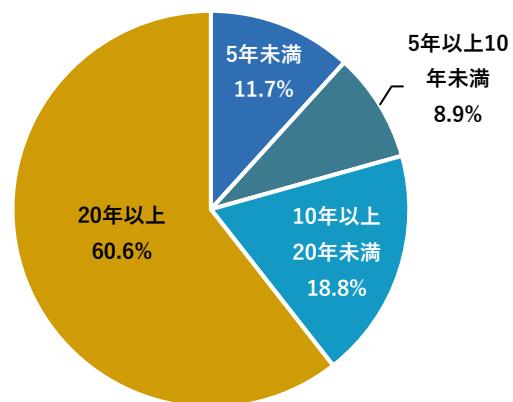
■休日



n=241

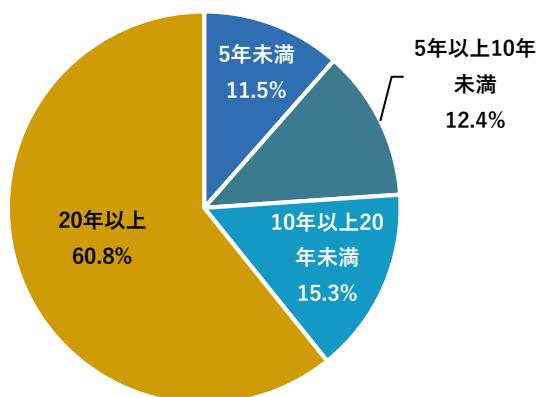
4)居住期間(伊丹市内)

■平日



n=213

■休日



n=209

(2) 中心市街地への来訪状況※新型コロナウイルス感染症拡大前を想定して回答

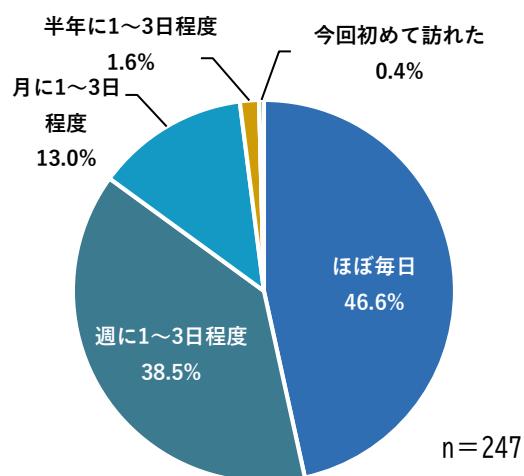
1) 来訪頻度

平日、休日とも、「ほぼ毎日」、「週に1~3日程度」が3分の2以上を占めている。

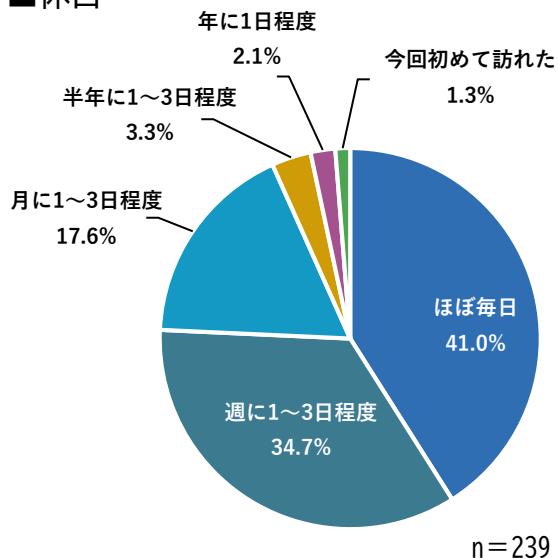
休日は、「月に1~3日程度」の割合が平日と比較して増加している。

平日の来訪者は「ほぼ毎日」が約47%と最も高い。休日も「ほぼ毎日」が最も高いが、平日と比較すると「月に1~3日程度」の割合がやや高くなっている。この傾向は前回調査と概ね同様の傾向にある。

■平日



■休日

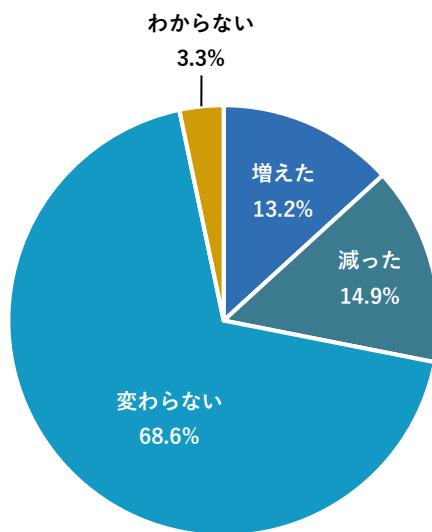


2) 最近5年間での来訪頻度の変化

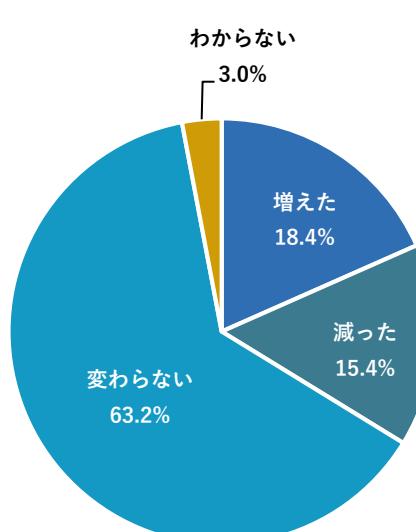
最近5年間での来訪頻度の変化について、平日・休日ともに「変わらない」が約6~7割となっている。

来訪頻度が「増えた」という回答者の4割は、平日、休日とも「普段の買い物で利用する店が増えたから」と回答しており、「減った」という回答者の多くは、平日、休日とも「普段の買い物で利用する店が減ったから」と回答している。

■平日

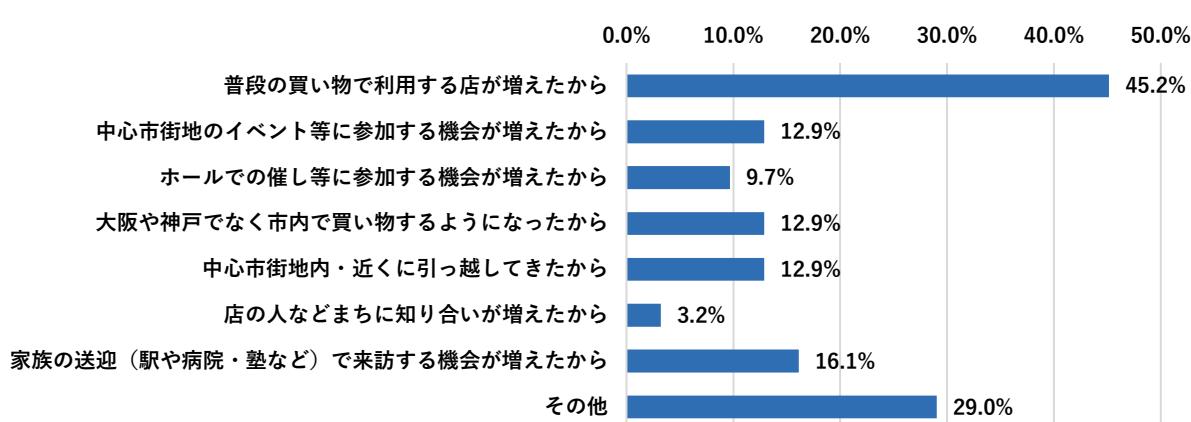


■休日



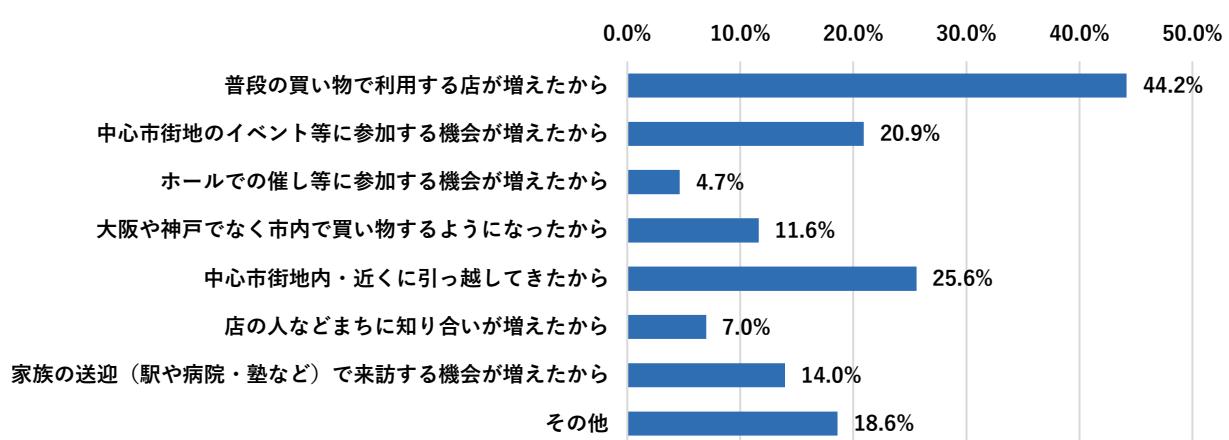
①来訪頻度の増加理由(複数回答あり)

■平日



■休日

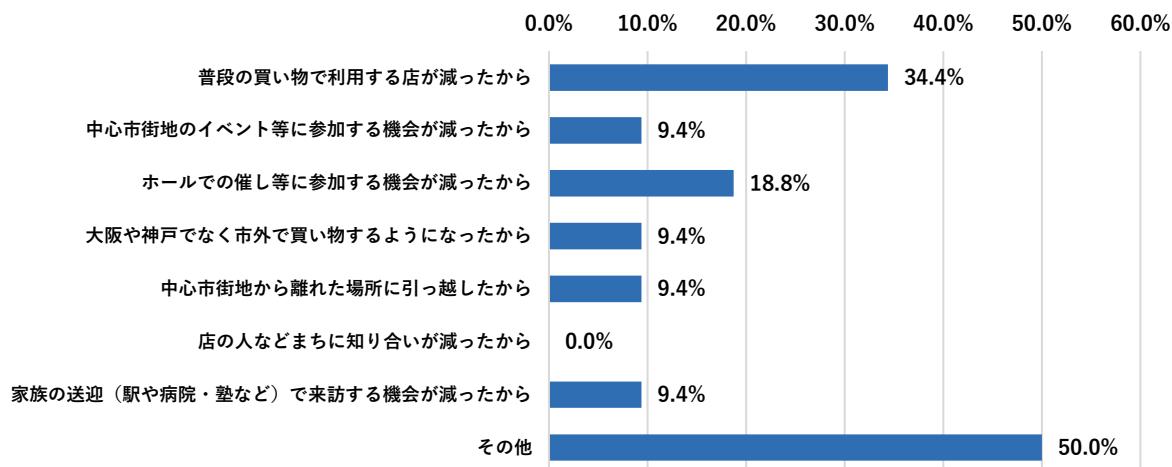
n=31



n=43

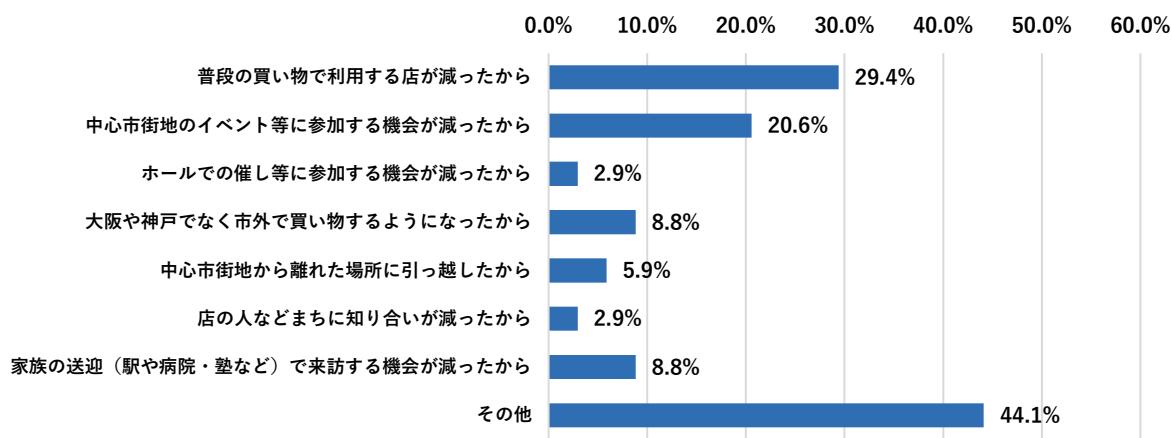
③来訪頻度の減少理由(複数回答あり)

■平日



n=32

■休日



n=34

3) 中心市街地に来訪する際の曜日や時間帯について(複数回答あり)

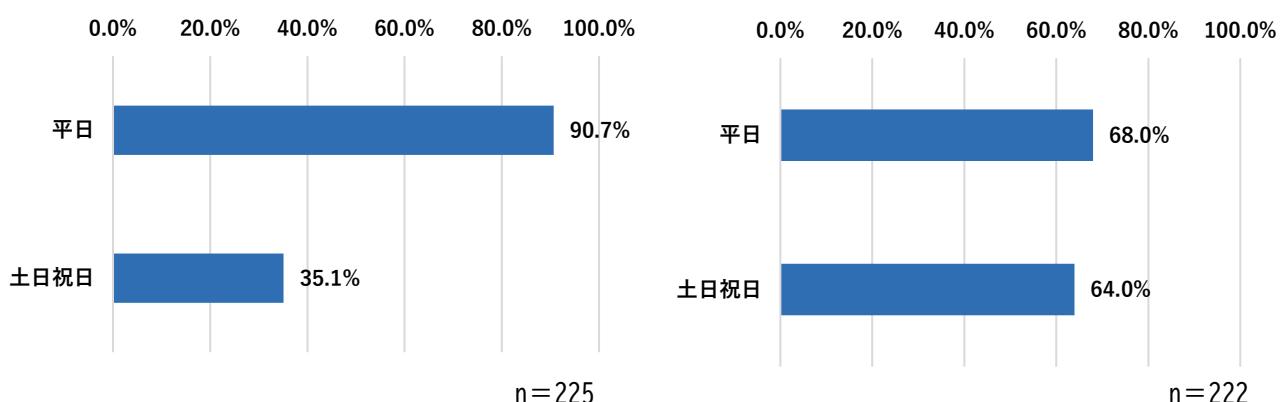
来訪する頻度が高い曜日について、平日の回答者の90%が主に平日に来訪していると回答しており、土日祝日によく来訪すると回答した割合は35%と低い。対して、休日の回答者は土日祝日ともに割合がほぼ変わらず、平日によく来訪しているとの回答割合の方がわずかではあるが高いことから、休日に来訪する方は、休日だけでなく一週間を通じて中心市街地によく来訪している方が多いと考えられる。

来訪する時間帯は平日休日ともに午前が最も多く、次いで午後が多い。夕方、夜にかけて来訪していると答えている割合は低いが、本アンケートの配布時間が17時までであったことも影響していると考えられる。

①曜日

■平日

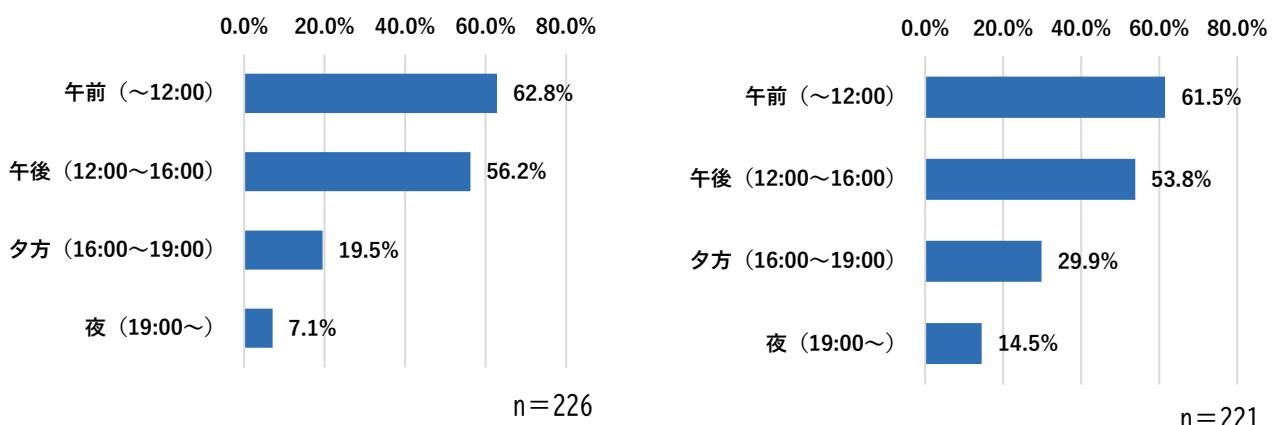
■休日



②時間帯

■平日

■休日

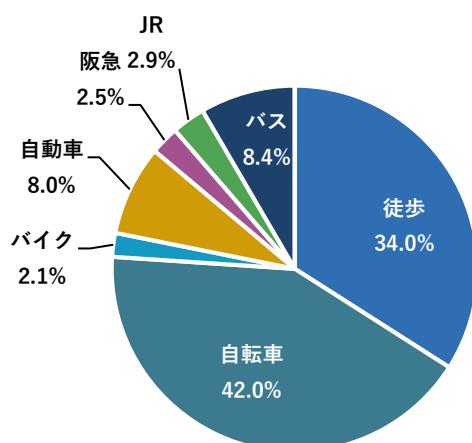


4) 中心市街地を訪れる際の交通手段

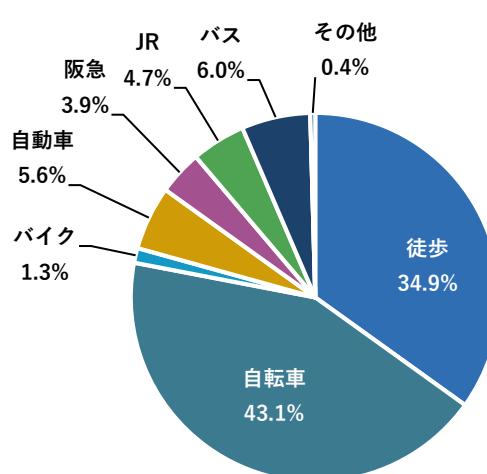
平日、休日ともに「自転車」、次いで「徒歩」の割合が高い。平日の回答者は「自動車」が休日に比べやや高くなっている。

「バス」を利用するという割合は平日が休日より高くなっている。一方で「阪急・JR」を利用するという割合は休日が平日よりも高くなっている。

■平日



■休日



n=238

n=232

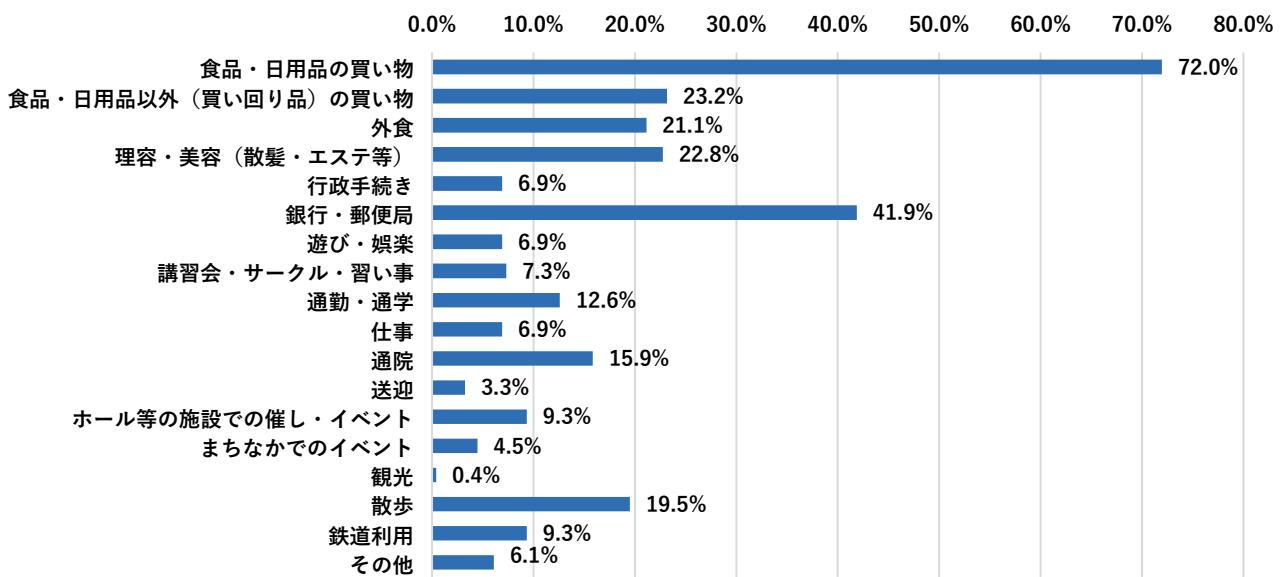
(3) 来訪目的・滞在時間等

1) 中心市街地を訪れる目的(複数回答あり)

平日・休日の回答者ともに、食品・日用品をはじめ、「買い物」での来訪、次いで、「金融機関（銀行・郵便局）」目的での来訪が高くなっている。

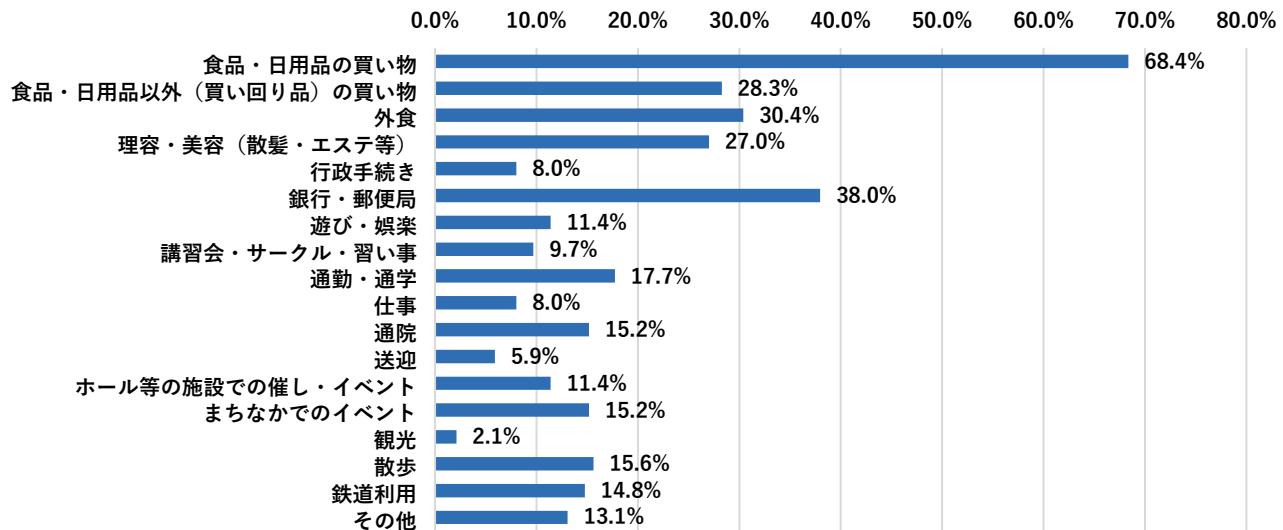
休日の回答者においては、「外食」、「ホール等の施設での催し・イベント」、「まちなかでのイベント」などで、平日の回答者を上回っている。

■平日



n=246

■休日

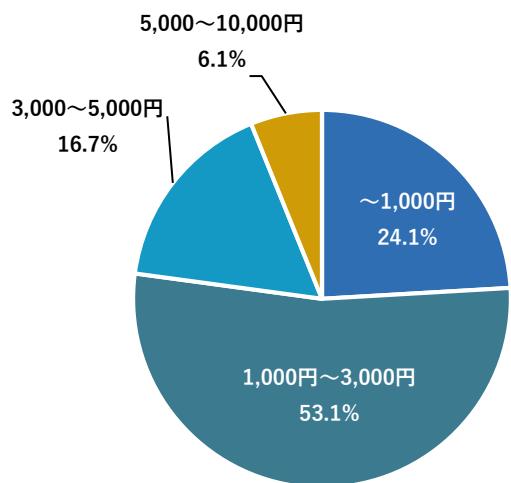


n=237

2)中心市街地を訪れた際の使用金額

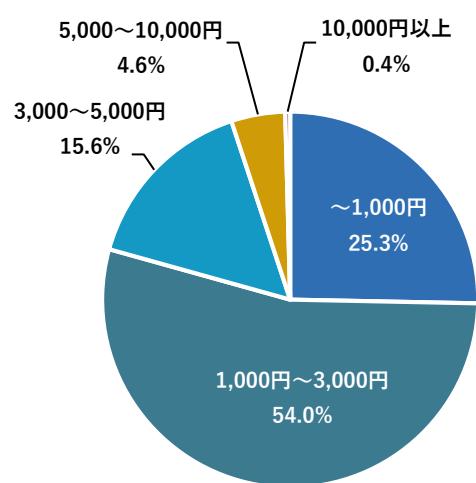
中心市街地を訪れた際の使用金額は、平日、休日ともに「1,000～3,000円」の割合が最も高く、次いで「～1,000円」、「3,000～5,000円」の順である。

■平日



n=245

■休日

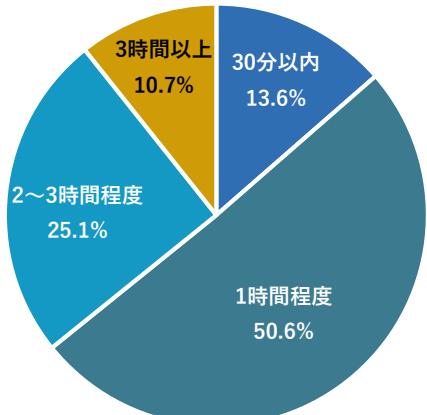


n=237

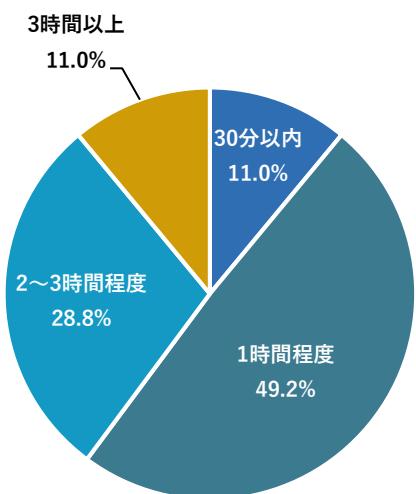
3)伊丹のまちなかでの滞在時間

まちなかでの滞在時間は、平日・休日の回答者とともに、「1 時間程度」が約 5 割と最も高く、次いで「2~3 時間程度」となっている。休日のほうが「2~3 時間程度」の割合がやや高い。

■平日



■休日



n=243

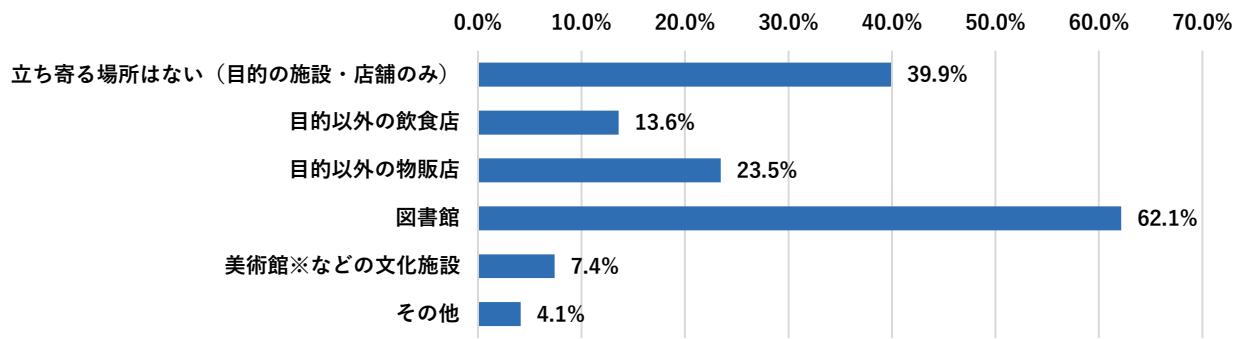
n=236

4)伊丹のまちなかでの回遊性

まちなかを訪れた際に立ち寄る場所についての回答は、平日、休日とも「目的の施設・店舗のみ」が約40%となっているが、目的以外の喫茶店や飲食店、図書館をあわせて利用するという回答割合も高くなっている。

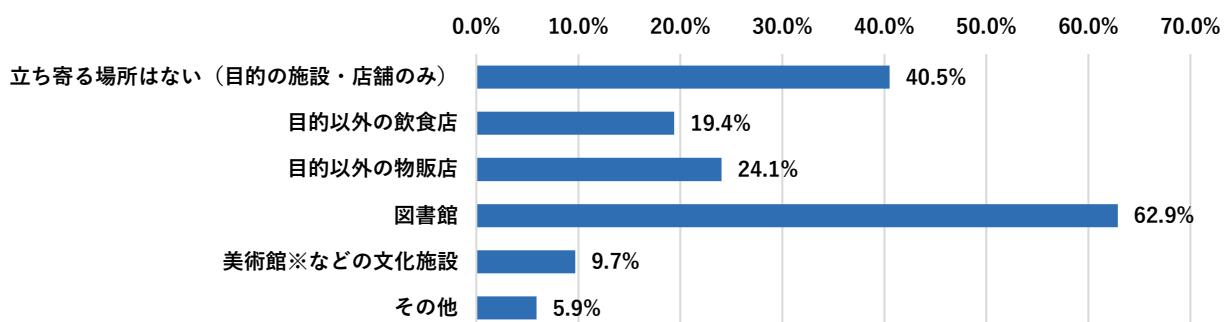
○来訪した際に立ち寄る場所(複数回答あり)

■平日



n=243

■休日



n=237

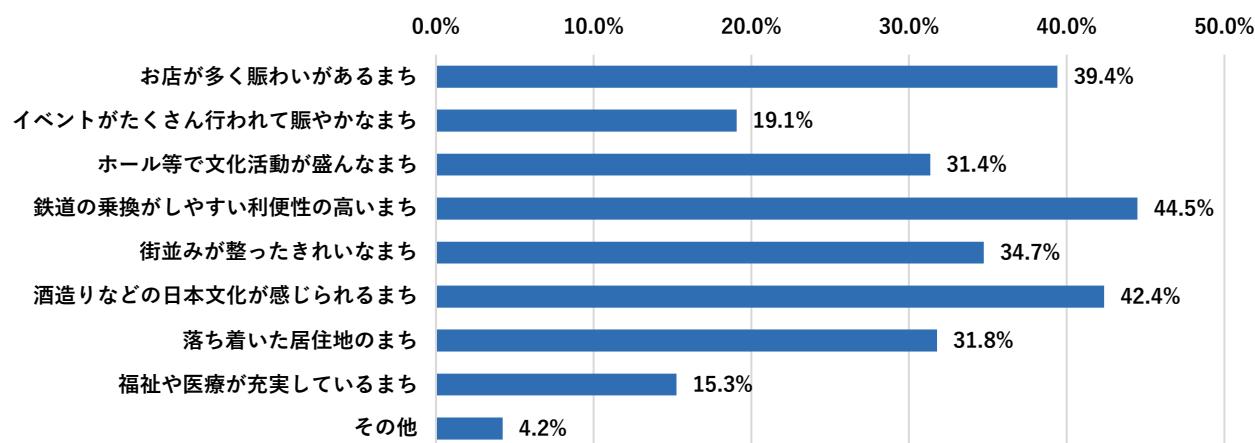
(4) 中心市街地のイメージ等

1) 中心市街地のイメージ(複数回答あり)

平日・休日の回答者ともに「お店が多く賑わいがあるまち」、「酒造りなどの日本文化が感じられるまち」、「鉄道の乗換がしやすい利便性の高いまち」の割合が高くなっている。

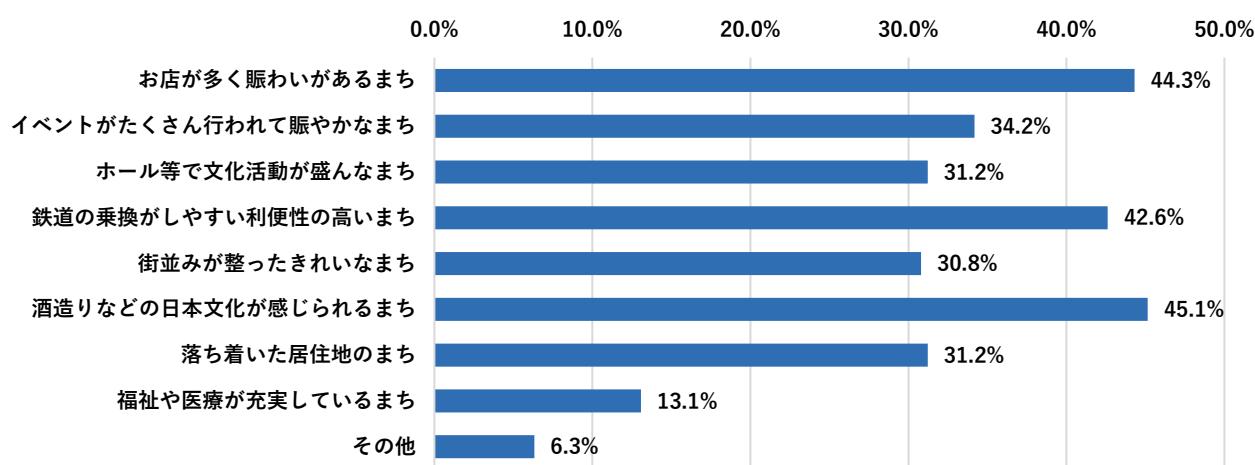
前回調査では、「街並みが整ったきれいなまち」が36%と突出して高く、それ以外の選択肢は30%以下と差が開く結果となつたが、今回はそれ以外の選択肢の割合も高くなっている。

■ 平日



n=236

■ 休日



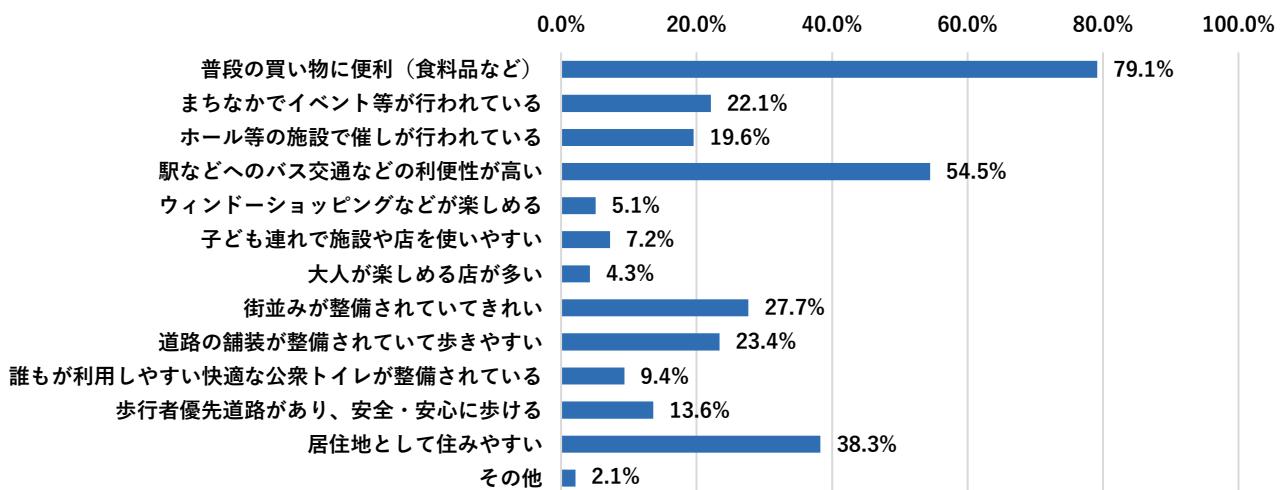
n=237

2)伊丹市のまちなか(中心市街地)の満足している点(複数回答あり)

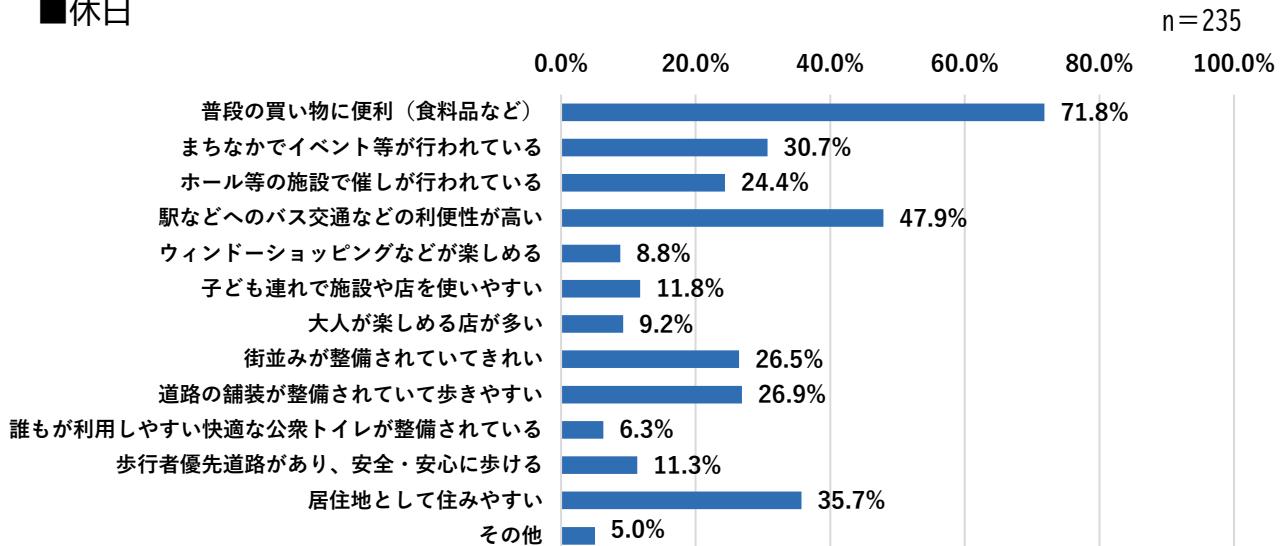
「普段の買い物に便利」が平日・休日ともに7割を超えており、次いで「駅などへのバス交通などの利便性が高い」、「居住地として住みやすい」の順に高くなっている。

上記項目の回答の高さは前回調査と同様の傾向だが、前回に比べ「街並みが整備されてきれい」といった点を挙げる回答が減少している。

■平日



■休日



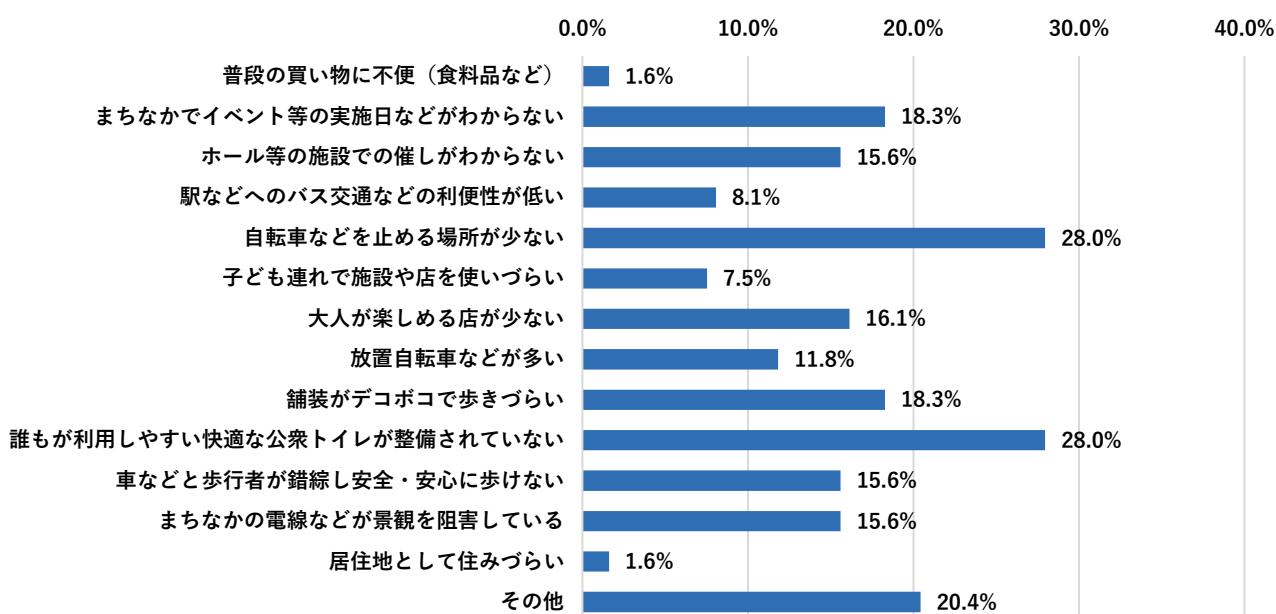
n=238

3)伊丹市のまちなか(中心市街地)の不満な点(複数回答あり)

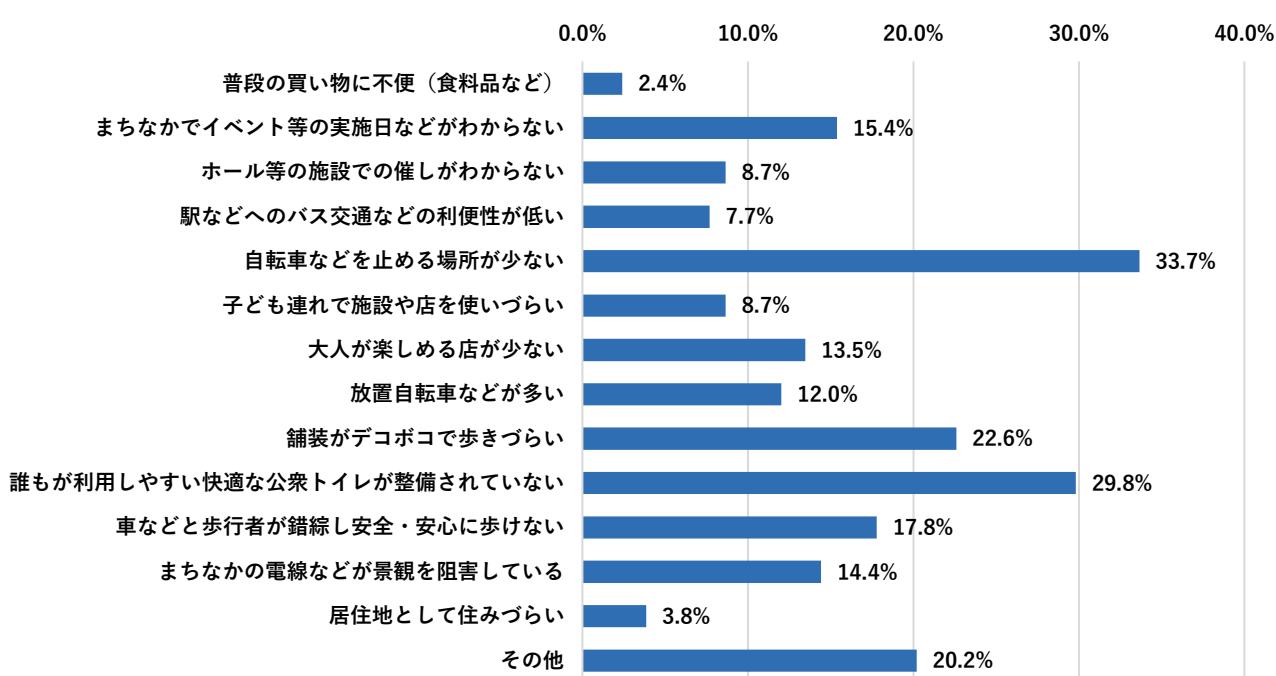
「自転車等を止める場所が少ない」、「誰もが利用しやすい快適な公衆トイレが整備されていない」が高くなっている。

前回調査で平日 18.9%、休日 17.0%であった「放置自転車等が多い」の割合は平日、休日ともに減少している。

■平日



■休日



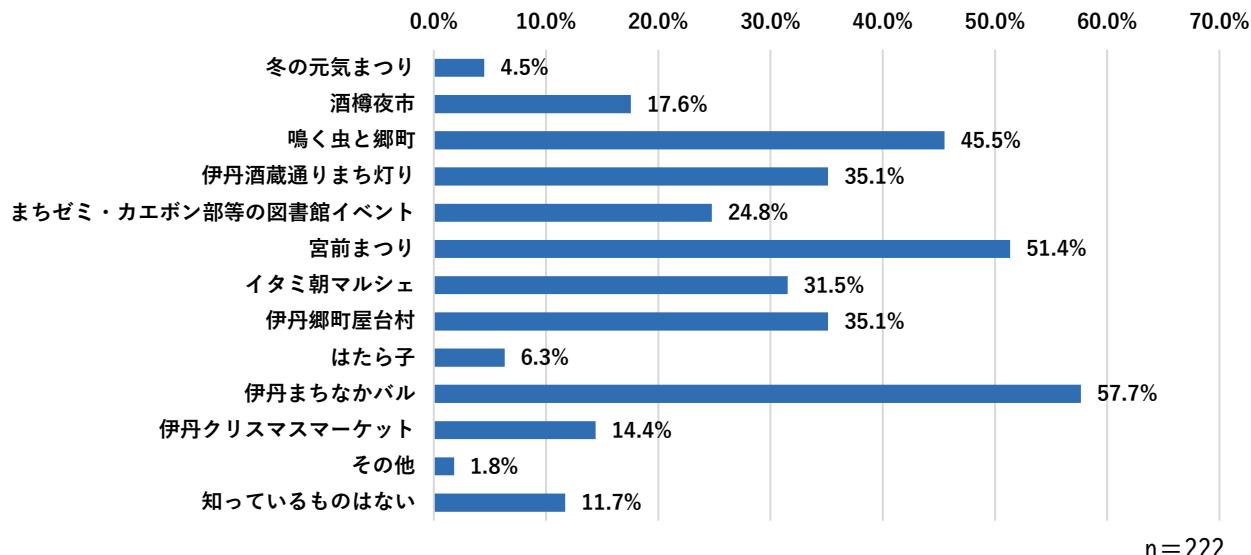
n=208

(4)伊丹のまちなかのイベントの認知度・参加度

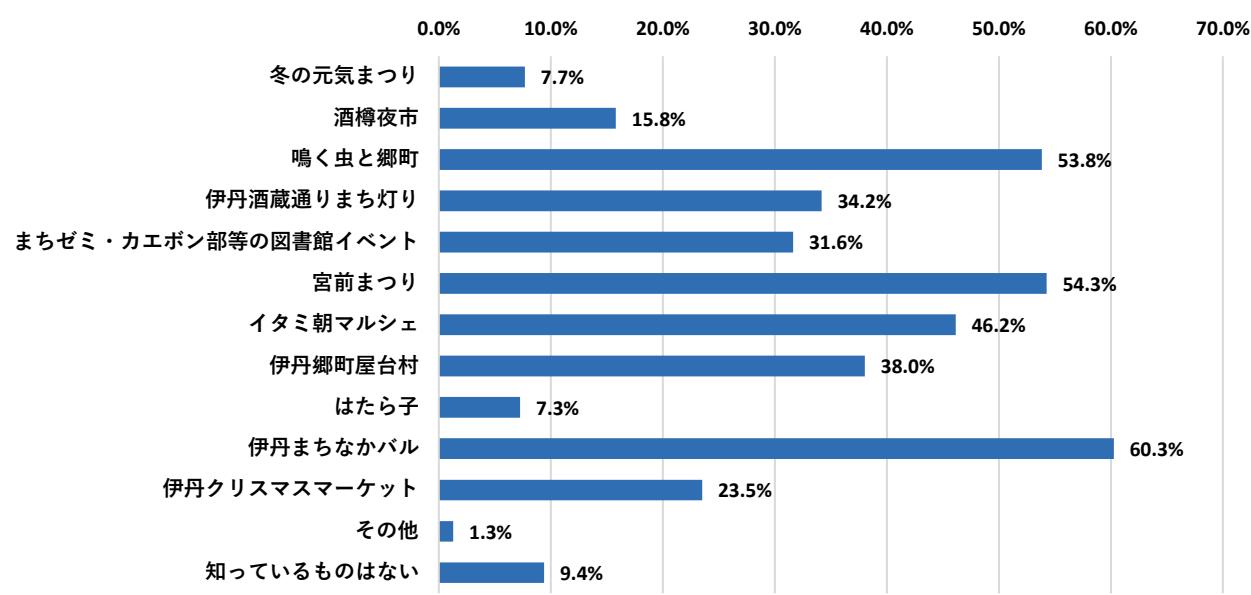
1)中心市街地で開催されるイベントの認知度(複数回答あり)

「伊丹まちなかバル」、「鳴く虫と郷町」、「宮前まつり」が平日・休日ともに認知度が高い。

■平日



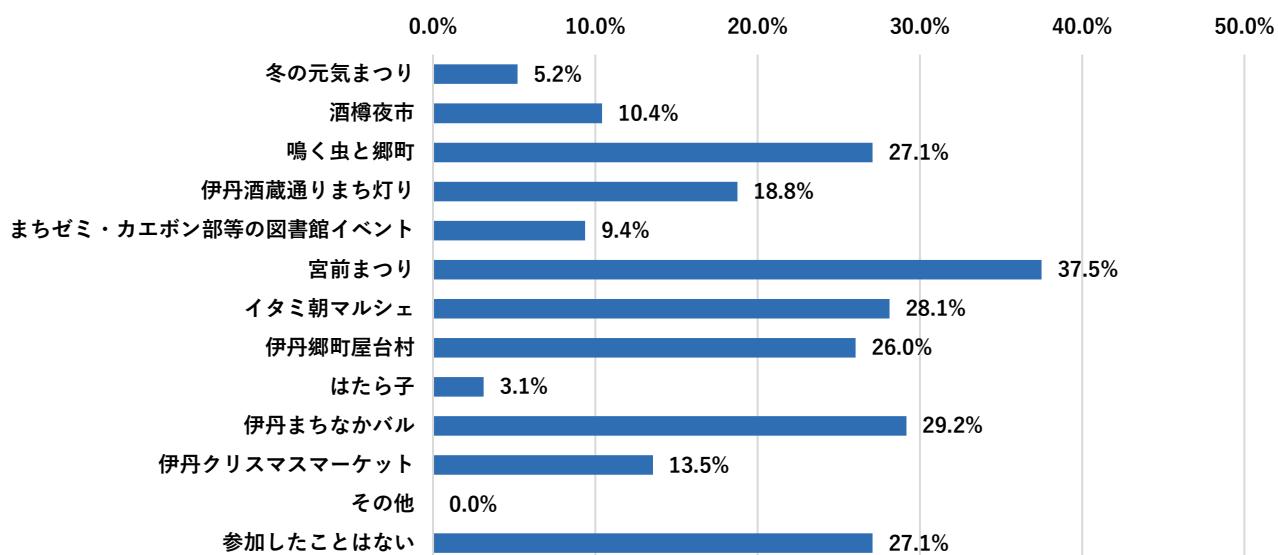
■休日



2) 中心市街地で開催されるイベントへの参加経験(複数回答あり)

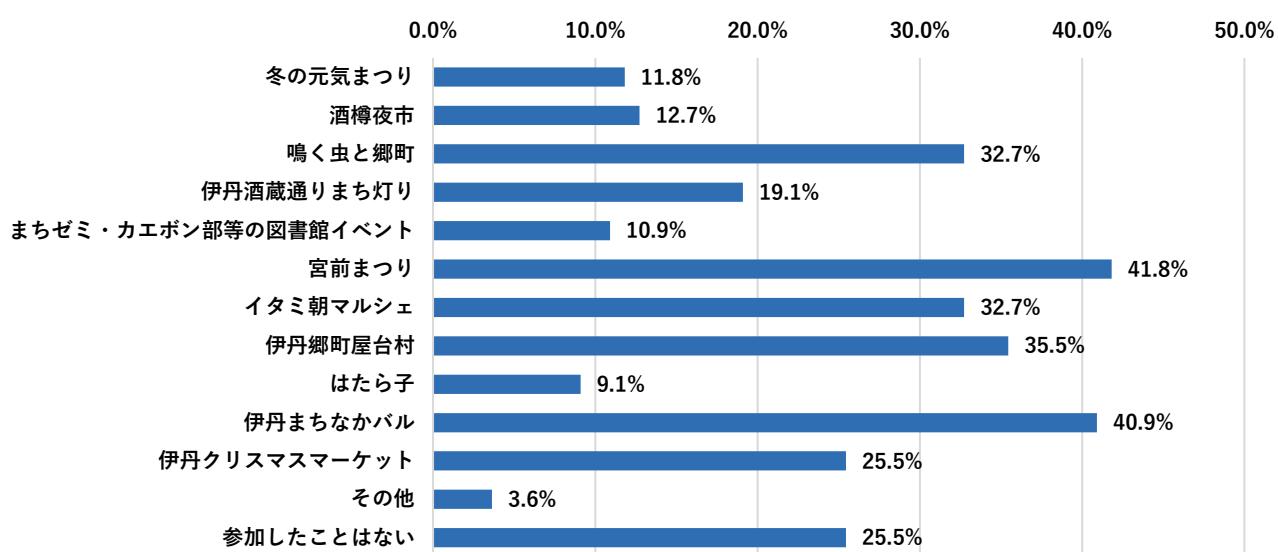
参加したことのあるまちなかのイベントとして、「宮前まつり」、「伊丹まちなかバル」、「イタミ朝マルシェ」、「伊丹郷町屋台村」、「鳴く虫と郷町」の回答割合が高い。
 「参加したことない」は約3割となっている。

■平日



n=96

■休日



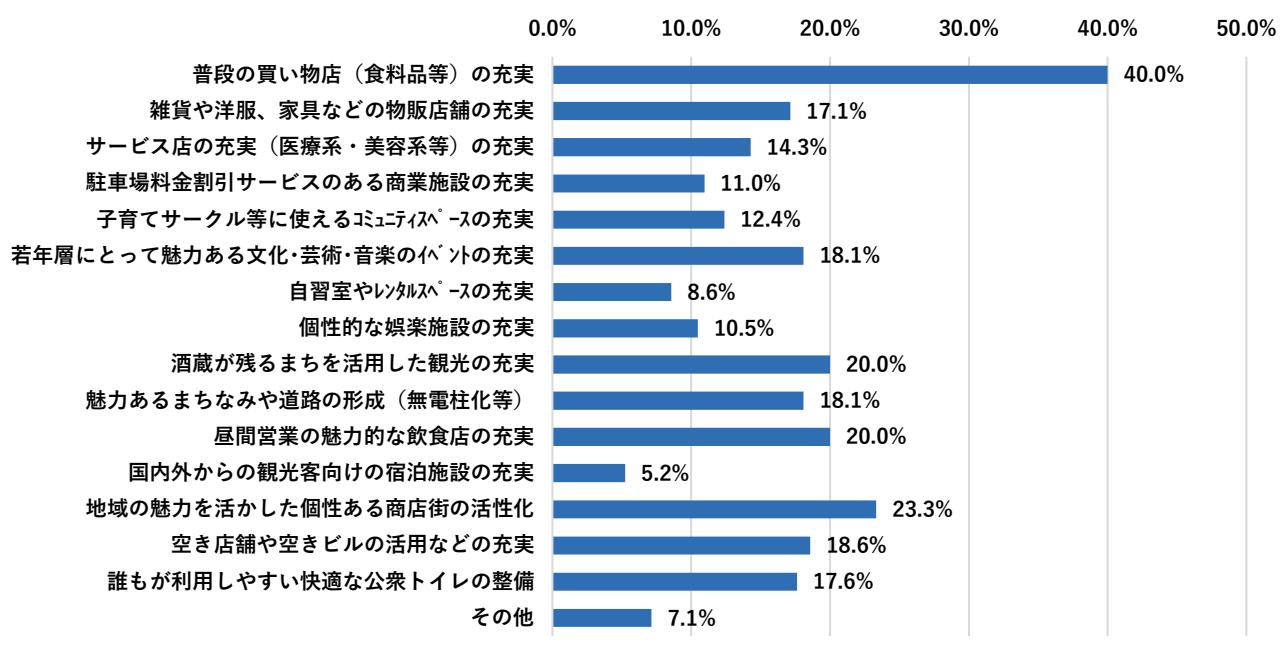
n=110

(5) 中心市街地のまちづくりにおいて重要なこと(上位3つを回答)

前回調査では、「地域の魅力を活かした個性ある商店街の活性化」、「雑貨や洋服、家具などの物販店舗の充実」などが多くたが、今回は、「普段の買い物店（食料品等）の充実」が平日・休日ともに最も高い。

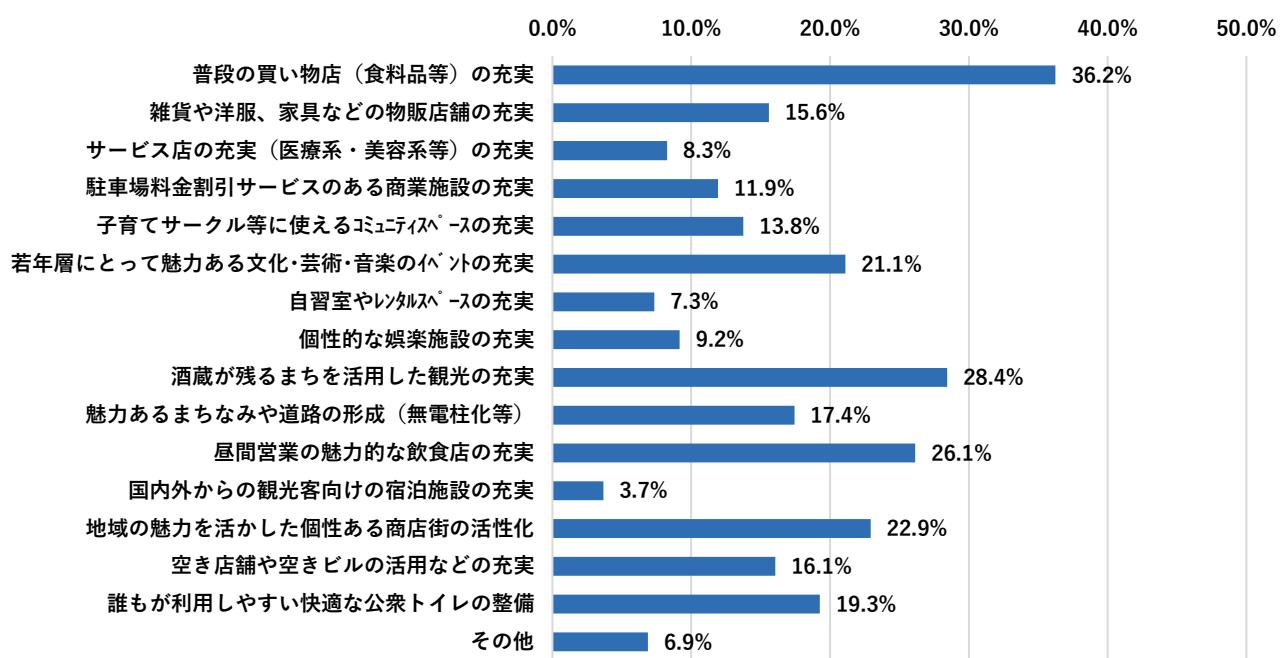
平日、休日とも、「酒蔵が残るまちを活用した観光の充実」、「昼間営業の魅力的な飲食店の充実」、「地域の魅力を活かした個性ある商店街の活性化」といった点を挙げる回答が多い中、休日は、「若年層にとって魅力ある文化・芸術・音楽のイベントの充実」を挙げる回答割合も高かった。

■平日



n=210

■休日



n=218

(6)まとめ

平日・休日の回答者ともに、食品・日用品をはじめ、「買い物」での来訪、次いで、「金融機関（銀行・郵便局）」での来訪が高くなっている一方で、休日は、「外食」、「ホール等の施設での催し・イベント」、「まちなかでのイベント」などが平日を上回っており、まちなかでの時間を過ごす目的での来訪がみられる。

一方で、平日・休日ともに、「1時間程度」が約5割と最も高く、より時間消費を進める必要がある。

中心市街地のイメージについては、「お店が多く賑わいがあるまち」、「酒造りなどの日本文化を感じられるまち」、「鉄道の乗換がしやすい利便性の高いまち」を挙げる回答が高くなっているなど、これまでの中心市街地の取り組みにより、伊丹市の中心市街地を特徴づけるまちのイメージが定着してきているといえる。

中心市街地のまちづくりにおいて、最も重要なこととして挙げられたものとして、「普段の買い物店（食料品等）の充実」が平日・休日ともに最も割合が高く、休日の回答者では、「酒蔵が残るまちを活用した観光の充実」や「昼間営業の魅力的な飲食店の充実」といった点、平日では、「地域の魅力を活かした個性ある商店街の活性化」といった点を挙げる回答が多いなど、商業環境の強化を求める声が多いといえる。

②商業者アンケート(令和3年度実施)に基づく把握・分析

ア. 商業者アンケートの実施概要

(1)実施の目的

伊丹市の中心市街地の活性化に関する数値目標の指標を設定するために、商業者の意向調査を行った。

(2)調査実施方法

中心市街地活性化エリア内の商店街に対して、会長を通じて配布、各店舗にて回答するかたちで行った。

回答方式は、webによる回答又はアンケート票への記入による回答の2通りとし、各店舗にて選択して回答するものとした。

(3)調査日時

令和3年8月13日(金)～9月10日(金)

(4)調査対象

【中心市街地エリア内の商店街】

	商店会名	会員数	回収数
1	伊丹郷町商業会	123	21
2	アリオ名店会	38	24
3	伊丹ショッピングデパート	35	14
4	伊丹みやのまち3号館商人会	10	3
5	伊丹みやのまち4号館商人会	13	2
6	伊丹阪急駅東商店会	50	7
7	宮ノ前商店会	14	12
8	伊丹酒蔵通り協議会	37	27
9	リータ商店会	57	26
10	伊丹西台商店会	34	26
11	伊丹中央サンロード商店街振興組合	38	27
12	ボントン名店会	14	9
	所属商店会無回答	-	6
	合計	463	204

※令和3年8月1日現在(複数の商店会に所属する重複店舗を含む)

(5)回収数

Web	調査票	計
84	120	204

2. 調査結果

(1) お店について

経営形態は「個人」と「法人」がほぼ5割ずつであり、法人の割合が若干高い。

業種としては、「飲食業」が27.6%と最も高く、ついで「サービス業」が19.7%、「衣料品・寝具・身の回り品」が12.3%となっている。

営業年数は、「20年以上」が43.3%と最も高く、ついで「10~20年未満」が22.7%、「5~10年未満」が18.2%となっている。

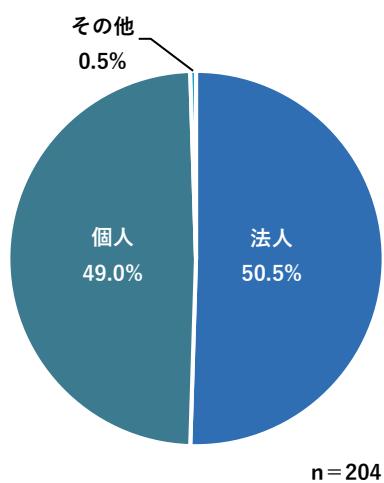
経営者の年代は50歳代、40歳代がともに25%前後、70歳代、60歳代が20%前後となっており、30歳代が11%、20歳代が1%と30歳代以下の割合が低くなっている。

経営者の代数は創業者が半数以上を占め、次いで2代目、3代目となっている。居住地は伊丹市内在住が6割近くとなっている。

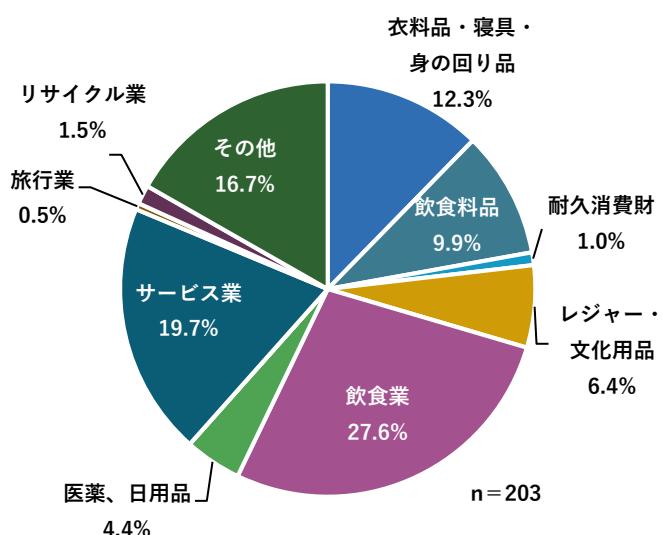
売り場面積は「10~30坪未満」が48%と最も多く、次いで「10坪未満」が27%、「30~60坪未満」が14%となっている。

営業時間は10時~19時頃までの店舗が多数を占めるが、深夜帯が営業時間の店舗も少数ながら存在する。

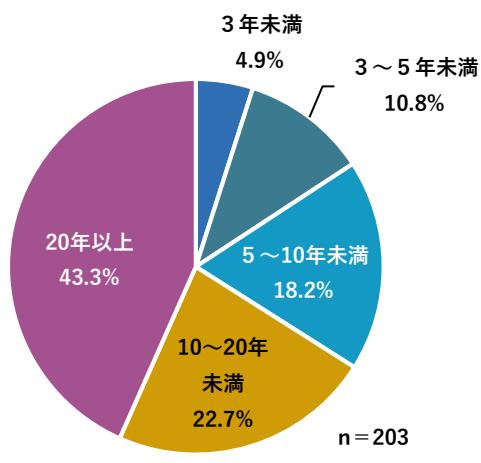
1) 店の経営形態



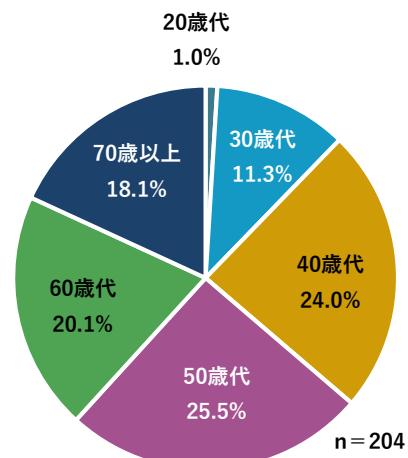
2) 業種



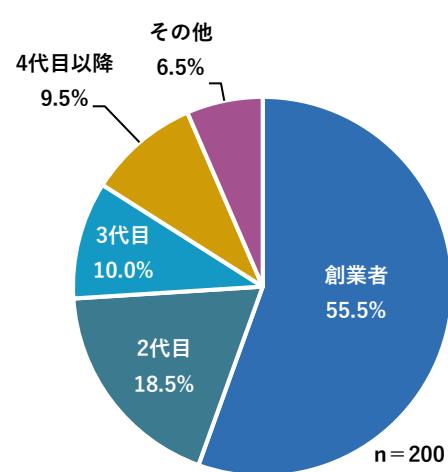
3) 営業年数



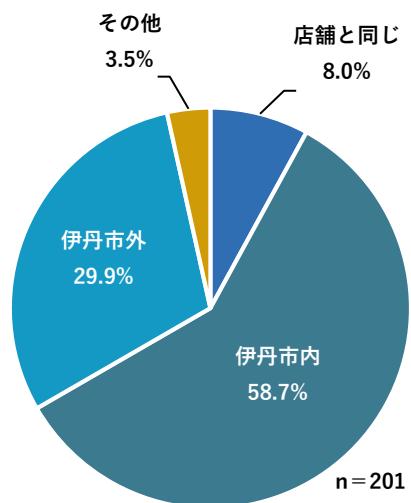
4) 経営者の年代



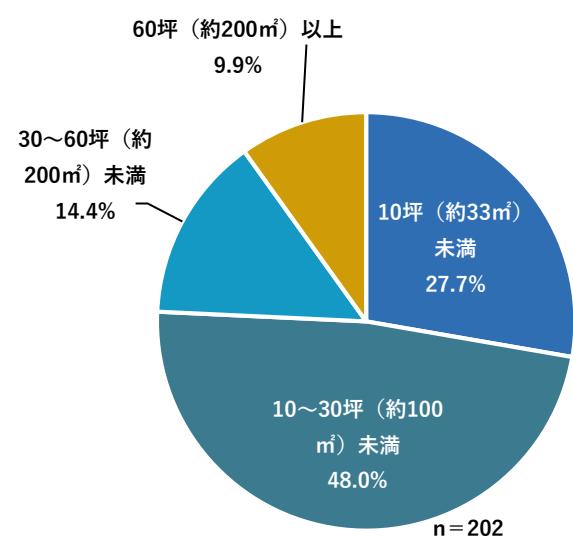
5)代数



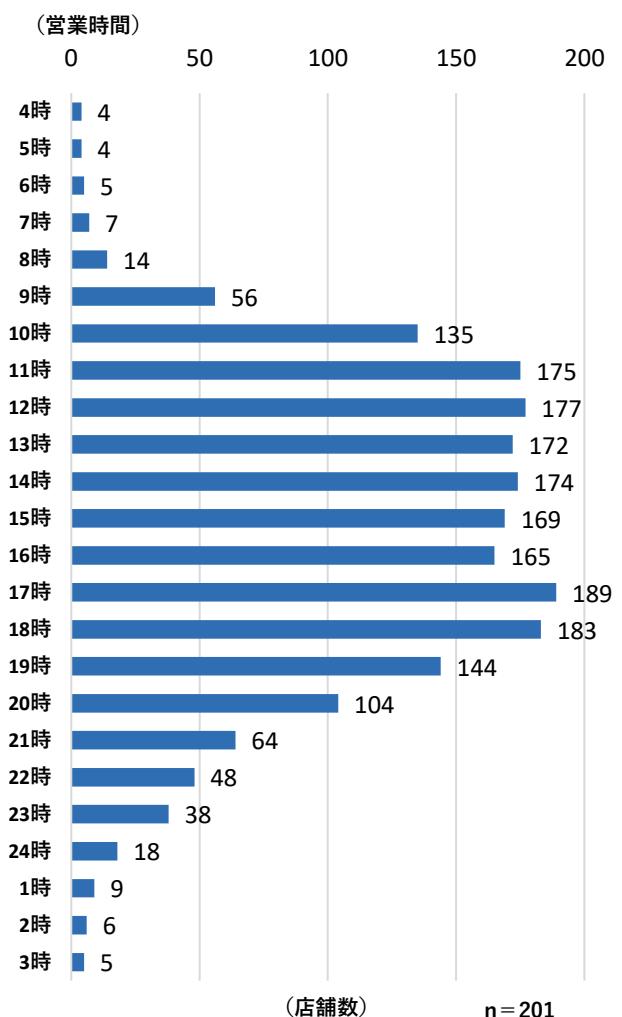
6)居住地



7)売り場面積



8)営業時間

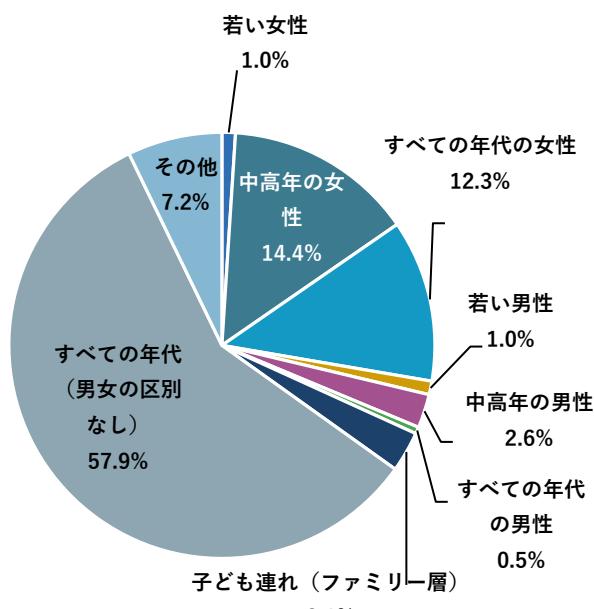


(2)店の特徴(ターゲットや強み)

男女区別なく全ての年代をターゲットにしている店舗が 57.9%と最も多く、次いで「中高年の女性」が 14.4%、「すべての年代の女性」が 12.3%となっており、男性のみ、子ども連れ（ファミリー層）をメインターゲットにしている店舗は少ない。

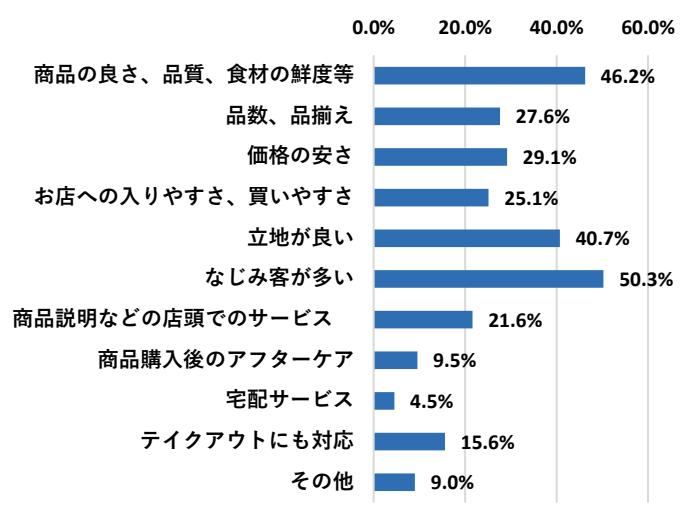
お店の自慢、強みとして「なじみ客が多い」が 50.3%と最も多く、次いで「商品の良さ、品質、食材の鮮度等」が 46.2%、「立地が良い」が 40.7%と続く。

1)主なターゲット



n = 195

2)お店の自慢・強み(複数回答あり)



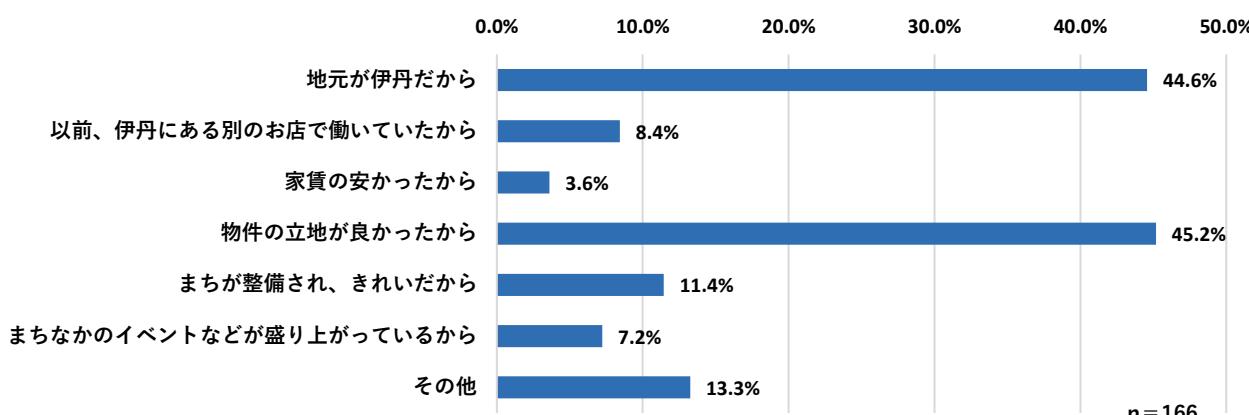
n = 199

(3)伊丹市で商売をはじめた理由と利点

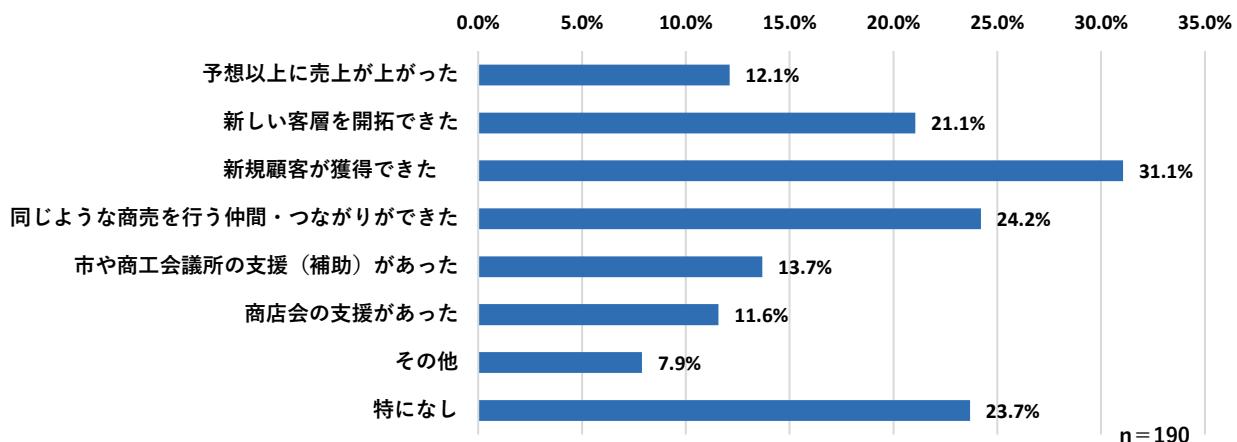
商売をはじめた理由は、「物件の立地が良かったから」と「地元が伊丹だから」がともに約 45%と高く、次いで「まちが整備され、きれいだから」の 11.4%となっている。

中心市街地で商売をはじめてよかった点として、「新規顧客が獲得できた」が 31.1%と最も高く、次いで「同じような商売を行う仲間、つながりができた」が 24.2%、「新しい客層を開拓できた」が 21.1%となっている一方、「特になし」という回答も 23.7%と比較的高い割合となっている。

1)伊丹市で商売をはじめた理由(複数回答あり)



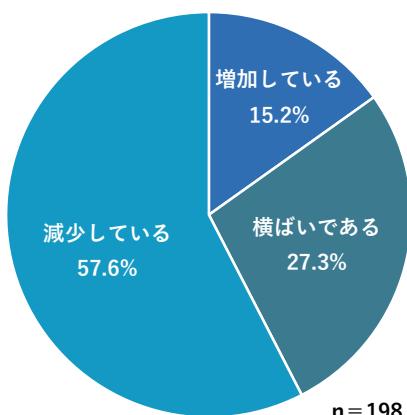
2)伊丹の中心市街地で営業をはじめてよかつた点(複数回答あり)



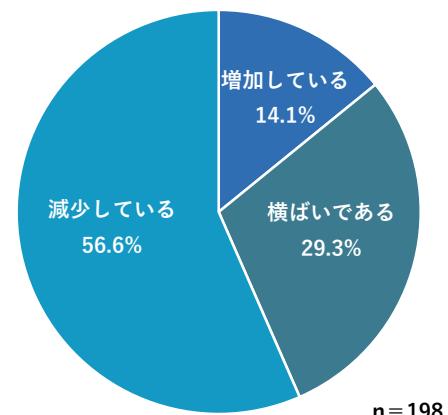
(4)店の商売の状況(※新型コロナウイルス感染症拡大前を想定して回答)

来店客数、売上高ともに減少しているという店舗が半数以上を占めており、増加していると答えた店舗は15%前後と少数である。

1)来店客数

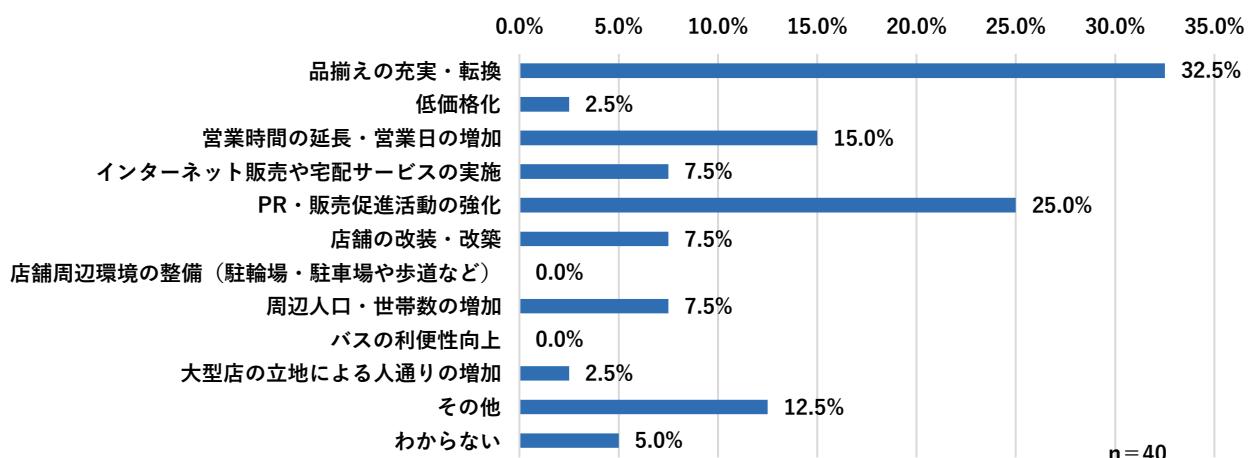


2)売上高



①売上高増加の理由(複数回答あり)

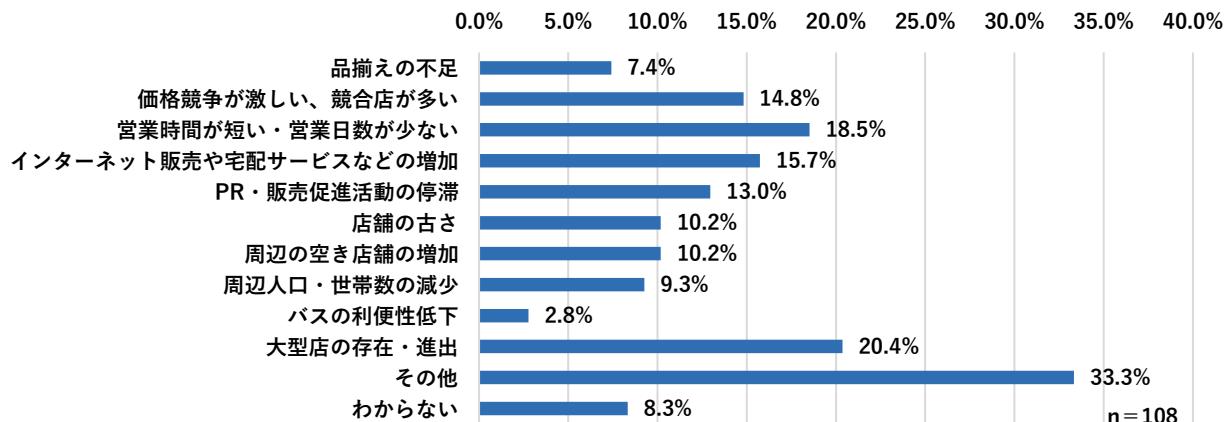
売上高増加の理由としては、「品揃えの充実・転換」が32.5%と最も高く、次いで「PR活動、販売促進活動の強化」の25.0%となっている。



②売上高減少の理由(複数回答あり)

売上高減少の理由としては「その他」が最も高く、「新型コロナウイルス感染症の影響」や「取扱商品の需要が下がっている」との意見が見受けられた。

「その他」以外の回答では、「大型店の存在、進出」が20.4%と最も高く、次いで「営業時間が短い・営業日数が少ない」の18.5%、「インターネット販売や宅配サービスなどの増加」の15.7%となっている。

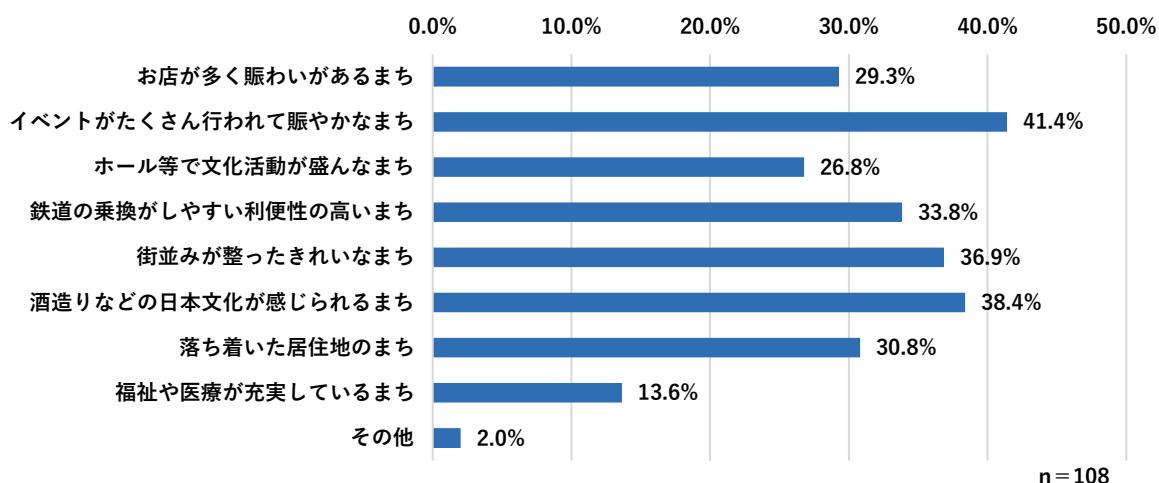


(5)中心市街地の現況について

1)中心市街地のイメージ(複数回答あり)

中心市街地のイメージとして、「イベントがたくさん行われて賑やかなまち」が41.4%と最も多く、次いで「酒造りなどの日本文化が感じられるまち」が38.4%、「街並みが整ったきれいなまち」が36.9%となっている。

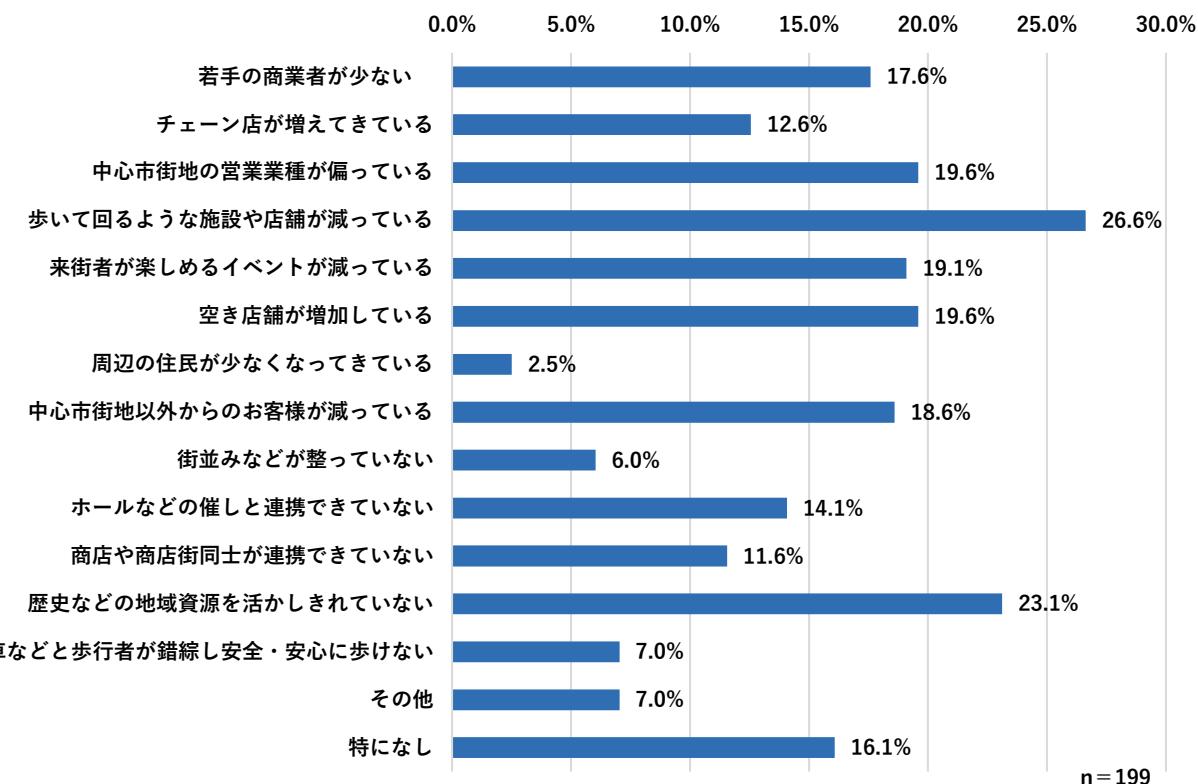
前回調査で50.8%と一番高かった「お店が多く賑わいがあるイメージ」は29.3%に減少している。



2)中心市街地としての課題(複数回答あり)

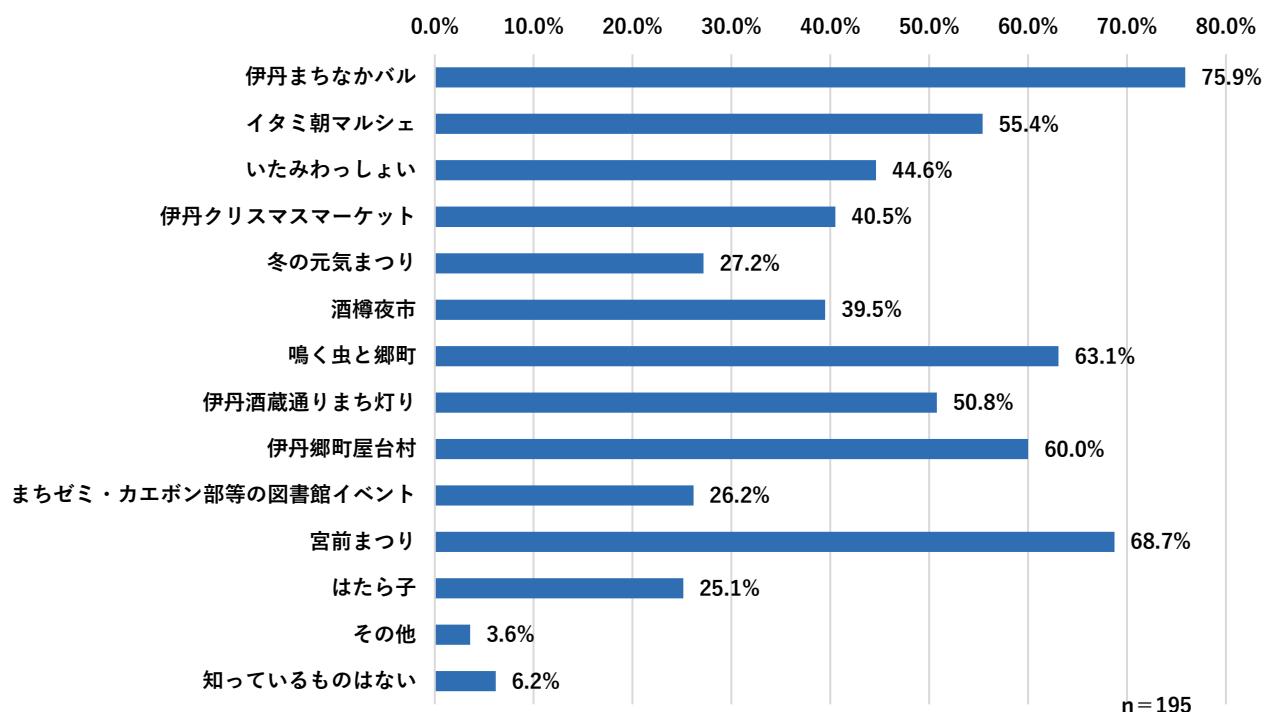
「歩いて回るような施設や店舗が減っている」が26.2%と最も高く、次点の「歴史などの地域資源を活かしきれていない」(23.1%)とあわせて中心市街地の課題として感じている商業者が多い。

前回調査で33.5%と最も高かった「空き店舗が増加している」は19.6%と割合が下がり、空き店舗に対する取り組みの効果がうかがえる。



3) 中心市街地のイベントで知っているもの(複数回答あり)

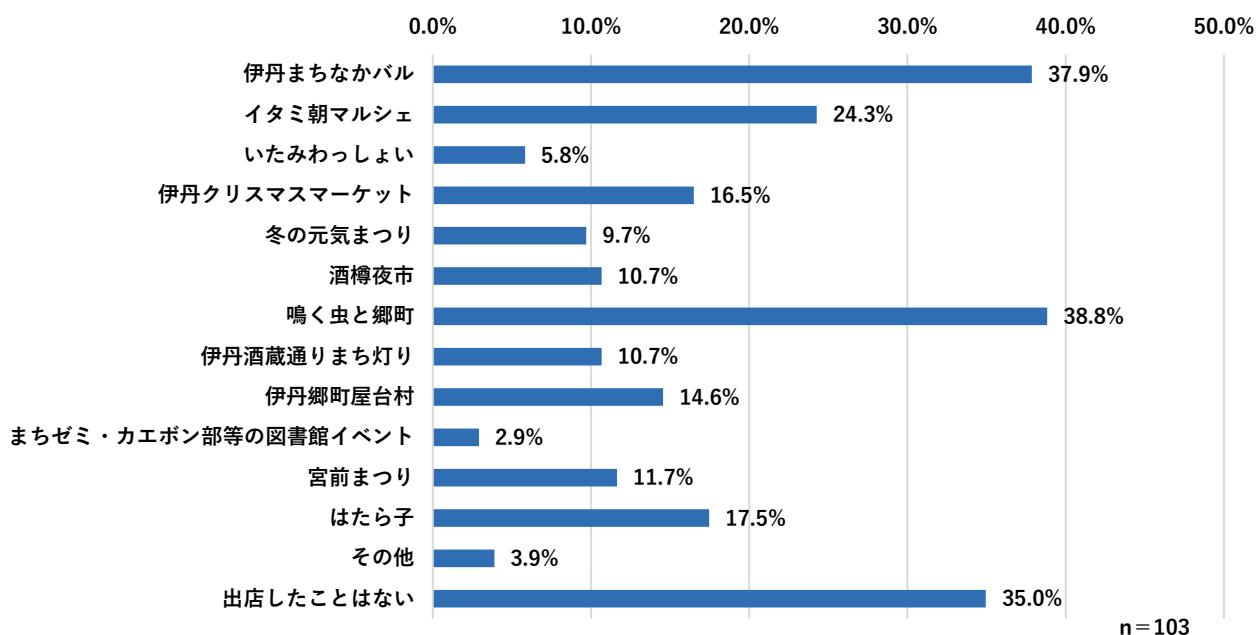
知っているイベントとしては、「伊丹まちなかバル」が75.9%と最も割合が高く、次いで「宮前まつり」、「鳴く虫と郷町」、「伊丹郷町屋台村」がいずれも60%を超えている。



4) 中心市街地のイベントで出店したことがあるもの(複数回答あり)

出店したことがあるイベントは「鳴く虫と郷町」が37.9%と最も高く、次いで「伊丹まちなかバル」の37.9%、「イタミ朝マルシェ」の24.3%となっている。

また、「出店したことがない」と答えた店舗は35%となっている。



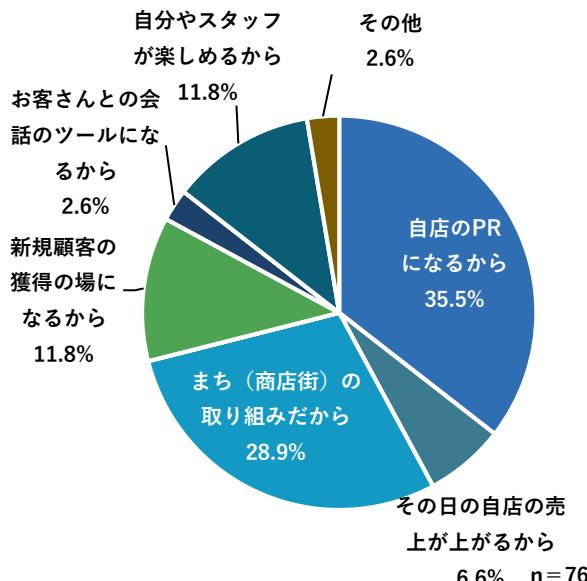
5) イベント等への出店等

出店理由としては、「自店のPRになるから」が35.5%と最も高く、次いで「まち(商店街)の取り組みだから」の28.9%と続き、「新規顧客の獲得の場になるから」と「自分やスタッフが楽しめるから」がともに11.8%となっている。

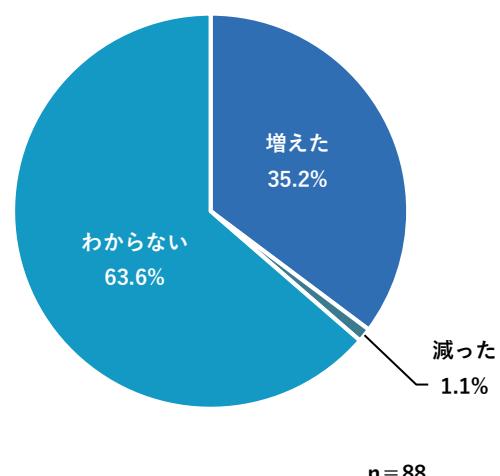
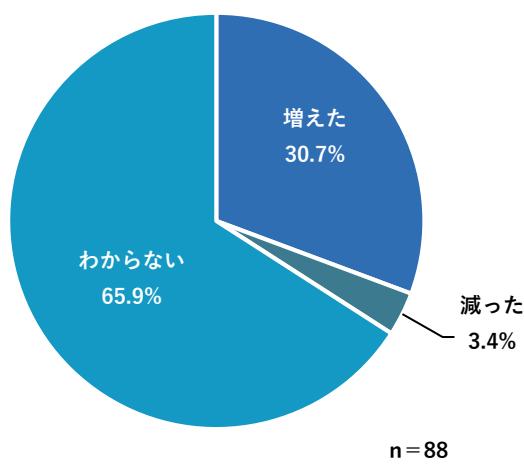
イベント出店による時点の売り上げの変化と新規顧客の獲得については「わからない」が6割以上を占めている。売り上げの変化について「増えた」の回答割合が30.7%であるのに対し、新規顧客が「増えた」という回答は35%となっており若干割合が高い。

イベントに出店しない理由としては、「参加できる業種、業態ではないから」が66%と最も高く、次いで「スタッフが少なく手が回らないから」の29.1%となっている。

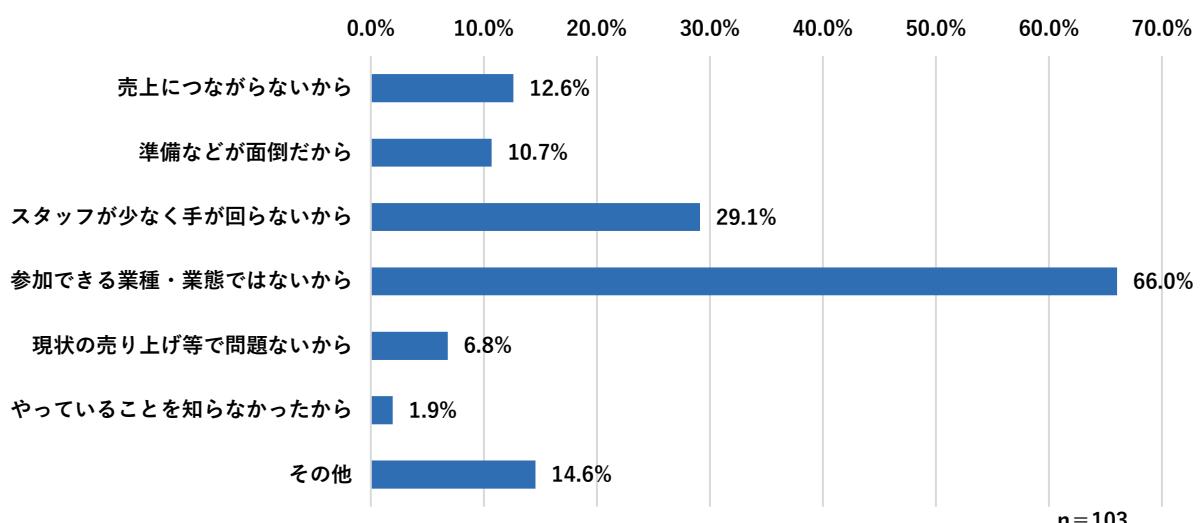
①出店理由



②イベント出店による自店の売り上げの変化 ③イベント出店による新規顧客獲得



④イベントに出店しない理由(複数回答あり)

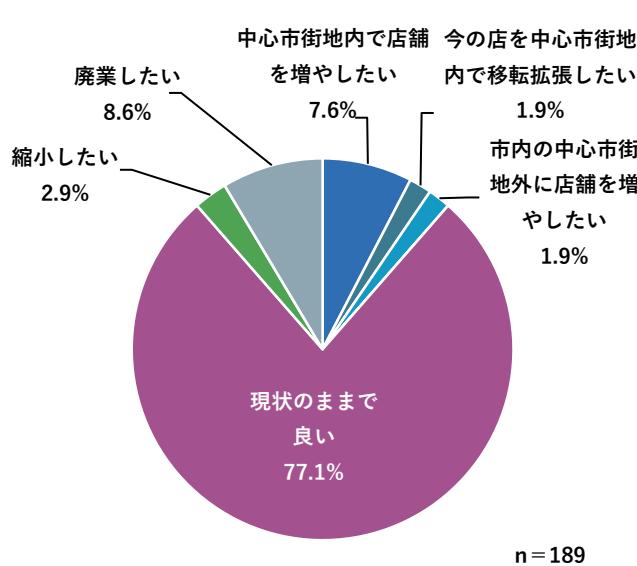


(6)今後の営業について

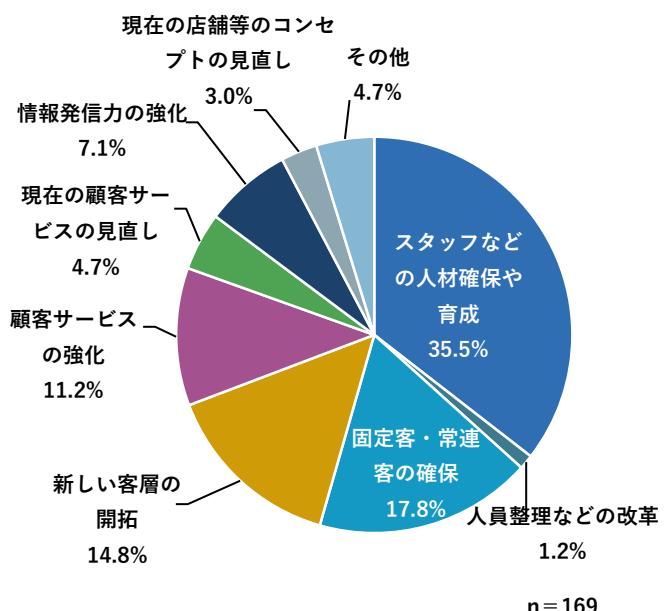
5年後の営業について、「現状のままで良い」が77.1%を占めるが、中心市街地内で店舗を増やしたい、拡張したいという店舗も合わせて10%程度存在する。

今後お店を続けていくために重要なこととしては「スタッフなどの人材確保や育成」が35.5%と最も多く、次いで「固定客・常連客の確保」の17.8%、「新しい客層の開拓」の14.8%となっている。

1)5年後の営業方針

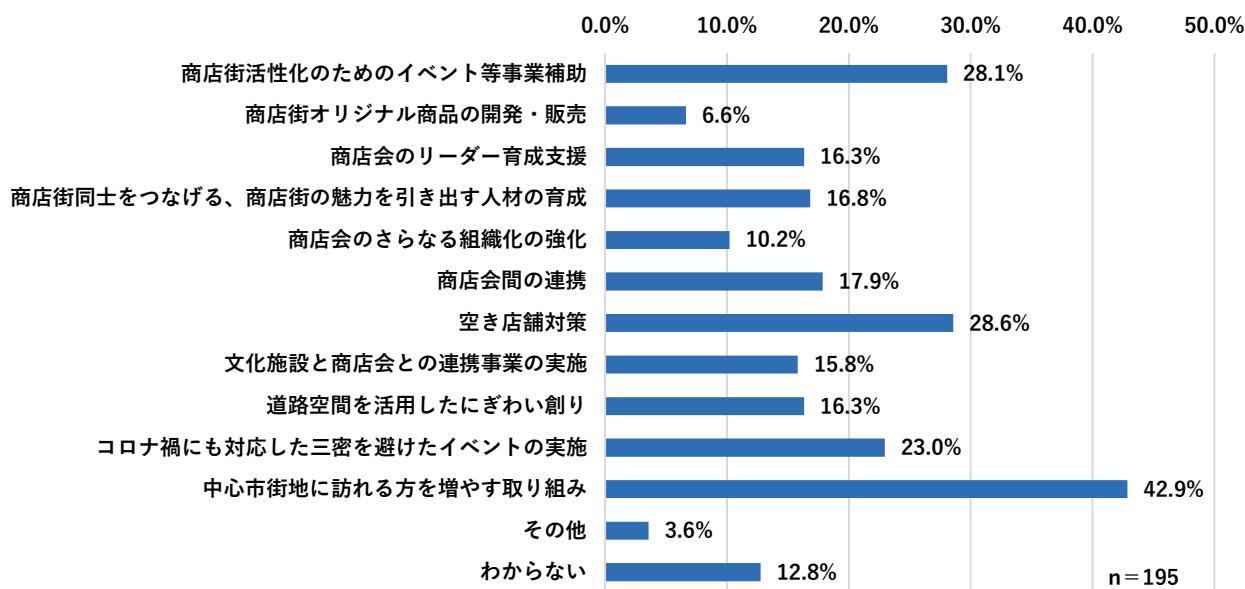


2)今後お店を続けていくために重要なこと



3) 中心市街地活性化・商業振興等において必要と思われる施策

中心市街地活性化・商業振興等において必要と思われる施策としては、「中心市街地に訪れる方を増やす取り組み」が42.9%と最も高く、ついで「空き店舗対策」が28.6%、「商店街活性化のためのイベント等事業補助」が28.1%となっている。



(7)まとめ

回答者の約4割が40歳代以下であり、営業年数も10年末満が約3割と比較的新規で創業した若い世代が多い。また、創業者が5割を超えており、また、伊丹市内に在住が約3分の2であり、伊丹市出身も約4割であることから、今後も継続して事業を行なながら、まちに関わることが期待できるまちの担い手が多くいるといえる。

営業店舗は100m²未満が全体の4分の3となっており、比較的小規模な店舗が多い。

まちなかでのイベントについては、「伊丹まちなかバル」が7割を超えるなど、認知度は比較的高く、「伊丹まちなかバル」や「鳴く虫と郷町」などは出店したことがあるとの回答も比較的高い。

出店したことのある回答者からは、参加することで自店のPRや売り上げにつながるという回答がみられる一方で、「出店したことない」が3割を超え、その理由が「参加できる業種・業態ではないから」が約7割となっており、中心市街地の店舗全体の認知度や売り上げにつながる取り組みが必要といえる。

5年後の営業方針は約8割が「現状のままで良い」と最も多いため、「廃業したい」、「中心市街地内で店舗を増やしたい」がそれぞれ一定数あるなど、中心市街地における変化に対応しながら活性化をつないでいく必要がある。また、店舗継続にあたっては「スタッフなどの人材確保や育成」のほか、「固定客・常連客の確保」が約2割となっており、来街者をリピーターにつなげていく取り組みが必要である。

中心市街地に必要なものとしては、「中心市街地に訪れる方を増やす取り組み」が4割を超え最も高い。まずは中心市街地への来訪動機を高める取り組みを中心市街地全体で取り組んでいくことが重要といえる。

③PTA アンケート(令和 3 年度実施)に基づく把握・分析

ア. PTA アンケートの実施概要

(1)調査の目的

「第 3 期伊丹市中心市街地活性化基本計画」の策定や取組について検討にあたり、市内小学校 26 校の PTA を対象に、中心市街地への来訪状況や取組に対する意見等を把握するためにアンケート調査を実施した。

(2)調査方法

web 回答用の QR コードを記載した調査票を配布し、web での回答を依頼した。配布数は、780 (30×26 校) である。

(3)回収数

回収数:103 (回答率: 13.2%)

イ. 調査結果

(1)回答者属性

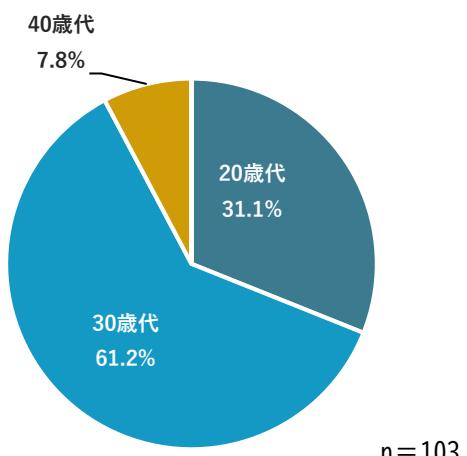
1)年代及び職業

年代としては、30~40 歳代、家事専業または、パート・アルバイトの回答者が多い。

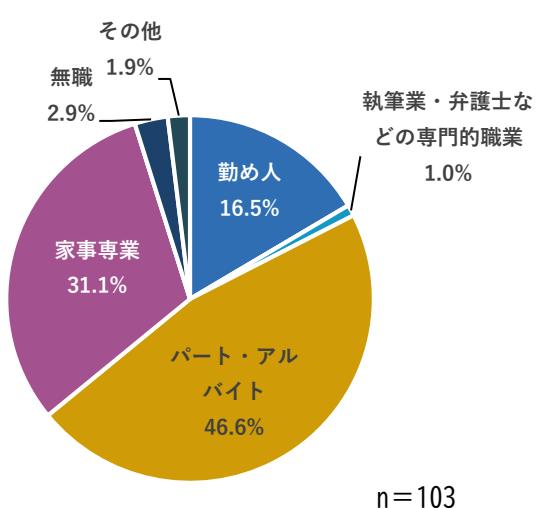
小学校区別にみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校区によって回答率に大きく差があり、子どもの人数は、「2 人」が 6 割を超えている。

伊丹市に住んでいる期間は「10 年以上 20 年未満」が 47.6% と最も高く、転居したきっかけについては「結婚」の 42.7% が最も高い。

■年代

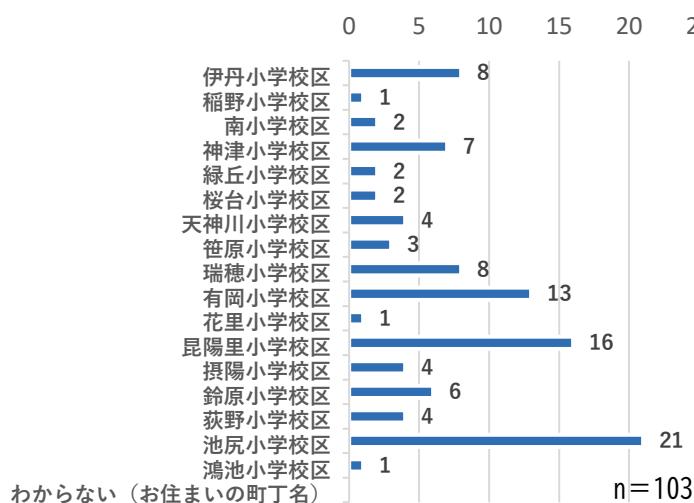


■職業

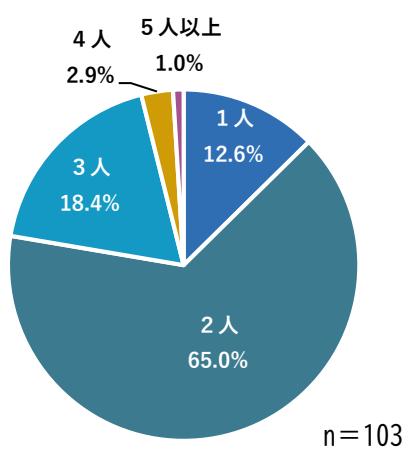


3) 小学校区と子どもの人数

① 小学校区

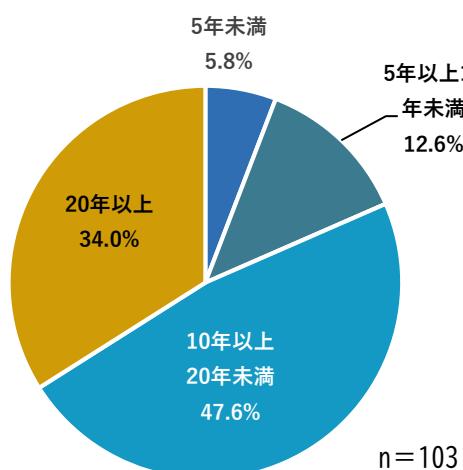


② 子どもの人数

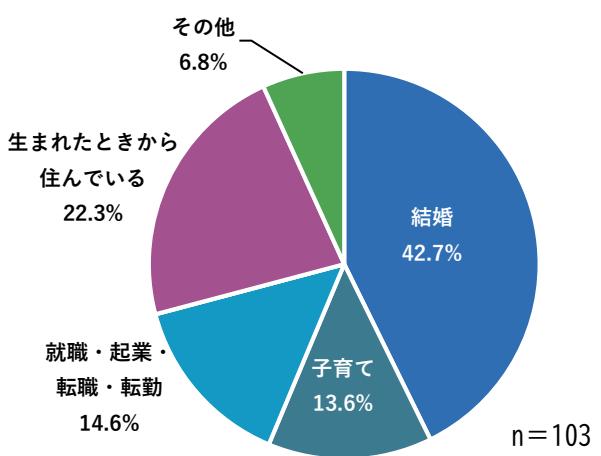


4) 居住の状況

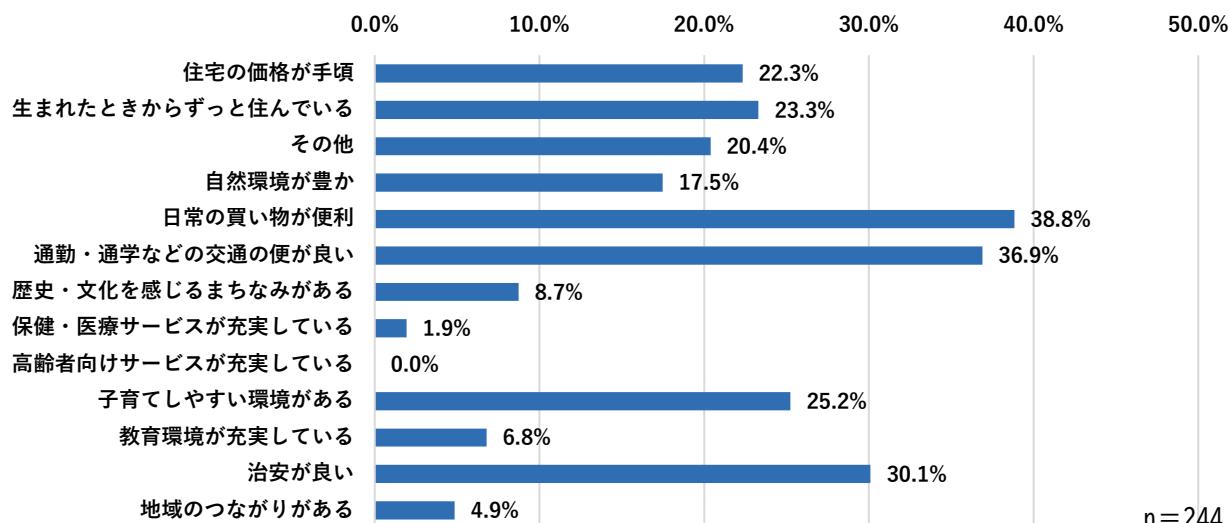
① 居住期間



② 伊丹市内に転居したきっかけ



③ 伊丹市を居住地に選んだ理由

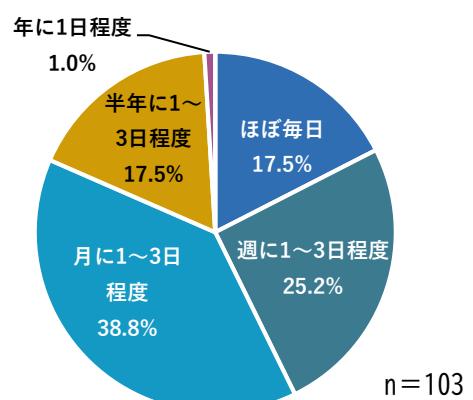


(2) 中心市街地への来訪状況※新型コロナウイルス感染症拡大前を想定して回答

1) 来訪頻度

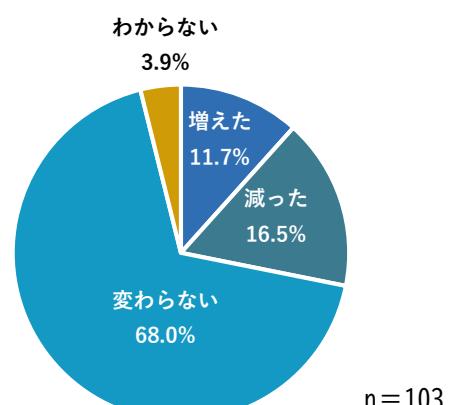
「月に1～3回程度」が最も高く約4割となっている。

「ほとんど毎日」、「週に1～3回程度」の合計が約4割で、頻度高く来訪される層が一定割合存在するといえる。



2) 最近5年間での来訪頻度の変化

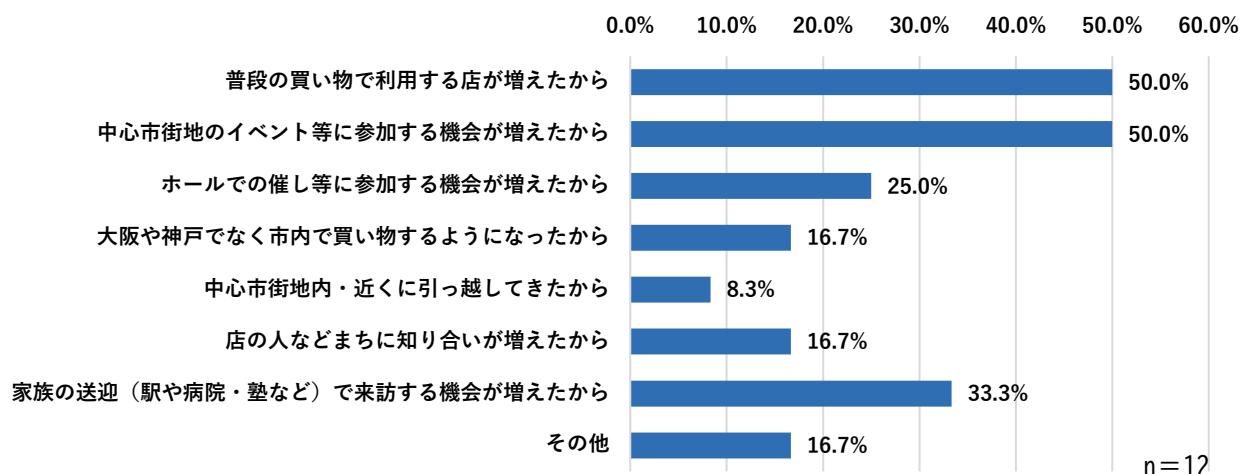
最近5年間「変わらない」が約7割で最も多い。ついで、「減った」が高くなっている。



① 来訪頻度の増加理由

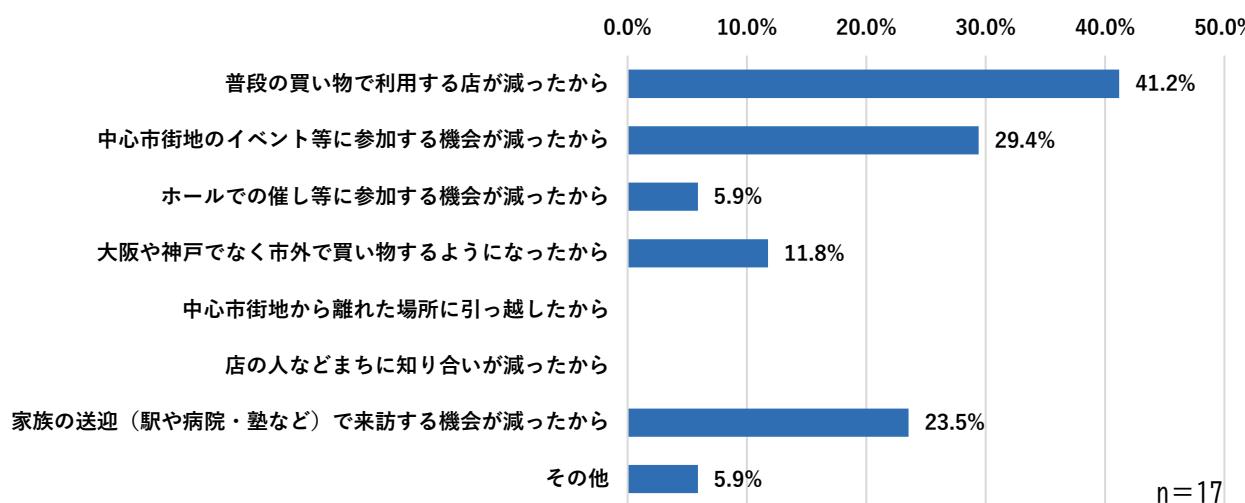
来訪頻度が増えた理由としては、「普段の買い物で利用する店が増えたから」、「まちなかのイベント等に参加する機会が増えたから」がそれぞれ5割となっている。

「家族の送迎(駅や病院・塾など)で来訪する機会が増えた」が次に多い。



②来訪頻度の減少理由(複数回答あり)

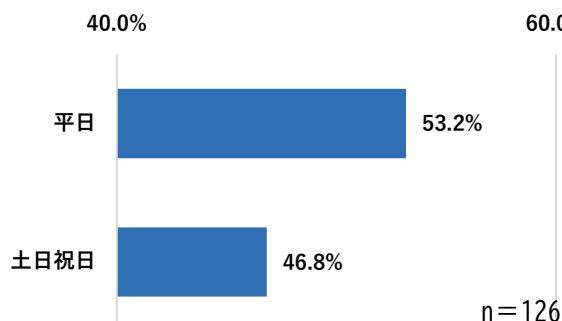
来訪頻度が減った理由として、「普段の買い物で利用する店が減った」が約4割と割合が最も高く、「まちなかのイベント等に参加する機会が減った」が次に高い。



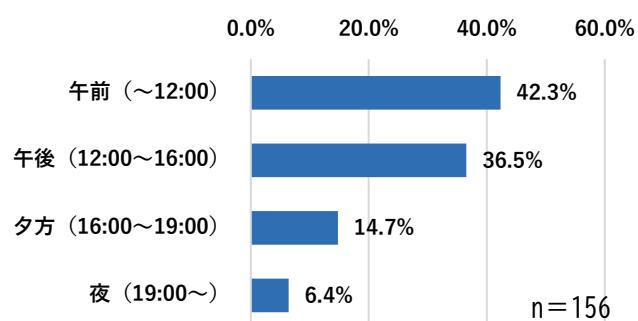
3)中心市街地に来訪する際の曜日や時間帯について

来訪する曜日は「平日」の回答割合がやや高い。時間帯は午前が約4割と最も高く、次いで午後となっている。

①曜日(複数回答あり)

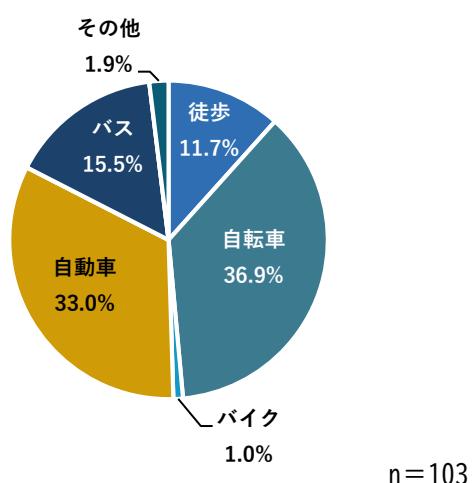


②時間帯(複数回答あり)



4)中心市街地を訪れる際の交通手段

「自転車」が約4割と最も高く、次いで「自動車」、「バス」、「徒歩」の順である。

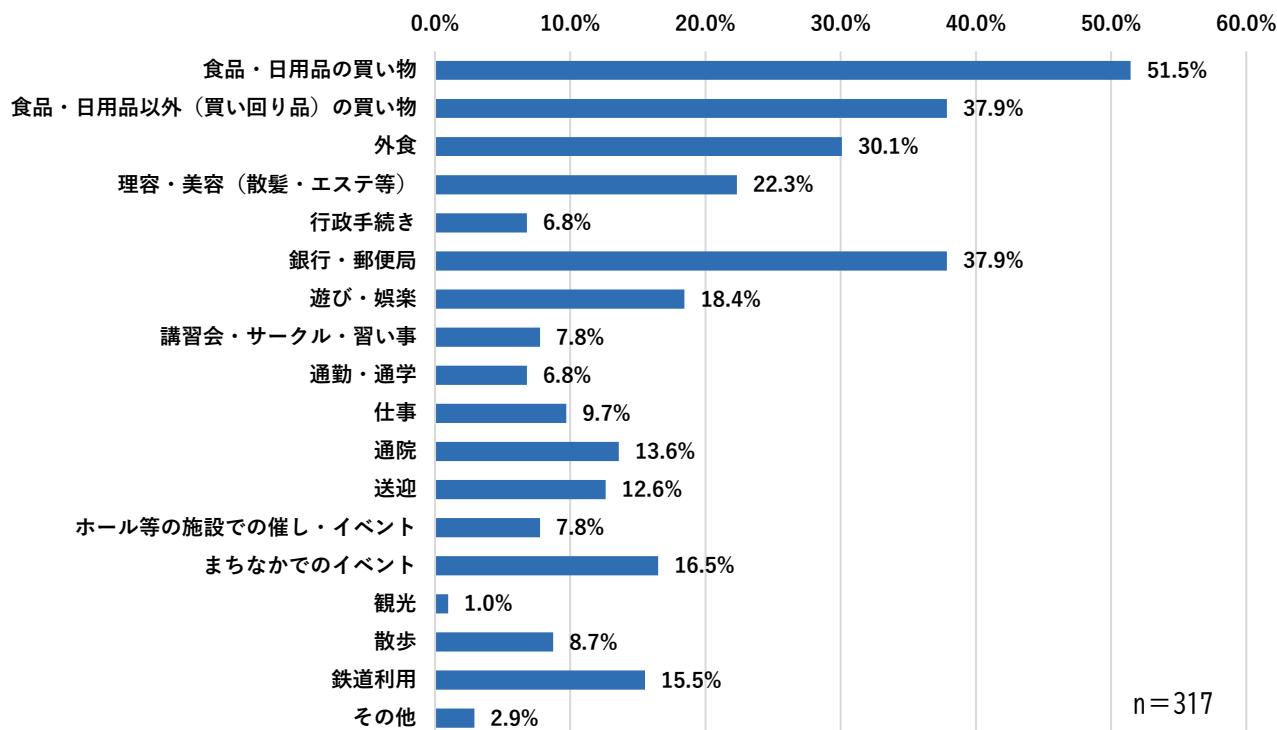


(3) 来訪目的・滞在時間等※新型コロナウイルス感染症拡大前を想定して回答

1) 中心市街地への来訪目的(複数回答あり)

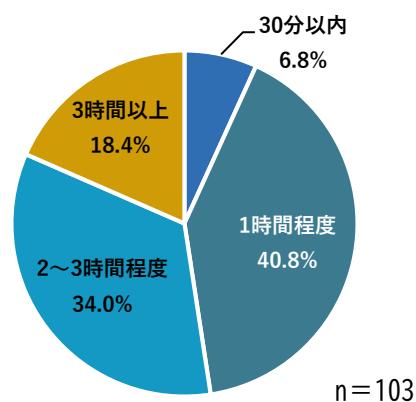
食品・日用品や買回り品などの、「買い物」での来訪が高くなっている。次いで、「金融機関（銀行・郵便局）」、「外食」での来訪が高くなっている。

「まちなかでのイベント」での来訪が前回調査では5.3%だったのに対し、16.5%と大きく増加傾向にある。



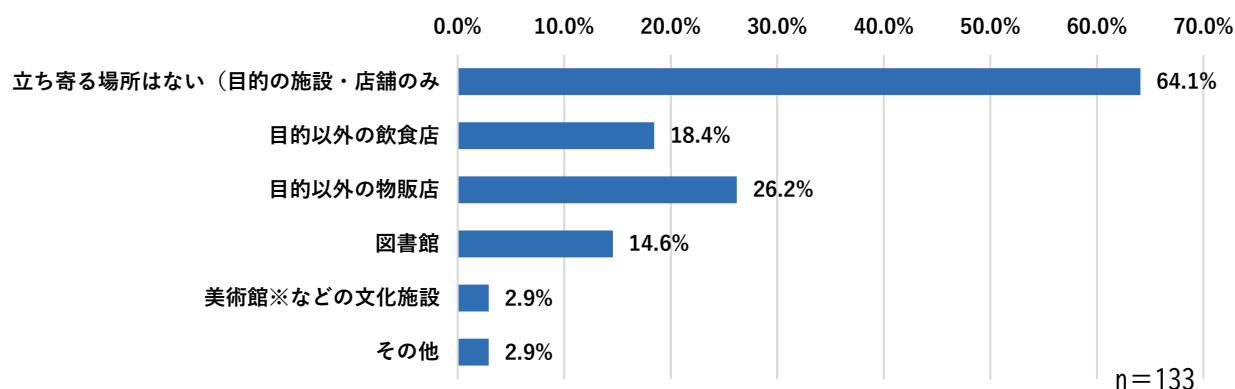
2) 中心市街地来訪時の滞在時間

「1時間程度」が約4割と最も高く、次いで「2~3時間程度」（約34%）となっている。



3) 中心市街地来訪の際に立ち寄る場所(複数回答あり)

「立ち寄る場所はない(目的の施設・店舗のみ)」が最も高く6割を超えており、目的以外の飲食店や物販店に寄る割合は2割前後となっている。

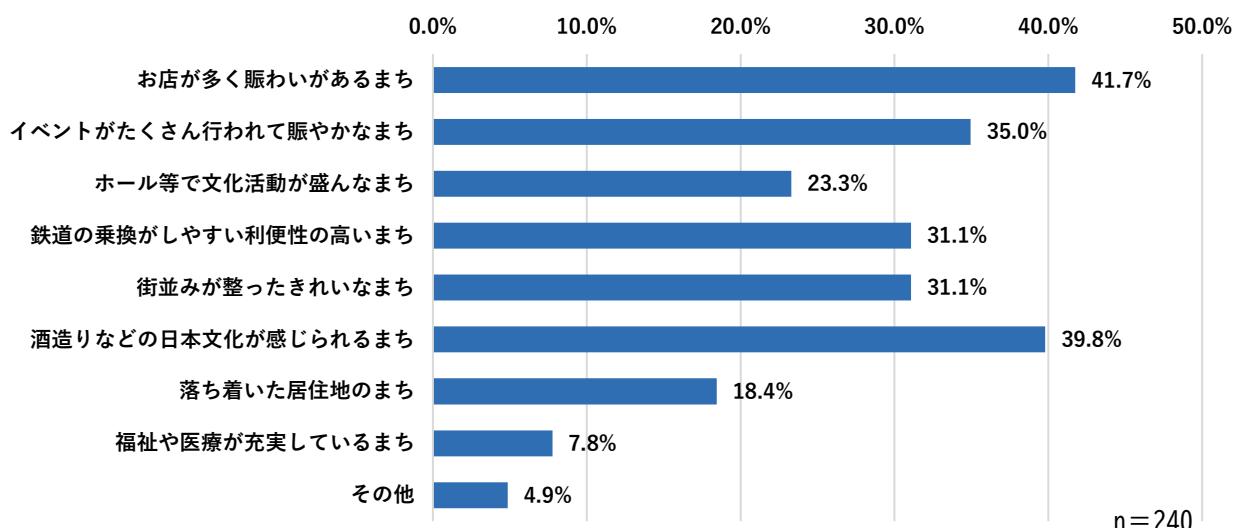


(4) 中心市街地のイメージ等

1) 中心市街地のイメージ(複数回答あり)

「お店が多く賑わいがあるまち」(約42%)、「酒造りなどの日本文化が感じられるまち」(約40%)が高くなっている。

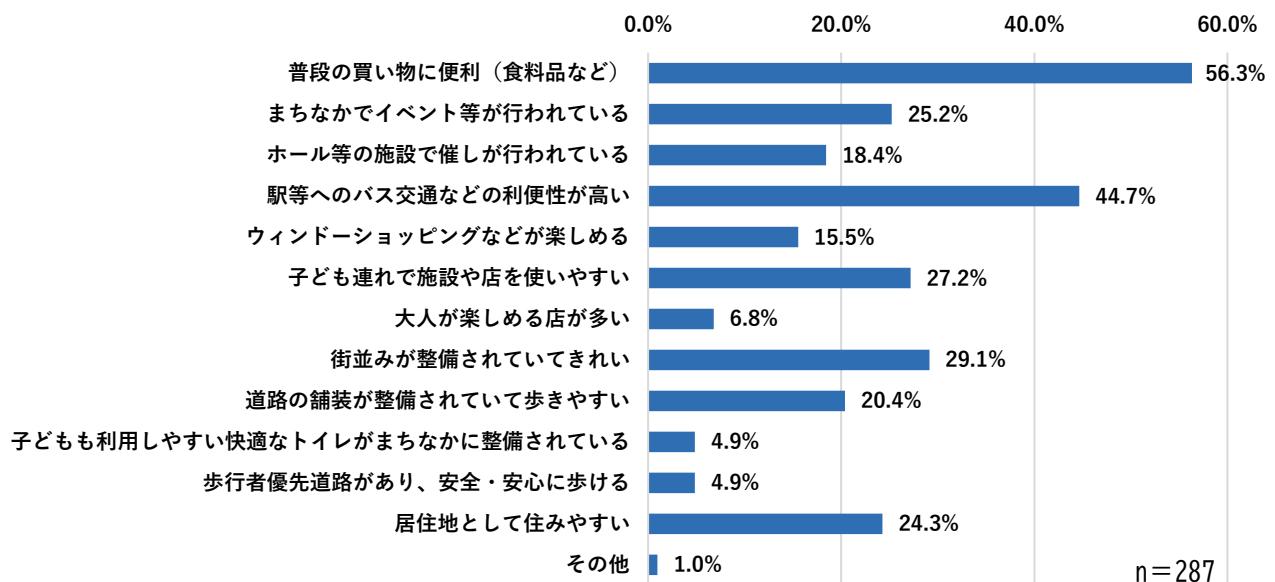
前回調査に比べ、「ホール等で文化活動が盛んなまち」が下がった一方で(約26%→約23%)、「イベントがたくさん行われて賑やかなまち」(約24%→約35%)、「街並みが整ったきれいなまち」(約21%→約31%)が高くなっている。



2)伊丹のまちなか(中心市街地)の満足している点(複数回答あり)

「普段の買い物に便利」(約 56%)、「駅などへのバス交通などの利便性が高い」(約 45%) の順に高くなっている。

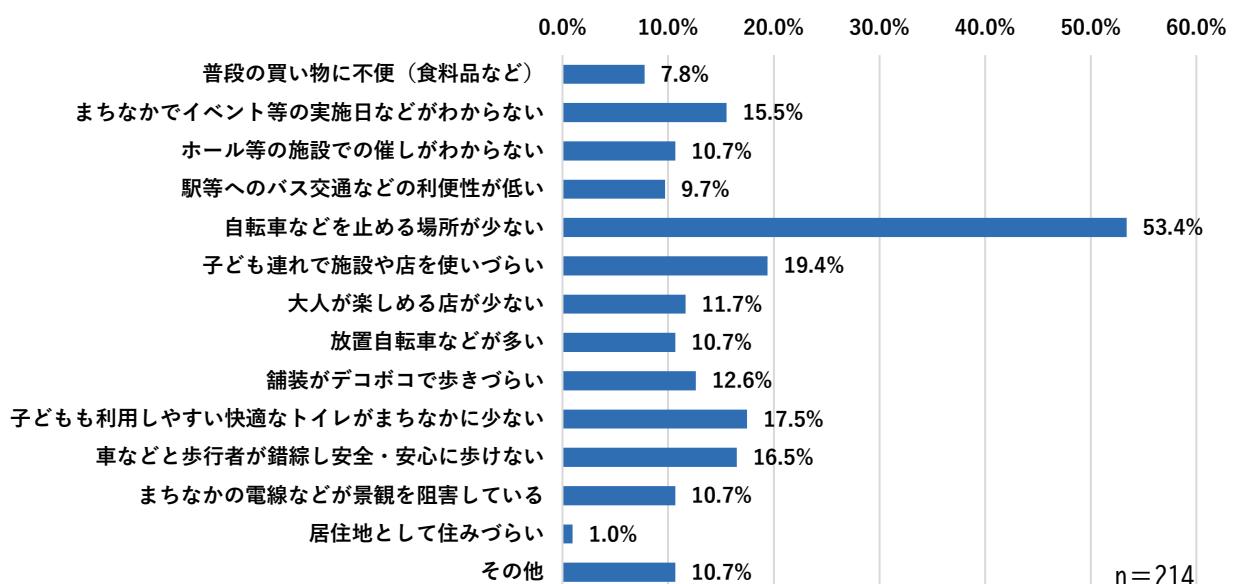
「居住地として住みやすい」が前回調査に比べ、増加している。(約 8%→約 24%)



3)伊丹のまちなか(中心市街地)の不満な点(複数回答あり)

「自転車などを止める場所が少ない」が最も高く5割を超えており、「子ども連れて施設や店を使いづらい」(約 19%)、「子どもも利用しやすい快適なトイレが少ない」(約 18%) と、子ども連れの視点での指摘が高くなっている。

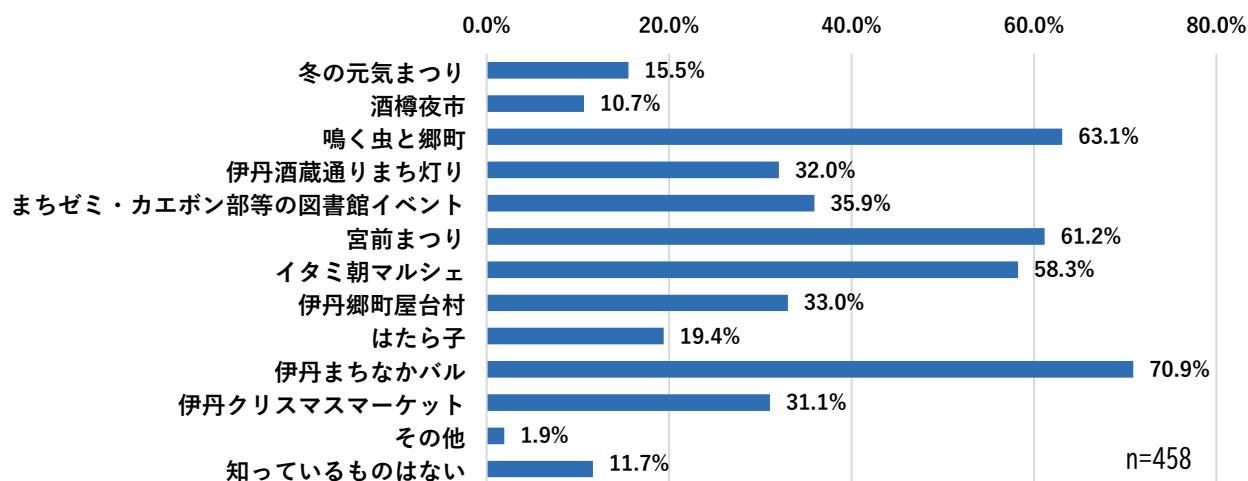
前回2番目に高かった「放置自転車などが多い」は減少している。(約 24%→約 11%)



(5)中心市街地のイベントの認知度等

1)中心市街地で開催されるイベントの認知度(複数回答あり)

「伊丹まちなかバル」、「鳴く虫と郷町」、「宮前まつり」、「イタミ朝マルシェ」は5割を超える認知度がある。

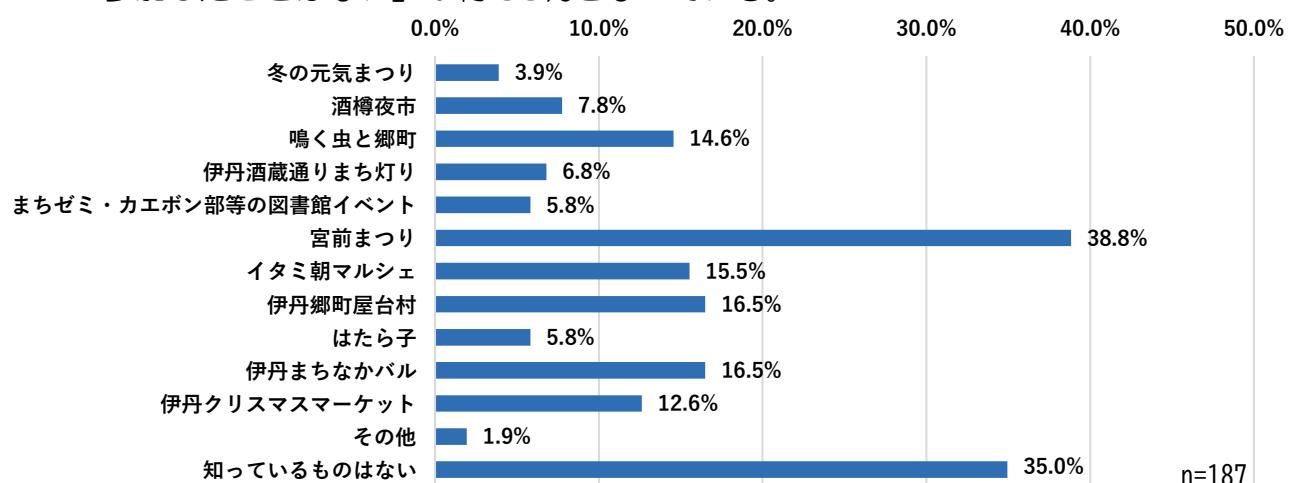


2)中心市街地で開催されるイベントへの参加経験(複数回答あり)

「宮前まつり」は約4割が参加したことがあると回答している。

認知度の高かった「伊丹まちなかバル」は約17%、「鳴く虫と郷町」は約15%、「イタミ朝マルシェ」は約16%となっている。

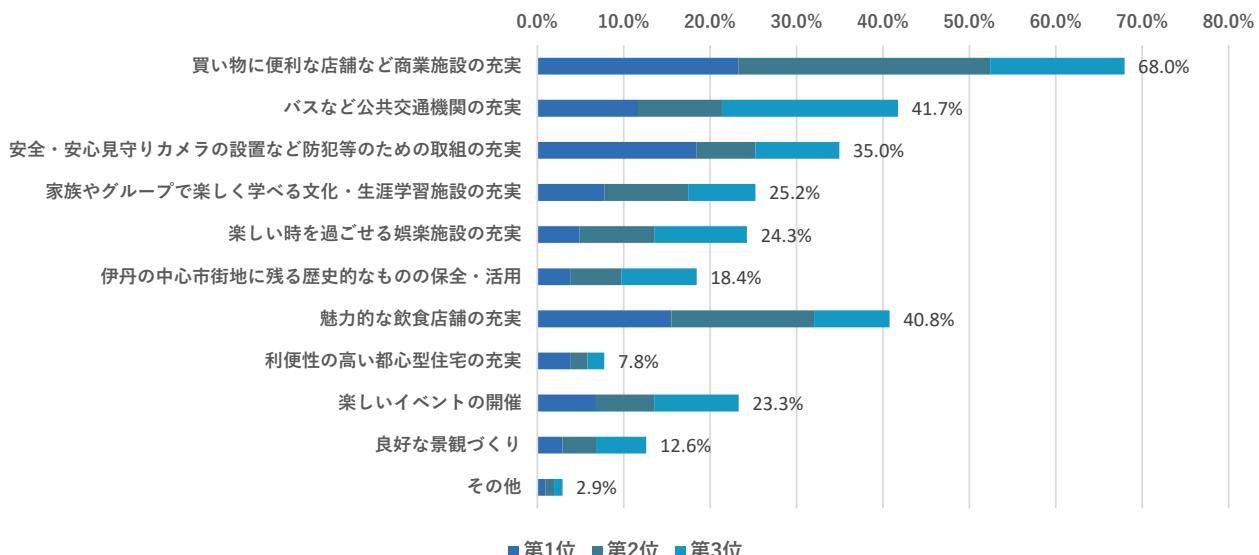
「参加したことはない」が約35%となっている。



(6) 中心市街地のまちづくりにおいて重要なこと(上位 3 つを回答)

最も重要なこととして挙げられたものとして順に、「買い物に便利な店舗など商業施設の充実」、「安全・安心見守りカメラの設置など防犯等のための取組の充実」、「魅力的な飲食店舗の充実」となっている。

特に「買い物に便利な店舗など商業施設の充実」、「魅力的な飲食店舗の充実」は 1 位から 3 位までで挙げられている回答数としても高くなっている。



(7) まとめ

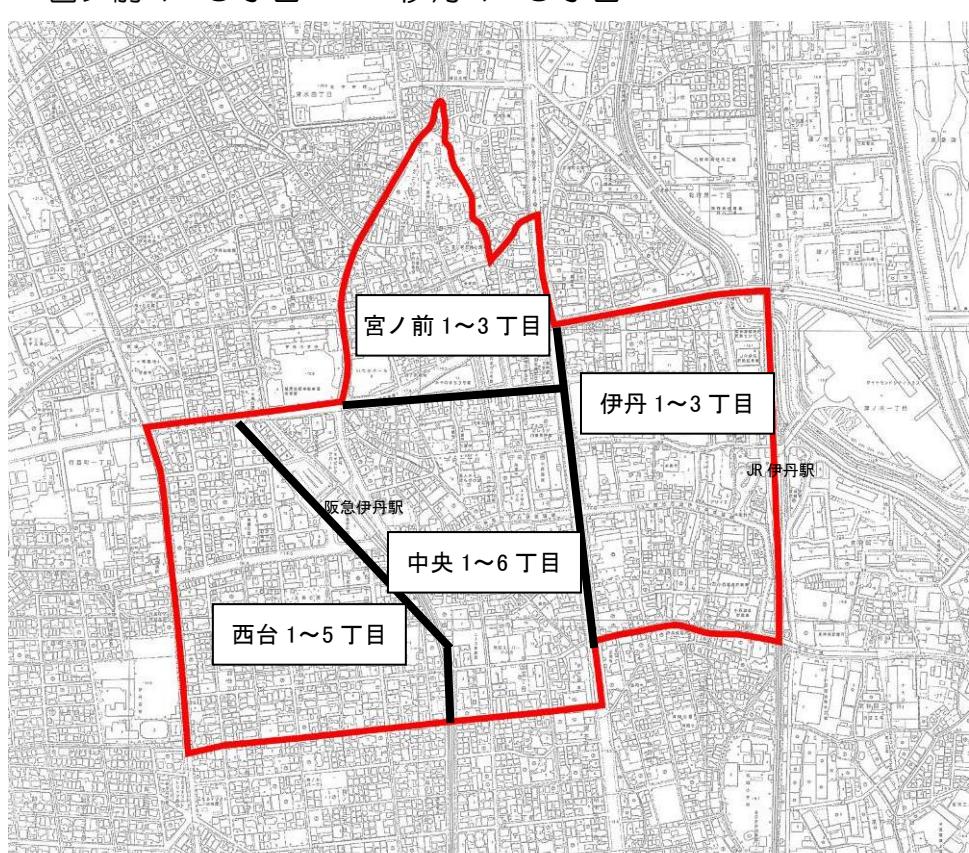
中心市街地への来訪目的は、「買い物」や「銀行・郵便局」などへの来訪が多く、目的地以外に「立ち寄る場所はない」の回答割合が高くなっている、必要に基づく来訪が多いといえる。

また、来訪頻度の増加理由として、「まちなかのイベント等に参加する機会」が「普段の買い物で利用する店の増加」とともに回答割合が最も高い一方で、中心市街地のイベントについては、伊丹まちなかバルをはじめ、認知度は高いものの、「参加したものはない」という回答が多いなど、子どもと一緒に参加できるイベントなど参加しやすいイベントの増加や既存のイベントのあり方の検討が必要と言える。

最も重要なこととして挙げられたものとしては、「買い物に便利な店舗など商業施設の充実」、「安全・安心見守りカメラの設置など防犯等のための取組の充実」、「魅力的な飲食店舗の充実」の割合が高く、買い物店や飲食店など中心市街地の商業機能の充実及び、防犯に関する取り組みを重要視する意見が多い。

[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組（前計画）の検証

①前計画の概要

計画期間	平成 28 年 4 月から令和 4 年 3 月（6 年）
面積	約 71.4ha
中心市街地の位置及び区域	<p>本市の中心市街地は、JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅を含み、商業業務施設、公共施設、金融機関など、多くの都市機能が集積し、本市の中心機能を担っている地域である。上位計画となる都市計画マスタープランにおいても「にぎわい交流ゾーン」という名称で「商業・業務、文化、交通の中心核」と位置付けられている地区を設定した。</p> <p>【対象区域】</p> <ul style="list-style-type: none">・西台 1～5 丁目・宮ノ前 1～3 丁目・中央 1～6 丁目・伊丹 1～3 丁目 

②基本方針と目標

(1)コンセプト

質の高い地域資源を活かし、選ばれるまちに
～にぎわいと郷町（まち）の活力（ちから）を未来（このさき）へ～

(2)目標

目標 1. 歩いて楽しい、文化の香り高い郷町（まち）なか

中心市街地内に多数有する文化施設を活用し、平成18年3月に認定された「ことば文化都市伊丹」特区の推進事業を中心とした取り組みを引き続き、精力的に行うことにより、“ことばと文化を大切に育む”伊丹市の「ことば文化都市」としてのイメージの発信・定着・確立を図る。

また、伊丹郷町の魅力を高めるために、文化や景観を活かした道路空間などの環境整備を行い、中心市街地への来街意欲の向上、都市イメージの強化を行っていく。

それらを通じて、人と人とのふれあいが増加し、歩いて楽しい、文化の香り高い郷町（まち）なかの実現を目指す。

目標 2. まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか

4極を結ぶ2軸において、子ども連れの親子や外国人、高齢者や障がい者を中心として、誰もが楽しく歩きやすい歩行者空間を確保する。あわせて、2軸の交差点上に位置し、人々のたまり空間として整備した三軒寺前広場等を中心に、イベントなどさまざまなソフト事業を実施することにより、1年を通して伊丹の魅力を創出していく。

また、新たな魅力ある店舗が増え、商業が集積することにより、歩くたびに新たな魅力を再発見できたり、中心市街地の移動時に安心して歩いて回れるような情報提供や空間整備を行うことで、まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なかの実現を目指す。

目標 3. もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なか

子どもや、高齢者などに対して安全が守られる社会を構築することは、全ての世代にとっても安全な社会である。安心して日常の暮らしを続けることのできる安全なまちなか整備を行う。

また、「安全・安心なまち」であることを市内外に広く発信して、伊丹に「住みたい」「住み続けたい」「住んでみたい」と思う人を増やすことで、持続的なまちの発展につなげ、もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なかの実現を目指す。

③事業の実施状況

前計画では、「質の高い地域資源を活かし、選ばれるまちに」をコンセプトに掲げ、3つの目標のもと、次に示す94の事業に精力的に取り組んできた。

区分	事業数	実施数	未実施数	実施率
(ア) 市街地の整備改善	8 (1)	8 (1)	0	100.0%
(イ) 都市福利施設の整備	5	5	0	100.0%
(ウ) 街なか居住の推進	12 (1)	12 (1)	0	100.0%
(エ) 経済活力の向上	73 (4)	69 (4)	4	94.2%
(オ) 一体的に推進する事業	2	2	0	100.0%
合 計	94	90	4	95.7%

※ (ア)～(オ)の事業数の()内は再掲事業数。合計の事業数に再掲事業数を含まない。

(ア)市街地の整備改善のための事業の実施状況

	事業名	実施時期	実施状況
1	自転車駐車場整備事業	H28～29	完了
2	市道中央天津線他電線共同溝整備事業	H29～R3	実施中
3	公共下水道改築事業	H29～R3	実施中
4	観光 Wi-Fi 整備事業	H28～29	完了
5	市道中央天津線他電線共同溝整備事業（※再掲）	H29～R3	完了
6	まちなみ景観整備促進事業	S59～	実施中
7	安全・安心見守りカメラ整備事業	H28	完了
8	ビーコン整備事業	H28	完了

(イ)都市福利施設を整備する事業の実施状況

	事業名	実施時期	実施状況
1	図書館交流事業	H24～	実施中
2	やわらぎ保育園開設（認可保育事業）	H28	完了
3	イタミ・サン保育園開設（小規模保育事業）	H28	完了
4	文化施設連携事業	H20～	実施中
5	ジュエリー展示・販売事業	H27～	実施中

(ウ)街なか居住を推進する事業の実施状況

	事業名	実施時期	実施状況
1	分譲マンションバリアフリー化推進事業	H17～	実施中
2	分譲マンション管理セミナー事業	H14～	実施中
3	(仮称) 空き家活用支援事業	R3～	実施中
4	民間賃貸住宅ストック活用事業	H28～	実施中
5	宮ノ前2丁目分譲マンション建設事業	H28	完了
6	伊丹3丁目分譲マンション建設事業	H28	完了
7	伊丹1丁目分譲マンション建設事業	H28	完了
8	西台1丁目分譲マンション建設事業	H28	完了
9	西台3丁目分譲マンション建設事業	H28	完了
10	三世代同居・近居促進事業	H28～R2	実施中
11	まちなみ景観整備促進事業 ※再掲	S59～	実施中
12	シティプロモーション事業	H27～	実施中

(エ)経済活力の向上のための事業の実施状況

	事業名	実施時期	実施状況
1	空き店舗出店促進事業	H28～	実施中
2	(仮称) 創業支援補助事業	R3～	実施中
3	コワーキングスペース開設支援事業	R2～3	実施中
4	商店街再編事業	H29～	実施中
5	商店街等活性化補助事業	H28～	実施中
6	伊丹市中心市街地活性化協議会イベント運営支援事業	H21～	実施中
7	いたみ花火大会の開催	S56～	実施中
8	まちなみ大規模イベントの開催・拡充	H10～	実施中
9	自転車駐車場整備事業 (※再掲)	H28～29	完了
10	地域通貨による活性化事業	H27～	実施中
11	商業活性化アドバイザー派遣事業	H28～	実施中
12	空き店舗リノベーション事業	H28～	完了
13	中心市街地情報発信活用事業	H28～	実施中
14	イベント・観光情報FM発信事業	H28～	実施中
15	伊丹まちなみバルの開催	H21～	実施中
16	イタミ朝マルシェの開催	H24～	実施中
17	いたみわっしょいの開催	H14～	実施中
18	伊丹郷町屋台村の開催	H23～	実施中
19	大見切り市事業の開催	H28～	検討中
20	「はたら子」事業の開催	H25～	実施中
21	西台パスポート事業の開催	H25～	実施中

	事業名	実施時期	実施状況
22	「SAKE ストリート」事業の開催	H26～	検討中
23	「いたミーツ」事業の開催	H24～	実施中
24	「ひがし商店街五七五大賞」事業の開催	H24～	実施中
25	ジュエリー展示・販売事業（※再掲）	H27～	実施中
26	アリフリ事業の開催	H19～	実施中
27	バラフェスティバルの開催	H25～	実施中
28	いたみイースターまつりの開催	H26～	実施中
29	伊丹郷町酒街踊！の開催	H27～	実施中
30	鳥瞰絵図の作成	H22～	実施中
31	市制80周年記念事業	R2	完了
32	和食普及事業	H28～	実施中
33	中心市街地まち歩き事業	H28～	実施中
34	フォトロゲ事業の開催	H28～	完了
35	「酒」を統一テーマにした大規模イベントの開催	H21～	実施中
36	日本酒の日記念イベントの開催	H16～	実施中
37	ボランティアまつりの開催	H8～	完了
38	伊丹マダンの開催	H8～	実施中
39	ワンデーウォーキングの開催	H19～	実施中
40	伊丹郷町スタンプラリーの開催	H20～	実施中
41	体験型イベント事業	H21～	実施中
42	夜間景観形成事業	H18～	実施中
43	センターフェスティバルの開催	H2～	実施中
44	食のイベント開催事業	H18～	実施中
45	食のブランド開発事業	H28～	実施中
46	商学連携推進事業	H15～	実施中
47	映像による活性化事業	H28～	実施中
48	まちゼミ開催事業	H24～	実施中
49	シティホテル活性化事業	H20～	実施中
50	一店逸品づくり研究事業	H20～	実施中
51	大規模商業施設連携促進事業	H19～	実施中
52	道路上でのオープンカフェ開催	H19～	実施中
53	地場野菜の朝市開催事業	H19～	実施中
54	音楽による活性化事業	H18～	実施中
55	後継者人材マッチング事業	H28～29	実施中
56	チャレンジショップの開催	R3～	検討中
57	商業施設連携促進事業	H20～	実施中
58	地域ポータルサイト活用情報提供事業	H20～	実施中
59	郷町ブランド開発事業	H15～	実施中

	事業名	実施時期	実施状況
60	空き店舗でのことば文化事業の実施	H20～	実施中
61	インバウンド対応事業	H28～	実施中
62	「ことば文化都市伊丹」特区推進事業	H18～	実施中
63	柿衛文庫事業	S59～	実施中
64	ことば文化まちなか拠点リレー事業	H20～	実施中
65	芸術・文化によるまちづくり事業	H18～	実施中
66	ジュエリーカレッジの開催	H13～	完了
67	文化施設連携事業（※再掲）	H20～	実施中
68	市民まちづくりプラザでのまち衆育成事業	H20～	完了
69	創業塾の開催	H18～	実施中
70	まち衆育成事業	H8～	実施中
71	まち衆によるPR事業	H15～	実施中
72	シティプロモーション事業（※再掲）	H27～	実施中
73	（仮称）空き店舗情報バンク・マッチング事業	R3～	検討中

(オ) 一体的に推進する事業の実施状況

	事業名	実施時期	実施状況
1	レンタサイクル事業	H28～	実施中
2	伊丹市バス特別乗車証交付事業	S46～	実施中

事業実施率は、全体では約95%となっており、ハード・ソフトともにほぼ順調に進捗しているが、一部未実施となっているものもある。

(カ) 未実施事業と理由

未実施事業のうち、「大見切り市事業の開催」「「SAKEストリート」事業の開催」については商店街が実施主体の事業で、その後別事業に置き換わったため当初の検討内容としては未実施であり、実態に即した実施に向けて検討しているところである。

「チャレンジショップの開催」については、検討を進めていた実施場所のオーナーとの交渉が難航し、未実施となっている。

「（仮称）空き店舗情報バンク・マッチング事業」については、不動産事業者やオーナー等との協議しながら制度設計について検討している段階である。

④前計画についての総括

前計画に掲げた主要事業のうち、安全・安心見守りカメラ・ビーコン整備事業、観光Wi-Fi整備事業、自転車駐車場整備事業等が完了し、また、市道中央天津線他電線共同溝整備事業は順調に進捗していることから、安全・安心な歩きやすい都市空間の整備が進んできた。

また、「いたみ花火大会」をはじめとした四季折々の開催されるまちなか大規模イベントや、中心市街地活性化協議会が主催の「伊丹まちなかバル」「イタミ朝マルシェ」、さ

らには商業者組織や地域の市民団体等まちづくりの担い手でもある「まち衆」が中心となり、公共の広場等を活用して開催される「伊丹郷町屋台村」「アリフリ」など、数多くのにぎわい創出事業が実施された。

加えて、子育て世帯向けに設定したワードでのリストティング広告や SNS 広告等により、「住みたいまち」の魅力発信を行ったシティプロモーション事業、三世代同居・近居促進事業、2 カ所の保育園開設事業、5 棟の民間分譲マンション建設事業が実施された。

その結果、目標数値の「文化施設(8 施設)利用者数」、「2 軸における歩行者・自転車通行量」、「中心市街地の居住人口」は増加傾向となっていたが、「中心市街地空き店舗数」も増加した。

しかしながら、令和 2 年 1 月頃から新型コロナウイルス感染症が拡大し、文化施設をはじめとした中心市街地内の公共施設の休館や市民の外出自粛、店舗の営業自粛が行われた結果、予定されたイベントや公演の中止など多くの事業に影響を及ぼし、「文化施設(8 施設)利用者数」は激減し、「2 軸における歩行者・自転車通行量」も減少した。

未だ先行きが不透明な中ではあるが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた活性化策や、まちの新たな顔である「市立伊丹ミュージアム」の誕生という機会を活かし、より一層官民が連携して中心市街地の活性化に取り組むことが必要である。

なお、前計画の目標の達成状況については以下のとおりである。

●目標① 歩いて楽しい、文化の香り高い郷町(まち)なか

回遊性向上や来街機会の増加に寄与する取組として「観光 Wi-Fi 整備事業」や「自転車駐車場整備事業」等による中心市街地に来街しやすい環境整備や、「図書館交流事業」や「文化施設連携事業」、「まちなか大規模イベントの開催・拡充」等の主要事業に取り組んできた結果、目標指標「文化施設(8 施設)利用者数」については増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、回復は難しく未達成の見込みである。

特に、「文化施設連携事業」のうち、「鑑賞 de 寄っ Tok ! itami」事業では、文化施設利用者が協力店舗を利用する件数が少なかったことから、今後はウィズコロナ、アフターコロナにおける事業実施のため、手法等の見直しが必要であり、「市立伊丹ミュージアム」を核とした文化施設同士の連携、文化施設と商業者等との連携強化に一層取り組むことが課題となる。

●目標② まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか

目標指標「2 軸における歩行者・自転車通行量」については、歩きやすいまちなみの整備も進み、また、多くのイベント事業を実施した結果、順調に増加してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じた。今後は、感染症のガイドラインを遵守するイベントの実施等により、「新しい生活様式」の定着を図ることで、達成できる見込みである。

また、これまでの通行量調査の結果をエリア別に見ると、JR 伊丹駅側に比べ、阪急伊丹駅側の通行量が少ない傾向が続き、にぎわい創出の効果が限定的であり来街者の回遊がエリア全体に至っていない状況であることから、この状況を改善する来街者の回遊策を講じたい。

目標指標「中心市街地空き店舗数」については増加している。

主要事業の進捗状況は概ね順調であるものの、「チャレンジショップの開催」、「空き店舗リノベーション事業」等の空き店舗を活用した魅力向上策においては、家主との調整が難航するなど対象地の選定が進まず、実施に至っていない。その背景として、エリアマネジメントや遊休不動産再生に積極的に取り組む扱い手が育成できていないこと、事業推進にあたって不動産事業者との連携が不足していることが要因として挙げられる。

また、「空き店舗出店促進事業」の活用件数が減少傾向であり、出店希望者に対する空き店舗物件や制度等の情報発信が十分ではないことも要因の一つであることから、今後は出店者への情報発信を強化するなど、出店しやすい環境を整備することが必要である。

●目標③ もてなし心のある、住みたい郷町(まち)なか

目標指標「中心市街地における居住人口」については、2カ所の保育園開設、5棟のマンション建設が完了し、三世代同居・近居促進事業、民間賃貸ストック活用事業等によりまちなか居住が促進され、安全・安心見守りカメラ・ビーコン整備事業、自転車駐車場整備事業、まちなみ景観整備促進事業等により安全・安心な都市空間が整備され、シティプロモーション事業により子育て世帯を対象として戦略的な情報発信が強化され、中心市街地のイメージアップが図られた。その結果、中心市街地の社会増減数としては、平成27年度から令和2年度までに505人の増加が見られたが、少子高齢化による自然減の影響もあり、期待された数値の達成には至らなかった。

今後も取り組みを継続しなければ減少に転じる可能性があり、マンション建設等で増加している子育て世代のニーズを満たす施策や、安全安心な都市空間整備を継続し、総合的に定住促進を図っていく必要がある。

⑤商業者ワーキング意見まとめ

今後の中心市街地に必要な視点について商業者ワーキング会議によって意見交換を行った。

(ア)中心市街地のイメージ向上策、発信策

- ・現在、酒蔵通りで取り組んでいる鳥瞰図を中心市街地全体に広げていってはどうか。
- ・日本文化というイメージは根付いているが、メインコンテンツが酒造りということでお酒に関わる人以外は関わりづらい。例えば同じ日本文化でも、城下町という形でPRを行い、町全体として押し出すなど、家族連れが参加できるような形で考えていくべきと思う。
- ・年2回祭りの祭りで流しそうめんやお茶など、文化を学べるような取り組みをしている。今後自治会と連携して夏は盆踊りをしたいと考えている。
- ・市外からは空港の街というイメージが強いが、伊丹空港とまちなかは少し離れているため、中心市街地内でも空港のまちをイメージとしてもってもらえる仕掛けが必要。空港利用者にも、中心市街地内で有名な場所や店舗を紹介してもらえば活性化につながっていくのではないか。

- ・まちなみがきれいなのでフォトスポットをつくるのはどうか。スマホスタンド等を置いておけば、自分たちで撮影することができ、SNSにアップしてもらえる。伊丹のロゴ等入っていればPRになる。SNSなどでの情報発信が重要。
- ・まだまだ知られていないイベントや参加されていないイベントがある。ICT化を導入し、情報発信を強化することで、もっとまちを知ってもらい、広めてもらって、伊丹のまちに対して色々な見方をしてもらい町全体を回していけたらと思う。

(イ)コロナ禍を受けての来街のきっかけづくり

- ・総会にWeb会議ツールを導入しており、スムーズに運営できている。
- ・店舗経営者が高齢化しており、Web会議の導入は難しいが、老舗店舗ならではの魅力を活用していきたい。
- ・コロナ禍の中でもお店にきていただける取り組みとしてワクチンパスポートを検討している。ワクチンパスポートに取り組む際は、単体の商店街で行うのではなく、商店連合会等で連携して行うことができればと思う。
- ・在宅ワーク等が増えている中、伊丹に住んで働いて子育てしている人たちに向けた取り組みをもっとしていくといいと思う。

(ウ)ターゲットに向けたPR・工夫について

- ・お酒を飲める方だけでなく、子供さんや若い方等、年齢問わず参加できるようなイベントを考えたい。
- ・色んな人が来られるまちであるという表現をしたロゴをあしらった「むかエール」シールを作成し、店頭に貼ることで様々な方に来ていただけるようアピールをしている。コロナでまちなかに来づらい時期なので、少しでも安心してきてもらうにはどうしたらいいかということをそれそれでもう一度考え直している。
- ・中心市街地にある様々な文化施設にくる市外の人たちをもっとまちなかに誘客できないうか。
- ・伊丹市でも「まちなかバル」等で人がたくさん来られるときにまちなかのボランティアガイドのような取り組みをしてみたらどうか。市民にも新しい発見があると思う。
- ・三軒寺前広場でイベントが沢山行われているが、いつなにが行われるのかがわかりにくい。イベント情報を集約して掲示するなど周知方法に工夫をし、イベントに合わせて商店街もキャンペーン等を行ったらどうか。
- ・近くであっても中心市街地内でどこで何のイベントをやっているか分かりにくく、お知らせが難しい。施設の催しと連動して何かするためには中心市街地内のイベントでいつ何があるのかを把握できること大事だと思う。また、それを簡単に調べられるような仕組みが欲しい。
- ・アンケートの中でことば蔵を多くの人がご利用いただいているという話があったが、近くのお店やお弁当屋さん、商店街の中で連携してことば蔵の利用者に向けて何か取り組みしてもらえたならありがたいと思っている。

(工)その他

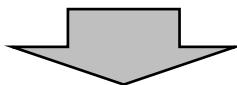
- ・コロナ禍の今は無理にイベントをするのではなく、簿記、パソコン講座等、事業者の方のスキルアップにつながるような経営に関する勉強会をするなど、エネルギーをためる時期なのではないかと思っている。
- ・伊丹市中心市街地という名前は漢字で親しみづらい雰囲気なので、もう少しやわらかい雰囲気の呼び名に変更したらいいのではないかと思っている。
- ・コロナ禍の中で、開店している店舗と閉店している店舗があることでお店同士の距離感が生まれてしまっているが、もう一度コミュニケーションをとってお店同士のつながりを深めるということが大事なのではないかと思う。
- ・様々な取り組みを行う中では、プロジェクトチームを作っていく等、たくさん的人がどうやって関わってもらえるのかというところが大事である。商店会合同でお店のアピールをしていくとなった際などの場合、行政の人が企画段階から会議に参加する等の関わりを持っていただけだとスムーズに進められることもある。
- ・年配の方が多く、総会も開けていない。神社に特化した商店街なので、オンラインを押していくのではなく、ふれあいというところを大事にしたい。コロナが終息したときには「さすが」と思われるような、年配の方がやっていけるような事業を日々模索している。
- ・加盟店と非加盟店の温度差がある。商店街の認知度を上げていくために、非加盟店をどのように巻き込んでいくかというのは商店街の課題。
- ・空き店舗の対策の中では不動産会社との連携が必ず必要。

[5] 伊丹市中心市街地活性化の課題

①伊丹市中心市街地の現況の整理と問題点

現状分析、地域住民及び商業者等のアンケート調査、前計画の評価等から整理される伊丹市中心市街地の課題は以下のとおりである。

強み		弱み	
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ホールや図書館（ことば蔵）、美術館などの文化施設をはじめ、様々な施設が充実 酒蔵通りなど歴史的景観が形成されてきている 	都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設間、店舗等との連携が不足 自転車での来訪が多い一方で、放置自転車なども多い
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> スーパーや個店など多様な商業機能が集積 飲食店を中心に、新規出店がみられる 	商業機能	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店が増加する一方で、物販店は減少傾向 空き店舗が多い 目的の施設・店舗のみの利用が多い
活性化取組み	<ul style="list-style-type: none"> 三軒寺前広場を中心にイベントが充実 商業者だけでなく、様々な市民活動も活発 企業との連携が強化されている 	活性化取組み	<ul style="list-style-type: none"> 子育て層が取り込めていない エリアコーディネーターが不在 中心市街地全体での取り組みの強化が必要
活性化取組み	<ul style="list-style-type: none"> 住みよいと感じる住民が多い これまでの取り組みによる都市のイメージが向上 酒蔵や日本酒をはじめとした文化や景観のイメージが定着してきている 	活性化取組み	<ul style="list-style-type: none"> 特に市外に対して、利便性の高さに比べ、安全・安心などに関する情報発信が不十分
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 都市部への交通の利便性が良い マンション立地などにより、中心市街地の人口が増加 	都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 阪神間の都市との差別化を強化 マンション立地以外の人口の呼び込み策が必要 コロナ禍における生活様式が変化



活性化へ向けての課題の視点

・イベント等のソフト事業による賑わい創出の効果が限定的

・文化施設の集積が活かしきれず、文化施設を活用した賑わい創出が不十分

・空き店舗増加により、店舗の連続性、魅力的な商業空間の創出が不足

・子育て世代の附加価値を高めたまちなか居住の促進が必要

②伊丹市中心市街地の課題の視点

(ア)イベント等のソフト事業による賑わい創出の効果が限定的

これまで取り組んできた魅力的なイベント事業による回遊性向上の効果を更に高め、イベント開催日のみならず、恒常的な賑わいに繋げる必要がある。また、JR 伊丹駅側だけではなく阪急伊丹駅側にも回遊性を高める必要がある。

(イ)文化施設の集積が活かしきれず、文化施設を活用した賑わい創出が不十分

新型コロナウイルス感染症の影響により激減した文化施設の利用者数を回復させ、文化施設同士の連携、文化施設を活用した賑わい創出に繋げる必要がある。

(ウ)空き店舗増加により、店舗の連續性、魅力的な商業空間の創出が不足

エリアによっては 1 階の空き店舗が未だ数多く存在し、魅力的な店舗の連續性を作り出すまでに至っておらず、そのことが中心市街地の商業空間としての衰退に繋がっている。エリアごとの魅力向上や新規創業に向けた環境を整えることで、中心市街地の稼ぐ力を延ばし、消費を確保する必要がある。

(エ)子育て世代の付加価値を高めたまちなか居住の促進が必要

今後は全市的な少子高齢化と中心市街地内の民間分譲マンション等の建設用地の減少が進み、大幅な転入増を見込めないことが予想される中で、子育て世代の付加価値を高めて「住みたいまち」、「住み続けたいまち」になることで、転入促進・転出抑制を図り、まちなかへの定住に繋げる必要がある。

③伊丹市中心市街地の活性化に向けての課題

(ア)地域資源を活かした更なる回遊性向上と恒常的なにぎわい創出

本計画では、令和 2 年度に認定された日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』と、令和 4 年 4 月に開館予定の「市立伊丹ミュージアム」を十分に活用することで、国内外からの来街意欲を高め、観光まち歩きの促進とにぎわい創出に繋げる。

また、これまでの「文化施設連携事業」のスキームを活かし、文化施設間の更なる連携や、文化施設を活用した賑わい創出に取り組むとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した新たな「体験型周遊イベント事業」を実施する。具体的には、歴史遺産や文化施設等を活用した「謎解き」要素や施設での体験等を取り入れ、かつ事業の実施期間を半年間など長期化することにより密集を回避しながら恒常的なにぎわいを創出することが出来るとともに、通行量が低下しているエリアを含めたルート設定することで回遊を促進するものと考え、地域資源を活かした新たなイベント事業による活性化を目指す。

そして、本市の重要な資源の一つである「空港」を活用し、空港利用客の中心市街地への誘客・回遊性向上に取り組む。具体的には、大阪国際空港と中心市街地とを結ぶ「空港アクセスバス」の利便性を PR するラッピングバスの運行を本市の市営バスが行うと

とともに、中心市街地の大規模イベントと連携した優待乗車券の発行、さらには市営バス専用 IC カードの提示による店舗等割引制度を実施することで、空港利用客が本市をはじめ大阪や神戸などに向かう手段として市営バスを選択し、かつ、中心市街地を経由することで、本市の飲食店をはじめとした各店舗の PR、JR・阪急伊丹駅周辺での食事や買い物をするための、回遊する仕掛け作りを行う。

(イ)市民の日常の活動を豊かにするウォーカブルな公共空間の創出

これまでイベントが行われてきた三軒寺前広場の更なる使いやすさ向上、活用促進を図るため、使用上のルール整備や体制づくりを行う。また、再整備された JR 伊丹駅前のアリオ広場についても、同様に使用上のルール整備を地域と一緒にを行うとともに、阪急伊丹駅歩道橋、JR 伊丹駅歩道橋の新たな活用を検討する。さらには、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機に実証実験が行われた沿道飲食店等の路上利用（オープンテラス）での経験を踏まえ、「ほこみち」制度等の活用検討を進める等、ウォーカブルな公共空間の創出を図り、にぎわいに繋げる。

(ウ)まちなか DX 推進による事業実施を通じた取組の質の向上

本市では、「伊丹市デジタル戦略推進本部」を設置し、DX の推進を進める中、中心市街地においても、位置情報や検索キーワード等、ICT を活用した定量的なデータ分析などエビデンスに基づいた取り組みを推進し、行政・中心市街地活性化協議会が来街者の特性やニーズに合わせた取組を実施できる環境を整備するとともに、「流動人口」等、事業効果の測定にも活用する。

(エ)連携した遊休不動産の活用による各エリアの価値向上

前計画では、空き店舗数の減少に対する取組が十分に効果を上げることができなかつたことから、本計画では空き店舗をはじめとした遊休不動産の再生や、それを一つの手段としたエリアの価値向上を図る活動を、まちづくり会社と行政が中心となり、不動産事業者、商工会議所、住民、商業者組織、地権者等と協働して取り組んでいく。

これまでには、中心市街地内の空き店舗対策事業を個々（点）に行ってきましたが、今後は中心市街地それぞれのエリアが持つ特性を十分に活かし、エリアごと（面）で対策事業を行うことにより、エリア全体の価値を高めることを主眼に置いた取組を進めていく。

(オ)商業環境形成を担う創業者への支援強化

前計画で実施してきた事業の強化として、不動産事業者等と連携して中心市街地の空き店舗情報を一元化して公開する等、創業者への効果的な情報発信に加え、創業者に対して新たに構えた事業所等の賃借料等の一部を補助し負担軽減を図ることを目的とした「創業支援事業」を行うことで、創業者数の増加を促進し、経済活性化及び雇用創出を図ることで、空き店舗の減少を図る。

(カ)安全・安心で住みやすい都市空間の整備

前計画で取り組んできた、安全・安心見守りカメラ・ビーコン整備事業、市道中央天

津線他電線共同溝整備事業を本計画でも更に進めるとともに、老朽化した中心市街地内の2箇所の公衆トイレを改修することで、まちの美化イメージ向上、安全・安心な都市空間の整備を図る。

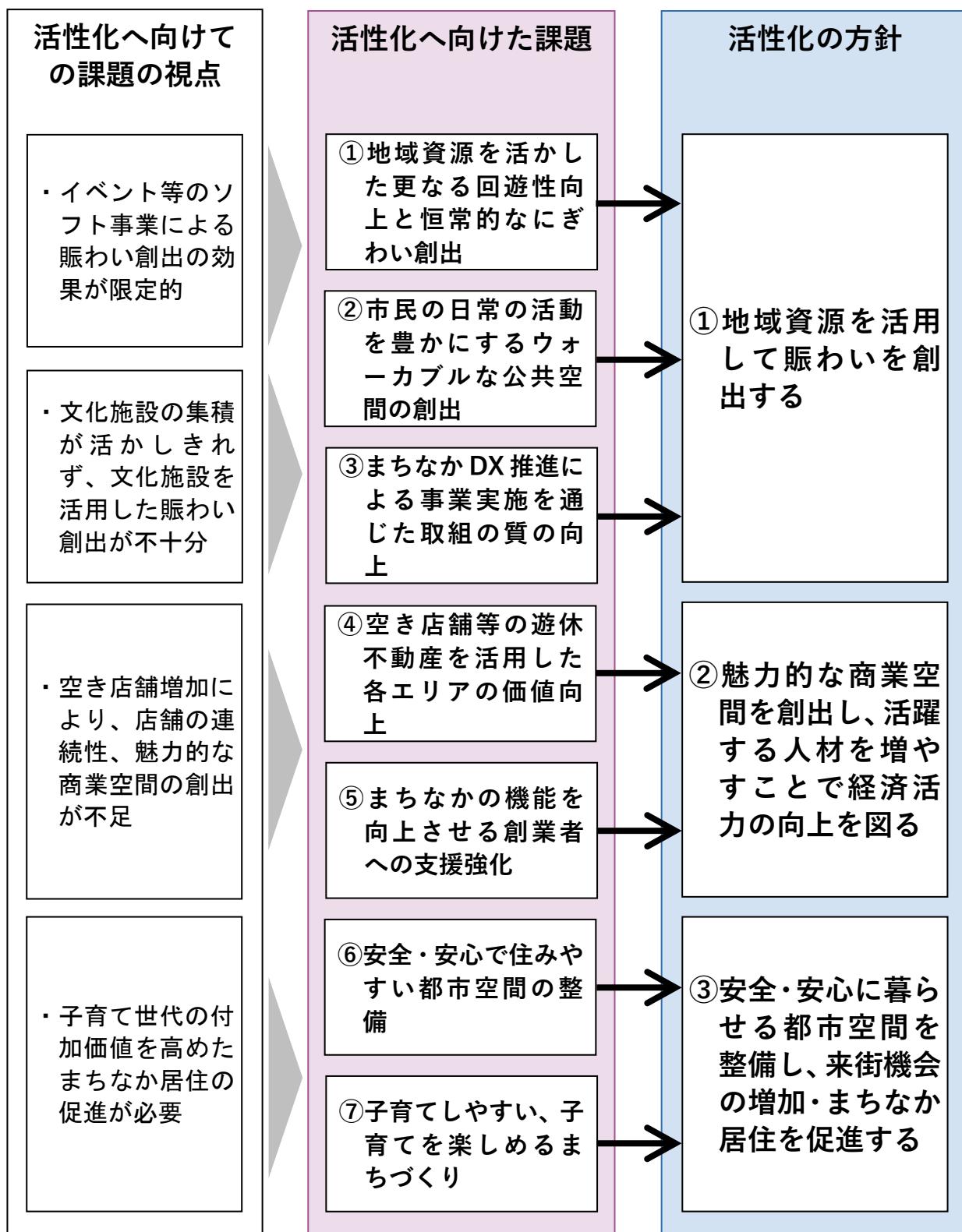
(キ)子育てしやすい、子育てを楽しめるまちづくり

前計画では、民間分譲マンション建設や住宅供給が進み、子育て世代に向けた「住みたいまち」の魅力発信を行った「シティプロモーション事業」を通して定住人口の増加が図られてきたが、今後は少子高齢化が加速することが想定され、加えて、これまでも居住人口の増加に寄与してきた中心市街地内の民間分譲マンションの建設用地も少なくなることから、本計画では、特に若者や子育て世代に対する居住環境の付加価値を高めることで転入促進・転出抑制を図り、定住に繋げる必要がある。

具体的には、2カ所の保育所誘致・開設事業が予定されており、引き続き「シティプロモーション事業」も展開するなど、子育て世代への効果的な情報発信を行う。また、中心市街地内に設置された「男女共同参画センター」や同センター内に常設のひろばを開設し、遊びや交流、育児相談等の場を提供する事業を展開しながら、エリア内の商店街等との連携事業を行い、官民が連携してエリア内の様々な場所に集まる機会の提供を進めることで、子育て家庭の相互交流の促進や、子育て家庭と地域をつなぎ、地域ぐるみで子育てを応援する体制を整えることで、子育て環境の付加価値を高める。

[6] 伊丹市中心市街地活性化の方針(基本的方向性)

伊丹市中心市街地の課題・活性化の必要性を踏まえ、本市の中心市街地活性化の基本的な方向は次のとおりとする。



○活性化の方針

基本方針① 地域資源を活用して賑わいを創出する

認定された日本遺産の「清酒発祥の地」の歴史資源や、新たに開館する歴史・文化・芸術の発信拠点である「市立伊丹ミュージアム」を活用した観光促進と回遊性向上を図り、賑わい創出を目指す。

基本方針② 魅力的な商業空間を創出し、活躍する人材を増やすことで経済活力の向上を図る

商店街の魅力を高めるイベントの実施や、魅力のある店舗を誘致する仕掛けづくりを行うなど、官民が連携してエリアごとの価値を向上させる取り組みを強化するとともに、新規創業に向けた環境を整えることで、魅力的な都市空間を創出する。

基本方針③ 安全・安心に暮らせる都市空間を整備し、来街機会の増加・まちなか居住を促進する

安全・安心な都市空間の整備を進めるとともに、子育て世代のニーズを各施策に取り入れ居住環境の付加価値を高めることで、転入促進、転出抑制を図り、定住人口の増加を目指す。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

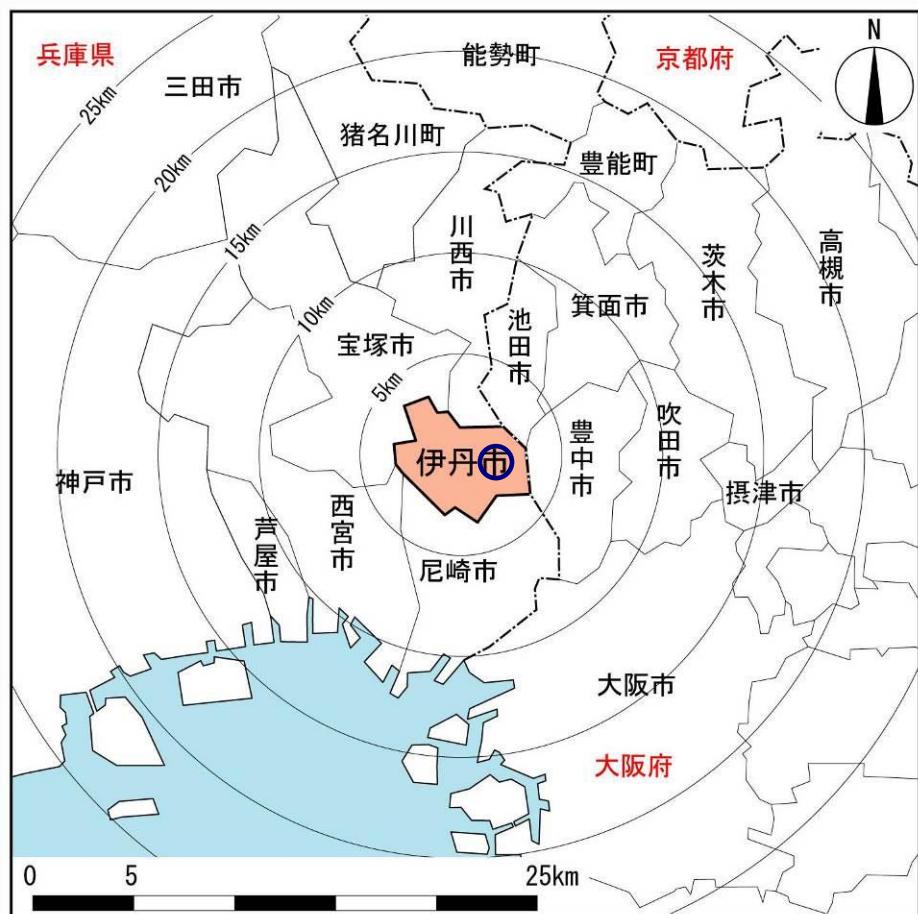
位置設定の考え方

本地域は、古来より旧西国街道など交通の要衝として栄えた地域であり、江戸時代には宿場町昆陽宿として、また有岡城の城下町として、旧西国街道を往来する人々で賑わった地域である。

また、清酒発祥の地として酒造業により発展してきたことでも知られる地域である。

現在は、鉄道の主要となる駅を含み、市営バスの起終点となっており、駅周辺を中心に公共施設や商業施設などの都市機能が多数集積している地域であり、市の中心としての役割を担っている地域であるため、この地域を本市の中心市街地と位置づける。

(位置図)



[2] 区域

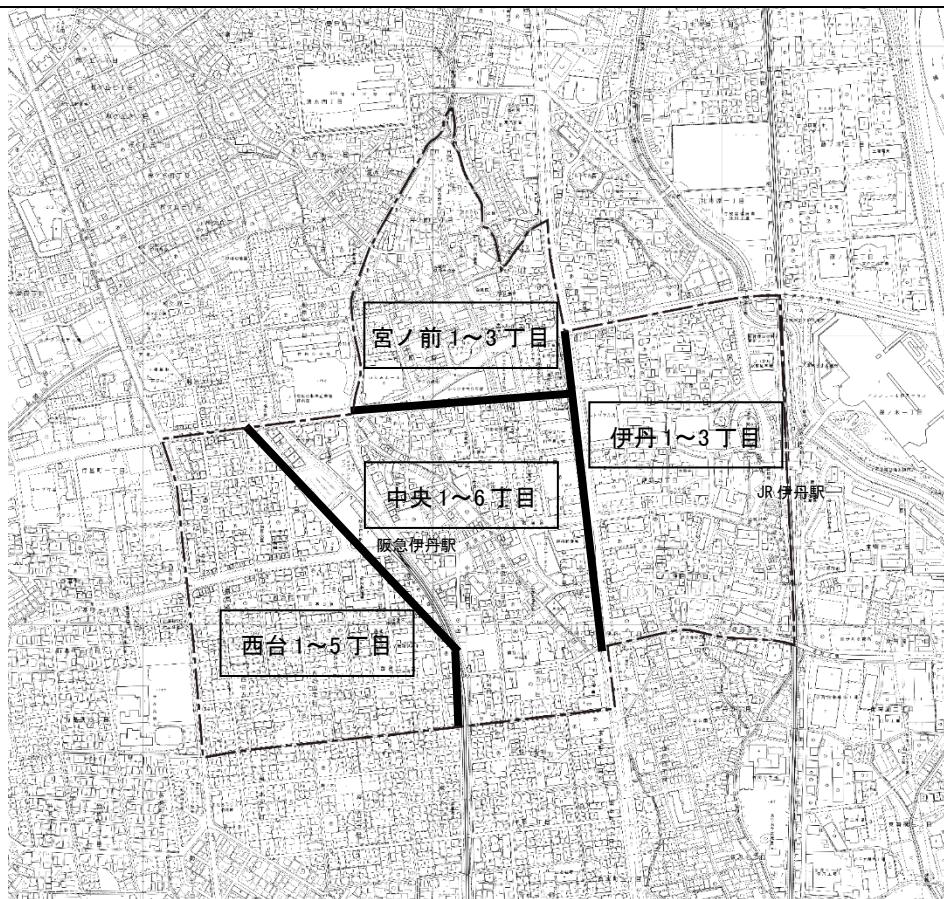
区域設定の考え方

- 伊丹市の中心市街地としては、以下の考え方に基づき設定するものとする。
- ・JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅が立地し、両駅から大阪・神戸方面へのアクセス性も高く、大阪国際空港（伊丹空港）へは両駅から市営バスによる「空港アクセスバス」を運行するなど、空の玄関口としての利便性も高い区域
 - ・両駅をつなぐ形で商業施設、業務施設、文化施設、公共公益施設などの都市機能が高度に集積しており、各駅を中心とした半径 500m 圏域（徒歩圏）という市民の日常生活の中心となる区域
 - ・上位計画となる都市計画マスタープランにおいても「商業・業務、文化、交通の中心核」であり、「にぎわい交流ゾーン」として位置付け、阪急伊丹駅周辺地域、JR 伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区の東西南北の 4 つの核（4 極）とそれらを結ぶ東西南北の歩行者優先道路（2 軸）を中心とした地域
 - ・特に、商業の衰退が著しく、重点的な整備が必要と考えられる既存の商店街等を中心とした地域

以上の理由から、4 極と 2 軸に囲まれた、面積約 71.4ha の区域を本計画の計画区域として設定する。なお、この区域は前計画において位置付けた計画区域と同じである。

【対象区域】西台 1～5 丁目、中央 1～6 丁目、宮ノ前 1～3 丁目、伊丹 1～3 丁目

（区域図）



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明			
第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	計画区域の面積は 71.4ha であり、市域 (2,509ha) の約 2.85%であるが、中心市街地における小売商業の店舗数は 16.6%、従業員数が 28.7%、小売販売額が 10.7%を占めている。また、事業所では、市全体の約 2 割が中心市街地内にある。(従業員数では約 1 割。)			
【小売商業の集積状況】				
	中心市街地 (A)	伊丹市 (B)	対市割合 (A/B)	
店舗数 (店)	144	867	16.6%	
従業員数 (人)	2,601	9,065	28.7%	
年間小売販売額 (百万円)	20,638	192,700	10.7%	
(資料: 平成 28 年経済センサス)				
【事業所数の集積状況】				
	中心市街地 (A)	伊丹市 (B)	対市割合 (A/B)	
事業所数 (事業所)	950	5,607	16.9%	
従業者数 (人)	8,268	64,068	12.9%	
(資料: 平成 28 年経済センサス)				
さらに、本計画区域内には JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅があり、芸術・文化や歴史に係る施設を中心に多くの公共施設が立地している。				
【主な公共施設】				
施設名	施設概要			開設年
アイホール	演劇ホール			昭和63年
伊丹アイフォニックホール	音楽ホール			平成3年
東りいいたみホール	文化会館			平成10年
伊丹市立図書館(ことば蔵)	図書館本館			平成24年
みやの まえ文 化の郷 *	柿衛文庫	博物館		
	美術館	美術館		
	工芸センター	工芸(クラフト)振興施設		
	伊丹新町家	郷町館管理事務所		
	郷町 旧岡田家酒蔵	江戸時代の酒蔵付町家		
みやの まえ文 化の郷 *	館	江戸時代の商家、クラフトショップ		
	観光物産ギャラリー	観光案内・物産品の販売施設		
	産業振興センター	産業振興施設		
	くらしのプラザ	市民課分室・消費生活センター		
*みやのまえ文化の郷は令和4年4月に市立伊丹ミュージアムとしてリニューアル予定。				

要 件	説 明
	<p>○要件の適合について</p> <p>以上のとおり、本市の中心市街地の面積は 71.4ha で、全市域に占める割合は約 2.85%であるが、そのエリア内に小売商業、各種事業所のほか、伊丹の文化や歴史、その他の様々な芸術に触れることのできる公共施設が数多く立地しており、市内外からの来訪及び市民や事業者等による様々な都市活動が展開されている。</p> <p>また、中心市街地内には JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅が立地し、バス交通とともに市内の交通結節点が形成されており、伊丹市において経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域である。</p>
<p>第 2 号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>①空き店舗の状況</p> <p>中心市街地における空き店舗は、平成 26 年度に 7%台となつたものの、それ以降は増加に転じ、10%程度空き家がある状況にある。特に、最も商業集積が見られる阪急伊丹駅周辺の中央地区（中央 1~6 丁目）における空き店舗数が増加傾向にある。なお、令和 2 年度の中心市街地における空き店舗のうち、50%が 1 階店舗である。</p> <p>②年間小売販売額及び売場面積の状況</p> <p>中心市街地における年間小売販売額は、平成 6 年 29,759 百万円、平成 9 年 26,551 百万円、平成 11 年 26,273 百万円、平成 14 年 20,323 百万円、平成 16 年 17,151 百万円と平成 24 年 15,704 百万円と減少傾向にあった。平成 28 年経済センサスでは、20,638 百万円とやや増加に転じたものの、平成 6 年と比較すると 3 割以上減少している。</p> <p>売場面積についても、平成 28 年経済センサスでは 21,410 m²と、平成 6 年の 28,999 m²と比較すると約 3 割の減少となっており、中心市街地における商業環境としては縮小傾向にある。</p> <p>③事業所及び従業者数の状況</p> <p>中心市街地における事業所及び従業者数は、従業者数が平成 24 年に比べ平成 28 年には増加したものの、平成 21 年の数値は下回っており、平成 3 年度調査以降の減少傾向は続いている。</p> <p>また、小売業の事業所数についても、平成 21 年経済センサスにおいて 282 店舗あったものが平成 28 年には 200 店舗に減少している。</p> <p>④歩行者・自転車通行量</p> <p>JR 伊丹駅と阪急伊丹駅を結ぶ東西軸と宮ノ前商店会とサンロ</p>

要 件	説 明
	<p>ード商店街を結ぶ南北軸の 2 軸の歩行者優先道路における歩行者・自転車通行量については、概ね横ばい傾向にある。東西軸は休日で 7,000~13,000 人/日の通行量が見られるが、南北軸では、3,000~5,000 人/日の通行量となっており、依然として東西軸に比べ少ない状況にある。</p> <p>○要件の適合について</p> <p>以上のとおり、中心市街地では小売年間商品販売額、売場面積がピーク時から約 3 割減少しており、空き店舗率も高い水準で推移していることから、伊丹市の都市活動や経済活力の中心としての役割を果たす商業機能の集積が減少傾向にあるといえる。</p> <p>今後もこの傾向が続いた場合、中心市街地を核とする伊丹市の経済活力の維持に支障を生じるおそれがあると認められる市街地となっている。</p>

要 件	説 明
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとつて有効かつ適切であると認められること	<p>以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。</p> <p>①第6次伊丹市総合計画【令和2年12月】 伊丹市総合計画では、中心市街地活性化については、「第2編基本計画 大綱4市民力・にぎわい・活力 施策42都市ブランド」のなかで、実施施策として、「422 中心市街地のにぎわい創出」、「441 商店街の活性化」を掲げている。</p> <p>②第4次伊丹市都市計画マスタープラン【令和3年5月】 伊丹市都市計画マスタープランでは、阪急伊丹駅、JR伊丹駅周辺の中心市街地を商業・業務、文化、交通の中心核とし、多くの市民や来街者が回遊し、にぎわいと魅力ある商業・業務地として充実を図ることとなっていて、4極（東西南北の4つの商業核）とそれらを相互に結ぶ2軸（東一西、南一北の2本の歩行者動線）を基本的な構成とし、引き続き阪急伊丹駅周辺地域、JR伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区の4極相互の連携と2軸の動線の確保を活かし、活力ある商業・業務ゾーンの形成を目指す。</p> <p>③伊丹創生総合戦略【平成27年10月】 伊丹創生人口ビジョン（平成27年10月）において、目指すべき方向性を「現在の人口規模を維持し、未来の子どもたちにまちの活力を届ける」とし、それを踏まえ、伊丹創生総合戦略では、3つの基本目標を掲げている。中心市街地については、「基本目標3 にぎわいと活力にあふれるまち」の中で、「まちのにぎわいづくり施策」として、これまでにも取り組まれた市民や事業者が主体となったイベントへの支援を強化するとともに、市民や事業者などと連携して、地域資源を活かした新たなにぎわいづくりのための事業を推進することとしている。（KPI 中心市街地来街者数、中心市街地空き店舗数）</p> <p>○市全体への波及効果 中心市街地の区域内の面積は約2.85%にすぎないが、土地・家屋の固定資産税課税標準額は8.43%、都市計画税の課税標準額は約8.01%を占めている。そのため、中心市街地に集中的に投資を行うことで、更なる経済活動による税収増が見込め、伊丹市全体の効率的な都市経営につながる。</p> <p>全市に対する中心市街地の常住人口の比率が7.1%（H27年国勢調査）であるのに対し、中心市街地の従業者数の比率は9.8%（H28 経済センサス活動調査）となっており、通勤者が多</p>

要 件	説 明
	<p>く流入している地域であり、商業の集積のみならず就業等の都市活動が活発に行われており、市全体の活力の向上に寄与している地域であるといえる。</p> <p>このようなことから、当該地域の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、市及びその周辺地域への波及効果が大きく、その発展にとって有効かつ適切であると考えられる。</p>

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本市の中心市街地を活性化するためには、今まで整備されてきた都市機能や、イベント、事業等の取り組みを活かし、恒常的・継続的な中心市街地のにぎわいを充実・強化していくことと共に、まちの新たな顔である「市立伊丹ミュージアム」の誕生という機会を活かし、より一層官民が連携して中心市街地の活性化に取り組むことが必要である。また、未だ先行きが不透明な中ではあるが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた活性化策を講じる必要がある。

そこで、目指すべき伊丹市の中心市街地の将来イメージ（都市像）=中心市街地活性化基本計画のコンセプトを、以下のように「また訪れたい、ずっと暮らしたい、歴史・文化・芸術と共に育つ郷町（まち）」とし、活性化が持続できる中心市街地を目指すこととする。

コンセプト

また訪れたい、ずっと暮らしたい、歴史・文化・芸術と共に育つ郷町（まち）

基本的な方針

方針 1

地域資源を活用して
にぎわいを創出する

方針 2

魅力的な商業空間を
創出し、活躍する人材を
増やすことで経済活力
の向上を図る

方針 3

あらゆる世代が安全・
安心に暮らせる都市
空間を整備し、まちなか
居住を促進する

目標①

歴史・文化・芸術を身近
に感じる、何度も訪れた
い郷町（まち）

目標②

点から面へのつながり
が、新たな価値を創造す
る郷町（まち）

目標③

あらゆる人に、安全・安
心・快適を提供する郷町
(まち)

数値目標

- ①文化施設等（5施設）
利用者数
- ②中心市街地4エリア
における1日あたり
の流動人口（4エリア
合計）

数値目標

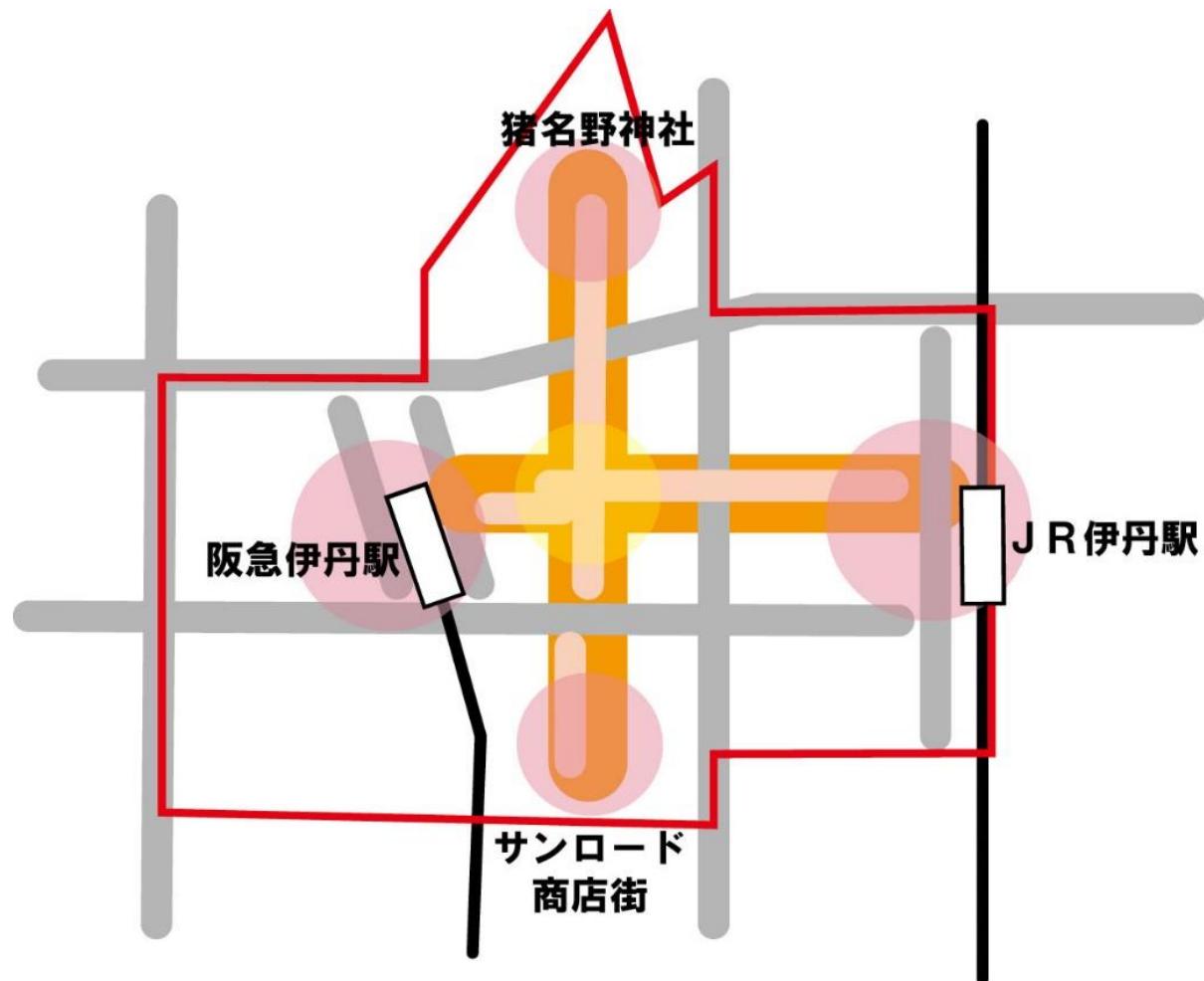
- ③中心市街地における1
階空き店舗数

数値目標

- ④中心市街地における
居住人口（社会増減
数）

伊丹市中心市街地の都市構造図

中心市街地は東西南北の4つの商業核「4極」、それらを相互に結ぶ東一西、南一北の2本の歩行者動線を「2軸」とした「4極2軸」を基本的な構成とし、阪急伊丹駅周辺地域、JR 伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区の4極相互の連携と2軸の動線の確保を活かし、活力ある商業・業務ゾーンの形成を目指しています。



凡 例



4極



2軸

目標 1 歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）

本計画では、令和2年度に認定された日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』を活用し、また、新たに開館する歴史・文化・芸術の発信拠点である「市立伊丹ミュージアム」を中心とした観光促進、にぎわい創出を目指す。

■主な関連事業

- ①まちなか DX 推進事業
- ②市立伊丹ミュージアム連携事業
- ③日本遺産連携事業
- ④体験型周遊イベント事業 など

目標 2 点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）

本計画では、中心市街地に居住する人、また市外から中心市街地を訪れる人にとって魅力のある店舗を誘致する仕掛け作りを行うなど、官民が連携してエリアごとの価値を向上させる取り組みを強化するとともに、新規創業に向けた環境を整えることで、中心市街地の稼ぐ力を伸ばし、消費を確保する。

■主な関連事業

- ⑤商店街等活性化事業
- ⑥エリアマネジメント促進事業
- ⑦創業支援事業
- ⑧空き店舗情報バンク・マッチング事業 など

目標 3 あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）

本計画では、前計画で進めてきた「安全・安心な都市空間の整備」を継続させ、さらに各施策において「子育て世代」のニーズを満たす事業を強化することで、定住人口の増加を目指す。

■主な関連事業

- ⑨公衆トイレ改修事業
- ⑩保育所誘致・開設事業
- ⑪市道中央天津線他電線共同溝整備事業
- ⑫地域子育て支援拠点事業 など

[2] 計画期間の考え方

計画期間は、令和4年度（令和4年4月）から事業の効果が現れると見込まれる令和8年度（令和9年3月）の5年とし、その最終年度である令和8年度を目標年次とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の3つの目標のもと、下記に示すとおり目標ごとに数値目標を掲げる。

(1)目標 1「歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）」実現に向けた指標の考え方

目標指標① 文化施設等（5施設）利用者数

前計画では、「文化施設等（8施設）利用者数」（工芸センター、柿衛文庫、美術館、郷町館、東りいたみホール、伊丹アイフォニックホール、アイホール、図書館）を目標指標として設定している。

本計画では、工芸センター、柿衛文庫、美術館、郷町館の4施設に、中心市街地区域外から1施設（博物館）が加わり、機能を集約した「市立伊丹ミュージアム」が令和4年4月から開館することから、市立伊丹ミュージアムに加え、東りいたみホール、伊丹アイフォニックホール、アイホール、図書館を加えた、計5施設の利用者数とする。

また、目標指標の設定にあたり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響を大きく受けているため、基準値を「令和元年度数値」とする。なお、計画最終年度の令和8年度における推計値についても、令和2年度以降、感染症の影響で利用者数が減少し、そこから徐々に回復するが、結果横ばいとなることを見込み、基準値と同値を想定している。

目標指標	基準値	目標値
文化施設等（5施設） 利用者数	875,344人 (R1実績 [※])	51,256人△ 51,000人増 926,600人 (R8)

※5施設：市立伊丹ミュージアム、東りいたみホール、伊丹アイフォニックホール、アイホール、図書館

※R1実績：文化3館（東りいたみホール、伊丹アイフォニックホール、アイホール）、みやのまえ文化の郷（実人数補正：工芸センター、柿衛文庫、美術館、伊丹郷町館）、図書館、博物館

1)具体的な目標値設定の考え方

●文化施設等（5施設）利用者数に関する事業

令和2年度に認定された日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』を活用した「日本遺産連携事業」をはじめ、令和4年4月開館予定の「市立伊丹ミュージアム」を核とした歴史・文化・芸術を活用した「市立伊丹ミュージアム連携事業」、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した、文化施設や歴史資源、商店街を歩いて巡る「体験型周遊イベント事業」、「文化施設連携事業」など、主にソフト事業を中心とした事業を展開する。

【施設利用者数の推計】

(単位:人)

R3～R8 は将来推計

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
①図書館	404,631	264,357	320,000	340,000	350,000	360,000	370,000	380,000
②R1～R3：文化 3 館+博物館+みやのまえ文化の郷（実入人数に補正） →A+B+C+E+G R4～R8：文化 3 館+市立伊丹ミュージアム →A+B+C+D	470,713	172,608	197,379	477,300	493,400	510,300	528,000	546,600
A.東リ いたみホール	194,430	67,379	95,473	198,318	202,284	206,329	210,455	214,664
B.アイホール	39,549	21,716	32,581	40,339	41,145	41,967	42,806	43,662
C.伊丹アイフォニックホール	105,570	43,790	59,870	107,681	109,834	112,030	114,270	116,555
D.市立伊丹ミュージアム	-	-	-	130,993	140,162	149,973	160,471	171,703
E.伊丹市立博物館	32,162	16,592	9,455	-	-	-	-	-
F.みやのまえ文化の郷（実入人数に補正）※	99,002	23,131	-	-	-	-	-	-
G.みやのまえ文化の郷（各館で計測しているため重複を含む）	158,483	35,389	-	-	-	-	-	-
合 計 (①+②)	875,344	436,965	517,379	817,300	843,400	870,300	898,000	926,600

※補正(F)の計算根拠：美術館・工芸センター・郷町館・柿衛文庫の合計人数(G)から、そこに含まれる重複想定人数(美術館・工芸センター・柿衛文庫の展覧会参加人数)を差引き、さらに同展覧会参加人数の平均を加えた

2)事業による効果の算定

「市立伊丹ミュージアム」の利用者数は、改修前の既存施設と「博物館」の過去の利用実績及び令和4年度の事業計画から予測し、令和4年度の目標人数を算出したもの。令和5年度からは、毎年約7%の増加を目標としている。

文化3館(東リ いたみホール、伊丹アイフォニックホール、アイホール)の利用者数は、令和3年度の利用者数を令和2年6月～令和3年5月実績値と同程度であると見込み、18.8万人と設定した。そこから、利用者の安全・安心を第一優先にしつつ、徐々に利用者数の回復を図り、令和4年度については、令和元年度の利用者数から約3%増を見込み、令和5年度以降も、前年度比約3%利用者が増加するものとして各年度の目標値を算出している。

図書館の利用者数は、令和3年度の4～5月の来館者数がコロナ前(令和元年度)の同時期と比べて75%程度であることを考慮し、令和3年度の数値を32万人と推計した。そこから、利用者の安全・安心を第一優先にしつつ、令和4年度については、前年度比約6%増。令和5年度以降は、前年度比約3%ずつ利用者が増加するものとして各年度の目標値を算出している。

○目標達成に向けた事業名・算定

事業名・算定の考え方	効果 (R4~R8)
①「市立伊丹ミュージアム連携事業」等、市立伊丹ミュージアムの事業展開による利用者増	40,500 人増
②各文化施設間の更なる連携、文化施設を活用した賑わい創出等による利用者増 ア：文化施設連携事業によるリピーターを含む利用者増 ○鑑賞 de 寄っ Tok ! itami →平均 30 公演×4 名/公演×5 年間=600 人増 ○「鳴く虫と郷町」をはじめ、文化施設連携事業 →平均 60 人増加×5 施設×5 年間=1,500 人増	10,740 人増 2,100 人増
イ：日本遺産連携事業（モデルルートの来訪・イベント実施等） ○日本遺産の令和 4 年事業計画から算出 →①（モデルルートの来訪 200 人）+②（イベント 200 人） =400 人増	400 人増
ウ：体験型周遊イベント事業（中心市街地内の文化施設や商店街等を巡る体験型イベント実施） ○10,400 人（参加人数）×3 施設（1 回のイベントで 3 施設を訪問する設定）÷5 年間=平均 6,240 人増 ※参加人数 10,400 人：近隣市で実施の同イベントの参加人数から、令和 4 年度は 2,000 人、以降 100 人ずつ増加する想定	6,240 人増
エ：図書館交流事業（図書館での交流事業） ○交流イベント 200 回／年×平均 2 人増／回 =年間 400 人増加×5 年=2,000 人増 ※交流イベント回数 200 回：新型コロナウイルス感染拡大前の実績	2,000 人増
合計 (①+②)	51,240 人増

目標指標② 中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）

前計画では、「2軸における歩行者・自転車通行量(休日5ポイントの合計)」を目標指標とし、毎年10月第2週又は第3週の平日・休日に調査・集計してきた。

本計画では、中心市街地の更なる回遊性向上と恒常的な賑わい創出のために取り組む各種事業が、どれだけ中心市街地全体に影響を与えていたのか(効果を及ぼしたのか)を測るために、令和3年度に本市が導入した、ヤフー株式会社が保有する検索や位置情報データなどのビッグデータが分析できるツール「DS.INSIGHT」を活用して得られた、「中心市街地4エリア^{※1}における1日あたりの流動人口（4エリア合計）^{※2}」を目標指標として設定する。

※1 「DS.INSIGHT」で設定可能な最小125m四方のメッシュを組み合わせて、本計画の計画区域を超えない範囲で形成した「伊丹」、「宮ノ前」、「中央」、「西台」の4エリア。

※2 一定時間(2分以上)滞在する、中心市街地4エリアにおける住民と来訪者の延べ人数。

目標指標	基準値	目標値
中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	168,064人 (R1年10月～12月の1日あたり平均値)	167,814人 (R8年の1日あたり平均値)
最新値	102,067人 (R3年4月～11月の1日あたり平均値)	事業効果の発現により、最新値から65,747人
事業を実施しなかつた場合の推計値	横ばい状態を想定しているため、最新値と同数値	(約64.4%)増

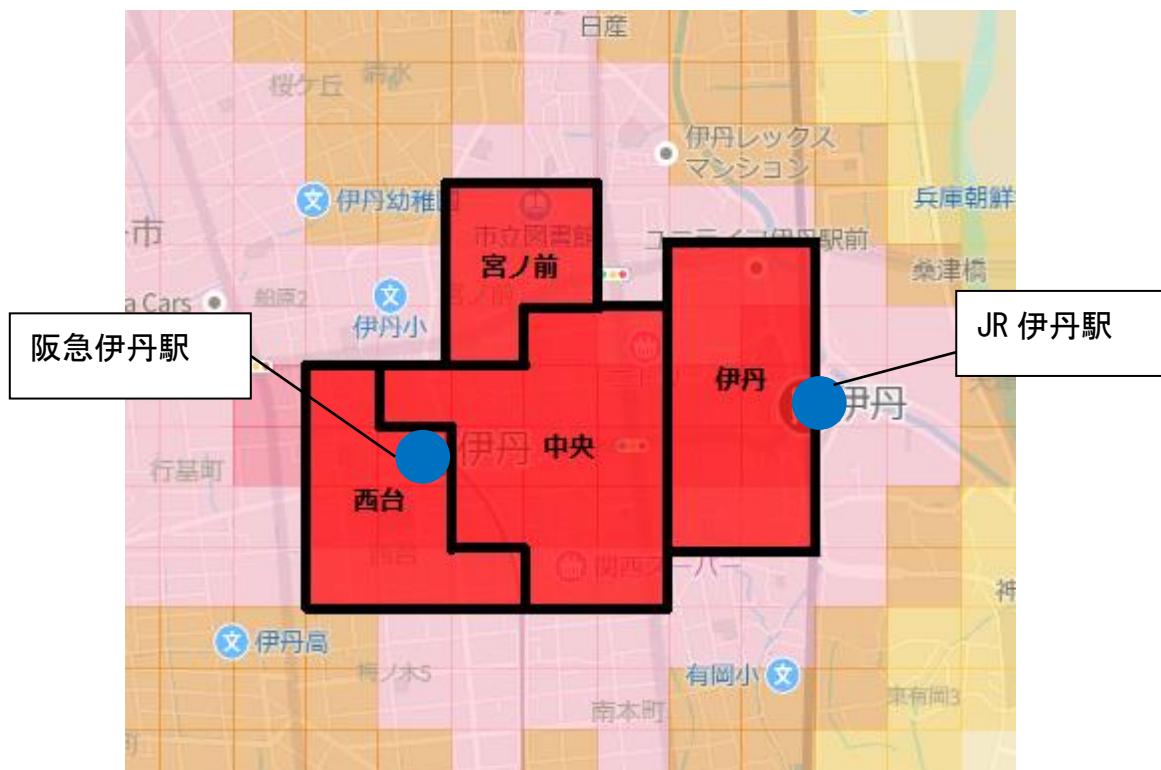
＜基準値・最新値の考え方＞

「DS.INSIGHT」で得られるデータは、Yahoo! JAPANアプリを利用したユーザーの位置情報や属性を、総務省の住民基本台帳など用い拡大推計し、Yahoo! JAPANが偏りを補正したデータとなっている。

令和3年12月時点において「DS.INSIGHT」で遡って検索が可能な期間は、令和元年(2019年)10月までとなっていることから、新型コロナウィルス感染症の影響を受けていない「令和元年10月から12月の1日あたり平均値」を基準値として設定する。

また、最新値として「令和3年4月から11月までの1日あたり平均値」を測ると、新型コロナウィルス感染症の影響により、基準値から約40%の減となっていることからも、この最新値を基準値近くまで回復させることを目標として、本計画に位置づける事業を実施する。

(図) 中心市街地 4 エリア



c Mapbox c OpenStreetMap c 2021 ZENRIN CO. LTD. (Z19LE 第 1533 号) c Yahoo Japan

1) 具体的な目標値設定の考え方

本計画においては、前計画で実施してきた「伊丹まちなかバル」や「イタミ朝マルシェ」などのソフト事業を、子育て世代の客層も取り入れる等により内容を充実させながら実施していく。また、これまで多くのイベントなどソフト事業が行われてきた「三軒寺前広場」を更なる使いやすさ向上、活用促進を図る「三軒寺前広場活用事業」や「市立伊丹ミュージアム連携事業」、「体験型周遊イベント事業」などを実施することにより、新たな来街者の誘客と中心市街地全体の回遊行動を促進することで、最新値から基準値近くまで回復させることを目標とする。

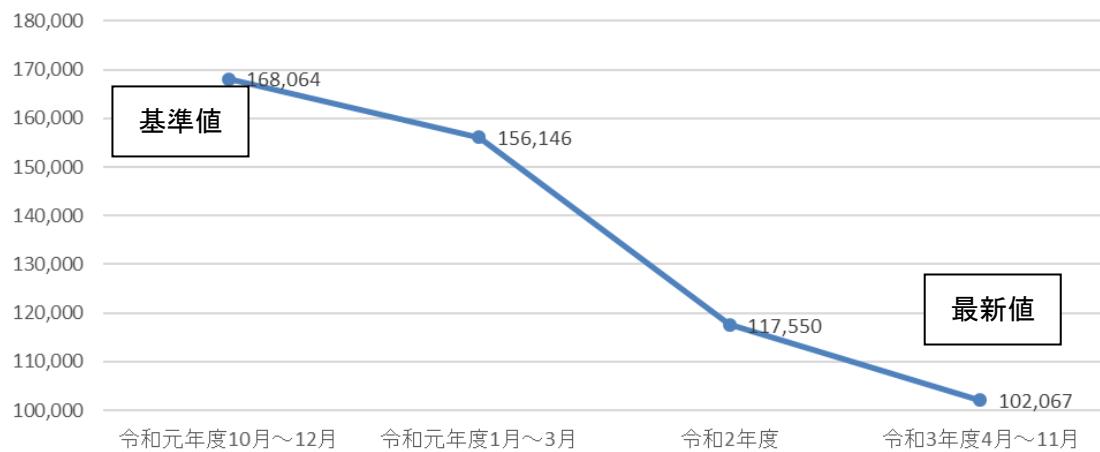
(表 1) 中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたり流動人口 (平均値) の推移

単位：人

年度	月	エリア別 1 日あたり流動人口 (平均値)				4 エリア合計
令和元年度	10 月～12 月	伊丹	宮ノ前	中央	西台	(基準値) 168,064
		44,170	27,554	56,136	40,204	
	1 月～3 月	伊丹	宮ノ前	中央	西台	(参考値) 156,146
		40,420	23,220	53,333	39,173	
令和 2 年度	4 月～3 月	伊丹	宮ノ前	中央	西台	(参考値)

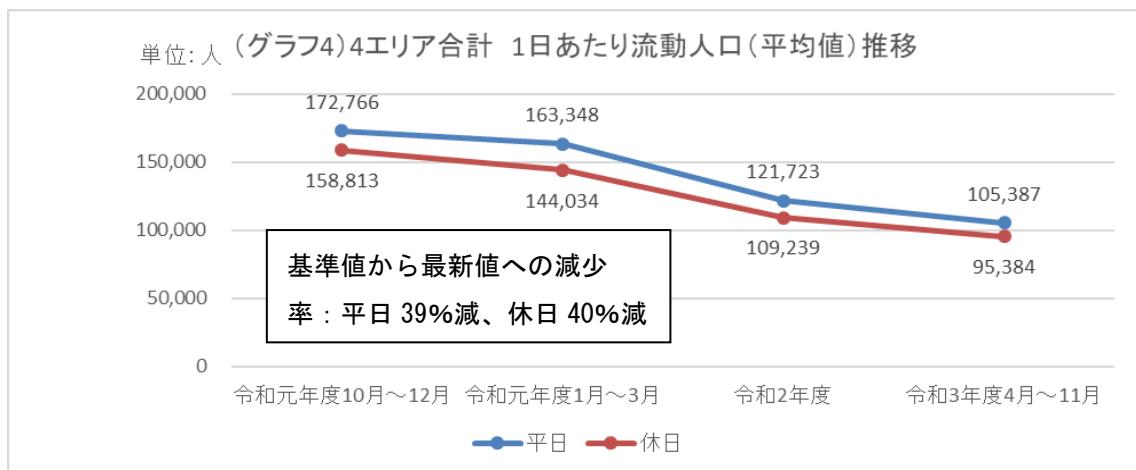
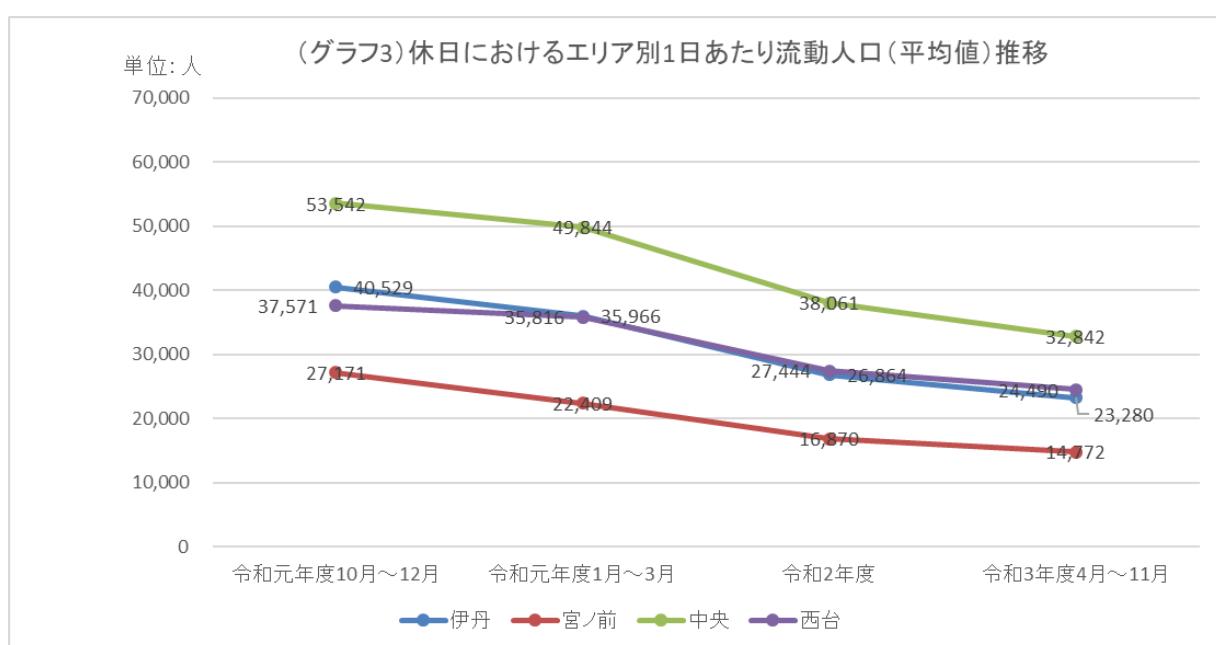
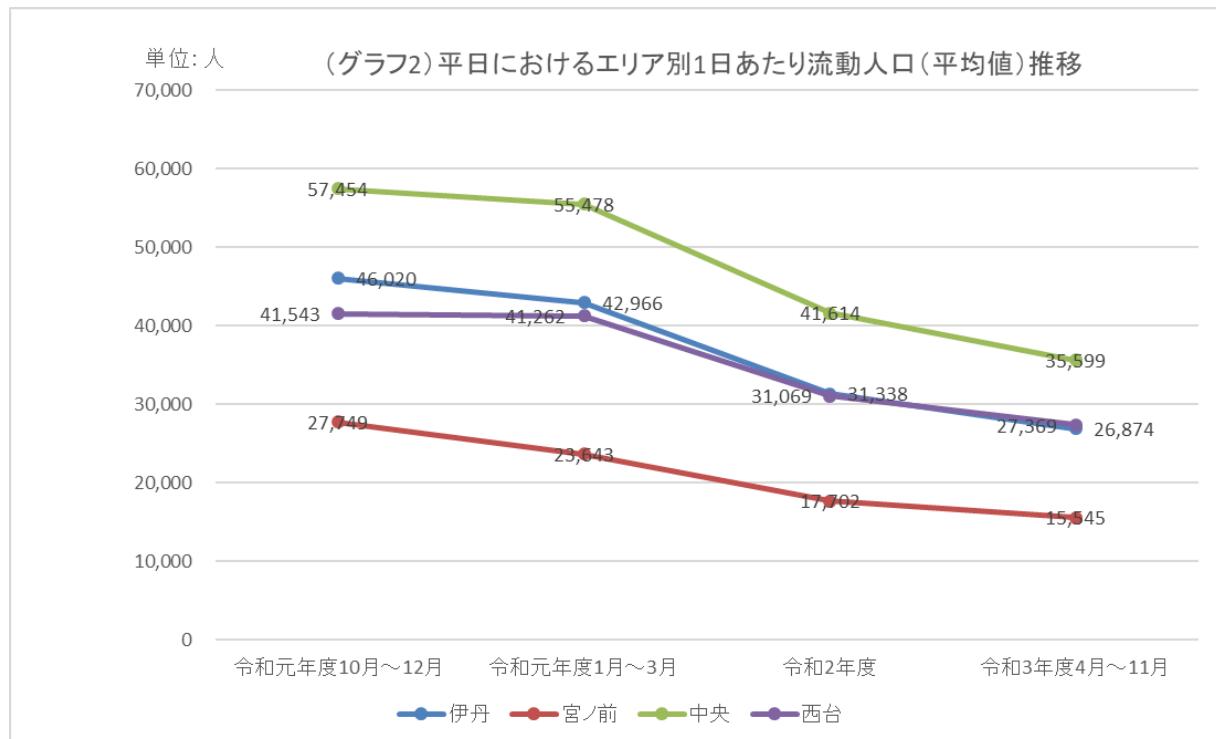
		29,842	17,424	40,426	29,858	117,550
令和3年度	4月～11月	伊丹	宮ノ前	中央	西台	(最新値)
		25,681	15,289	34,684	26,413	102,067

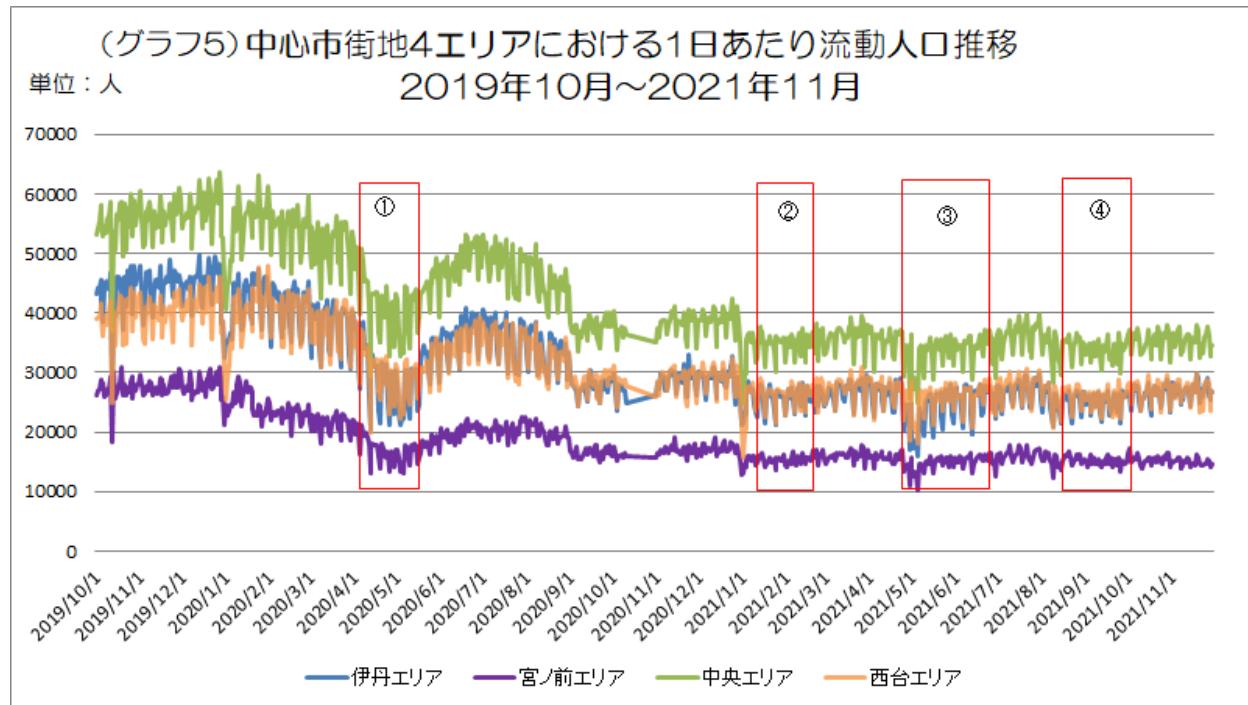
単位:人 (グラフ1) 中心市街地における1日あたり流動人口(平均値・4エリア合計)の推移



(表2) 中心市街地4エリアにおける1日あたり流動人口(平均値)の推移 平日・休日別
単位:人

年度	月	平日/ 休日	エリア別1日あたり流動人口(平均値)				4エリア合計
			伊丹	宮ノ前	中央	西台	
令和元年度	10月～	平日	46,020	27,749	57,454	41,543	172,766
	12月	休日	40,529	27,171	53,542	37,571	158,813
	1月～	平日	42,966	23,643	55,478	41,262	163,348
	3月	休日	35,966	22,409	49,844	35,816	144,034
令和2年度	4月～	平日	31,338	17,702	41,614	31,069	121,723
	3月	休日	26,864	16,870	38,061	27,444	109,239
令和3年度	4月～	平日	26,874	15,545	35,599	27,369	105,387
	11月	休日	23,280	14,772	32,842	24,490	95,384





<緊急事態措置実施期間>

- ①令和2年4月7日～令和2年5月21日 ②令和3年1月14日～令和3年2月28日
③令和3年4月25日～令和3年6月20日 ④令和3年8月20日～令和3年9月30日

<本データは、Yahoo! JAPAN が提供するアプリ上で位置情報の利用に許可されたデータを元に推計されたものである（2021年12月10日時点の推計）。個人を識別できるデータは含まれない。>

2) 事業による効果の算定

前計画における中心市街地の歩行者・自転車通行量については、新型コロナウィルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度を除き、三軒寺前広場において「伊丹まちなかバル」や「イタミ朝マルシェ」、「伊丹郷町屋台村」などのソフト事業が数多く実施されてきたことが増加要因である。

本計画では、コロナ禍における三軒寺前広場でのイベント実施における利用者数に加え、令和4年4月にリニューアルオープンする「市立伊丹ミュージアム」における博物館機能の導入及びソフト事業の実施、令和2年6月に認定された日本遺産を活用したモデルコースの設定やイベントなどの事業の実施、さらにはウィズコロナに対応した新たな「体験型周遊イベント」を実施することにより、長期間継続して開催することで人の密集を回避しながら、恒常的な賑わいを創出することで、中心市街地全体へ効果を及ぼし、流動人口が増加するものとして目標値を算出している。

事業名・算定の考え方	効果 (R4～R8)
①三軒寺前広場活用イベント事業を始めとした休日におけるイベント事業の効果	4,187人増

○ $(A+B+C) \div 48 \text{ 日} \times 1.5$ (計画期間内の事業実施による伸長率を 1.5 倍と想定) = 4,187 人

A. 回遊イベント開催による流動人口の増加 30,600 人

- ・伊丹まちなかバル 15,300 人 × 2 回 = 30,600 人

「DS.INSIGHT」による計測で、伊丹まちなかバル開催日(令和元年 10 月 19 日(土))における 4 エリアの流動人口：175,900 人に対し、同月の開催日以外の土曜日(令和元年 10 月 5 日、10 月 27 日※10 月 12 日は台風 19 号の影響が大きい為除外)における 4 エリアの流動人口(1 日あたり平均)：160,600 人であることから、回遊イベント開催による流動人口増加を 15,300 人(差分)と想定

B. イベントの 1 日開催による流動人口の増加 54,400 人

- ・伊丹クリスマスマーケット(同規模のイベント含む) 3,400 人 × 16 回 = 54,400 人

同ツールによる計測で、伊丹クリスマスマーケット開催日(令和 2 年 12 月 6 日(日))における 4 エリアの流動人口：104,600 人、同月の開催日以外の日曜日(令和 2 年 12 月 13 日(日))における 4 エリアの流動人口：101,200 人であることから、イベントの 1 日開催による流動人口増加を 3,400 人(差分)と想定

C. イベントの半日開催による流動人口の増加 48,990 人

- ・イタミ朝マルシェ(同規模のイベント含む) 1,633 人 × 30 回 = 48,990 人

同ツールによる計測で、イタミ朝マルシェ開催日(令和 3 年 7 月 18 日(日))における 4 エリアの流動人口：96,600 人、同月の開催日以外の日曜日(7 月 4 日、7 月 11 日、7 月 25 日)における 4 エリアの流動人口(1 日あたり平均)：94,967 人であることから、イベントの半日開催による流動人口増加を 1,633 人(差分)と想定

②日本遺産連携事業による休日におけるイベント事業の事業効果

3,333 人増

○ $(A+B) \div 6 \text{ 日} \times 1.5$ (計画期間内の事業実施による伸長率を 1.5 倍と想定) = 3,333 人

①と同定義により、

A. イベントの 1 日開催による流動人口の増加 6,800 人

- ・上記①-B を適用し、イベント 3,400 人 × 2 回

B. イベントの半日開催による流動人口の増加 6,532 人

- ・上記①-C を適用し、講座、イベント 1,633 人 × 4 回

③体験型周遊イベント事業、文化施設連携事業を始めとした回遊性向上に向けた取組みの事業効果

4,287 人増

<p>○体験型周遊イベント事業、文化施設連携事業を始めとした回遊性向上に向けた取組みの事業効果 4,287 人</p> <p>分析ツールによる計測で、4 エリアにおける令和 3 年 4 月から 11 月の 1 日あたり平均流動人口：102,067 人×(1-0.16) ^{※3}×0.05 倍= 4,287 人</p> <p>※3 流動人口における居住者割合の算出根拠：4 エリアにおける令和 3 年 11 月（月間平均）時間単位別人口のデータを基に、時間単位の合計値（605,800 人）に対して、1 時台～5 時台の流動人口が 99,400 人となることから、その差である 16%を居住者の割合と想定する。</p>	
<p>④市立伊丹ミュージアム連携事業：市立伊丹ミュージアムの開館・連携事業による効果</p> <p>○「市立伊丹ミュージアム」の開館等による「宮ノ前エリア」の増 13,760 人</p> <p>分析ツールによる計測で、「宮ノ前エリア」における令和 3 年 4 月から 11 月の 1 日あたり平均流動人口：15,289 人×0.9 倍^{※4}=13,760 人</p> <p>※4 現図書館本館建設前の平成 23 年時点における「宮ノ前」地點の休日歩行者・自転車通行量調査の数値：2,814 人に対し、建設から 5 年目の平成 28 年時点の同数値：5,286 人であることから、新たな文化・社会教育施設が建設されたことによる人流の影響が約 1.9 倍であることを参考にしたもの</p>	13,760 人増
<p>⑤総合的な流動人口増の効果</p> <p>○ (A+B) =40,180 人</p> <p>A.休日における流動人口の総合的な回復効果 10,712 人</p> <p>○4 エリアにおける令和 3 年度 4 月～11 月の休日の 1 日あたり流動人口：95,384 人×(1-0.16) ^{※3}×0.4（計画期間内の総合的な効果を 40% 増と想定）×122 日÷365 日=10,712 人</p> <p>B.平日における流動人口の総合的な回復効果 29,468 人</p> <p>○4 エリアにおける令和 3 年度 4 月～11 月の平日の 1 日あたり流動人口：105,387 人×(1-0.16) ^{※3}×0.5（計画期間内の総合的な効果を 50% 増と想定）×243 日÷365 日=29,468 人</p>	40,180 人増
<p>①+②+③+④+⑤</p>	65,747 人増

<「DS.INSIGHT」を活用して得られたデータの活用方法>

本計画において活用する「DS.INSIGHT」には、「People」と「Place」の 2 種類の分析ツールがあり、目標指標に設定する流動人口などの指定エリアにおける人口推移をはじめ、性別年代割合などの確認、比較では、主に「Place」を活用する。

この「Place」には、指定したエリア同士、または同一エリアでの別期間における人口推移（日単位、時間単位）の比較をはじめ、計測日の翌日にはデータ取得も出来るため、各事業の効果測定や計画の達成状況のフォローアップをリアルタイムで行うことも可能

であり、独自で実施してきた利用者・参加者数やアンケート調査結果などの既存データと組み合わせることにより、要因分析等も即座に実施出来るなど、今後の対策に繋げるといったような、PDCA サイクルの回転を速めることも可能である。

また、「People」は、Yahoo! JAPAN の検索データを元に、生活者の興味関心を可視化するサービスであり、特定キーワード検索者が他に検索したことも確認できるため、イベントなどのソフト事業をはじめとするターゲット属性のニーズに合わせた企画や訴求等にも役立てるとともに、性別や年代別の結果もあわせながら、本計画で取り組む「エリアマネジメント促進事業」や空き店舗対策事業にも効果を発揮させていきたい。

流動人口の数値における出典：ヤフー・データソリューション DS.INSIGHT

(2)目標 2「点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町(まち)」実現に向けた指標の考え方

目標指標③ 中心市街地における 1 階空き店舗数

前計画では「中心市街地空き店舗数」を目標指標としていたが、住居が一体となった空き店舗や「昇降設備がなく、建物自体の老朽化が著しい、また前面道路が狭隘等で立地状況が好ましくない物件」についても空き店舗としてカウントしており、主要な空き店舗対策事業の効果が数値として可視化されにくい状況となっている。

本計画では、これまでの空き店舗調査の結果に基づき、約半数を占める「1 階の空き店舗」への対策を促進することによって、店舗の連續性が生まれ、魅力的な商業空間を創出させていくことから、「中心市街地における 1 階空き店舗数」を目標指標として設定する。

また、近年の「中心市街地における 1 階空き店舗数」の推移をみると、感染症の影響が大きくなるものと考えられることから、基準値を「令和 2 年度数値」とする。

なお、計画最終年度の令和 8 年度における推計値については、基準値である令和 2 年度数値に「H28～R2 で空き店舗出店促進事業の賃料補助により解消された 1 階空き店舗数」11 店舗を勘案し、65 店舗 + 11 店舗 = 76 店舗を想定している。

目標指標	基準値	目標値
中心市街地における 1 階空き店舗数	65 店舗 (R2)	54 店舗 (R8)

11 店舗減

1)具体的な目標値設定の考え方

創業機会を創出する事業として「空き店舗情報バンク・マッチング事業」を実施し、2 期計画で実施した「空き店舗出店促進事業」に代わる、創業者数の増加を促し、経済活性化と雇用創出を図ることを目的とした「創業支援事業」をはじめ、不動産事業者、商工会議所、商業者、住民、地権者等と協働し、空き店舗等遊休不動産を活用した事業に取り組むことで各エリアの価値向上に繋げる「エリアマネジメント促進事業」、「商店街等活性化事業」など、主にソフト事業を中心とした事業を展開する。

【空き店舗数の推移】

(単位：店)

	H28	H29	H30	R1	R2	平均値
空き店舗数	宮ノ前地区	7	11	10	7	8.4
	伊丹地区	9	14	11	11	11.4
	中央地区	69	71	58	62	66.0
	西台地区	31	37	38	46	38.4
	計	116	133	117	126	124.2
1 階空き店舗数	宮ノ前地区	7	10	10	7	8.2
	伊丹地区	9	12	10	10	10.2
	中央地区	36	43	33	32	35.4
	西台地区	18	18	19	14	16.8
	計	70	83	72	63	70.6

2)事業による効果の算定

過去5年間の中心市街地における1階空き店舗については、平成28年の70店舗から、平成29年に増加しているもの令和2年にかけて65店舗にまで減少している。

これは、前計画において実施した空き店舗出店促進事業の効果によるものが含まれるため、事業効果の算出には、空き店舗出店促進事業により1階部分の空き店舗解消につながった11店舗を勘案する。

事業名・算定の考え方	効果 (R4~R8)
①創業支援事業：講座受講した新規創業者への賃借料一部補助 ○中心市街地内の1階空き店舗の解消を15件と見込む	15件
②エリアマネジメント促進事業：不動産事業者、商工会議所、住民、商業者組織、地権者等との協働による遊休不動産の活用 ○中心市街地内の1階空き店舗の解消を2件と見込む	2件
③空き店舗情報バンク・マッチング事業：空き店舗情報と支援制度の一元的公開、店舗ツアーの実施 ○中心市街地内の1階空き店舗の解消を5件と見込む	5件
A：合計 (①+②+③)	22件

B：平成28年～令和2年で空き店舗出店促進事業の賃料補助により解消された1階空き店舗数 ○空き店舗出店促進事業を実施しなかった場合に自然増加する1階空き店舗数を11店舗増と見込む	11件
--	-----

中心市街地における1階空き店舗数	65件【基準値】-22件【A】+11件【B】=54件
------------------	----------------------------

(3)目標 3「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町(まち)」実現に向けた指標の考え方

目標指標④ 中心市街地における居住人口（社会増減数）

本計画では、前計画で進めてきた「安全・安心な都市空間の整備」を継続させ、さらに各施策において「子育て世代」のニーズを満たす事業を強化することで、定住人口の増加を目指す

今後の全国的な少子高齢化による自然減の増加は本市でも同様であることを鑑み、まちなか居住の推進による事業効果を数値として捉えやすくするため「中心市街地における居住人口（社会増減数）」を目標指標として設定する。

また、近年の「中心市街地における居住人口（社会増減数）」の推移をみると、感染症の影響が大きくないものと考えられることから、基準値を令和2年度数値を含む「H29～R2 平均値にマンション供給戸数を勘案した数値」とする。

なお、計画最終年度の令和8年度における推計値（R4～R8 平均値）については、基準値から横ばいとなることを見込み、基準値と同値を想定している。

目標指標	基準値	目標値
中心市街地における 居住人口 (社会増減数(5年間平均))	18人/年 (H29～R2 平均値 にマンション供給戸 数を勘案)	104人/年 (R4～R8 平均値)

86人増

1)具体的な目標値設定の考え方

前計画で実施した「シティプロモーション事業」をはじめ、「空き家活用支援事業」「民間賃貸住宅ストック活用事業」をさらに進め、新たに中心市街地へ保育所を誘致・開設する「保育所誘致・開設事業」を実施し、さらには中心市街地内の子育て世代を支援する「地域子育て支援拠点事業」など、ハード・ソフト両面からの事業を展開する。

【中心市街地における社会増減人口の推移】

		H29	H30	R1	R2	4カ年平均
実績値	転入(a)	615人	563人	688人	669人	633.8人/年
	転出	-490人	-625人	-478人	-458人	-512.8人/年
	社会増減	125人	-62人	210人	211人	121.0人/年
影響を勘案した開発値	転入(a-b)	523人	563人	587人	452人	531.1人/年
	マンション開発戸数 想定人口(b)※	39戸	0戸	43戸	92戸	43.5戸/年
		92人	0人	101人	217人	102.7人/年
	転出(a)	-490人	-625人	-478人	-458人	-512.8人/年
	社会増減(a)	33人	-62人	109人	-6人	18.3人/年

※：1戸当たり2.36人/世帯（伊丹市平均世帯人員）として算出

2)事業による効果の算定

前計画期間における中心市街地の居住人口は、5棟の民間分譲マンションが建設され、2カ所の保育園開設、子育て世帯向けの魅力発信等のシティプロモーション、三世代同居・近居促進を図るなど、中心市街地の居住環境の向上を進めた結果、増加した。

今後、中心市街地内におけるまとまった民間分譲マンション建設用地も限られるなかで、西台3丁目に建設の民間分譲マンション供給が進められている。さらには、若者や子育て世代に対する居住環境の付加価値を向上させるため、新たに2カ所の保育所誘致・建設や子育て世代への効果的な情報発信を行うシティプロモーション事業、中心市街地に開設された地域子育て支援拠点における事業実施により、居住人口が増加するものとして目標値を算出している。

事業名・算定の考え方	効果 (R4~R8)
①西台3丁目民間マンション建設事業：計画期間内に供給される民間マンション供給による人口増加 ○民間マンション供給による増加人口→83戸×2.36人（伊丹市平均世帯人員（令和2年））÷196人	196人増
②2カ所の保育所誘致・開設事業：計画期間に整備される保育園による人口増加 ○保育園整備による人口増加 →120人（施設定員）×2.36人（伊丹市平均世帯人員（令和2年））×29.9% ^{※1} ÷85人 ※1：住まいにおいて保育所・幼稚園が充実していることを重視される方の割合（居住地域に関する意識調査：国土交通省H22.6）	85人増
③地域子育て支援拠点事業、公衆トイレ改修事業、シティプロモーション事業等：計画期間内に実施する住環境向上に資する事業による人口増加 ○住環境向上に資する事業による増加人口 →2,051人 ^{※2} ×58.2% ^{※3} ×5/4 ^{※4} ×0.1 ^{※5} ÷149人 ※2：平成29年から令和2年までの4カ年の中心市街地の転出者数合計 ※3：平成29年から令和2年までの4カ年の全市の20～39歳転出者の割合 ※4：5カ年分への補正 ※5：「伊丹市民意識調査（平成31年）」における、定住意向において「市外へ移りたい（4.0%）」と「どちらでもない（5.4%）」を解消することを想定	149人増
合計 (①+②+③)	430人増

中心市街地における居住人口(社会増減)	18.3人/年【基準値】+86人/年(430人/5年)=104人/年
---------------------	------------------------------------

[4] フォローアップの時期及び方法

それぞれの目標指標については、以下の方法で数値を把握する。数値目標の達成状況については、毎年度末にフォローアップし、伊丹市中心市街地活性化協議会に報告するとともに、市ホームページで公表する。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から、実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。また、目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果として、実績値と比較検証する。

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、検証結果を中心市街地活性化協議会に対し適宜報告を行うとともに、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

目標 1 歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）

①中心市街地における文化施設等（5施設）利用者数

【フォローアップの時期】

- ・毎年度末

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 市立伊丹ミュージアム連携事業	年間利用者数（当該年度累計）
イ) 文化施設連携事業	年間参加者数（当該年度累計）
ウ) 日本遺産連携事業	年間参加者数（当該年度累計）
エ) 体験型周遊イベント事業	年間参加者数（当該年度累計）
オ) 図書館交流事業	年間参加者数（当該年度累計）

②中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）

【フォローアップの時期】

- ・毎年度末

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 三軒寺前広場活用事業	年間イベント参加者数（当該年度累計）
イ) 市立伊丹ミュージアム連携事業	年間利用者数（当該年度累計）
ウ) 日本遺産連携事業	年間参加者数（当該年度累計）
エ) 公共交通を活用した中心市街地誘客事業	年間利用者数（当該年度累計）

目標 2**点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）**

- ①中心市街地における 1 階空き店舗数

【フォローアップの時期】

- ・毎年 11 月以降に調査・集計

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 創業支援事業	事業を活用して解消された 1 階空き店舗件数（当該年度累計）
イ) エリアマネジメント促進事業	事業を活用して解消された 1 階空き店舗件数（当該年度累計）
ウ) 空き店舗情報・バンクマッチング事業	事業を活用して解消された 1 階空き店舗件数（当該年度累計）

※上記ア)～ウ) の各事業について、事業目標数に対する進捗率、空き店舗総数もあわせて評価する。

目標 3**あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）**

- ①中心市街地の居住人口(社会増減数)

【フォローアップの時期】

- ・住民基本台帳データから毎年度の中心市街地内の社会増減数を調査・集計（中心市街地外から中市街地内への市内転居を含む）
- ・補完的に、国勢調査推計人口 10 月データにて中心市街地内の人口を調査・集計

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 西台 3 丁目分譲マンション建設事業	入居率、推計居住人数
イ)(仮称)旧若松団地跡地保育園開設(認可保育事業)	定員数
ウ)(仮称)伊丹はぐくみ中央保育園開設(認可保育事業)	定員数
エ) 公衆トイレ改修事業	工事完了後の使用人数推計値(当該年度累計)
オ) 地域子育て支援拠点事業	年間利用者数（当該年度累計）
カ) シティプロモーション事業	パンフレット配布数／サイトアクセス数等（当該年度累計）

※令和 5 年度に実施予定の「伊丹市民意識調査」において定住意向の回答割合を調査・集計

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

①現状分析

本市の中心市街地は、JR 伊丹駅前地区と宮ノ前地区の 2 カ所で市街地再開発事業が行われ、文化会館（東リ いたみホール）や音楽ホール（伊丹アイフォニックホール）、演劇ホール（アイホール）の文化施設をはじめ、商工会議所や産業振興センター、市民サービスコーナー等が入る伊丹商工プラザなどの公共施設、市民交流やにぎわいの創出に寄与する公益施設等をはじめ、多種多様な都市機能が集積した。

第 2 期計画では、特に、「安全・安心な都市空間の整備」をはじめ、「回遊性向上や来街機会の増加」を図るための事業を進めてきた結果、「街並みが整ったきれいなまち」（平日 34.7%、休日 30.8%、PTA31.3%）、「落ち着いた居住地のまち」（平日 31.8%、休日 31.2%、PTA18.4%）という中心市街地に対するイメージが比較的上位となる一方で、今でも中心市街地には、「自転車などを止める場所が少ない」（平日 28.0%、休日 33.7%）、「誰もが利用しやすい快適な公衆トイレが整備されていない」（平日 28.0%、休日 29.85%）、「舗装がデコボコで歩きづらい」（平日 18.3%、休日 22.6%）という不満な点が挙げられている。

②市街地の整備改善の必要性

上記のように、第 2 期計画では、「安全・安心見守りカメラ整備事業」や「まちなかミマモルメ整備事業」など、安全・安心な都市空間の整備をはじめ、「観光 Wi-Fi 整備事業」、「自転車駐車場整備事業」が完了するなど、回遊性向上や来街機会の増加にも寄与してきた。

しかしながら、整備した安全・安心見守りカメラやビーコンの更新に加え、アンケート調査結果にもある、「市道中央天津線他電線共同溝整備事業」等を更に進めるとともに、中心市街地内に設置された老朽化が進む公衆トイレ 2 カ所をはじめ、駐車場や自転車駐車場の計画的な維持管理・改修を進めることで、歩きやすく快適な都市空間の創出や中心市街地内での回遊性の向上を図る必要がある。

今後は、本計画の目標である「歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）」、「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）」の 2 つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地における市街地の整備改善のための事業として、本計画に次の事業を位置付ける。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】公衆トイレ改修事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	中心市街地内2カ所の公衆トイレを改修する。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	老朽化が進んでいる中心市街地内の2カ所の公衆トイレについて、バリアフリー設備など誰もが使いやすい機能の充実、改修等を行うことで、歩きやすく快適な都市空間の創出や中心市街地内での回遊性を高め、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】中心市街地駐車場保全事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	中心市街地内3カ所の駐車場の設備を更新する。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	中心市街地内の市営地下駐車場の計画的な維持管理・改修を推進し、買い物客などの来街者にとって円滑な利用環境の確保と機能を維持することにより来街機会を創出し、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】中心市街地自転車駐車場保全事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	中心市街地内6カ所・区域外2カ所の自転車駐車場の設備を更新する。		
の位置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	中心市街地来街者が使用する市営自転車駐車場の計画的な維持管理・改修を推進し、買い物客などの来街者にとって円滑な利用環境の確保と機能を維持することによって来街機会を創出、回遊性の向上を図り、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】公共下水道改築事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	公共下水道老朽管の改築工事を行う。		
の位置付け及び必要性	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	中心市街地内の公共下水道は経年劣化が著しいことから、改築工事による管渠の長寿命化を図ることで、道路陥没の未然防止や排水能力の改善を行い、都市基盤の充実と安全・安心なまちづくりの推進を行うことで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】	防災・安全交付金（下水道事業）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】市道中央天津線他電線共同溝整備事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	電線類地中化 (L=590m、W=10m)		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安全・安心・快適な歩行空間及び自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能が連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出することにより、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 6 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】まちなみ景観整備促進事業

【事業実施時期】	昭和 59 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	景観条例に基づいてまちなみ景観を促進する。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	兵庫県の一般市で初めて景観条例を制定した本市では、景観条例に基づいた落ち着いたまちなみ景観を形成することで、交流人口の増加及び来街者の回遊性の向上を行うことにより、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】安全・安心見守りカメラ整備事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	伊丹市	
【事業内容】	見守りカメラの更新、再配置等を行う。	
【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	【目標指標】
【活性化に資する理由】	<p>全国で発生した子どもが被害者となる事件や、平成 26 年に市内で発生した局地的豪雨被害等から、安全・安心見守りカメラを平成 27 年度より順次設置し、犯罪への抑止力や事件・事故の早期解決等多目的に利用されている。</p> <p>その安全・安心見守りカメラのうち、中心市街地を重点に整備された市内 1,200 台の更新等を実施し、安全・安心なまちづくりを推進することで中心市街地の定住人口の増加につなげるため。</p>	
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】まちなかミマモルメ整備事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	伊丹市	
【事業内容】	ビーコン発信機の設置。	
【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
【活性化に資する理由】	<p>安全・安心見守りカメラとあわせ、ビーコン受信器を整備し、ビーコン発信器を持った子どもの登下校や認知症高齢者の徘徊等の位置情報を、家族や保護者のスマートフォン等に通知するサービスを官民協働事業で実施する。また、子どもや認知症高齢者等の行方不明者に対する捜査協力を市民ボランティアに要請するアプリケーションにより、地域ぐるみの見守り体制を構築し、安全・安心なまちづくりを推進することで中心市街地の定住人口の増加につなげるため。</p>	
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】賑わいのある道路空間創出事業

【事業実施時期】	令和4年度～	
【実施主体】	伊丹市、伊丹市中心市街地活性化協議会、商店街等	
【事業内容】	道路空間を活用したオープンカフェやイベントブース等中心市街地の賑わいづくりや歩行者等の回遊性を高める。	
の位置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）
活性化を実現するため	【活性化に資する理由】	道路空間を活用したベンチの設置、オープンカフェやイベントブースの設置等を検討し、中心市街地の賑わいづくりや歩行者等の回遊性を高め、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

①現状分析

本市の中心市街地には、その成り立ちを示すような有岡城跡や伊丹郷町をはじめ、みやのまえ文化の郷（伊丹郷町館、工芸センター、美術館、柿衛文庫）、図書館（ことば蔵）など、歴史・文化施設をはじめ、市民が集えるホテルとして「伊丹シティホテル」をはじめ、保育所や高齢者福祉施設、コミュニティセンター、郵便局、銀行、各種医療施設など、多くの施設が集積し、中心市街地の周辺にも子育て・教育に関する施設や総合病院など、多数の都市福利施設が立地している。

第2期計画では、歴史・文化施設の連携事業や中心市街地内に2カ所の認可保育所が誘致されてきたが、中心市街地のイメージとして、「酒造りなどの日本文化が感じられるまち」（平日42.4%、休日45.1%、PTA39.8%）、「ホール等で文化活動が盛んなまち」（平日31.4%、休日31.2%、PTA23.3%）が上位となる一方、「福祉や医療が充実しているまち」（平日15.3%、休日13.1%、PTA7.8%）が下位となっている。

また、中心市街地を訪れる目的では、日常の買い物や外食、理美容等を除き、「銀行・郵便局」（平日41.9%、休日38.0%、PTA37.9%）が上位となる一方で、「ホール等の施設での催し・イベント」（平日9.3%、休日11.4%、PTA7.8%）が比較的下位となり、中心市街地の不満な点でも、「ホール等の施設での催しがわからない」（平日15.6%、休日8.7%、PTA10.7%）も上位となっている。

②都市福利施設の整備の必要性

上記のように、第2期計画では、中心市街地内に「やわらぎ保育園開設」、「イタミ・サン保育園開設」の事業が完了し、「図書館交流事業」、「文化施設連携事業」を進めてきたが、さらに中心市街地内に保育所を誘致・開設するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化施設等の利用者数の激減や文化施設同士・文化施設と中心市街地内の店舗との連携を強化し、令和2年6月に認定された日本遺産をはじめ、みやのまえ文化の郷に博物館を機能移転させ、歴史・芸術・文化を身近に親しむことができる施設として整備され、令和4年4月にリニューアルオープンとなる「市立伊丹ミュージアム」を活用するとともに、「図書館交流事業」や「文化施設連携事業」をさらに進め、ウイズコロナ・アフターコロナに対応した新たな回遊性向上の事業に取り組むことで恒常的な賑わいを創出する。また、中心市街地の中心に位置する三軒寺前広場の利便性向上及びウォーカブルな公共空間も創出する。

今後は、本計画の目標である「歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）」、「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）」の2つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地における都市福利施設の整備のための事業として、本計画に次の事業を位置付ける。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】図書館交流事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	市民、図書館職員による交流事業を実施する。		
け及び必要性 活性化を実現するための位置付	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	第 1 期計画により中心市街地に移転整備された図書館（ことば蔵）は貸出サービスだけでなく、交流ゾーンを設けて市民発の事業を実施しており、「ライブラリー・オブ・ザ・イヤー2016」の大賞や、文部科学大臣が表彰する「子どもの読書活動優秀実践図書館」に選ばれた。今後も「キッズ・サバイバー講座」や「ビブリオバトル」など子育て世代も対象にした事業や交流事業などを展開していくとともに、周辺の文化施設とも連携し、回遊性を向上させることにより、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】市立伊丹ミュージアム連携事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市、伊丹ミュージアム運営共同事業体など		
【事業内容】	令和4年4月にリニューアルオープンする市立伊丹ミュージアムを中心に産官学が連携した魅力的なソフト事業を実施する。		
必要性 活性化を実現するための位置付け及び	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	美術館、工芸センター、伊丹郷町館、柿衆文庫を合わせた「みやのまえ文化の郷」に、博物館を機能移転させた「市立伊丹ミュージアム」を歴史・芸術・文化を身近に親しむことができる施設として、連携コンセプト「T S U · N A · G U ～つなぐ～」により、従前の各施設の枠にとらわれない横断的な事業に加え、「連携・活性化グループ」を新たに組織化し、他施設や市民などと連携した講座やイベントをはじめ、文化財建造物の魅力を生かした「蔵の音事業」や「厨房活用事業」、また周辺の企業や商店街などと連携し市内外からの来街者が近隣店舗やまちを回遊する仕掛けやイベントなどまちのにぎわいに繋がる事業を展開する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】日本遺産連携事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	日本遺産のストーリーの魅力を伝えるイベント事業を実施する。		
必要性 活性化を実現するための位置付け及び	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	令和2年度に日本遺産に認定された『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』の魅力を国内外に発信することで誘客を図り、伊丹酒造組合、市民団体や商業者が連携し、モデルコースの策定、講座、イベント等を実施することにより、中心市街地内のまち歩き観光を推進し、賑わい創出・回遊性の向上につなげることで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】体験型周遊イベント事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹市など		
【事業内容】	中心市街地内の歴史資源・文化施設や商店街等を巡る体験型イベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付 け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	街や施設を歩いて巡る「体験型周遊イベント」を実施する。長期間の開催で密集を回避するとともに、歴史資源や文化施設等を活用した「謎解き」要素を取り入れ、通行量が低下しているエリアを含めたルート設定をすることで中心市街地内の回遊を促進し、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】三軒寺前広場活用事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市、伊丹市中心市街地活性化協議会など		
【事業内容】	中心市街地の中心に位置する三軒寺前広場の利便性向上及びウォーカブルな公共空間を創出する。		
活性化を実現するための位置付 け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	2017年に「まちなか広場賞」特別賞を受賞するなど、これまで多種多様なイベントが行われてきた「三軒寺前広場」の更なる利便性の向上、活用促進を図るため、使用上のルール整備等を行うとともに、将来的には歩行者利便増進道路（「ほこみち」）制度等の活用を視野に入れ、ウォーカブルなまちづくり、公共空間の活用についても行政・市民・事業者が意見交換を行い、意識啓発、機運醸成を図り、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】(仮称) 旧若松団地跡地保育園開設(認可保育事業)

【事業実施時期】	令和4年度～			
【実施主体】	伊丹市			
【事業内容】	認可保育所を設置する。			
の位置付け及び必要性	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）		
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）		
	【活性化に資する理由】	市内の待機児童の解消を図るために、阪急伊丹駅周辺において小規模保育事業を実施支援し、子育て層のまちなか居住を推進することで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。		
【支援措置名】	保育所等整備交付金			
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	厚生労働省	
【その他特記事項】				

【事業名】地域子育て支援拠点事業

【事業実施時期】	令和2年度～			
【実施主体】	伊丹市			
【事業内容】	商工プラザの男女共同参画センター「ここいろ」内に常設のひろばを開設し、遊びや交流、育児相談の場を提供する。			
の位置付け及び必要性	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）		
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）		
	【活性化に資する理由】	核家族化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立や育児の負担感が増す中、子育て世帯への支援充実を図り、居住環境の付加価値を高めるための事業として位置付け、親子で気軽に集い、遊びや子育て家庭の相互交流を促進し、子育て家庭と地域をつなぐ場として機能させ、地域ぐるみで子育てを応援する体制を整えることで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金			
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	内閣府	
【その他特記事項】				

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】(仮称) 伊丹はぐくみ中央保育園開設（認可保育事業）

【事業実施時期】	令和4年度～	
【実施主体】	民間事業者	
【事業内容】	認可保育所を設置する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）
	【活性化に資する理由】	市内の待機児童の解消を図るため、阪急伊丹駅周辺において保育事業を実施し、子育て層のまちなか居住を推進することで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】文化施設連携事業

【事業実施時期】	平成20年度～	
【実施主体】	(公財) いたみ文化・スポーツ財団、柿衛文庫、伊丹市など	
【事業内容】	文化施設同士が連携した事業を実施することで有機的連携を図る。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するための位置付	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリー、文化施設で鑑賞した公演チケットを提示すると対象店舗でサービスが受けられる「鑑賞でde寄っ Tok ! itami」の実施など、有機的な連携を図ることで、来街者の増加、文化施設等利用者数の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

①現状分析

本市の中心市街地では、JR 伊丹駅前地区と宮ノ前地区の 2 カ所で市街地再開発事業が行われ、良質な都市型住宅の供給と住環境が整備された結果、中心市街地の居住人口が順調に増加してきた。

特に、第 2 期計画では、子育て世代に向けたリストティング広告や SNS 広告等、「住みたいまち」の魅力発信を行った「シティプロモーション事業」を進めた結果、5 カ所の民間分譲マンションをはじめ、7 棟 377 戸が供給された。

また、中心市街地のイメージとしては、「お店が多く賑わいがあるまち」(平日 39.4%、休日 44.3%、PTA41.7%) のほか、「酒造りなどの日本文化が感じられるまち」、「鉄道の乗換がしやすい利便性の高いまち」(平日 44.5%、休日 42.6%、PTA31.1%) が上位となるなど、中心市街地が一定評価されている。

②街なか居住の推進の必要性

上記のように、第 2 期計画では、中心市街地内の 5 カ所の「民間分譲マンション事業」が完了し、子育て世代に向けたリストティング広告や SNS 広告等、「住みたいまち」の魅力発信を行った「シティプロモーション事業」や「三世代同居・近居促進事業」、「民間賃貸ストック活用事業」、2 カ所の「保育所開設事業」等を通じて、定住人口の増加が図られた。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に加え、第 2 期計画のような民間分譲マンションの建設用地も少なくなることから、中心市街地内に設置された「男女共同参画センター」や同センター内の「地域子育て支援拠点」の事業など、特に若者や子育て世代に対する居住環境の付加価値を高めるような「民間分譲マンション建設事業」や「シティプロモーション事業」、「保育所開設事業」を更に進めることで転入促進・転出抑制を図り、定住につなげる必要がある。

今後は、本計画の目標である「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）」の視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地における街なか居住の推進のための事業として、本計画に次の事業を位置付ける。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

【事業名】分譲マンションバリアフリー化助成事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	バリアフリー改修の費用助成		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を実施した場合、管理組合に対し、費用を助成することで、転入を促し、都市力を増進させ、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】分譲マンション管理セミナー事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	マンション管理・運営問題をテーマとしたセミナー開催		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	マンション居住者の方々の快適なマンションライフに役立てるように、特にご相談の多い管理・運営問題をテーマに、マンション管理セミナーを開催することで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】空き家活用支援事業

【事業実施時期】	令和 3 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	市内への転入者に対して一定期間空き家となっている中古住宅の改修費用を補助する事業		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	市内の空き家等を活用する子育て世帯等に改修費の一部を補助することで、本市への移住・定住を促進するとともに空き家の解消に向けて取り組むことで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】西台 3 丁目分譲マンション建設事業

【事業実施時期】	令和 4 年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	分譲マンションの建設事業		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）	
	【活性化に資する理由】	区域内に 14 階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進することで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】まちなみ景観整備促進事業 ※再掲

【事業実施時期】	昭和 59 年度～	
【実施主体】	伊丹市	
【事業内容】	景観条例に基づいたまちなみ景観を促進する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）
	【活性化に資する理由】	兵庫県の一般市で初めて景観条例を制定した本市では、景観条例に基づいた落ち着いたまちなみ景観を形成することで、交流人口の増加及び来街者の回遊性を向上させることにより、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】シティプロモーション事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～	
【実施主体】	伊丹市	
【事業内容】	総合的、戦略的にまちの魅力を発信する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）
	【活性化に資する理由】	対象を子育て世代に特化した「住みたいまち伊丹」、清酒文化を伝える「清酒発祥の地伊丹」など、ターゲットを絞った、戦略的なシティプロモーションを推進することにより、「まちの魅力」を「戦略的・効果的に」発信し、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

①現状分析

本市の中心市街地には、12の商店会等（エリアを特定していない伊丹郷町商業会を含む）が存在する中、商業店舗数は令和2年には1,117店舗となるなど、増加傾向にある。業種別にみると、飲食店が365店舗と全体の32.7%を占め、次いでサービス業の342店舗 30.6%となっている。エリア別にみると、中央地区が509店舗と全体の45.6%を占め、次いで西台地区の414店舗 37.1%となっている。

平成28年経済センサス活動調査を見ると、小売販売額は、伊丹市全体の192,700百万円のうち中心市街地が20,638百万円となるなど、約10.7%を占めている。

伊丹市内における大規模小売店舗の立地状況（1,000m²以上）を見てみると、市内には31件となっており、中心市街地には4件となっている。

特に、第2期計画では、歩きやすいまちなみの整備も進み、また、中心市街地活性化協議会が主催の「伊丹まちなみバル」「イタミ朝マルシェ」、さらには「伊丹郷町屋台村」などの商業者組織や地域の市民団体等が中心となったイベント等が数多く行われてきた結果、中心市街地には、「お店が多く賑わいがあるまち」（平日39.4%、休日44.3%、PTA41.7%）、「イベントがたくさん行われて賑やかなまち」（平日19.1%、休日34.2%、PTA35.0%）というイメージが高くなっている。

また、中心市街地への来街頻度も「ほとんど毎日」、「週に1～3回程度」が3分の2以上（平日85.1%、休日75.7%）を占める中、中心市街地を訪れる目的としては、「食品・日用品の買い物」（平日72.0%、休日68.4%、PTA51.5%）がトップとなっており、銀行・郵便局に次いで、「食品・日用品以外（買い回り品）の買い物」（平日23.2%、休日28.3%、PTA37.9%）、「外食」（平日21.1%、休日30.4%、PTA30.1%）、「理容・美容（散髪、エステ等）」（平日22.8%、休日27.0%、PTA22.3%）の順となっている。

中心市街地の満足している点では、「普段の買い物に便利（食料品など）」（平日79.1%、休日71.8%、PTA56.3%）がもっとも高く、これまで空き店舗解消への取り組みを進めてきたが、平成28年度の116店舗から令和2年度には129店舗へと増加した。

②経済活力の向上の必要性

上記のように、第2期計画では、前述の「伊丹まちなみバル」や「伊丹郷町屋台村」など数多くのイベントを実施し、「商店街等活性化事業」をはじめ、「まちなみ大規模イベントの開催・拡充」、「空き店舗出店促進事業」を進めてきたが、「地域資源」を活用した更なる回遊性向上と恒常的な賑わい創出のため、日本遺産や市立伊丹ミュージアムとの連携をはじめ、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たな取り組みを進めていくことが必要であり、中心市街地においてもDXを推進することにより、来街者の特性やニーズに合わせた取り組みを進める必要がある。

また、不動産事業者等と連携して空き店舗情報を一元化し、新規創業者への効果的な情報発信を進め、これまでの空き店舗対策事業を個々(点)への支援から、各エリア(面)の価値を高める取り組みも新たに取り組む必要がある。

今後は、本計画の目標である「歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）」、「点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）」、「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地における経済活力の向上のための事業として、本計画に次の事業を位置付ける。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】創業支援事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	中心市街地をはじめ、市内における新規創業に対する支援を行う。		
置付け及び必要性 活性化を実現するための位	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数	
	【活性化に資する理由】	中心市街地をはじめ、市内で新たに創業する者に対し、予算の範囲内において、新たに構えた事務所、コワーキングスペースを含む店舗等の賃借料の一部を補助し、創業者の負担を軽減することで、創業を促進し、本市産業の振興及び雇用の創出を図り、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※中心市街地活性化ソフト事業の支援対象は、中心市街地区域内で実施する分のみ。		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街等活性化補助事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	商店街の活性化に資するソフト事業等に対する補助を行う。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における 1 階空き店舗数	
	【活性化に資する理由】	商店街等組織に対し、イベント実施やマップ・クーポン作製など商店街等の活性化を推進する事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、商業の振興発展と商店街等の魅力向上を図り、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】伊丹市中心市街地活性化協議会イベント運営支援事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	「伊丹まちなかバル」等の伊丹市中心市街地活性化協議会が実施するイベントの事務局運営費に対する補助を行う。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するための位	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	伊丹市中心市街地活性化協議会が中心市街地において取り組む活性化事業に対し、そのイベント運営に関する費用の一部を補助することにより、中心市街地における賑わいの創出、商業の活性化を図り、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】いたみ花火大会の開催

【事業実施時期】	昭和 56 年度～		
【実施主体】	いたみ花火大会実行委員会、伊丹市		
【事業内容】	中心市街地隣接地域で花火大会を開催する。		
活性化を実現するための位置付 け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	中心市街地の東側に隣接する猪名川河川敷で毎年 8 月末の土曜日に夏の風物詩として花火大会を開催し、5~7 万人の集客があり、JR 伊丹駅・阪急伊丹駅から花火大会会場までは中心市街地区域内の商店街等が経由される。その来場者に対して、中心市街地商店街が店頭販売やキャンペーン等を行うことで中心市街地全体にぎわいを波及させることに取組み、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】まちなか大規模イベントの開催

【事業実施時期】	平成 10 年度～		
【実施主体】	商店街、民間事業者、伊丹市など		
【事業内容】	四季おりおりの大規模イベントの開催		
活性化を実現するための位置付 け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	中心市街地では、春・秋の宮前まつり、夏のふれあい夏まつり・愛染まつり、冬の蔵まつりなど四季おりおりに大規模なイベントが開催されており、このイベントを他のイベントとの合同により実施し、中心市街地のにぎわいを創出し、更なる入込数の増加を図ることで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】日本遺産連携事業 ※再掲

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	日本遺産のストーリーの魅力を伝えるイベント事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	令和2年度に日本遺産に認定された『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』の魅力を国内外に発信することで誘客を図り、伊丹酒造組合、市民団体や商業者が連携し、モデルコースの策定、講座、イベント等を実施することにより、中心市街地内のまち歩き観光を推進し、賑わい創出・回遊性を向上させることにより、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】体験型周遊イベント事業 ※再掲

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹市など		
【事業内容】	中心市街地内の歴史資源・文化施設や商店街等を巡る体験型イベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	街や施設を歩いて巡る、「体験型周遊イベント」を実施する。長期間の開催で密集を回避するとともに、歴史資源や文化施設等を活用した「謎解き」要素を取り入れ、通行量が低下しているエリアを含めたルート設定をすることで中心市街地内の回遊を促進することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】まちなか DX 推進事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	ICT を活用した定量的なデータ収集・分析を行い、来街者の特性・ニーズに合わせた取り組みやイベント事業等の効果検証を実施する。		
置付け及び必要性 活性化を実現するための位置付け	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」	
	【活性化に資する理由】	民間事業者の情報サービスを活用し、位置情報や検索キーワード等の定量的なデータ収集・分析を行い、行政・中心市街地活性化協議会等が来街者の特性やニーズに合わせた活性化の取組、回遊性向上のために現状把握、イベント事業の効果検証を実施することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】公共交通を活用した中心市街地誘客事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	大阪国際空港（伊丹空港）と中心市街地とを結ぶ「空港アクセスバス」の利便性 PR や中心市街地内でのイベント、各店舗との連携事業を実施する。		
び必要性 活性化を実現するための位置付け及	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	大阪国際空港（伊丹空港）の利用者を主なターゲットとして、中心市街地（JR 伊丹駅および阪急伊丹駅）とを結ぶ「空港アクセスバス」の利便性向上を兵庫県などの関係機関と連携しながら PR し、利用者を中心市街地へ誘導する。 加えて、更なる中心市街地への集客・回遊性を向上させるため、大規模イベント時の特別割引乗車券の発行をはじめ、市営バス専用 IC カード「itappy」の提示による中心市街地を含む市内の提携店舗・施設での割引やサービスを受けることができる制度を実施することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業

【事業名】商業活性化アドバイザー派遣事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、商工会議所、中心市街地各商店街など		
【事業内容】	商店街等の活性化を図るための専門家の派遣を行う。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数	
	【活性化に資する理由】	商店街等の活性化を図るために、イベントやサービスなど商業者の自主的な活動が必要であり、それらを支援するために実務知識やノウハウを持つアドバイザー派遣を活用するものである。中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

【事業名】エリアマネジメント促進事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹まち未来(株)、伊丹市、伊丹商工会議所、商業者組織など		
【事業内容】	空き店舗等遊休不動産を活用した事業に取り組むことで各エリアの価値向上につなげる。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数	
	【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会、不動産事業者、伊丹まち未来(株)、商工会議所、住民、商業者組織等が協働・連携し、空き店舗等遊休不動産を活用した事業に取り組むことで各エリアの価値を向上させることにより、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地商業活性化診断・サポート事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】空き店舗情報バンク・マッチング事業

【事業実施時期】	令和3年度～	
【実施主体】	伊丹市、伊丹市中心市街地活性化協議会など	
【事業内容】	中心市街地内の空き店舗情報の発信等を行う。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数
	【活性化に資する理由】	中心市街地内の空き店舗情報を一元化し、出店を検討している者に空き店舗情報や制度情報を提供することにより、商店街等への出店を促すことで、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】チャレンジショップの開催

【事業実施時期】	令和4年度～	
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会など	
【事業内容】	空き店舗等でチャレンジショップを実施する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数
	【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街などの空き店舗、空きスペースなどを利用して、起業を考えている方等に情報提供し、安い家賃で一定期間試験的に貸し出すことにより、空き店舗対策を図り、商業のにぎわいを創出し、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 中心市街地情報発信活用事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹まち未来(株)	
【事業内容】	中心市街地のイベントや活動ニュースの集約・管理・発信を行う。	
活性化を実現するための位 置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	中心市街地で行われるイベント等の情報を一元的に集約・管理し、ホームページや SNS などを中心に発信することで、情報の効率的かつ効果的な提供を行い、市内外から集客の増加を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 イベント・観光情報 FM 発信事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	伊丹市、伊丹まち未来(株)	
【事業内容】	エフエムいたみで中心市街地のイベントや観光情報を市内外に広く発信する。	
活性化を実現するための位 置付け及び必要性	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	エフエムいたみにおいて、毎週中心市街地のイベントや観光情報について放送し、市民への情報発信を行うことで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】伊丹まちなかバルの開催

【事業実施時期】	平成 21 年度～	
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会	
【事業内容】	年 2 回（春・秋）定期的に中心市街地内の飲食店を中心に食べ歩き飲み歩きイベントを開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	市内外から来街者を呼び込み、中心市街地内の飲食店で食べ歩き・飲み歩きイベントを開催することで観光・交流を促進し、回遊する来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】三軒寺前広場活用イベント事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～	
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会	
【事業内容】	三軒寺前広場でマルシェイベント、元気をテーマにしたイベント等を開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	市内外から来街者を呼び込み、賑わいの創出を図るために、三軒寺前広場にて飲食や物販など魅力ある商品の販売及び野外演奏を行うマルシェイベントや、「元気」をテーマにしたイベントを近隣のイベントに合わせて実施するなど、市内外からの集客を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】伊丹郷町屋台村の開催

【事業実施時期】	平成 23 年度～	
【実施主体】	伊丹郷町商業会	
【事業内容】	年 2 回（夏・冬）定期的に三軒寺前広場で屋台での飲食イベントを開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	中心市街地の商店主が区域内の三軒寺前広場で毎年、夏と冬に 3 日間ずつ屋台を出店する。各店舗趣向を凝らした屋台が設置され、多くの人でにぎわうことで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】ジュエリー展示・販売事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～	
【実施主体】	伊丹ミュージアム運営共同事業体、中心市街地各商店街など	
【事業内容】	旧工芸センタージュエリーカレッジ修了生による、中心市街地内でのイベントにおけるジュエリーの展示・販売を行う。	
置付け及び必要性 活性化を実現するための位	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	工芸センターが実施していたジュエリーカレッジの修了生により作成された、オリジナルジュエリーをまちなかでのイベントや「市立伊丹ミュージアム」等で展示・販売することにより、文化施設とまちなかの連携を図り、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】アリオリ事業の開催

【事業実施時期】	平成 19 年度～	
【実施主体】	アリオ名店会	
【事業内容】	商店街主催のフリーマーケットを開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	JR 伊丹駅近くのアリオ名店会主催によるフリーマーケットを開催する。有岡城跡の史跡公園で実施し、フリーマーケットだけでなく、商店街のブースも設置し、商店街や個店を PR することにより、リピーターや新規顧客の獲得を目指し、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】鳥瞰絵図の作成

【事業実施時期】	平成 22 年度～	
【実施主体】	伊丹酒蔵通り協議会、アリオ名店会、各商店街	
【事業内容】	商店街等が鳥瞰図で表した観光マップを作成する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	JR 伊丹駅から三軒寺前広場までの周辺の店舗、事業所などを立体的に紹介し、作成した観光マップ「JR 伊丹駅前鳥瞰絵図」の普及・拡大を図ることにより、まちのイメージアップを図り、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 中心市街地まち歩き事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	いたみアピールプラン推進協議会など	
【事業内容】	中心市街地名所や店舗を回遊するウォーキングイベントを開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	中心市街地で作られている様々なマップを活用し、寺社仏閣や酒蔵、商店街などを回遊するウォーキングイベントを開催する。このことにより、まちの魅力を PR するとともに、商店街や個店をアピールし、リピーターや新規顧客の獲得を目指すことで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 日本酒の日記念イベントの開催

【事業実施時期】	平成 16 年度～	
【実施主体】	伊丹酒造組合、伊丹市など	
【事業内容】	清酒発祥の地 PR のため日本酒の日にイベントを開催	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れた郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	伊丹が「清酒発祥の地：伊丹」をアピールしていることもあり、10 月 1 日の日本酒の日に中心市街地で清酒を PR するイベントを開催し、中心市街地のにぎわいを創出することで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】文化財ガイド事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～	
【実施主体】	伊丹市文化財ボランティアの会、教育委員会（文化財担当）	
【事業内容】	中心市街地内の歴史資源を巡るまちあるき事業を開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	伊丹市教育委員会・市民団体である伊丹市文化財ボランティアの会が伊丹郷町の歴史資源を紹介するまちあるき事業を実施することで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】ワンデーウォーキングの開催

【事業実施時期】	平成 19 年度～	
【実施主体】	いたみアピールプラン推進協議会、伊丹市	
【事業内容】	伊丹の地域資源を巡るウォーキングイベントを開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	都心部では珍しく「美しい日本の歩きたくなるみち 500 選」に選ばれた「伊丹・水と緑とバラの道」を巡り、伊丹の自然・歴史資源等を再発見する散策イベントを開催し、周辺の店舗・施設とのタイアップにより、中心市街地の集客を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】夜間景観形成事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～	
【実施主体】	伊丹酒蔵通り協議会、民間事業者、伊丹市	
【事業内容】	伊丹郷町のライトアップ事業を開催する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	中心市街地の沿道におけるライトアップや、沿道の商業者、住民が主体となったライトアップに合わせた夜間イベントの実施などを引き続き行い、交流人口の増加を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】センターフェスティバルの開催

【事業実施時期】	平成 2 年度～	
【実施主体】	センターフェスティバル実行委員会、伊丹市	
【事業内容】	市内共同利用施設等での市民活動の総合文化祭を開催する。	
置付け及び必要性 活性化を実現するための位	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	市内に 70 箇所以上ある共同利用施設等で行われている歌や踊り、絵画などの市民活動の発表の場として、毎年中心市街地のホールでフェスティバルを開催し、文化施設等利用者数の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】商学連携推進事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～	
【実施主体】	近隣高等学校・近隣大学、中心市街地各商店街	
【事業内容】	商店街を活用したイベントの実施等商学連携を推進する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	市内の高校や大学、近隣市の大学と連携して中心市街地活性化イベントや商店街への誘客を高める事業を推進することで、多様な世代の取り込みを図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】まちゼミ開催事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～	
【実施主体】	図書館、商店街など	
【事業内容】	市民等向けの中心市街地商店主による各種講座を実施する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	活性化に大きな効果があると言われる「まちゼミ」事業を開催することで、商店主が自店の専門的ノウハウ等を市民などに教えることにより、ファンを獲得することにより、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】宿泊施設活性化事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～	
【実施主体】	伊丹シティホテル、中心市街地各商店街、伊丹市など	
【事業内容】	中心市街地に位置する伊丹シティホテルとの連携による活性化事業を実施する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	中心市街地 4 極の南に位置し、宿泊だけでなく、飲食・ウェディングなど種々の事業で活性化に寄与している伊丹シティホテルにおいて、夏の盆踊りや冬のクリスマスイベント、バレンタインフェアなど、さまざまなイベントを開催し、中心市街地に賑わいを創出することで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】大規模商業施設連携促進事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～	
【実施主体】	イオンモール伊丹、商工会議所、伊丹市	
【事業内容】	イオンモール伊丹と中心市街地商店街の連携を図る。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	中心市街地の東に隣接するイオンモール伊丹は子育て世代を中心に多くの来客があり、大きな集客施設となっている。このイオンモール伊丹と中心市街地の商店街が連携することにより、中心市街地へ誘客、回遊させる取り組みを行い、回遊性の向上及び交流人口の増加を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】地場野菜の朝市開催事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～	
【実施主体】	JA 兵庫六甲、シルバー人材センター、伊丹市	
【事業内容】	市内で生産された新鮮な野菜等を販売する朝市の開催	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	三軒寺前広場において開催されている、シルバー人材センターによる地場野菜の朝市について、JA 兵庫六甲の協力を得て、開催回数を増加し、中心市街地の集客の強化や回遊性の向上を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】音楽による活性化事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～	
【実施主体】	(公財) いたみ文化・スポーツ財団、民間飲食店など	
【事業内容】	プロジェクト「伊丹オトラク」の拡充・推進	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	市内の飲食店等と連携し、食事を楽しみながら、観客もアーティストも一緒になって音楽を楽しむプロジェクト、(公財) いたみ文化・スポーツ財団主催の「伊丹オトラク」を引き続き開催し、中心市街地のにぎわいを創出し、交流人口の増加を図ることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】商店街等・商業施設連携促進事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～	
【実施主体】	中心市街地各商店街、商業施設、伊丹市など	
【事業内容】	複数の商店街や商業施設が連携した事業を推進する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における 1 階空き店舗数
	【活性化に資する理由】	中心市街地内の商店街等が連携して行う、共通フェア、ポイントカード導入、イベント開催などを促進し、利用者の利便性の向上や商業のにぎわいを創出することで、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】地域ポータルサイト活用情報提供事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～	
【実施主体】	各商店街、伊丹市	
【事業内容】	地域ポータルサイトを活用して情報発信を行う。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における 1 階空き店舗数
	【活性化に資する理由】	平成 20 年に開設された伊丹市の地域ポータルサイト「いたみん」を活用して店舗等の情報を発信し、PR に努め、商業のにぎわいを創出することで、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】インバウンド推進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	伊丹市、酒造会社、商店街、個店など	
【事業内容】	外国人の来街者向け事業を実施する。	
置付け及び必要性 活性化を実現するための位置付	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	本市を訪れる外国人が増える中、本市のブランドである「清酒」や和食などを PR する。また、中心市街地での滞在時間を延ばし、回遊しやすいコース設定や兵庫県と連携したモデルコースの PR など、リピーターや新規顧客の獲得を目指す。また、観光 Wi-Fi や多言語案内板など設え整備、外国人向けの HP 開設、リーフレットの作成など、迎えるための環境を整備することで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】文化施設連携事業 ※再掲

【事業実施時期】	平成 20 年度～	
【実施主体】	(公財) いたみ文化・スポーツ財団、伊丹市	
【事業内容】	文化施設同士が連携した事業を実施することで有機的連携を図る。	
け及び必要性 活性化を実現するための位置付	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	「中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）」及び「文化施設等利用者数」
	【活性化に資する理由】	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリー、文化施設で鑑賞した公演チケットを提示すると対象店舗でサービスが受けられる「鑑賞で de 寄っ Tok ! itami」の実施など、有機的な連携を図ることで、文化施設利用者数及び来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】創業塾の開催

【事業実施時期】	平成 18 年度～	
【実施主体】	伊丹商工会議所、伊丹市	
【事業内容】	創業を考えている方対象に具体的にノウハウを伝える塾を開催し、市街地内における創業支援につなげる	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における 1 階空き店舗数
	【活性化に資する理由】	創業準備中の方や、将来、起業を考えている方誰もが参加できる創業塾や、女性だけを対象にした女性創業塾を開催し、開業に向けてサポートし、商業の担い手を育成することで、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】シティプロモーション事業 ※再掲

【事業実施時期】	平成 27 年度～	
【実施主体】	伊丹市	
【事業内容】	総合的、戦略的にまちの魅力を発信する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）
	【活性化に資する理由】	対象を子育て世代に特化した「住みたいまち伊丹」、清酒文化を伝える「清酒発祥の地伊丹」など、ターゲットを絞った、戦略的なシティプロモーションを推進することにより、「まちの魅力」を「戦略的・効果的に」発信することで、中心市街地の定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】エリアマネジメント促進事業 ※再掲

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹まち未来(株)、伊丹商工会議所、伊丹市、商業者組織など		
【事業内容】	空き店舗等遊休不動産を活用した事業に取り組むことで各エリアの価値向上につなげる。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地における1階空き店舗数	
	【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会、不動産事業者、伊丹まち未来(株)、商工会議所、住民、商業者組織等が協働・連携し、空き店舗等遊休不動産を活用した事業に取り組むことで各エリアの価値向上につなげ、中心市街地の空き店舗数の減少につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地商業活性化診断・サポート事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】人材発掘・コミュニティ事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	まちづくりの担い手を育成する。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	中心市街地のまちづくりに关心を持つ人材をサポートとして登録し、各事業の企画立案から実施まで参画させる等担い手として育成することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】男女共同参画センター事業

【事業実施時期】	令和2年度～	
【実施主体】	伊丹市、NPO 法人女性と子どものエンパワメント関西	
【事業内容】	商工プラザの「男女共同参画センター」で市民活動・交流支援事業等を実施する。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地における居住人口（社会増減数）
	【活性化に資する理由】	男女共同参画の拠点施設「男女共同参画センターここいろ」において、市民活動・交流の支援事業や各種相談、啓発事業、情報提供を行い、性別にかかわらず全ての人が安心して地域社会で生き生きと暮らせるまちの実現を目指し、来街者の増加及びまちの定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】賑わいのある道路空間創出事業 ※再掲

【事業実施時期】	令和4年度～	
【実施主体】	伊丹市、伊丹市中心市街地活性化協議会、商店街等	
【事業内容】	道路空間を活用したオープンカフェやイベントブース等中心市街地の賑わいづくりや歩行者等の回遊性を高める。	
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）
	【活性化に資する理由】	道路空間を活用したベンチの設置、オープンカフェやイベントブースの設置等を検討し、中心市街地の賑わいづくりや歩行者等の回遊性を高めることで、来街者の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】多文化共生・平和推進事業

【事業実施時期】	令和元年度～	
【実施主体】	伊丹市国際・平和交流協会、伊丹ユネスコ協会、伊丹市など	
【事業内容】	中心市街地内の文化施設等において、多文化共生・平和推進イベント等を実施	
け及び必要性 活性化を実現するための位置付	【目標】 【目標指標】 【活性化に資する理由】	あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち） 中心市街地における居住人口（社会増減数） 市民団体等と連携し、多くの人が参加しやすい中心市街地の施設等において、外国人等も参加する多文化共生推進のイベント（交流・啓発イベント、日本語教室、講演会、展示等）や、平和推進のための事業（展示、カリヨン演奏会等）を実施することで、民族、国籍等の異なる市民が触れ合い、共に認め合って暮らせる、多様性と活力ある共生と平和のまちの実現を目指し、来街者の増加及びまちの定住人口の増加につなげるため。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

①現状分析

本市の中心市街地は、JR・阪急の2つの鉄道網を有し、大阪・神戸方面や宝塚方面へのアクセスを確保するとともに、同じくJR・阪急伊丹駅を中心に、市域をカバーした市営バスをはじめとした交通網により、利便性の高い公共交通網を形成してきた。

令和2年度におけるJR・阪急伊丹駅の乗降者数、市営バスの乗降客数を見ると、JR伊丹駅は増加傾向であり約4.1万人／日、阪急伊丹駅はほぼ横ばいで約2.2万人／日、市営バスの乗降者数は平成17年度から増加傾向であり、令和2年度は年間で約1,330万人、1日平均では約3.7万人となっている。

また、平坦でかつコンパクトな地形も有利に働き、自転車交通の利用も高くなっています。自転車の利用に関するアンケート調査（平成26年）によると、市民の自転車の利用頻度は、「ほぼ毎日」利用する人が最も多く39%となっており、「ほぼ毎日」と「週に数日」利用する人を合わせると66%の人が自転車を利用している。特に、市民の自転車の利用目的は、「買い物・飲食」や「通勤・通学」などといった日常生活での割合が多くなっています。

また、中心市街地のアンケート調査によると、中心市街地のイメージとしては「鉄道の乗換がしやすい利便性の高いまち」が比較的高く、中心市街地の満足している点は「普段の買い物に便利（食料品など）」に次ぎ、「駅などへのバス交通などの利便性が高い」（平日54.5%、休日47.9%、PTA44.7%）が高くなっているが、実際の中心市街地を訪れる目的として、「通勤・通学」（平日12.6%、休日17.7%、PTA6.8%）、「鉄道利用」（平日9.3%、休日14.8%、PTA15.5%）は比較的下位となっている。

②公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

上記のように、第2期計画では、来街者に利便性の高い交通手段を提供する「レンタサイクル事業」や、市民のうち満70歳以上の高齢者等の外出支援を目的とした「伊丹市バス特別乗車証交付事業」を進めてきたが、これらの事業をさらに進め、さらには本市の地域資源である「大阪国際空港（伊丹空港）」へのアクセス確保による交通ネットワークの充実等により、中心市街地の魅力を高め、訪れたい・住みたい・住み続けたいまちづくりを推進するための取り組みを進めていく必要がある。

今後は、本計画の目標である「歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）」、「点から面へのつながりが、新たな価値を創造する郷町（まち）」、「あらゆる人に、安全・安心・快適を提供する郷町（まち）」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地における経済活力の向上のための事業として、本計画に次の事業を位置付ける。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】公共交通を活用した中心市街地誘客事業 ※再掲

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	大阪国際空港（伊丹空港）と中心市街地とを結ぶ「空港アクセスバス」の利便性PRや中心市街地内でのイベント、各店舗との連携事業を実施する。		
要性 活性化を実現するための位置付け及び必	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地4エリアにおける1日あたりの流動人口（4エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	大阪国際空港（伊丹空港）の利用者を主なターゲットとして、中心市街地（JR伊丹駅および阪急伊丹駅）とを結ぶ「空港アクセスバス」の利便性向上を兵庫県などの関係機関と連携しながらPRし、利用者を中心市街地へ誘導する。 加えて、更なる中心市街地への集客・回遊性を向上させるため、大規模イベント時の特別割引乗車券の発行をはじめ、市営バス専用ICカード「itappy」の提示による中心市街地を含む市内の提携店舗・施設での割引やサービスを受けることができる制度を実施することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4)国の支援がないその他の事業

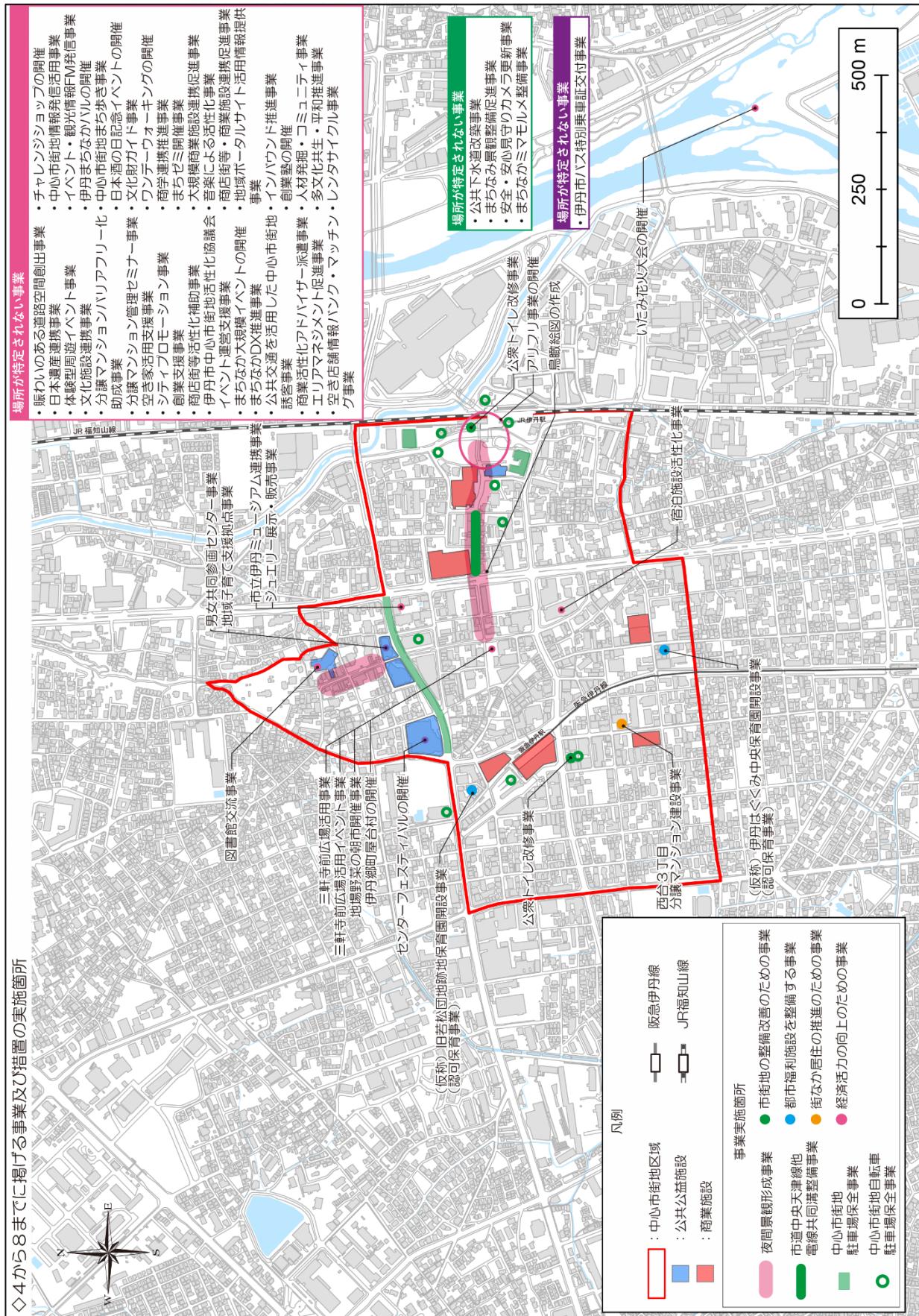
【事業名】レンタサイクル事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	来街者に利便性の高い交通手段として自転車の貸し出し事業を行う。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	中心市街地の回遊性を高めるために、自転車による買い物やまちなか散策を行う移動手段として活用し、市外から訪れる交流人口の増加につなげまちの賑わいを創出することで、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】伊丹市バス特別乗車証交付事業

【事業実施時期】	昭和 46 年度～		
【実施主体】	伊丹市		
【事業内容】	高齢者等への無料乗車証交付を行う。		
の位置付け及び必要性 活性化を実現するため	【目標】	歴史・文化・芸術を身近に感じる、何度も訪れたい郷町（まち）	
	【目標指標】	中心市街地 4 エリアにおける 1 日あたりの流動人口（4 エリア合計）	
	【活性化に資する理由】	本市の福祉施策として、満 70 歳以上の高齢者の方や身体障害者手帳（1 級から 4 級）を所持している方等に対し、市バスの無料乗車証を交付し、外出支援を行うことで、回遊性の向上及び交流人口の増加につなげ、来街者の増加につなげるため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 伊丹市の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

1) 庁内組織

平成18年度より、商業の活性化を図る担当、都市計画担当、文化振興を図る担当、都市景観担当、中心市街地活性化を総合的に担当する部局として「都市創造部」に統合し、一体的に推進していく組織に改変した。また、平成21年度より名称を「都市活力部」に改めた。

2) 庁内検討委員会

・伊丹市中心市街地活性化推進会議

伊丹市の中心市街地活性化に係る庁内検討委員会として中心市街地活性化推進会議・幹事会を設置し、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に資する基本方針の検討や事業の選定を行っている。

①構成員

中心市街地活性化推進会議(施策・事業の推進)

部署	役職	主な担当分野
副市長		総合調整
総合政策部	部長	政策調整
財政基盤部	部長	政策調整
都市活力部	部長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
都市交通部	部長	市街地の整備改善
こども未来部	部長	都市機能の増進
生涯学習部	部長	都市機能の増進

幹事会(事業の企画立案・具体的検討)

部署	役職	主な担当分野
総合政策部	政策室長	政策調整
財政基盤部	財政企画室長	政策調整
都市活力部	都市活力部長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
	産業振興室長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
	都市整備室長	まちなか居住
	産業振興室長	商業等の活性化
都市交通部	交通政策室長	市街地の整備改善
こども未来部	参事	都市機能の増進

②会議開催状況

令和3年度に中心市街地活性化基本計画の議題で2回開催した。

開催日	内容
令和3年5月25日	<ul style="list-style-type: none">会議設置要綱の説明基本計画のスケジュール等、確認基本計画の方向性基本計画に掲載すべき事業の確認
令和3年9月16日	<ul style="list-style-type: none">基本計画概要の説明掲載事業（案）の確認来街者、PTA アンケートの報告

3)議会

令和3年10月27日、都市企業常任委員協議会開催。

(2)中心市街地活性化基本計画策定商業者ワーキング会議

本計画の策定に当たっては、中心市街地の賑わいづくり等の担い手である商業者による、これまでの中心市街地活性化における取り組み状況などを把握するとともに、今後の中心市街地活性化についての取り組み内容等を検討するワーキング会議を開催した。

1)構成員

団体名称
伊丹阪急駅東商店会
伊丹中央サンロード商店街振興組合
ボントン名店会
伊丹酒蔵通り協議会
宮ノ前商店会
伊丹西台商店会
伊丹郷町商業会
伊丹ショッピングデパートみどりの会
アリオ名店会
リータ商店会
みやのまち3号館・4号館商人会

2)会議開催状況

開催日	内容
令和3年9月3日	<p>中心市街地活性化基本計画策定について</p> <ul style="list-style-type: none">第3期計画の説明各種調査内容の説明中心市街地の活性化に向けた意見交換

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画について、必要事項を協議し意見を述べることができるとともに、伊丹商工会議所及び伊丹まち未来株式会社を中心とした事業者、地権者、市民などで構成する運営（戦略）会議で、中心市街地の戦略部隊としての役割を果たす推進母体として位置づけられているものである。

そして、具体的な事業推進のために、伊丹商工会議所を事務局として適宜ワーキングを開催し、協議会へ情報提供を行うこととする。

（具体的な活動）

- ・中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
- ・中心市街地の活性化に係る事業に関すること

（1）構成員

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
会長	伊丹商工会議所会頭	法第 15 条第 1 項 2 号関係
副会長	伊丹商店連合会会长	法第 15 条第 4 項 1 号関係
監事	株式会社池田泉州銀行伊丹支店長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
監事	伊丹市都市活力部長	法第 15 条第 4 項 3 号関係
	イオンモール株式会社イオンモール伊丹 ゼネラルマネージャー	法第 15 条第 4 項 1 号関係
	伊丹市交通局運輸サービス課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	いたみアピールプラン推進協議会会長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団 理事長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹商工会議所専務理事	法第 15 条第 1 項 2 号関係
	伊丹消費者協会会长	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹まち未来株式会社代表取締役	法第 15 条第 1 項 1 号関係
	西日本旅客鉄道株式会社伊丹駅長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急電鉄株式会社交通プロジェクト推進 部課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急阪神ビルマネジメント株式会社沿線 営業部長	法第 15 条第 4 項 2 号関係

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
	クロスロードカフェ代表	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	ほこ～魚菜と地酒～代表	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	D.O.D 株式会社代表取締役	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	一般社団法人 GREENJAM 代表理事	法第 15 条第 4 項 2 号関係

(2)会議開催状況

開催日	内容
令和 3 年 6 月 8 日	中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等
令和 3 年 10 月 8 日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和 4 年 1 月 22 日	中心市街地活性化基本計画（案）について

(3)協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 伊丹商工会議所及び伊丹まち未来株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務等を処理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号 伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるとときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第 6 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換

- エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
 - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
- ア 市街地整備改善事業に関すること。
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
 - ウ 街なか居住促進事業に関すること。
 - エ 商業活性化事業に関すること。

第2章 会員

(会員)

第7条 協議会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 伊丹商工会議所
- (2) 伊丹まち未来株式会社
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。

4 規約にかかわらず、会長は必要と認めたとき運営委員を加えることができる。

5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。

4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。

(会計)

第13条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 解散

(解散)

第14条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

- 2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月27日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則 (平成31年2月12日改定)

- 1 この規約は、平成31年2月12日から施行する。

(4)伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

令和3年10月8日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市中心市街地活性化協議会
会長 小西 新右衛門

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」という。)は、今後の伊丹市を中心市街地を活性化させる計画として妥当であると考えます。

(付帯意見)

基本計画案では、今後伊丹市として目指すべき目標指標に加え、目標を達成させるための、前計画で実施されてきた事業に加え、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな事業も盛り込まれるなど、今後の5年間に実施しようとする各事業やその実施主体、支援内容等が明記されていますが、その効果を期待し、次のとおり意見を申し添えます。

1. 令和2年6月に認定された日本遺産や、令和4年4月にリニューアルオープンする歴史・芸術・文化を身近に親しむことが出来る「市立伊丹ミュージアム」など、数多くの地域資源が中心市街地内には存在しています。それらを十分に活用した各事業を展開しながら、中心市街地全体の回遊性向上に繋げる「体験型周遊イベント事業」、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり、ウォーカブルな公共空間の創出にも取り組むなど、更なる中心市街地の賑わいを図るために、スピード感を持って取り組んでいただきたい。
2. 基本計画案の推進には、行政、市民、事業者、商業関係者および関係団体が一体となって取り組むことが重要であり、特に新たな事業として「エリアマネジメント促進事業」なども位置付けられています。事業の実施に向け、協議会内に中心市街地内の各エリア、事業ごとに中心市街地内外の多くの主体が参画できる組織の設置などを行っていただきたい。
3. 計画案に位置付けられた各事業は、それぞれ単独による実施のほか、連携することによって相乗効果をもたらし、中心市街地の活性化により一層の効果が表れるものと考えます。事業の実施にあたり、その時期や実施方法などの調整を行った上で取り組んでいただきたい。
4. 前計画で未達成となった目標指標のうち、特に空き店舗の解消には、伊丹市が導入したビックデータ等も活用しながら、創業しやすい環境づくり、地域住民のニーズに合った魅力ある店舗の誘致等を進め、目標の達成を目指していただきたい。
5. これまでも、中心市街地内で実施されるイベントなどソフト事業の情報は発信してきたが、更なる賑わい創出のため、今後は、情報の一元化を図る等、市ホームページや各種 SNS 等も活用しながら、積極的な情報発信を進めていただきたい。
6. 基本計画の進捗状況、成果等については、協議会に対し都度報告を行いながら、事業内容の見直しや新規事業の追加も積極的に進めていただきたい。

(5)法第15条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第1項第1号口の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「伊丹まち未来株式会社」を組織の構成員としている（令和3年度における本市の出資比率は70.3%）。
- 第1項第2号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、伊丹商工会議所を組織の構成員としている。
- 第3項の規定に基づき、伊丹商工会議所ホームページにおいて公表を行っている。
- 第4項及び第5項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、教育・文化関係者、交通事業者を構成員（協議会規約第7条に基づく会員）として加えている。
- 第5項の規定に基づき、参加申出があった者は会員に追加している。
- 第6項の規定については、協議会規約第7条及び8条に基づき参加を要請することができる。
- 第7項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めることができる。
- 第8項の規定に基づき、関係団体・機関を会員として加えている。
- 第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に關し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- 第10項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
- 第11項の規定に基づき、協議会の運営に關し必要な事項を「伊丹市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(a)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

中心市街地の活性化に関する客観的な分析として、本市の概況(P1～7)、地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析(P8～33)、地域住民のニーズ等の把握・分析(P34～62)において整理し、それらの分析にあたっては、次のようなニーズ把握や実態調査を実施し、前計画の検証(P63～70)、中心市街地の課題の整理(P71～74)に基づき、活性化の方針を方向づけた。

○来街者アンケート調査

(令和3年7月3日(土)、8日(木)、13日(火)、17日(土)、18日(日)実施)

○商業者アンケート調査(令和3年8月13日～9月3日実施)

○OPTAアンケート調査(令和3年7月実施)

(b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

(活動内容)

- ・「伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）」について、広く市民の意見を聞くために、本市のパブリックコメント指針に基づき、令和3年11月15日(月)から12月17日(金)まで、パブリックコメントを実施した。

②商業者ワーキングの実施

(活動内容)

- ・本市の新たな中心市街地活性化の方向性や活性化に資する事業について、中心市街地内の商店街等組織の代表者等へ、令和3年9月3日(金)に意見聴取等を実施した。その後、商店街等組織において、新たに取り組みたい事業の提出等を求めた。

③まちづくりの担い手「まち衆」等による取り組み

○公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団による取り組み

(活動内容)

- ・「伊丹オトラク」を実施し、市内のカフェ、駅の大階段、広場などで観客、アーティスト、音楽、フード、ドリンクなど、みんな一緒に、音楽を楽しみ伊丹を音楽の杜にしようとするプロジェクトを実施。

○いたみアピールプラン推進協議会による取り組み

(活動内容)

- ・本市の歴史、自然や文化等の地域資源を最大限に活用しながら、市民、事業者、行政が協働して、本市を内外にアピールし、定住人口・交流人口の増加を目指す取り組みを実施。
- ・毎年、テーマを決めたフォーラムを開催するほか、ワンデーウォーキングや体験イベントなどの事業を行い、PR冊子の発行を行う。

○中心市街地内の各商店街による取り組み

(活動内容)

- ・活性化を推進しようとする市内の商店街等に対し、イベントや商店街等の PR 事業の実施に要する費用の一部（3 分の 1、年間 50 万円上限）を補助することを目的とした「商店街等活性化事業」を活用し、伊丹郷町屋台村、夜間景観形成事業（ライトアップなど）などを実施。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

以下の上位計画に基づき、中心市街地における都市機能集積の方針等が示されている。

(1) 第6次伊丹市総合計画【令和2年12月】

伊丹市総合計画では、中心市街地活性化については、「第2編基本計画 大綱4市民力・にぎわい・活力 施策42都市ブランド」の中で、実施施策として、「422中心市街地のにぎわい創出」、「441商店街の活性化」を掲げている。

また、「施策43歴史・文化」の中で、実施施策として、「芸術・文化活動の促進」を掲げ、みやのまえ文化の郷においては、大規模改修工事の実施にあわせ一部施設を増築することにより博物館機能を統合し、令和4年4月の開設に向け準備を進める。

(2) 第4次伊丹市都市計画マスタープラン【令和3年5月】

伊丹市都市計画マスタープランでは、「第3章 ターゲット別都市づくり方針」において、「ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」～バスや徒歩で快適に暮らせる～」を定め、基幹となる公共交通である路線バスや、徒歩で快適に暮らせる都市づくりを進め、移動が楽しく感じられるようなまちを目指すとともに、中心市街地を中心に、まちなみを体感しながら賑わいを感じられる、健康づくりにも寄与する観点から、公共空間の形成と市街地の誘導等により、歩いて楽しいまちを目指すこととしている。

また、「第7章 ゾーン別都市づくり方針」において、中心市街地を「にぎわい交流ゾーン」と位置付け、阪急伊丹駅周辺からJR伊丹駅周辺にかけての本市の中心市街地のゾーンであり、鉄道・バスなどの交通の結節点となっている他、商業・業務施設、公共施設、さらには歴史・文化施設など様々な機能集積がみられるゾーンであり、4極（東西南北の4つの核、阪急伊丹駅周辺地域、JR伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区）とそれらを2軸（東一西、南一北の2本の歩行者動線）で相互に結び連携するまちづくりを進めることとしている。

●第3章 ターゲット別都市づくり方針

ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」～バスや徒歩で快適に暮らせる～

本市は、平坦な地形を公共交通がカバーするコンパクトな都市構造で、商業施設等がバランス良く配置されています。中心市街地は72.5haとコンパクトであり、2つの鉄道駅や事務所・店舗、文化施設など都市機能が集積しています。まちなみの体感、コンパクトシティ、健康づくり、エコや低炭素の視点などから、バスなどの公共交通の利用を促しつつ、まちの「歩きやすさ」「回遊」を意識した、歩いて快適に暮らせる都市づくりを推進します。

(2) ターゲットにフォーカスした都市づくりの方針

②中心市街地及び周辺における回遊したくなる道路空間づくりの推進

中心市街地は、4極2軸の考え方をベースに、三軒寺前広場等を中心に歩行者主体の道路空間が形成されており、沿道における商業施設等の立地が進み、賑わいを創出

ています。この取り組みをさらに発展させ、歩いて楽しい回遊動線を生み出し、賑わいある道路空間を形成します。

③中心市街地における歩いて楽しいまちとなる仕掛け作り

市民等との連携や文化施設の活用など、回遊性を高める取り組みを推進します。地域の特性を活かし、にぎわいと歴史を感じる良好な都市景観の形成を図ります。

④歩行空間形成と連動した沿道土地利用の誘導やグラウンドレベルの利活用の促進

歩きやすい道路空間、歩行空間形成と連動して、沿道においても、出入りや滞在など賑わいに資する行動を誘発する土地利用や機能の誘導を図るとともに、グラウンドレベル（1階など低層部）での敷際や軒先空間の利活用を促進します。

●第7章 ゾーン別都市づくり方針

（2）ゾーンの課題や踏まえるべき視点など

①中心市街地活性化の取り組み進展や都市整備の推進

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、伊丹市立図書館「ことば蔵」の整備や、まちなかの多様なイベントの展開、商業店舗の誘致等を連鎖的に図ってきた他、2軸を中心とした無電柱化の推進などを展開しており、これらを踏まえつつ、次の事業展開を見据えた方針とする必要があります。

②ターゲット「歩いて暮らせる都市づくり」の展開

4極2軸を中心とした歩いて楽しい回遊動線の創出や、回遊性を高める取り組み、賑わいと歴史を感じる良好な都市景観の形成、安全・安心な交通動線の確保などに集中的に取り組んでいきます。

③公民連携・エリアマネジメントの推進

中心市街地における事業の担い手として、民間の役割は拡大しており、地域の事業者・商業者・関係団体等に加え、まちづくり会社や施設指定管理者など新たな主体も確立され、事業展開が図られてきました。今後、これらの民間主体の役割は一層重要となり、公民のより緊密な連携のもと、新たな仕組み・制度等も検討しながら、地域主導のエリアマネジメントの次なる展開を描いていくことが求められます。

（3）ゾーンの都市づくり方針

4極（点）・2軸（線）から面に拡げ、歴史・文化に親しみながら暮らし・活動が楽しめる、歩いて楽しいまちなかづくり

①4極（拠点）・2軸から面に拡げるにぎわいの形成

〈西の拠点のまちづくり／阪急伊丹駅周辺〉

- ・活気と楽しみのある拠点：駅東における市街地整備

〈東の拠点のまちづくり／JR伊丹駅周辺〉

- ・みどり豊かなゆとりある拠点：駅西・駅東の連携強化、西側商業地との連携強化

〈北の拠点のまちづくり／宮ノ前地区〉

- ・歴史と落ち着きのある拠点：宮ノ前周辺におけるうつおい空間の形成、北小路村都市景観形成道路空間の維持保全

〈南の拠点のまちづくり／サンロード商店街地区〉

- ・親しみと賑わいのある拠点：サンロード商店街、伊丹シティホテル等の連携によるまちづくり

〈2 軸の整備／道路〉

中心市街地の東西・南北の 4 極を結びつける歩行者優先道路は、沿道や近接地にみやのまえ文化の郷（美術館、柿衛文庫、工芸センター、伊丹郷町館（旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅）、酒蔵レストラン、伊丹アイフォニックホール（音楽ホール）、いたみホール（文化会館）、伊丹シティホテル、猪名野神社などさまざまな施設が立地し、これらと一体となって、くつろぎとにぎわいのゾーンを形成する歩行者のための空間となっています。この空間は、単なる道路ではなく、市民や来街者などすべての人が、行き交い、集い、語らい、憩い、遊ぶことのできる、歩いて楽しい空間として充実していきます。

JR 伊丹駅東側の大型商業施設の集客を JR 伊丹駅から西側に導き、中心市街地全体にこれらの波及効果が広がり、東西軸、南北軸を魅力とにぎわいのあるモール空間として形成されるよう、道路沿道における店舗の立地を誘導し、沿道の魅力を高めていくとともに、引き続き無電柱化を推進し、沿道景観の形成を図ります。

2 軸の交わる三軒寺前広場においては、引き続きイベント等の有効活用を図りながら、道路上でより柔軟な利活用について検討します。

歩行者優先道路だけでなく、本ゾーンの中にある都市計画道路などについては、わかりやすいサインシステム、街路樹の整備など、歩いて楽しい道路空間の充実を進め、回遊性を高めています。

〈みやのまえ文化の郷の再整備等を契機とした面の都市づくり〉

みやのまえ文化の郷を新たに総合ミュージアムとして再整備し、歴史的まちなみや文化施設、商店などと連携し、歴史・芸術・文化を活かした緑豊かなアメニティ拠点の形成を図り、さらに中心市街地内の回遊行動を増進します。

2 軸以外の中心市街地内の道路においても、より歩きやすく回遊しやすい道路空間の形成に向けて、検討します。

③安全で快適な利便性のある都市空間の形成

阪急・JR 伊丹駅周辺などでは、放置自転車やゴミやたばこの吸い殻などの「ポイ捨て」も見受けられ、歩行空間の安全や都市美観での支障となっています。

このため、放置自転車の防止や環境美化を推進し、美しく安全で快適な都市空間の形成に努めます。

あわせて、中心市街地の活性化を図るため、駐車場と自転車駐車場について、既存施設の有効利用を進めています。

滞留空間の確保等の想定など、地震発生時などに備えた駅周辺やまちなかの防災対策について、鉄道事業者や大規模商業施設等とも連携を図ります。

(3)伊丹市公共施設再配置基本計画【平成28年2月】

本市では、老朽化する公共施設の更新問題に対応するため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省）に基づき、市が保有する公共施設の今後のあり方について基本的な方向性を定めた「伊丹市公共施設等総合管理計画」を平成 27 年 3 月に策定され、総合管理計画に示される対象施設のうち、中心市街地に立地する文化施設等の

建物施設について、施設分類ごとに具体的な方針を定めた「伊丹市公共施設再配置基本計画」を策定した。

(4)伊丹市空家等対策計画(第2次)【令和3年3月】

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市では、中心市街地を含む市域全域を対象とした、所有者自らの責任において適正に管理する義務を負うとの基本原則に立ち、空家等の「予防」、「活用」、「措置」を基本とし、それぞれ取り組むべき方向を示した「伊丹市空家等対策計画」を策定し、令和3年3月には、一部内容の見直しを行い、第二次の計画を策定した。

[2] 都市計画手法の活用

(1)準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、大阪国際空港（伊丹空港）区域内等を除く準工業地域において、床面積の合計が10,000m²を超える大規模集客施設の立地を規制する「特別用途地区」として、平成20年9月1日に都市計画決定した。

(2)防火地域及び準防火地域の指定

本市では、市街地における火災の危険を防除するための地域として、中心市街地のうち、阪急伊丹駅周辺の約2.7haを「防火地域」、その他中心市街地を含む約86.7haを「準防火地域」に指定し、建築基準法により一定の建築物の規模に応じて耐火建築物又は準耐火建築物とする構造規制が定められている。

(3)駐車場整備地区の指定

本市では、駐車場法に基づき、商業地域や近隣商業地域等において自動車交通が著しく輻輳する地区等で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、中心市街地の約61haを「駐車場整備地区」として、平成4年9月22日に都市計画決定した。

また、駐車場整備地区内では、本市の「伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により、一定規模の建築物の新築などに際して、自ら駐車施設を整備（附置）しなければならない。

(4)景観計画に基づく建築物等の景観形成

本市では、市域全域を、景観法に基づく「景観計画」を定め、市域全域を景観計画区域に指定し、特に、中心市街地の一部を「重点的に景観形成を図る区域」として指定し、建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更に伴う修繕・色彩の変更等において届出をしなければならない。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物の既存ストックの現況

中心市街地における 10,000 m²を超える大規模建築物等については、伊丹ショッピングデパート（関西スーパー駅前店）の 1 カ所であり、その他 1,000 m²を超える大規模小売店舗の立地状況は下記のとおり。

※P20 [2] 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析（②商業：キ. 大規模小売店舗の立地状況）より抜粋

店名	住所	店舗面積	開設年月
伊丹ショッピングデパート (関西スーパー駅前店)	中央 1-1-1	10,538 m ²	1971.4
関西スーパー中央店	中央 5-3-38	3,561 m ²	1964.10
アリオ（関西スーパーアリオ店）	伊丹 1-10-15	3,010 m ²	1988.11
伊丹阪急新駅ビル2階（リータ）	西台 1-1-1	1,217 m ²	1998.11
ニトリ伊丹店	伊丹 1-1-1	6,661 m ²	2004.10
阪急オアシス伊丹店	西台 3-7-7	1,612 m ²	2015.3

(2) 本市における行政機関、教育文化施設、医療機関、社会福祉施設などの都市福利施設の立地状況

① 中心市街地内（主な施設等）

種別	施設名	所在地
市役所・支所・分室など	くらしのプラザ（市民サービスコーナー）	宮ノ前 2-2-2
交通	JR 伊丹駅	伊丹 1-15-20
	阪急伊丹駅	西台 1-1-1
産業・労働・消費生活	産業振興センター	宮ノ前 2-2-2
	消費生活センター	宮ノ前 2-2-2
	伊丹商工会議所	宮ノ前 2-2-2
教育	男女共同参画センター「ここいろ」	宮ノ前 2-2-2
	図書館「ことば蔵」	宮ノ前 3-7-4
文化	東リ いたみホール（文化会館）	宮ノ前 1-1-3
	伊丹アイフォニックホール（音楽ホール）	宮ノ前 1-3-30
	アイホール（演劇ホール）	伊丹 2-4-1
	伊丹郷町館	宮ノ前 2-5-28
	工芸センター	宮ノ前 2-5-28
	美術館	宮ノ前 2-5-20
	柿衛文庫	宮ノ前 2-5-20
	市立伊丹ミュージアム*	宮ノ前 2-5-20
	※伊丹郷町館、工芸センター、美術館、柿衛文庫、市立博物館が一帯となった施設	

種別	施設名	所在地
福祉	南地域包括支援センター	中央 4-5-6
	特別養護老人ホームオアシス千歳	中央 4-5-6
	オアシス千歳居宅介護支援事業所	中央 4-5-6
	オアシス千歳リハビリティサービスセンター	中央 4-4-2
	有料老人ホームやすらぎの館	中央 2-5-22
	介護付有料老人ホームサニーガーデン伊丹	西台 1-6-1
	リハビリ特化型デイサービス エミアス	西台 1-6-1
幼稚園	(私立) 月影幼稚園	中央 2-8-30
保育所	(私立) 有岡乳児保育所	西台 3-7-1
	(私立) ポピングズナーサリースクール伊丹	中央 1-1-1
	(私立) やわらぎ保育園	伊丹 2-3-27
	(私立) 宮ノ前ほたる保育園	宮ノ前 3-4-23
	(私立) 宮ノ前ほたるベビー保育園	宮ノ前 1-3-13
地域型保育事業	(私立) イタミ・サン保育園	中央 5-2-24
その他	阪神運転免許更新センター	伊丹 1-14-21
	伊丹郵便局	中央 6-2-14

②中心市街地外（主な施設等）

種別	施設名	所在地
市役所・支所・分室など	伊丹市役所	千僧 1-1
消防・警察	市消防局	昆陽 1-1-1
	西消防署	昆陽 1-1-1
	東消防署	北本町 2-133
	県警伊丹警察署	千僧 1-51-2
ライフライン	市上下水道局	昆陽 1-1-2
	千僧浄水場	広畠 6-1
交通	市交通局	広畠 3-1
	阪急バス伊丹営業所	南町 3-1-3
	大阪国際空港（伊丹空港）	豊中市螢池西町 3-555
産業・労働・消費生活	スワンホール（労働福祉会館・青少年センター）	昆陽池 2-1
	観光物産ギャラリー	東有岡 1-6-2
	市公設市場「食・農・プラザ」	北本町 3-50
	伊丹労働基準監督署	昆陽 1-1-6
	ハローワーク伊丹	昆陽 1-1-6
公園	荒牧バラ公園	荒牧 6-5-50
	伊丹スカイパーク	森本 7-1-1

種別	施設名	所在地
教育	総合教育センター	千僧 1-1
	中央公民館	昆陽池 2-1
	ラスタホール（生涯学習センター）	南野 2-3-25
	きららホール（北部学習センター）	北野 4-30
	博物館※ ※市立伊丹ミュージアム（宮ノ前 2-5-20）に移転（R4.4）	千僧 1-1-1
文化	市昆虫館	昆陽池 3-1
	こども文化科学館	桑津 3-1-36
スポーツ	伊丹スポーツセンター	鴻池 1-1-1
	緑ヶ丘体育館・武道場・緑ヶ丘プール	緑ヶ丘 1-10-1
	稻野公園運動施設	稻野町 2-3-2
福祉	いたみいきいきプラザ	広畠 3-1
	サンシティホール	中野西 1-148-1
	神津福祉センター	森本 1-8-19
	シルバー人材センター	昆陽池 2-13
	アイ愛センター（障害者福祉センター）	昆陽池 2-10
	こども発達支援センターあすぱる	千僧 1-47-2
保健・衛生	市立伊丹病院	昆陽池 1-100
	阪神北広域こども急病センター	昆陽池 2-10
	市保健センター	千僧 1-1
	市休日応急診療所	千僧 1-1
	県伊丹健康福祉事務所（伊丹保健所）	千僧 1-51
	環境クリーンセンター	岩屋 2-2-8
	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市原田西町 2-1
	市営斎場	船原 2-4-20
私立学校	大阪芸術大学短期大学部伊丹学舎	荒牧 4-8-70
その他	陸上自衛隊伊丹駐屯地	緑ヶ丘 7-1-1
	陸上自衛隊千僧駐屯地	広畠 1-1
	神戸地方裁判所伊丹支部	千僧 1-47-1
	神戸地方法務局伊丹支局	昆陽 1-1-12
	伊丹税務署	千僧 1-47-3
	伊丹県税事務所	千僧 1-51

※中心市街地外の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校は多数のため省略

(3)本市の大規模誘客施設の立地状況

本市の店舗面積 10,000 m²を超える大規模集客施設は、下記のとおり。

※P20 [2] 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析（②商業：キ. 大規模小売店舗の立地状況）より抜粋

店名	住所	店舗面積	開設年月
伊丹ショッピングデパート (関西スーパー駅前店)	中央 1-1-1	10,538 m ²	1971.4
イズミヤ昆陽店	池尻 1-1	12,115 m ²	1974.4
エディオン伊丹店	北伊丹 5-70-1	13,200 m ²	1998.3
イオンモール伊丹テラス（イオン伊丹店）	藤ノ木 1-1-1	52,024 m ²	2002.10
イオンモール伊丹昆陽（イオン伊丹昆陽店）	池尻 4-1-1	38,000 m ²	2011.3

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に係る事業については次の通りである。

(1)市街地整備改善のための事業

- ・公衆トイレ改修事業
- ・中心市街地駐車場保全事業
- ・中心市街地自転車駐車場保全事業
- ・公共下水道改築事業
- ・市道中央天津線他電線共同溝整備事業
- ・まちなみ景観整備促進事業
- ・賑わいのある道路空間創出事業

(2)都市福利施設を整備する事業

- ・三軒寺前広場活用事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・（仮称）伊丹はぐくみ中央保育園開設事業
- ・（仮称）旧若松団地跡地保育園開設事業

(3)街なか居住推進のための事業

- ・分譲マンションバリアフリー化助成事業
- ・空き家活用支援事業
- ・西台3丁目分譲マンション建設事業

(4)経済活力向上のための事業

- ・創業支援事業
- ・商店街等活性化事業
- ・体験型周遊イベント事業
- ・まちなみDX推進事業

- ・エリアマネジメント促進事業
- ・空き店舗情報バンク・マッチング事業
- ・宿泊施設活性化事業
- ・大規模商業施設連携促進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等は、下記のとおり。

(1) 空き店舗対策事業の推進

<事業概要>

中心市街地に存在する空き店舗への出店者へ、出店に係る費用の一部を補助することにより、中心市街地の商業の振興とにぎわいの創出を図ることを目的とした、「空き店舗出店促進事業」を前計画の初年度である平成28年度から実施してきた。

過去に商業活動に供され、営業されていた物件であり、賃貸借契約が終了してから180日以上経過しているものを対象物件とし、補助対象経費（家賃、管理費、共益費及びそれに係る消費税）の2分の1（上限50万円）を最長3年間補助するもの。

<事業効果>

当該事業の新規申請が終了した令和2年度までに、合計21件が補助対象となり、空き店舗減少に一定の効果があった。

補助開始年度	件数
平成28年度	8件
平成29年度	5件
平成30年度	2件
令和元年度	4件
令和2年度	2件

(資料：伊丹市調査)

また、商業者組織や地域の市民団体等まちづくりの担い手「まち衆」が中心となったイベント等の賑わい創出事業に加え、活性化を推進しようとする市内の商店街等に対し、イベントや商店街等のPR事業の実施に要する費用の一部（3分の1、年間50万円上限）を補助することを目的とした「商店街等活性化事業」等、様々なソフト事業を実施してきた結果、中心市街地における営業店舗数が、上記件数も含め、平成28年度には1,013店舗から104店舗増加し、令和2年度には1,117店舗となった。

年度	営業店舗数
平成28年度	1,013店舗
平成29年度	1,039店舗
平成30年度	1,097店舗
令和元年度	1,101店舗
令和2年度	1,117店舗

(資料：伊丹市調査)

<今後の展開>

不動産事業者等と連携して中心市街地の空き店舗情報を一元化して公開する等、創業者への効果的な情報発信を行う「空き店舗情報バンク・マッチング事業」に加え、まちづくりの担い手「まち衆」が中心となったイベント等の賑わい創出事業や「商店街等活性化事業」をさらに取り組む。

特に、「空き店舗出店促進事業」が令和2年度末をもって新規申請が終了したが、創業者に対して新たに構えた事業所等の賃借料等の一部を補助し負担軽減を図ることを目的とした「創業支援事業」を行うことで、創業者数の増加を促進し、経済活性化及び雇用創出を図り、空き店舗の減少を図っていく。

(2)まちづくりの担い手「まち衆」等によるソフト事業の実施

<事業概要>

前計画では、中心市街地内に立地する、多くの歴史・芸術・文化施設における事業をはじめ、文化施設同士・文化施設と中心市街地内の店舗との連携事業、中心市街地活性化協議会や商業者組織や地域の市民団体等まちづくりの担い手「まち衆」が中心となったイベント等の賑わい創出事業を数多く位置付け、その取り組みを進めてきた。

※前計画に位置付けた、主なイベント等の賑わい創出事業

- ・伊丹まちなかバル
- ・イタミ朝マルシェ
- ・伊丹郷町屋台村
- ・ワンデーウォーキング
- ・いたみ花火大会
- ・まちなか大規模イベント（宮前まつり、愛染まつり、ふれあい夏まつり、蔵まつり）

など多数

<事業効果>

これまで、主なイベント等の賑わい創出事業に取り組んできた結果、ワンデーウォーキングでは年間数百人以上、イタミ朝マルシェでは年間3千人以上、その他の事業では年間数万人規模となるなど、市内外から多くの方々が中心市街地を訪れ、イベントに参加してきた。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウィルス感染症の影響により、イベント等のほとんどが中止・延期となるなど、計画通りに実施出来なかった。

<今後の展開>

中心市街地内の文化施設、商店街組織、教育機関等が連携し、中心市街地内の地域資源をはじめ、街や施設を歩いて巡る、「体験型周遊イベント事業」を新たに取り組むことにより、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した回遊性向上、活性化を図っていく。

加えて、新型コロナウィルス感染症の影響により中止・延期となった、伊丹まちなかバルや伊丹郷町屋台村、まちなか大規模イベントについても、インターネットを活用したオンラインによるイベント等の実施も行いながら、さらなる中心市街地の賑わい創出を図っていく。

[2] 都市計画等との調和

(1) 第6次伊丹市総合計画【令和2年12月】[再掲]

伊丹市総合計画では、中心市街地活性化については、「第2編基本計画 大綱4市民力・にぎわい・活力 施策42都市ブランド」のなかで、実施施策として、「422中心市街地のにぎわい創出」、「441商店街の活性化」を掲げている。

また、「施策43歴史・文化」のなかで、実施施策として、「芸術・文化活動の促進」を掲げ、みやのまえ文化の郷においては、大規模改修工事の実施にあわせ一部施設を増築することにより博物館機能を統合し、令和4年4月の開設に向け準備を進める。

(2) 第4次伊丹市都市計画マスタープラン【令和3年5月】[再掲]

伊丹市都市計画マスタープランでは、「第3章 ターゲット別都市づくり方針」において、「ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」～バスや徒歩で快適に暮らせる～」を定め、基幹となる公共交通である路線バスや、徒歩で快適に暮らせる都市づくりを進め、移動が楽しく感じられるようなまちを目指すとともに、中心市街地を中心に、まちなみを体感しながら賑わいを感じられる、健康づくりにも寄与する観点から、公共空間の形成と市街地の誘導等により、歩いて楽しいまちを目指すこととしている。

また、「第7章 ゾーン別都市づくり方針」において、中心市街地を「にぎわい交流ゾーン」と位置付け、阪急伊丹駅周辺からJR伊丹駅周辺にかけての本市の中心市街地のゾーンであり、鉄道・バスなどの交通の結節点となっている他、商業・業務施設、公共施設、さらには歴史・文化施設など様々な機能集積がみられるゾーンであり、4極(東西南北の4つの核、阪急伊丹駅周辺地域、JR伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区)とそれらを2軸(東一西、南一北の2つの歩行者動線)で相互に結び連携するまちづくりを進めることとしている。

●第3章 ターゲット別都市づくり方針

ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」～バスや徒歩で快適に暮らせる～

本市は、平坦な地形を公共交通がカバーするコンパクトな都市構造で、商業施設等がバランス良く配置されています。中心市街地は72haとコンパクトであり、2つの鉄道駅や事務所・店舗、文化施設など都市機能が集積しています。まちなみの体感、コンパクトシティ、健康づくり、エコや低炭素の視点などから、バスなどの公共交通の利用を促しつつ、まちの「歩きやすさ」「回遊」を意識した、歩いて快適に暮らせる都市づくりを推進します。

(2) ターゲットにフォーカスした都市づくりの方針

②中心市街地及び周辺における回遊したくなる道路空間づくりの推進

中心市街地は、4極2軸の考え方をベースに、三軒寺前広場等を中心に歩行者主体の道路空間が形成されており、沿道における商業施設等の立地が進み、賑わいを創出しています。この取り組みをさらに発展させ、歩いて楽しい回遊動線を生み出し、賑わいある道路空間を形成します。

③中心市街地における歩いて楽しいまちとなる仕掛け作り

市民等との連携や文化施設の活用など、回遊性を高める取り組みを推進します。地域の特性を活かし、にぎわいと歴史を感じる良好な都市景観の形成を図ります。

④歩行空間形成と連動した沿道土地利用の誘導やグラウンドレベルの利活用の促進

歩きやすい道路空間、歩行空間形成と連動して、沿道においても、出入りや滞在など賑わいに資する行動を誘発する土地利用や機能の誘導を図るとともに、グラウンドレベル（1階など低層部）での敷際や軒先空間の利活用を促進します。

●第7章 ゾーン別都市づくり方針

(2) ゾーンの課題や踏まえるべき視点など

①中心市街地活性化の取り組み進展や都市整備の推進

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、伊丹市立図書館「ことば蔵」の整備や、まちなかの多様なイベントの展開、商業店舗の誘致等を連鎖的に図ってきた他、2軸を中心とした無電柱化の推進などを展開しており、これらを踏まえつつ、次の事業展開を見据えた方針とする必要があります。

②ターゲット「歩いて暮らせる都市づくり」の展開

4極2軸を中心とした歩いて楽しい回遊動線の創出や、回遊性を高める取り組み、賑わいと歴史を感じる良好な都市景観の形成、安全・安心な交通動線の確保などに集中的に取り組んでいきます。

③公民連携・エリアマネジメントの推進

中心市街地における事業の担い手として、民間の役割は拡大しており、地域の事業者・商業者・関係団体等に加え、まちづくり会社や施設指定管理者など新たな主体も確立され、事業展開が図られてきました。今後、これらの民間主体の役割は一層重要となり、公民のより緊密な連携のもと、新たな仕組み・制度等も検討しながら、地域主導のエリアマネジメントの次なる展開を描いていくことが求められます。

(3) ゾーンの都市づくり方針

4極（点）・2軸（線）から面に拡げ、歴史・文化に親しみながら暮らし・活動が楽しめる、歩いて楽しいまちなかづくり

①4極（拠点）・2軸から面に拡げるにぎわいの形成

〈西の拠点のまちづくり／阪急伊丹駅周辺〉

- ・活気と楽しみのある拠点：駅東における市街地整備

〈東の拠点のまちづくり／JR伊丹駅周辺〉

- ・みどり豊かなゆとりある拠点：駅西・駅東の連携強化、西側商業地との連携強化

〈北の拠点のまちづくり／宮ノ前地区〉

- ・歴史と落ち着きのある拠点：宮ノ前周辺におけるうつおい空間の形成、北小路村都市景観形成道路空間の維持保全

〈南の拠点のまちづくり／サンロード商店街地区〉

- ・親しみと賑わいのある拠点：サンロード商店街、伊丹シティホテル等の連携によるまちづくり

〈2軸の整備／道路〉

中心市街地の東西・南北の4極を結びつける歩行者優先道路は、沿道や近接地にみやのまえ文化の郷（美術館、柿衛文庫、工芸センター、伊丹郷町館（旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅）、酒蔵レストラン、伊丹アイフォニックホール（音楽ホール）、いたみホール（文化会館）、伊丹シティホテル、猪名野神社などさまざまな施設が立

地し、これらと一体となって、くつろぎとにぎわいのゾーンを形成する歩行者のための空間となっています。この空間は、単なる道路ではなく、市民や来街者などすべての人が、行き交い、集い、語らい、憩い、遊ぶことのできる、歩いて楽しい空間として充実していきます。

JR 伊丹駅東側の大型商業施設の集客を JR 伊丹駅から西側に導き、中心市街地全体にこれらの波及効果が広がり、東西軸、南北軸を魅力とにぎわいのあるモール空間として形成されるよう、道路沿道における店舗の立地を誘導し、沿道の魅力を高めていくとともに、引き続き無電柱化を推進し、沿道景観の形成を図ります。

2 軸の交わる三軒寺前広場においては、引き続きイベント等の有効活用を図りながら、道路上でより柔軟な利活用について検討します。

歩行者優先道路だけでなく、本ゾーンの中にある都市計画道路などについては、わかりやすいサインシステム、街路樹の整備など、歩いて楽しい道路空間の充実を進め、回遊性を高めていきます。

〈みやのまえ文化の郷の再整備等を契機とした面の都市づくり〉

みやのまえ文化の郷を新たに総合ミュージアムとして再整備し、歴史的まちなみや文化施設、商店などと連携し、歴史・芸術・文化を活かした緑豊かなアメニティ拠点の形成を図り、さらに中心市街地内の回遊行動を増進します。

2 軸以外の中心市街地内の道路においても、より歩きやすく回遊しやすい道路空間の形成に向けて、検討します。

③安全で快適な利便性のある都市空間の形成

阪急・JR 伊丹駅周辺などでは、放置自転車やゴミやたばこの吸い殻などの「ポイ捨て」も見受けられ、歩行空間の安全や都市美観での支障となっています。

このため、放置自転車の防止や環境美化を推進し、美しく安全で快適な都市空間の形成に努めます。

あわせて、中心市街地の活性化を図るため、駐車場と自転車駐車場について、既存施設の有効利用を進めています。

滞留空間の確保等の想定など、地震発生時などに備えた駅周辺やまちなかの防災対策について、鉄道事業者や大規模商業施設等とも連携を図ります。

(3)伊丹市総合交通計画(中間改訂)【令和3年3月】

平成 28 年 3 月に策定された「伊丹市総合交通計画」の改訂版では、本市における公共交通網や自転車・自転車駐輪場、路線バス・鉄道の利用状況が示され、令和 3 年度からの後期において、「中心市街地回遊性の向上」を基本戦略とした、様々な施策が位置付けられている。

〈基本目標 3 地域資源と市民力を活用した交通まちづくり〉

基本戦略 3-② 中心市街地回遊性の向上

- ・無電柱化の推進
- ・駐車場の計画的な保全
- ・公共施設や商業事業者、イベント等と連携した公共交通の利用促進
- ・新しい移動手段の研究

[3] その他の事項

(1)伊丹創生総合戦略【平成27年10月】

伊丹創生人口ビジョン（平成27年10月）において、目指すべき方向性を「現在の人口規模を維持し、未来の子どもたちにまちの活力を届ける」とし、それを踏まえ、伊丹創生総合戦略では、3つの基本目標を掲げている。中心市街地については、「基本目標3 にぎわいと活力にあふれるまち」の中で、「まちのにぎわいづくり施策」として、これまでにも取り組まれた市民や事業者が主体となったイベントへの支援を強化するとともに、市民や事業者などと連携して、地域資源を活かした新たなにぎわいづくりのための事業を推進することとしている。（KPI 中心市街地来街者数、中心市街地空き店舗数）

※第6次伊丹市総合計画【令和2年12月】への包含について

国では、令和2年度から令和6年度を期間とする、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したが、本市における今後の地方創生の取組は、令和3年度を初年度とする当該計画に包含することとし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の記載事項として、第1号の目標を「第1編 基本構想」に、第2号の施策に関する基本的方向を「第2編 基本計画」とする。なお、第3号の必要な事項は、具体的な施策や施策の成果を適正に評価できる指標を実施計画に位置付けて取組を推進する。

(2)地域再生計画

①伊丹創生総合戦略推進計画【令和2年4月】

今後、若年人口が大幅に縮小し、高齢者人口が拡大する見通しであり、人口の減少は、消費の減退や市税収入の減少、社会保障費の増大など、市の財政だけでなく地域経済にも多大な影響を与えるため、このような事態を回避するため、本計画では「にぎわいと活力にあふれるまち」を基本目標に掲げ、現在の人口規模を維持し、未来の子どもたちにまちの活力を届けることを目指す。

事業名	KPI	現状値 (計画開始時期)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
にぎわいと活 力にあふれる まち事業	観光客入込数	3,037千人	3,150千人	基本目標3
	市内従業者数	64,068人	64,987人	

- 地域再生を図るために行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
(内閣府)

①事業の名称 にぎわいと活力にあふれるまち事業

②事業の内容

ア まちのにぎわいづくり施策

これまでにも取り組まれてきた市民や事業者が主体となったイベントへの支援を強化するとともに、市民や事業者などと連携して、地域資源を活かした新たなにぎわいづくりのための事業を推進する。

【具体的な取組】商店街等活性化事業補助 等

イ シティプロモーション施策

伊丹のまちに住みたい、住み続けたい、訪れたいと感じてもらうため、まちの認知度やイメージ向上に資するさまざまな事業を行うとともに、市民や事業者と連携して、戦略的で効果的な情報発信事業を推進する。

【具体的な取組】清酒発祥の地イベント開催、地域の特色を持った商品等のブランド化の推進 等

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. [6] 伊丹市中心市街地活性化の基本方針 参照
	認定の手続	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. [1] 都市機能の集積の促進の考え方 参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地活性化の目標 参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項の実施主体 参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項は、計画期間の令和8年度までに完了もしくは着手できる見込みである